

黒潮町人権問題に関する意識調査

報 告 書

2014(平成26)年3月

黒 潮 町

はじめに

黒潮町では、すべての人の人権が尊重される人権文化の町づくりを目指して、2007（平成 19）年に黒潮町人権施策推進基本方針を策定し、町民の皆様や関係機関とともに、さまざまな取組を進めてまいりました。

しかし、私たちの社会には、今なお、同和問題、女性、子ども、高齢者、障がい者、H I V感染者等、外国人など様々な分野において人権問題が存在しており、最近では、インターネットによる人権侵害や東日本大震災に伴う人権侵害なども発生しています。

黒潮町では、人権施策を推進していくうえでの基礎資料とするため、2005（平成 17）年に大方地域で、2006（平成 18）年には佐賀地域におきまして、「人権問題に関する意識調査」を実施しましたが、調査実施後約 8 年が経過し、時代とともに新たな人権課題への関心も高まっていることから、この度、「黒潮町人権問題に関する意識調査」を行いました。

この報告書は、黒潮町住民基本台帳に登録されている 20 歳以上の方 2,000 人を対象に、高知県民にとって身近な人権問題と、国の人権課題として掲げられている「ハンセン病元患者等」、「刑を終えて出所した人」、「犯罪被害者等」、「インターネットによる人権侵害」に関する問題を新たに追加した調査の結果を取りまとめたものです。

黒潮町では、この調査結果を人権教育や人権啓発などの施策に反映していくとともに、この報告書を町民の皆様方や、関係機関をはじめとする多くの方々にご覧いただき、人権が尊重される社会の実現に向けてお役立ていただければと願います。

最後に、調査に当たりましてご協力をいただきました、町民の皆様や関係者の方々に対しまして、厚くお礼申し上げます。

2014（平成 26）年 3 月

黒潮町長 大西勝也

目次

I. 調査概要

1. 調査の目的.....	1
2. 調査項目.....	1
3. 調査設計.....	1
4. 調査結果の見方.....	2
5. 回収結果の概要.....	2

II. 調査結果

1. 人権問題全般	
(1) 問1 基本的人権について.....	6
(2) 問2 国民の人権意識について.....	8
(3) 問3 関心のある人権問題について.....	10
(4) 問4 人権侵害の経験について.....	15
(5) 問4-1 どのような人権侵害を受けたか.....	17
(6) 問4-2 人権侵害の対応について.....	22
2. 同和問題	
(1) 問5 同和問題を知った時期について.....	25
(2) 問6 同和問題を知ったきっかけについて.....	28
(3) 問7 部落差別の有無について.....	31
(4) 問8 同和地区や同和地区の人を意識する場合について.....	33
(5) 問8-1 同和地区や同和地区の人を意識する場合について.....	35
(6) 問9 同和地区出身の人との結婚について.....	39
(7) 問10 同和地区を解決する方法について.....	42
3. 女性の人権問題	
(1) 問11 女性の人権問題について.....	45
(2) 問12 女性の人権を守るための方法について.....	49
4. 男女の雇用機会均等	
(1) 問13 男女の雇用機会均等に必要なことについて.....	52
(2) 問14 仕事と家庭の両立に向けた行政の取り組みについて.....	55
5. 子どもの人権問題	
(1) 問15 子どもの人権問題について.....	59
(2) 問16 子どもの虐待への対処法について.....	63
(3) 問17 子どもの人権を守る方法について.....	66

6. 高齢者の人権問題	
(1) 問 18 高齢者の人権問題について	71
(2) 問 19 高齢者の人権を守る方法について	75
7. 障がい者の人権問題	
(1) 問 20 障がい者の人権問題について	78
(2) 問 21 障がい者の人権を守る方法について	81
8. 外国人の人権問題	
(1) 問 22 外国人の人権問題について	84
(2) 問 23 外国人の人権を守る方法について	87
9. エイズ患者・HIV感染者・ハンセン病元患者等の人権問題	
(1) 問 24 エイズ患者・HIV感染者の人権問題について	90
(2) 問 25 エイズ患者・HIV感染者の人権を守る方法について	93
(3) 問 26 ハンセン病元患者等の人権問題について	96
(4) 問 27 ハンセン病元患者等の人権を守る方法について	99
10. 刑を終えて出所した人の人権問題	
(1) 問 28 刑を終えて出所した人の人権問題について	102
(2) 問 29 刑を終えて出所した人の人権を守る方法について	105
11. 犯罪被害者等の人権問題	
(1) 問 30 犯罪被害者とその家族の人権問題について	108
(2) 問 31 犯罪被害者等とその家族の人権を守る方法について	112
12. インターネットによる人権侵害	
(1) 問 32 インターネットによる人権侵害について	115
(2) 問 33 インターネットによる人権侵害を解決する方法について	118
13. 人権啓発・人権教育に関すること	
(1) 問 34 人権意識を高めるための啓発方法について	121
(2) 問 35 人権を尊重する心や態度を育むための学校の教育について	125
14. 人権尊重の社会の実現	
(1) 問 36 人権が尊重される社会を実現する方法について	128
15. 人権問題や調査についての意見・要望	131

Ⅲ. 集計表

Ⅳ. 付属資料（調査票）

I . 調 査 概 要

I. 調査概要

1. 調査目的

本調査は、2005(平成 17)年に大方地域(旧大方町)と 2006(平成 18)年に佐賀地域で行われた「人権問題」に関する意識調査をふまえながら、その調査結果とともに、黒潮町における同和問題を含めた人権問題に広く対応していくための基礎資料とすることを目的とする。

2. 調査項目

- (1) 属性(性別、年齢、職業、居住地域)
- (2) 人権問題全般
- (3) 同和問題
- (4) 女性
- (5) 男女の雇用機会均等
- (6) 子ども
- (7) 高齢者
- (8) 障がい者
- (9) 外国人
- (10) エイズ患者・HIV 感染者・ハンセン病元患者等
- (11) 刑を終えて出所した人
- (12) 犯罪被害者等
- (13) インターネットによる人権侵害
- (14) 人権啓発・人権教育
- (15) 人権尊重の社会の実現

3. 調査設計

- (1) 調査地域 黒潮町内全域
- (2) 調査対象 2013(平成 25)年 3 月 1 日現在の黒潮町住民基本台帳に登録されている 20 歳以上の方
- (3) 標本数 2,000 人
- (4) 標本抽出方法 無作為抽出法
- (5) 調査方法 無記名による郵送法
- (6) 調査期間 2013(平成 25)年 3 月 16 日から 3 月 31 日
- (7) 実施機関 黒潮町役場(本庁)住民課 人権啓発係
- (8) 調査機関 黒潮町役場(本庁)住民課 人権啓発係

4. 調査結果の見方

本報告書では、調査結果の分析を各調査項目ごとに回答者の属性別に行った。以下留意事項を示す。

- (1) 図表に記入してある数値は、各回答項目に対する回答数及び構成比である。

$$\text{構成比(\%)} = \frac{\text{回答数}}{\text{回答者数}} \times 100$$

- (2) 図表の構成比は、少数第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならないことがある。
- (3) 質問項目への回答は、1つだけ選択、2つまで選択、3つまで選択、すべてを選択などの方法を採用している。したがって、比率を合計すると100%以上になる場合もある。
- (4) 分析の中で参考として用いた資料

■高知県人権に関する県民意識調査

実施機関:高知県文化生活部人権課

調査期間:2012(平成24)年8月20日から9月5日

■大方町人権問題に関する意識調査

実施機関:大方町住民課人権係

調査期間:2005(平成17)年9月20日から10月11日

■黒潮町(佐賀地域)人権問題に関する意識調査

実施機関:黒潮町教育委員会 佐賀生涯人権教育係

調査期間:2006(平成18)年10月3日から10月20日

- (5) 標本の決定

調査は2013(平成25)年3月1日の黒潮町住民基本台帳から20歳以上2000人を無作為抽出した。

5. 回収結果の概要

- (1) 調査票配布数と回収状況

配布数:2,000票

有効回収数:622票

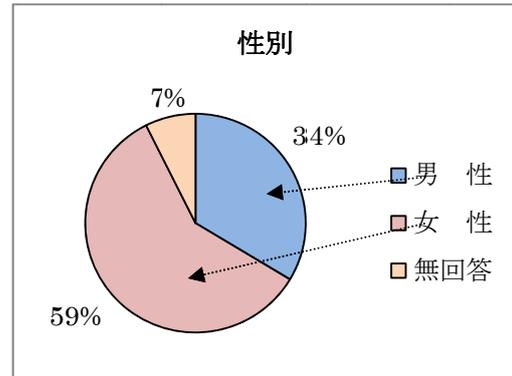
(参考)

- ・大方町人権問題に関する意識調査(2005) 配布数:2,200票 有効回収数:1,081票
- ・黒潮町(佐賀地域)人権問題に関する意識調査(2006) 配布数:1,000票 有効回収数:312票

(2)回答者の性別・年齢・職業・居住地域・世帯構成

A 性別

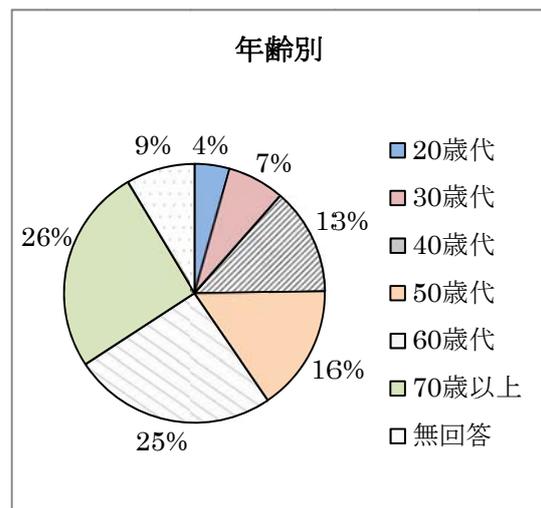
	回答数(人)	構成比
男性	209	33.4%
女性	367	58.7%
無回答	46	7.4%
合計	622	100.0%



回答者を性別にみると、男性が209人(33.4%)、女性が367人(52.8%)、無回答は46人(7.4%)となっている。回収率は男性が23.4%、女性が33.1%となっている。

B 年齢別

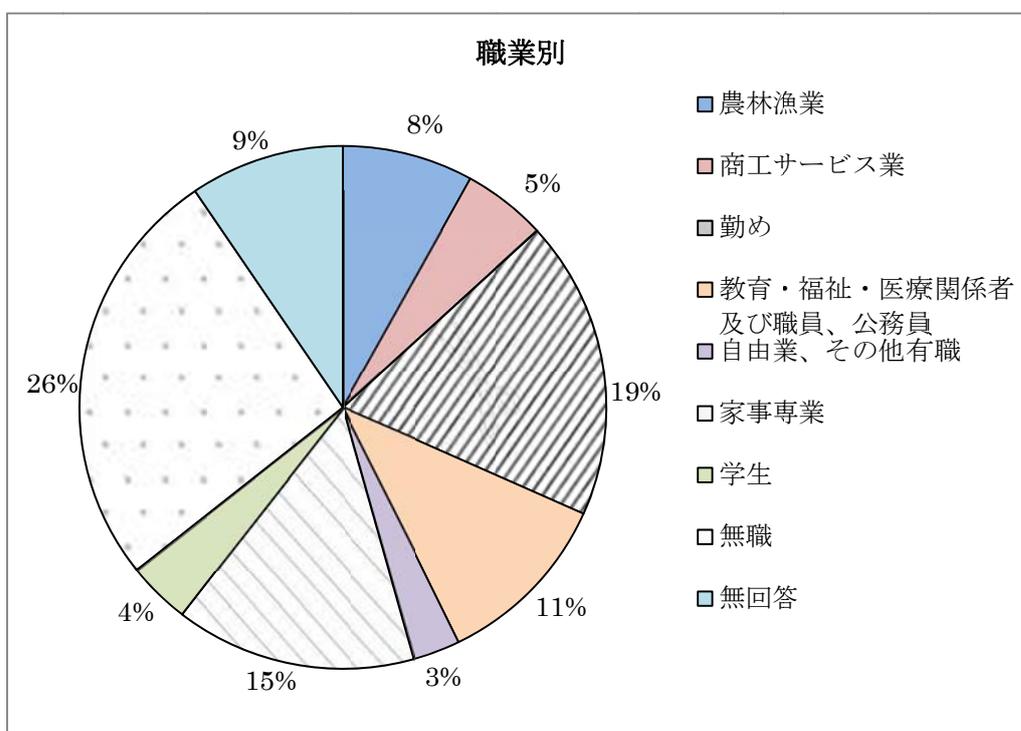
	回答数(人)	構成比
20歳代	27	4.3%
30歳代	44	7.1%
40歳代	83	13.3%
50歳代	98	15.8%
60歳代	157	25.2%
70歳以上	160	25.7%
無回答	53	8.5%
合計	622	100.0%



年齢別にみると、70歳以上が160人(25.7%)と最も多く、次いで60歳代157人(25.2%)、50歳代98人(15.8%)、40歳代が83人(13.3%)、30歳代が44人(7.1%)、最も少ないのは20歳代で27人(4.3%)となっている。なお回収率は60歳代、40歳代が37.1%と最も高く、20歳代が17.5%と最も低かった。

C 職業別

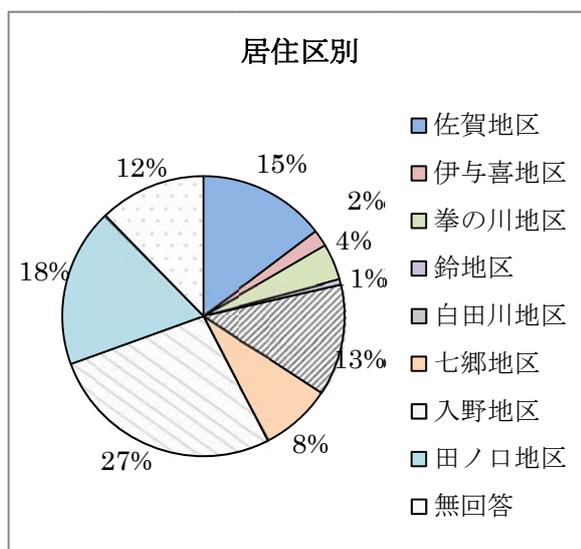
	回答数(人)	構成比
農林漁業	50	8.0%
商工サービス業	32	5.1%
勤め	115	18.5%
教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員	69	11.1%
自由業、その他有職	18	2.9%
家事専業	92	14.8%
学生	24	3.9%
無職	163	26.2%
無回答	59	9.5%
合計	622	100.0%



職業別にみると、最も多いのは無職の163人(26.2%)、次いで勤め115人(18.5%)、家事専業92人(14.8%)、教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員69人(11.1%)、農林漁業50人(8.0%)、商工サービス業32人(5.1%)、学生24人(3.9%)となり、その他、自由業が最も少なく18人(2.9%)となった。なお、無回答は59人(9.5%)となった。

D 居住区別

	回答数(人)	構成比
佐賀地区	91	14.6%
伊与喜地区	12	1.9%
拳ノ川地区	26	4.2%
鈴地区	4	0.6%
白田川地区	80	12.9%
七郷地区	51	8.2%
入野地区	168	27.0%
田の口地区	114	18.3%
無回答	76	12.2%
合計	622	100.0%



居住区別にみると、最も多かったのは入野地区の168人(27.0%)、次いで田の口地区114人(18.3%)、佐賀地区91人(14.6%)、白田川地区80人(12.9%)、七郷地区51人(8.2%)、拳ノ川地区26人(4.2%)、伊与喜地区12人(1.9%)で、最も少なかったのは鈴地区の4人(0.6%)となっている。無回答は76人(12.2%)となった。

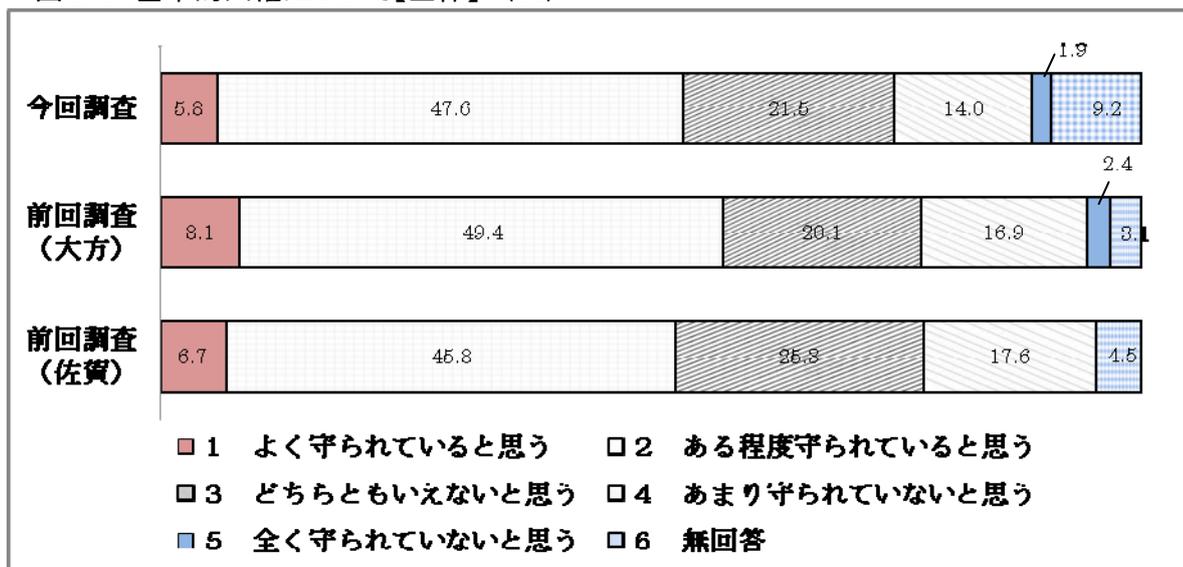
II. 調查結果

1. 人権問題全般

(問 1) 憲法では、「人種、信条、性別、社会的身分又は門地（家柄）により、差別されない」とされています。あなたは、今の日本でこのことがどの程度守られていると思いますか。次の中から1つだけ○印をつけてください。

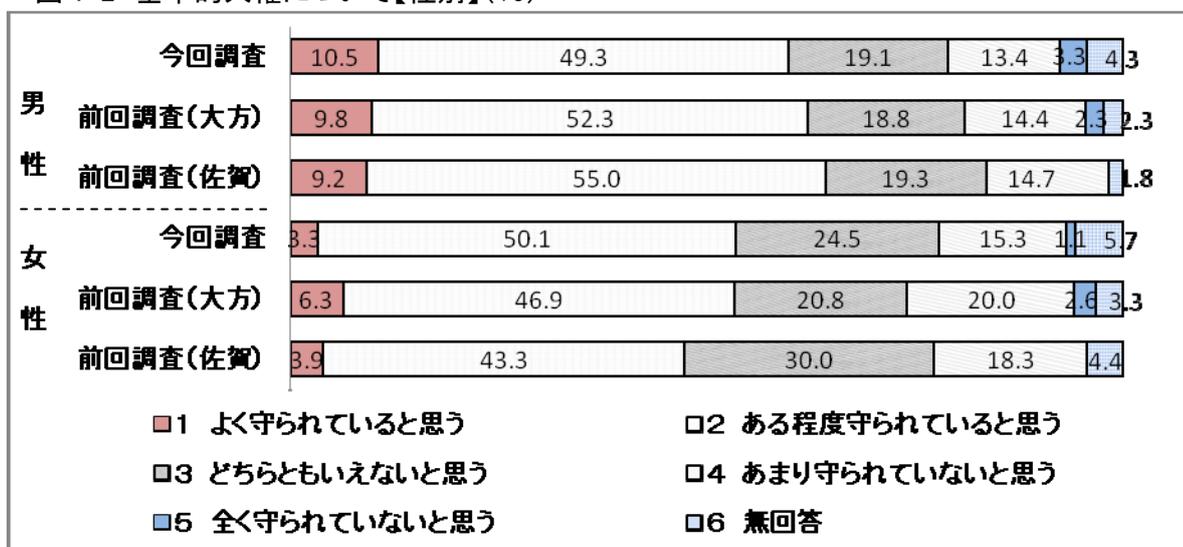
- 1 よく守られていると思う
- 2 ある程度守られていると思う
- 3 どちらともいえないと思う
- 4 あまり守られていないと思う
- 5 全く守られていないと思う

図 1-1 基本的人権について【全体】 (%)



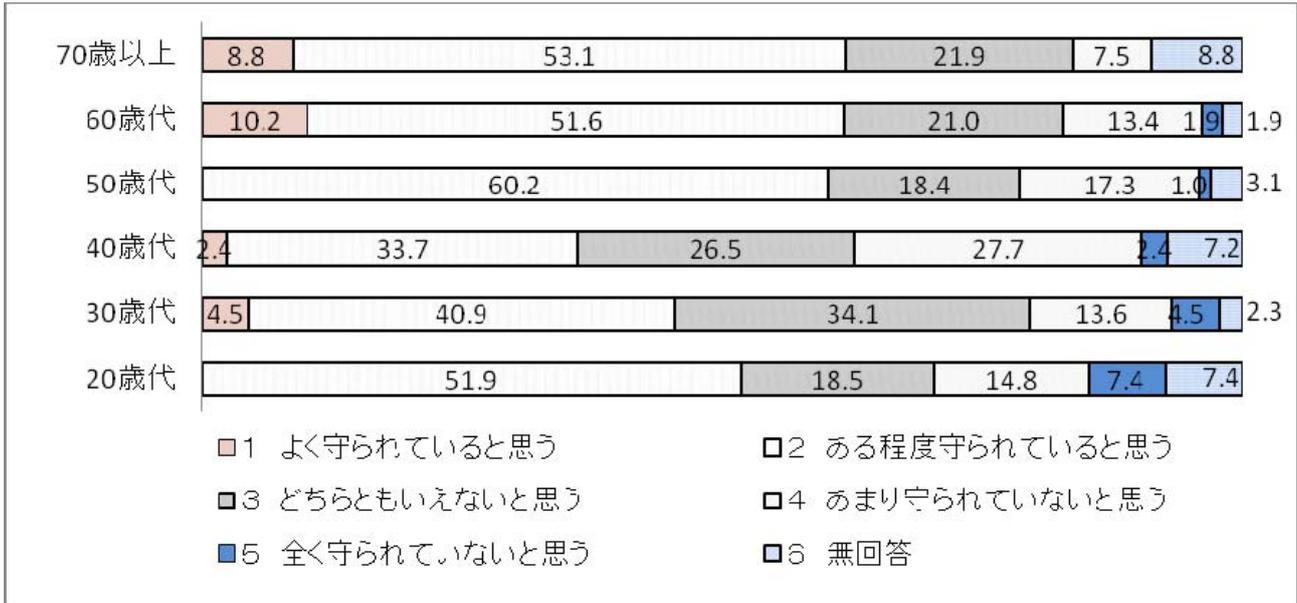
全体の 47.6%が「ある程度守られていると思う」と答え、次いで「どちらともいえないと思う」が 21.5%、「あまり守られていないと思う」が 14.0%、「よく守られていると思う」が 5.8%、「全く守られていないと思う」が 1.9%となっている。前回調査と比べ、ほぼ同じ割合となっている。

図 1-2 基本的人権について【性別】 (%)



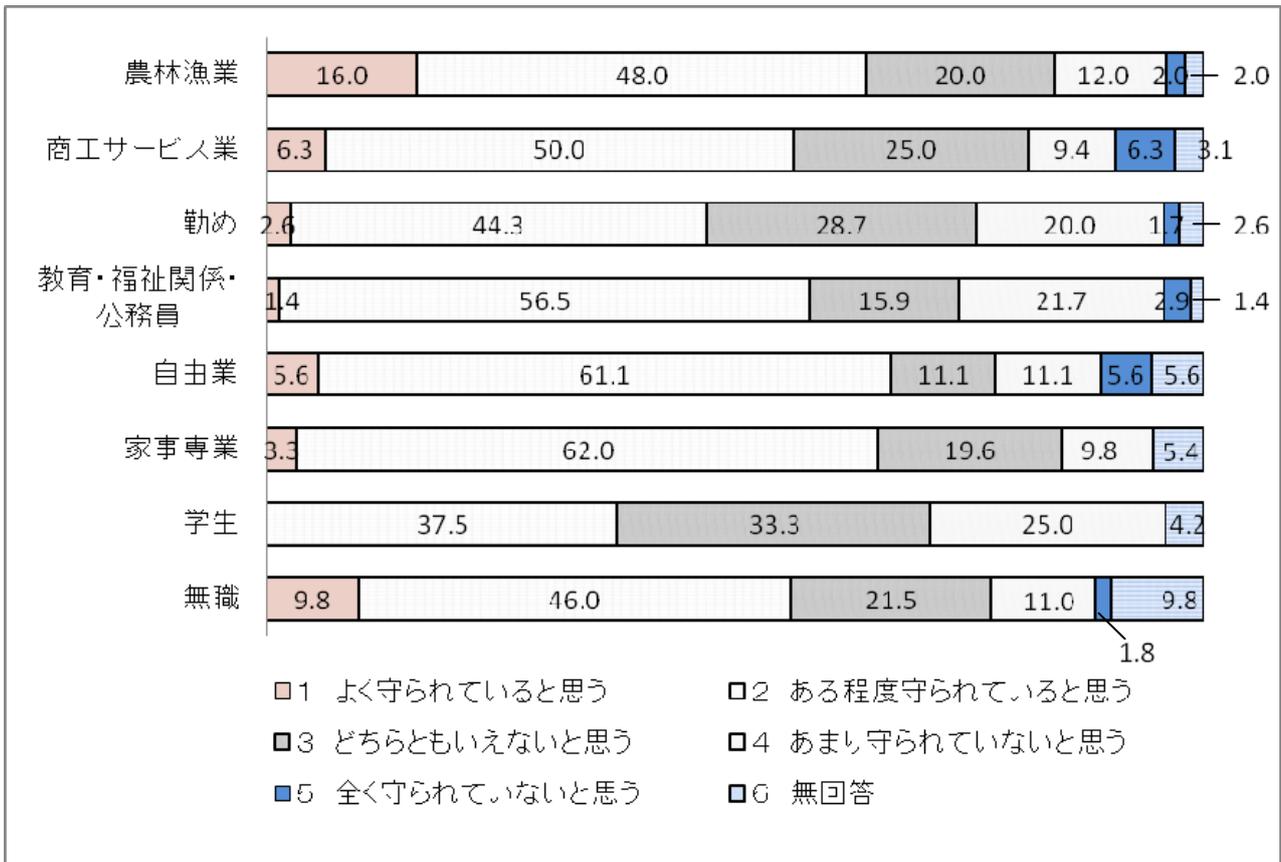
性別にみると、「よく守られていると思う」では男性の割合が高くなっている。前回調査と比べ、女性では「ある程度守られていると思う」の割合が高くなっている。男性に大きな変化はなかった。

図 1-3 基本的人権について【年齢別】(%)



年齢別にみると、「よく守られていると思う」や「ある程度守られていると思う」の割合は50歳代以上が高く、30歳代と40歳代で低くなっている。「あまり守られていないと思う」の割合は40歳代が最も高く27.7%となっている。

図 1-4 基本的人権について【職業別】(%)

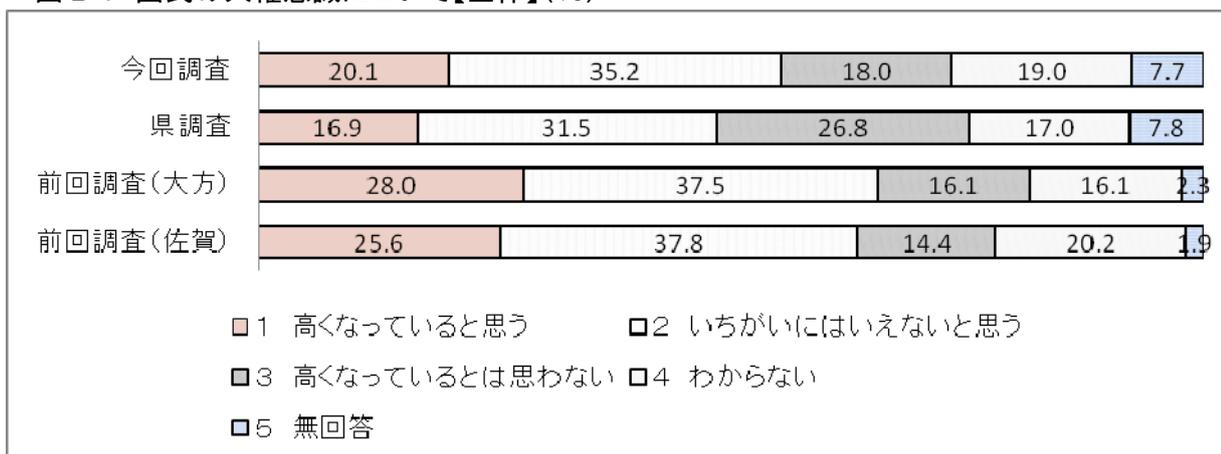


職業別にみると、勤めや学生、教育・福祉関係・公務員では「あまり守られていないと思う」の割合がそのほかの職業に比べ高くなっている。また、農林漁業や無職では「よく守られていると思う」の割合が、そのほかの職業と比べ高くなっている。

(問 2) あなたは、国民一人ひとりの人権意識は、5 年ほど前に比べて高くなっていると思いますか。次の中から 1つだけ ○印をつけてください。

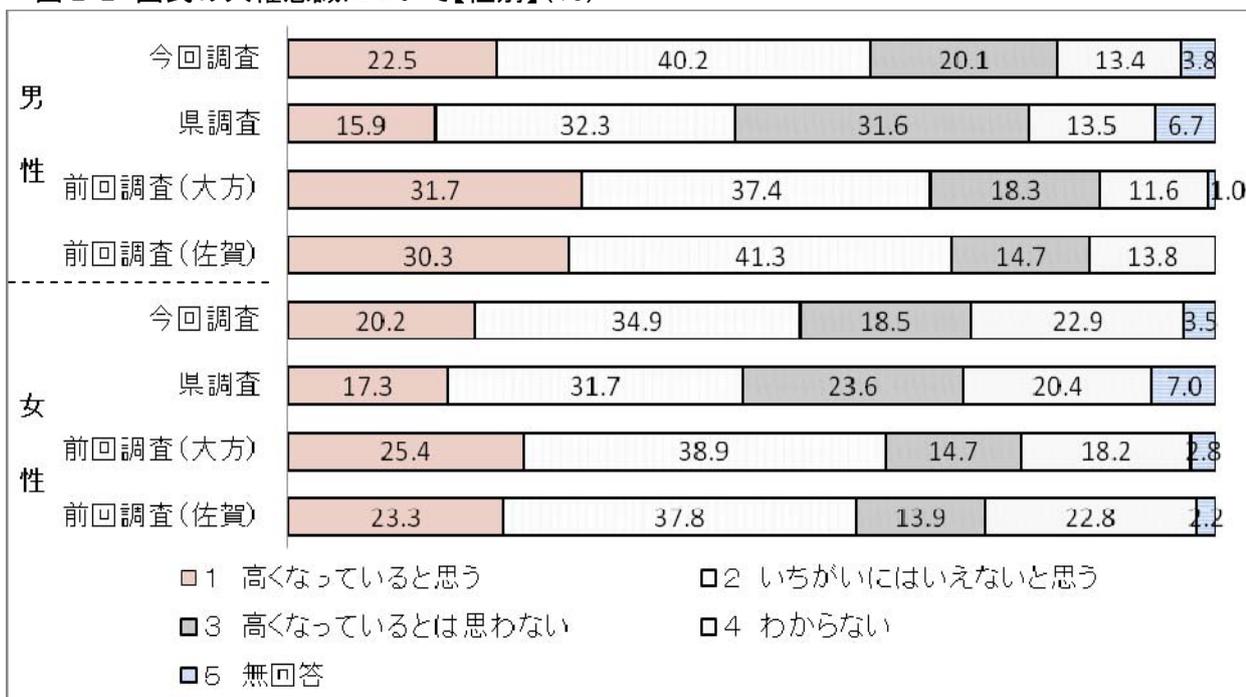
- 1 高くなっていると思う
- 2 いちがいにはいけないと思う
- 3 高くなっているとは思わない
- 4 わからない

図 2-1 国民の人権意識について【全体】(%)



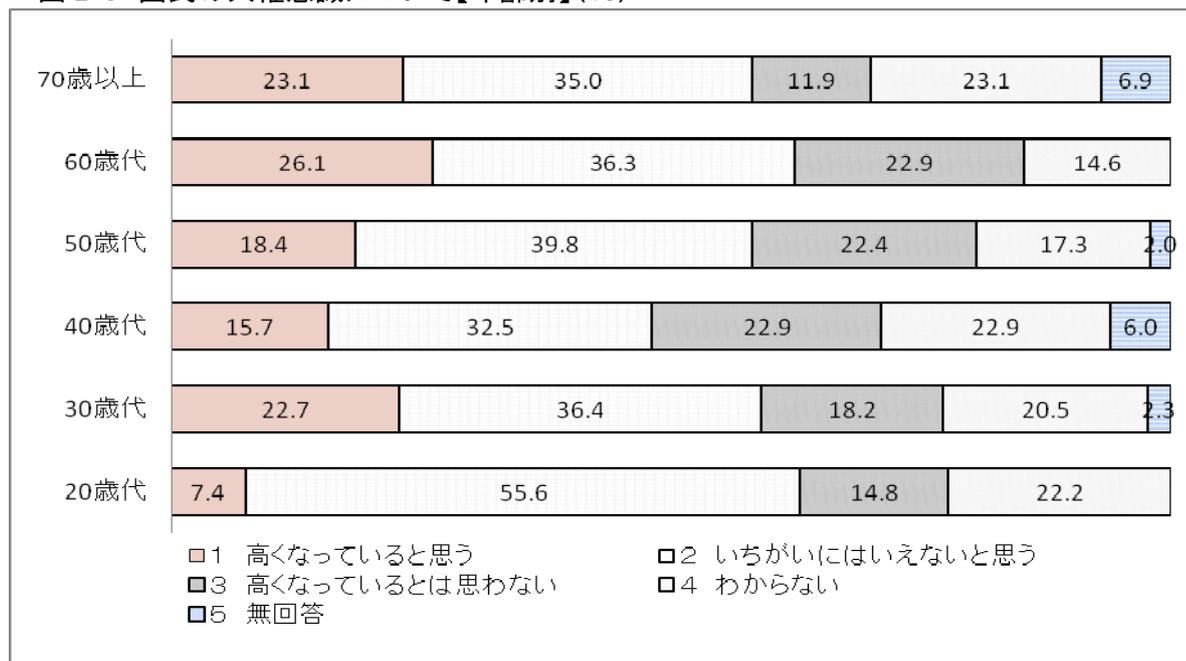
人権意識の変化について、「高くなっていると思う」と答えた人は 20.1%、「いちがいにはいけないと思う」35.2%、「高くなっているとは思わない」18.0%、「わからない」19.0%であった。県調査と比べ、「高くなっているとは思わない」の割合が低くなり、「高くなっていると思う」は高くなっているが、前回調査と比べると、低くなっている。

図 2-2 国民の人権意識について【性別】(%)



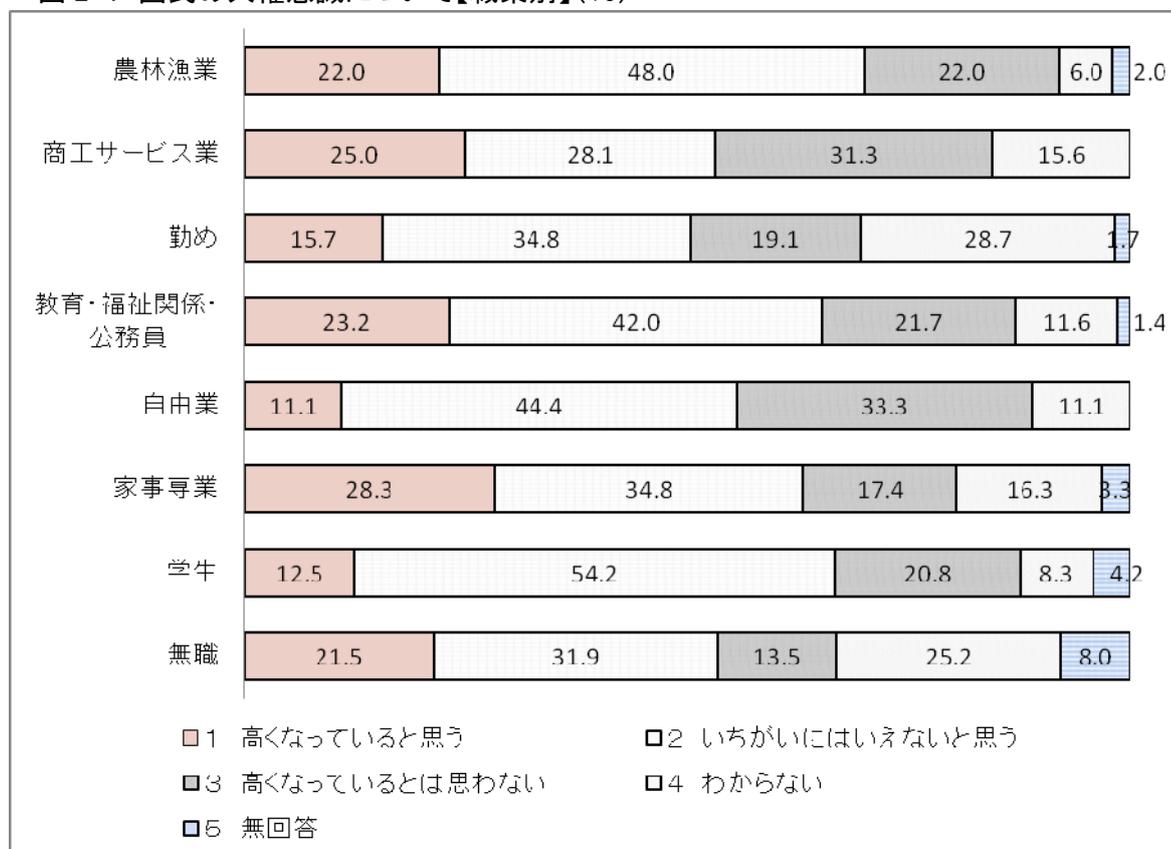
性別にみると、「わからない」の割合は男性 13.4%、女性 22.9%で女性が高くなっている。前回調査と比べ、男女ともに「高くなっているとは思わない」の割合が高くなっている。

図 2-3 国民の人権意識について【年齢別】(%)



年齢別にみると、「高くなっていると思う」の割合は60歳代が26.1%と最も高く、次いで70歳以上が23.1%などとなっており、20歳代が7.4%で最も低くなっている。

図 2-4 国民の人権意識について【職業別】(%)

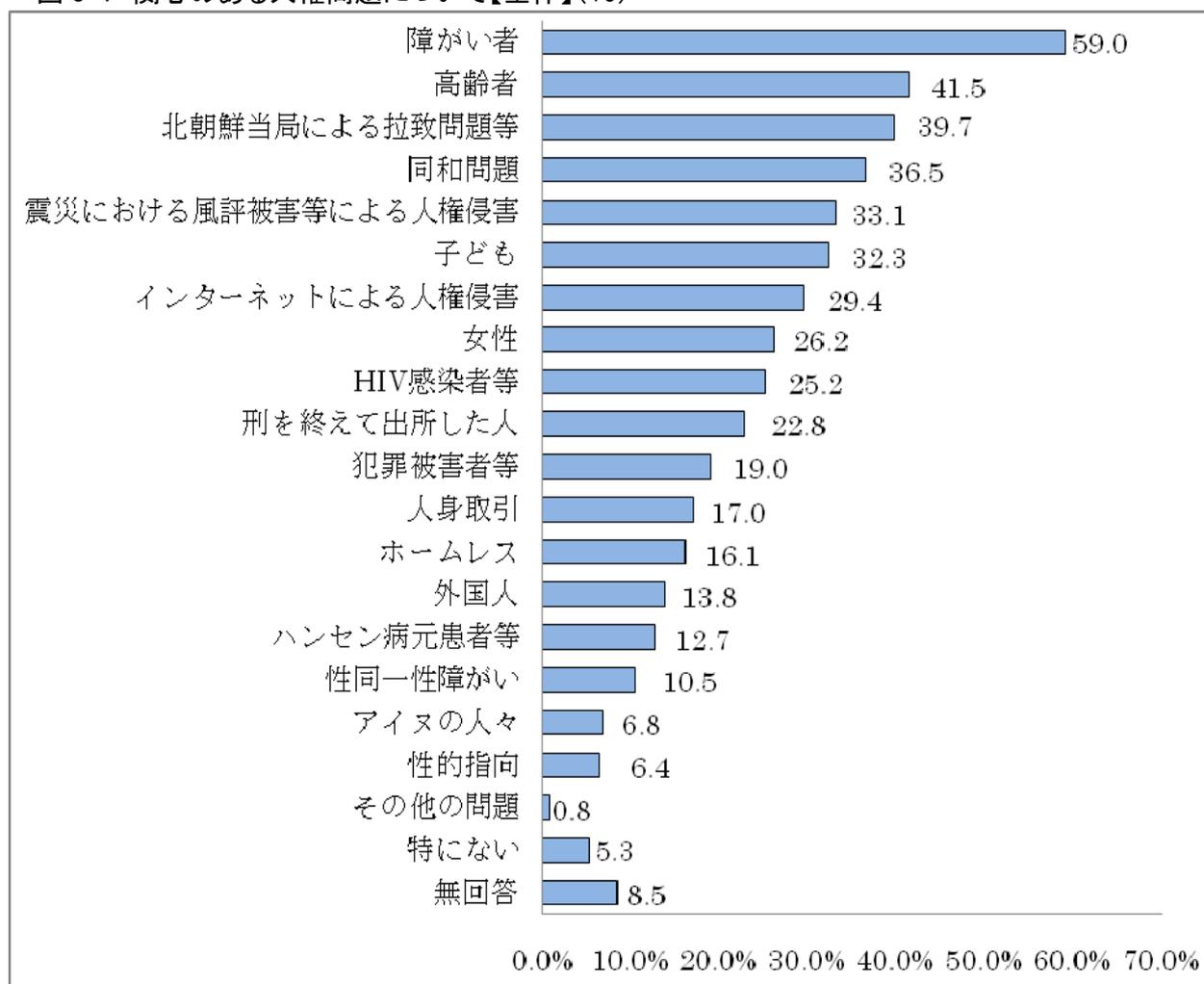


職業別にみると、「高くなっていると思う」の割合は家事専業が28.3%と最も高く、次いで商工サービス業が25.0%となっており、自由業が11.1%で最も低くなっている。また、「わからない」は勤め、無職で高くなっている。

(問 3) 日本の社会における人権にかかわる問題として、あなたが関心のあるものすべてに○印をつけてください。

- | | | |
|-----------------------|-------------------|---------|
| 1 同和問題 | 2 女性 | 3 子ども |
| 4 高齢者 | 5 障がい者 | 6 外国人 |
| 7 HIV感染者等 | 8 ハンセン病元患者等 | |
| 9 アイヌの人々 | 10 刑を終えて出所した人 | |
| 11 犯罪被害者等 | 12 インターネットによる人権侵害 | |
| 13 ホームレス | 14 北朝鮮当局による拉致問題等 | |
| 15 性的指向 | 16 性同一性障がい | 17 人身取引 |
| 18 震災における風評被害等による人権侵害 | | |
| 19 その他の問題 | 20 特にない | |

図 3-1 関心のある人権問題について【全体】(%)



関心のある人権問題について、「障がい者」の割合が 59.0%と最も高く、次いで「高齢者」41.5%、「北朝鮮当局による拉致問題等」39.7%、「同和問題」36.5%、「震災における風評被害等による人権侵害」33.1%となっている。一方で、低かったのは、「性的指向」6.4%、「アイヌの人々」6.8%、「性同一性障がい」10.5%、「ハンセン病元患者等」12.7%、「外国人」13.8%となっている。

「その他の問題」としては、「在日朝鮮人」や「パワーハラスメント」などがあつた。

表 3-2 関心のある人権問題について【比較】(%)

	今回調査	県調査	前回調査 (大方)	前回調査 (佐賀)
障がい者	59.0	42.7	54.8	58.0
高齢者	41.5	47.4	43.2	42.9
北朝鮮当局による拉致問題等	39.7	32.8	-	-
同和問題	36.5	27.7	36.9	45.8
震災における風評被害等による人権侵害	33.1	31.9	-	-
子ども	32.3	36.3	37.8	45.8
インターネットによる人権侵害	29.4	33.2	-	-
女性	26.2	22.4	35.0	35.6
HIV 感染者等	25.2	15.4	-	-
刑を終えて出所した人	22.8	13.2	-	-
犯罪被害者等	19.0	20.9	-	-
人身取引	17.0	11.6	-	-
ホームレス	16.1	10.1	-	-
外国人 (※1)	13.8	7.7	16.3	16.7
ハンセン病元患者等	12.7	8.5	-	-
性同一性障がい	10.5	7.7	-	-
アイヌの人々	6.8	4.6	-	-
性的指向	6.4	5.1	-	-
その他の問題	0.8	1.9	0.6	1.9
特にない	5.3	5.3	-	-
HIV 感染者・ハンセン病元患者等(※2)	37.9	23.9	31.3	32.1

※1 「外国人」は、前回調査「日本に居住する外国籍の人」との比較。

※2 今回調査「HIV 感染者等」、「ハンセン病元患者等」を合計したものと、前回調査「エイズ患者・HIV 感染者・ハンセン病患者など」との比較。

県調査と比べ、「障がい者」が 59.0%と県調査の 42.7%を大きく上回っている。そのほかの項目についても、県調査より高い割合となっているが、「高齢者」、「子ども」、「インターネットによる人権侵害」などは下回っている。また、「子ども」や「女性」などは前回調査より大きく下回っている。

表 3-3 関心のある人権問題について【性別】(%)

	男性				女性			
	今回調査	県調査	前回調査 (大方)	前回調査 (佐賀)	今回調査	県調査	前回調査 (大方)	前回調査 (佐賀)
障がい者	66.5	41.9	60.1	-	59.7	42.8	54.3	60.6
高齢者	48.8	43.9	40.7	-	39.5	52.3	44.3	45.0
北朝鮮当局による拉致問題等	39.7	32.6	-	-	41.7	33.7	-	-
同和問題	41.6	32.8	43.0	-	36.8	24.3	35.6	46.1
震災における風評被害等による人権侵害	31.6	31.6	-	-	36.8	32.8	-	-
子ども	34.9	32.5	36.1	-	32.7	39.8	39.6	46.1
インターネットによる人権侵害	27.8	32.1	-	-	32.2	35.2	-	-
女性	24.9	14.9	29.6	-	29.7	29.0	40.1	41.1
HIV感染者等	28.7	13.3	-	-	25.6	17.3	-	-
刑を終えて出所した人	25.4	14.0	-	-	23.7	13.1	-	-
犯罪被害者等	21.3	21.0	-	-	18.7	21.4	-	-
人身取引	21.1	11.1	-	-	16.3	12.0	-	-
ホームレス	14.8	11.6	-	-	18.3	9.0	-	-
外国人(※1)	17.7	8.5	18.6	-	13.1	7.4	15.6	18.3
ハンセン病元患者等	15.8	8.9	-	-	12.3	8.5	-	-
性同一性障がい	12.4	6.5	-	-	10.4	8.7	-	-
アイヌの人々	10.5	4.8	-	-	5.2	4.6	-	-
性的指向	6.7	5.0	-	-	6.8	5.2	-	-
その他の問題	1.0	2.1	1.3	-	0.5	1.6	0.4	1.7
特になし	5.7	4.6	10.3	-	5.2	6.0	10.9	10.0
HIV感染者・ハンセン病元患者等(※2)	44.5	22.2	33.8		37.9	25.8	32.0	34.4

性別にみると、男性の割合が女性に比べ高い傾向にあるが、「女性」や「震災における風評被害等による人権侵害」などでは女性が高くなっている。前回調査と比べ、女性では「女性」の割合が大幅に低くなっている。

表 3-4 関心のある人権問題について【年齢別】(%)

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳以上
障がい者	74.1	65.9	62.7	64.3	68.2	53.1
高齢者	25.9	31.8	31.3	32.7	48.4	56.3
北朝鮮当局による拉致問題等	22.2	18.2	30.1	36.7	49.7	51.3
同和問題	44.4	45.5	38.6	39.8	39.5	34.4
震災における風評被害等による 人権侵害	40.7	36.4	43.4	35.7	33.8	31.3
子ども	29.6	45.5	37.3	38.8	28.0	31.3
インターネットによる人権侵害	29.6	45.5	27.7	40.8	29.3	23.1
女性	40.7	31.8	42.2	25.5	23.6	23.1
HIV 感染者等	37.0	34.1	28.9	34.7	24.2	20.6
刑を終えて出所した人	25.9	25.0	18.1	28.6	24.2	23.8
犯罪被害者等	11.1	13.6	26.5	27.6	22.3	15.0
人身取引	25.9	15.9	19.3	20.4	15.9	17.5
ホームレス	18.5	6.8	16.9	23.5	15.9	16.9
外国人	33.3	20.5	21.7	16.3	9.6	10.6
ハンセン病元患者等	7.4	2.3	16.9	18.4	10.8	16.3
性同一性障がい	25.9	13.6	15.7	13.3	11.5	4.4
アイヌの人々	0.0	4.5	9.6	8.2	10.2	4.4
性的指向	18.5	11.4	7.2	10.2	5.1	3.1
その他の問題	0.0	2.3	1.2	2.0	0.0	0.0
特になし	7.4	2.3	6.0	3.1	3.8	8.8

年齢別にみると、「高齢者」と「北朝鮮当局による拉致問題等」の割合が60歳代と70歳以上で高くなっている。「女性」や「外国人」については、20歳代～40歳代の関心が高くなっている。また、「子ども」は30歳代～50歳代が高くなっている。

表 3-5 関心のある人権問題について【職業別】(%)

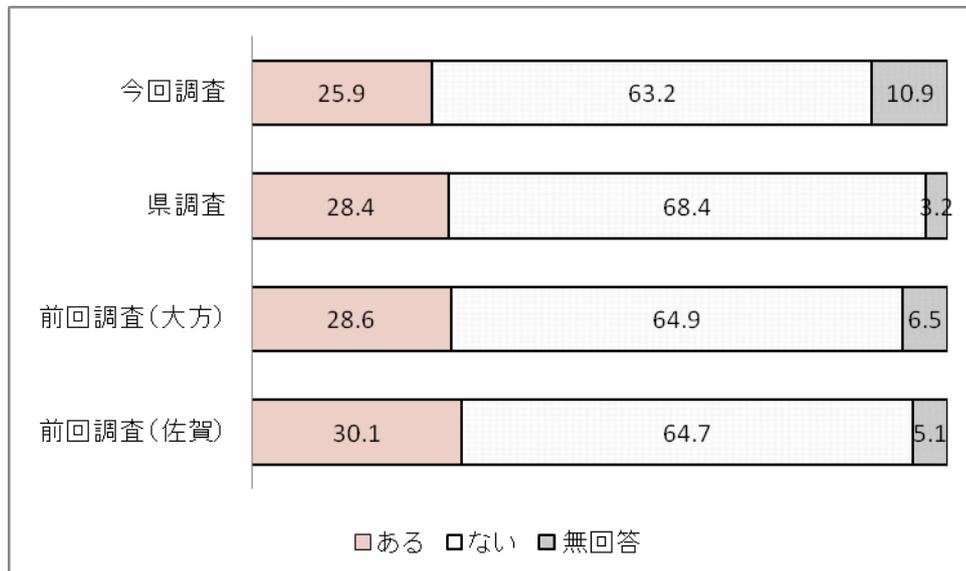
	農林漁業	商工サー ビス業	勤め	教育・福 祉関係、 公務員	自由業	家事専業	学生	無職
障がい者	64.0	81.3	64.3	82.6	94.4	53.3	70.8	47.9
高齢者	48.0	34.4	37.4	46.4	50.0	40.2	33.3	48.5
北朝鮮当局による拉致問題等	36.0	56.3	32.2	34.8	33.3	53.3	37.5	44.2
同和問題	34.0	28.1	35.7	63.8	44.4	33.7	62.5	31.9
震災における風評被害等による人権侵害	26.0	40.6	32.2	58.0	50.0	37.0	45.8	25.2
子ども	26.0	31.3	34.8	50.7	38.9	31.5	29.2	29.4
インターネットによる人権侵害	26.0	28.1	31.3	46.4	27.8	29.3	37.5	24.5
女性	20.0	34.4	35.7	44.9	33.3	19.6	41.7	19.0
HIV感染者等	18.0	34.4	27.0	20.3	16.7	20.7	12.5	15.3
刑を終えて出所した人	40.0	31.3	24.3	21.7	38.9	15.2	33.3	21.5
犯罪被害者等	18.0	34.4	27.8	40.6	55.6	19.6	37.5	20.9
人身取引	16.0	31.3	17.4	21.7	16.7	16.3	20.8	16.0
ホームレス	20.0	21.9	19.1	18.8	11.1	17.4	8.3	16.0
外国人	2.0	21.9	16.5	29.0	33.3	7.6	25.0	10.4
ハンセン病元患者等	12.0	21.9	11.3	14.5	16.7	14.1	25.0	11.7
性同一性障がい	6.0	9.4	15.7	18.8	33.3	5.4	20.8	6.7
アイヌの人々	2.0	25.0	5.2	8.7	16.7	2.2	8.3	7.4
性的指向	2.0	9.4	7.8	8.7	16.7	3.3	25.0	4.9
その他の問題	0.0	0.0	0.9	1.4	5.6	0.0	0.0	0.6
特になし	4.0	3.1	5.2	1.4	5.6	2.2	8.3	9.8

職業別にみると、無職では「高齢者」が、家事専業では「障がい者」と「北朝鮮当局による拉致問題等」が、そのほかの職業では「障がい者」の割合が、それぞれ最も高くなっている。また、教育・福祉関係・公務員と学生では「同和問題」の割合が、そのほかの職業と比べ高くなっている。

(問 4) あなたは、今までに、ご自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。
次の中から1つだけ○印をつけてください。

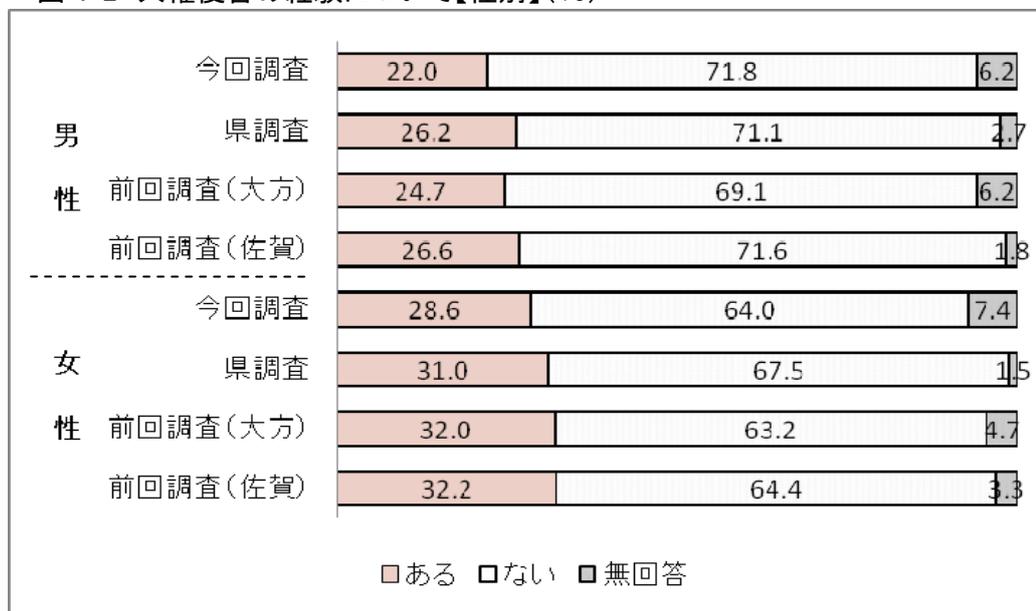
- 1 ある → (問 4-1 と問 4-2 へ) 2 ない → (問 5 へ)

図 4-1 人権侵害の経験について【全体】(%)



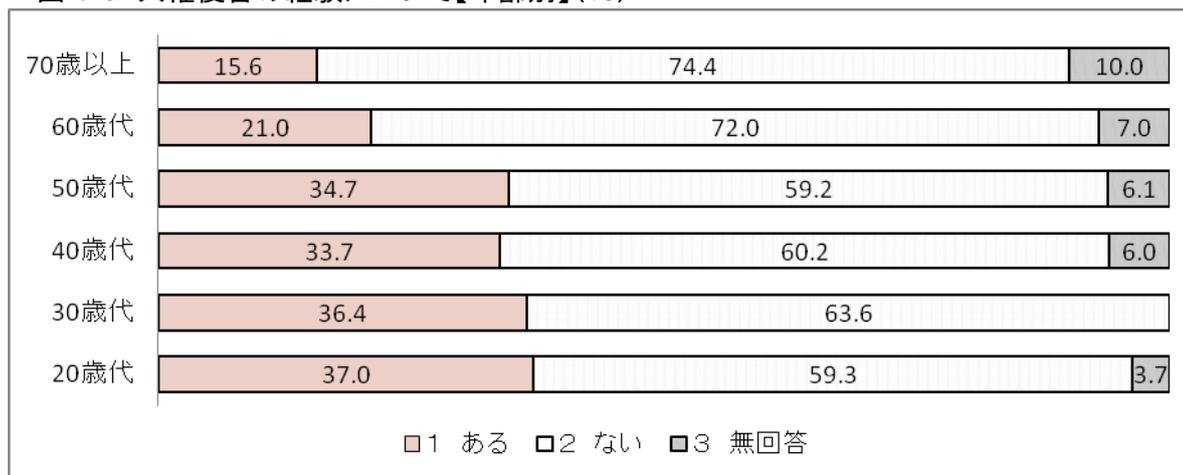
人権侵害の経験について、「ある」が 25.9%、「ない」が 63.2%となっている。県調査、前回調査と比べ、ほぼ同じ割合となっている。

図 4-2 人権侵害の経験について【性別】(%)



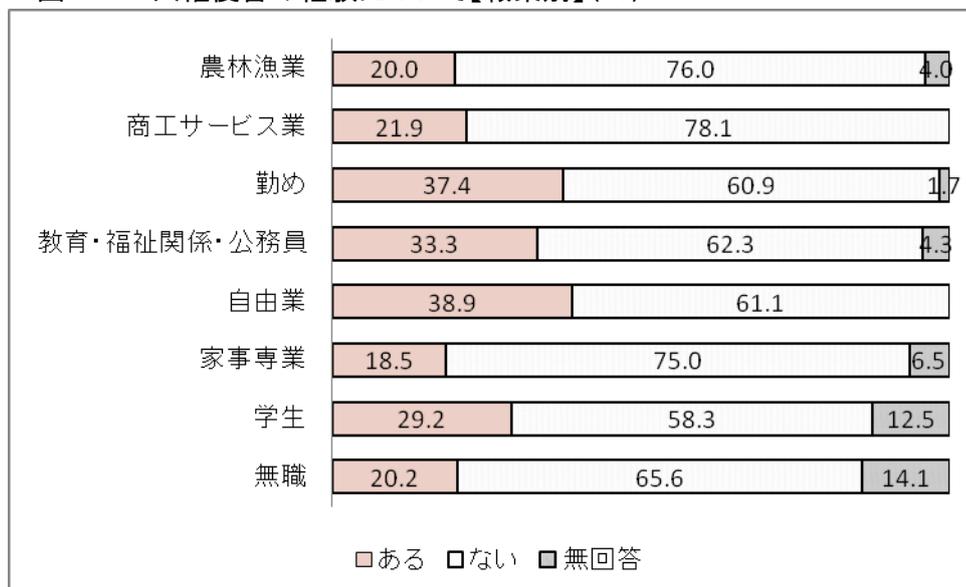
性別にみると、「ある」と答えた人は男性 22.0%、女性 28.6%で女性が高くなっている。県調査、前回調査とも同じ傾向にある。

図 4-3 人権侵害の経験について【年齢別】(%)



年齢別にみると、「ある」と答えた人の割合は 20 歳代～50 歳代にかけて高くなっている。

図 4-4 人権侵害の経験について【職業別】(%)



職業別にみると、「ある」の割合は自由業が 38.9%と最も高く、次いで勤めが 37.4%、教育・福祉関係・公務員が 33.3%となっている。

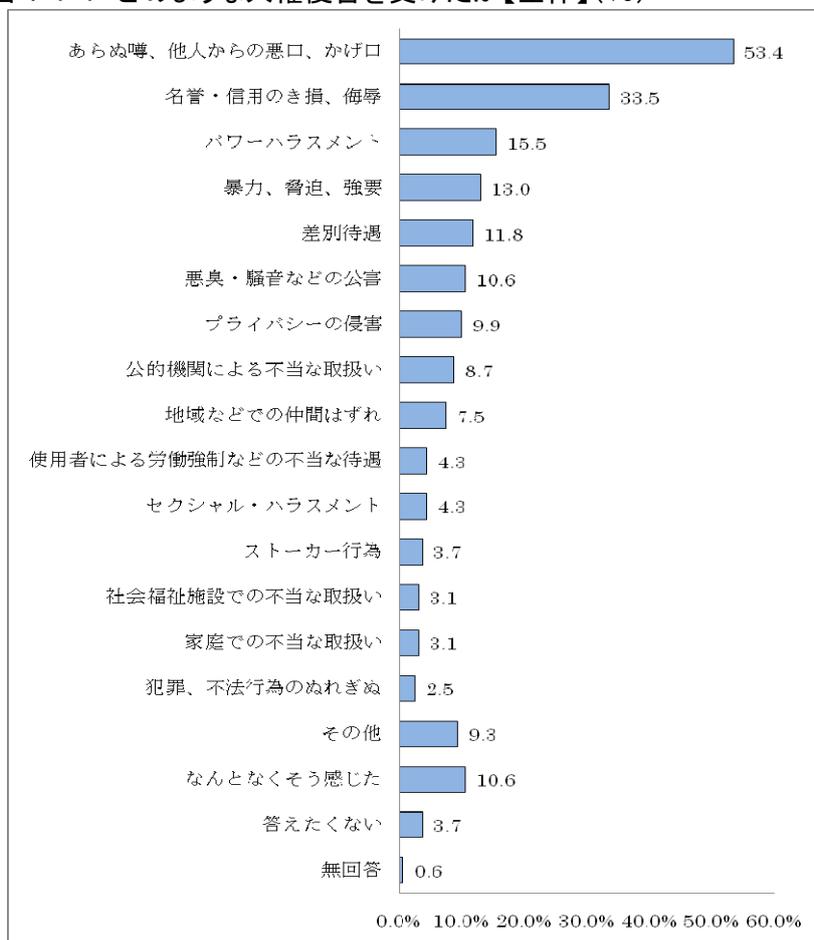
問4で「1 ある」と答えた方に質問します。

(問4-1) どのようなことで人権が侵害されたと思いましたか。

あてはまるものすべてに○印をつけてください。

- 1 あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口
- 2 名誉・信用のき損(傷つけること)、侮辱
- 3 暴力、脅迫、強要(社会的地位、慣習、脅迫などにより、本来義務のないことをやらされたり、権利の行使を妨害された)
- 4 犯罪、不法行為のぬれぎぬ
- 5 悪臭・騒音などの公害
- 6 差別待遇(人種・信条・性別・社会的身分・門地(家柄)などにより、不平等または不利益な取扱いをされた)
- 7 地域などでの仲間はずれ
- 8 公的機関による不当な取扱い
- 9 使用者による労働強制などの不当な待遇
- 10 プライバシーの侵害
- 11 セクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ)
- 12 パワーハラスメント(職務権限などの立場を利用して行ういやがらせやいじめ)
- 13 ストーカー行為
- 14 家庭での不当な取扱い
- 15 社会福祉施設での不当な取扱い
- 16 その他
- 17 なんとなくそう感じた
- 18 答えたくない

図4-1-1 どのような人権侵害を受けたか【全体】(%)



人権侵害について、最も高かったのが「あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口」で 53.4%、次いで「名誉・信用のき損、侮辱」33.5%となっている。また、「なんとなくそう感じた」が 10.6%となっている。

今回、新たな項目である「パワーハラスメント」は 15.5%で、3番目に高い割合となっている。「その他」としては、「不当な経済的搾取」や「母子家庭であったこと」などがあつた。

表 4-1-2 どのような人権侵害を受けたか【比較】(%)

	今回調査	県調査	前回調査 (大方)	前回調査 (佐賀)
あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口	53.4	54.9	46.9	58.5
名誉・信用のき損、侮辱	33.5	27.3	32.0	21.3
パワーハラスメント	15.5	20.6	-	-
暴力、脅迫、強要	13.0	13.0	6.8	12.8
差別待遇	11.8	12.0	31.1	31.9
悪臭・騒音などの公害	10.6	7.6	7.1	5.3
プライバシーの侵害	9.9	11.5	23.3	22.3
公的機関による不当な取扱い(※1)	8.7	8.6	5.2	8.5
地域などでの仲間はずれ(※2)	7.5	4.2	3.6	5.3
使用者による労働強制などの不当な待遇	4.3	6.0	8.1	13.8
セクシャル・ハラスメント	4.3	6.0	7.4	6.4
ストーカー行為(※3)	3.7	3.9	4.5	5.3
社会福祉施設での不当な取扱い	3.1	1.0	-	-
家庭での不当な取扱い	3.1	9.1	-	-
犯罪、不法行為のぬれぎぬ	2.5	5.2	1.3	3.2
その他	9.3	2.9	2.3	3.2
なんとなくそう感じた	10.6	10.7	5.2	10.6
答えたくない	3.7	2.9	3.9	6.4

※1 「公的機関による不当な取扱い」は、前回調査「警察官などの公権力の不当な取扱い」との比較。

※2 「地域などでの仲間はずれ」は、前回調査「村八分」との比較。

※3 「ストーカー行為」は、前回調査「特定の人にしつこくつきまとわれる」との比較。

前回調査と比べ、「名誉・信用のき損、侮辱」や「暴力、脅迫、強要」などの割合が高くなっており、「差別待遇」、「プライバシーの侵害」、「使用者による労働強制などの不当な待遇」などは低くなっている。

表 4-1-3 どのような人権侵害を受けたか【性別】(%)

	男性				女性			
	今回調査	県調査	前回調査 (大方)	前回調査 (佐賀)	今回調査	県調査	前回調査 (大方)	前回調査 (佐賀)
あらぬ噂、他人からの悪口、かけ口	52.2	49.0	45.8	58.6	53.3	59.0	45.4	53.4
名誉・信用のき損、侮辱	39.1	33.3	35.4	31.0	30.5	23.8	31.7	15.5
パワーハラスメント	15.2	22.2	-	-	15.2	19.4	-	-
暴力、脅迫、強要	13.0	14.4	6.3	13.8	12.4	12.3	7.1	10.3
差別待遇	15.2	10.5	25.0	24.1	9.5	13.2	35.5	32.8
悪臭・騒音などの公害	13.0	8.5	5.2	6.9	9.5	7.0	8.2	3.4
プライバシーの侵害	10.9	12.4	26.0	24.1	9.5	11.0	21.9	20.7
公的機関による不当な取扱い	17.4	11.8	2.1	13.8	3.8	6.6	5.5	5.2
地域などでの仲間はずれ	8.7	3.9	3.1	3.4	7.6	4.4	3.8	5.2
使用者による労働強制などの不当な待遇	8.7	9.8	8.3	24.1	2.9	3.5	7.7	10.3
セクシュアル・ハラスメント	0.0	2.0	0.0	0.0	5.7	8.8	12.0	10.3
ストーカー行為	2.2	3.9	3.1	0.0	3.8	4.0	6.0	6.9
社会福祉施設での不当な取扱い	2.2	0.7	-	-	3.8	1.3	-	-
家庭での不当な取扱い	2.2	2.6	-	-	2.9	13.7	-	-
犯罪、不法行為のぬれぎぬ	0.0	11.1	2.1	0.0	1.9	1.3	0.5	3.4
その他	10.9	3.3	0.0	6.9	8.6	2.2	3.3	0.0
なんとなくそう感じた	13.0	9.8	2.1	6.9	9.5	11.0	6.0	10.3
答えたくない	2.2	3.3	4.2	0.0	3.8	2.6	2.7	5.2

性別にみると、「公的機関による不当な取扱い」では男性 17.4%、女性 3.8%で男性が高くなっている。また、「セクシュアルハラスメント」では女性は 5.7%であるが、男性は 0.0%となっている。県調査と比べ、「犯罪、不法行為のぬれぎぬ」では男性は県調査が 11.1%であるが、今回調査は 0.0%となっている。

表 4-1-4 どのような人権侵害を受けたか【年齢別】(%)

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳以上
あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口	70.0	56.3	50.0	35.3	51.5	68.0
名誉・信用のき損、侮辱	60.0	31.3	32.1	41.2	30.3	20.0
パワーハラスメント	20.0	6.3	28.6	14.7	18.2	0.0
暴力、脅迫、強要	10.0	12.5	10.7	17.6	9.1	12.0
差別待遇	10.0	18.8	17.9	2.9	21.2	0.0
悪臭・騒音などの公害	30.0	6.3	17.9	2.9	6.1	12.0
プライバシーの侵害	0.0	12.5	7.1	8.8	6.1	20.0
公的機関による不当な取扱い	0.0	0.0	0.0	2.9	18.2	20.0
地域などでの仲間はずれ	0.0	12.5	0.0	8.8	3.0	24.0
使用者による労働強制などの不当な待遇	10.0	6.3	3.6	8.8	3.0	0.0
セクシャル・ハラスメント	10.0	0.0	10.7	2.9	3.0	0.0
ストーカー行為	0.0	6.3	10.7	2.9	0.0	0.0
社会福祉施設での不当な取扱い	0.0	0.0	0.0	2.9	6.1	8.0
家庭での不当な取扱い	0.0	6.3	0.0	2.9	3.0	4.0
犯罪、不法行為のぬれぎぬ	0.0	6.3	3.6	0.0	0.0	0.0
その他	10.0	6.3	21.4	11.8	3.0	4.0
なんとなくそう感じた	0.0	6.3	7.1	5.9	6.1	32.0
答えたくない	0.0	0.0	7.1	0.0	3.0	4.0

年齢別にみると、70 歳以上では「あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口」が 68.0%と最も高くなっており、「なんとなくそう感じた」の割合は、そのほかの年代に比べ高くなっている。また、「公的機関による不当な取扱い」では 60 歳代以上が高くなっている。

表 4-1-5 どのような人権侵害を受けたか【職業別】(%)

	農林漁業	商工サー ビス業	勤め	教育・福	自由業	家事専業	学生	無職
				社関係、 公務員				
あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口	70.0	42.9	46.5	47.8	28.6	64.7	42.9	57.6
名誉・信用のき損、侮辱	50.0	14.3	39.5	43.5	14.3	35.3	14.3	27.3
パワーハラスメント	0.0	14.3	18.6	21.7	14.3	17.6	14.3	6.1
暴力、脅迫、強要	0.0	0.0	20.9	8.7	0.0	11.8	14.3	15.2
差別待遇	0.0	0.0	16.3	21.7	0.0	11.8	0.0	9.1
悪臭・騒音などの公害	0.0	0.0	16.3	4.3	14.3	11.8	28.6	9.1
プライバシーの侵害	10.0	0.0	9.3	8.7	0.0	5.9	0.0	18.2
公的機関による不当な取扱い	10.0	42.9	0.0	0.0	0.0	5.9	0.0	18.2
地域などでの仲間はずれ	0.0	0.0	11.6	0.0	0.0	11.8	0.0	15.2
使用者による労働強制などの不当な待遇	0.0	0.0	11.6	4.3	0.0	0.0	0.0	3.0
セクシャル・ハラスメント	0.0	0.0	7.0	4.3	14.3	0.0	14.3	0.0
ストーカー行為	0.0	0.0	9.3	0.0	0.0	0.0	0.0	3.0
社会福祉施設での不当な取扱い	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.9	0.0	9.1
家庭での不当な取扱い	0.0	0.0	4.7	0.0	0.0	0.0	0.0	6.1
犯罪、不法行為のぬれぎぬ	0.0	0.0	4.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他	10.0	42.9	9.3	13.0	28.6	0.0	0.0	3.0
なんとなくそう感じた	20.0	0.0	4.7	0.0	0.0	29.4	0.0	18.2
答えたくない	0.0	0.0	2.3	0.0	0.0	11.8	0.0	6.1

職業別にみると、「あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口」の割合が、全ての職業で高くなっている。また、「なんとなくそう感じた」が農林漁業、家事専業、無職で高く、「公的機関による不当な取扱い」は商工サービス業と無職で高くなっている。

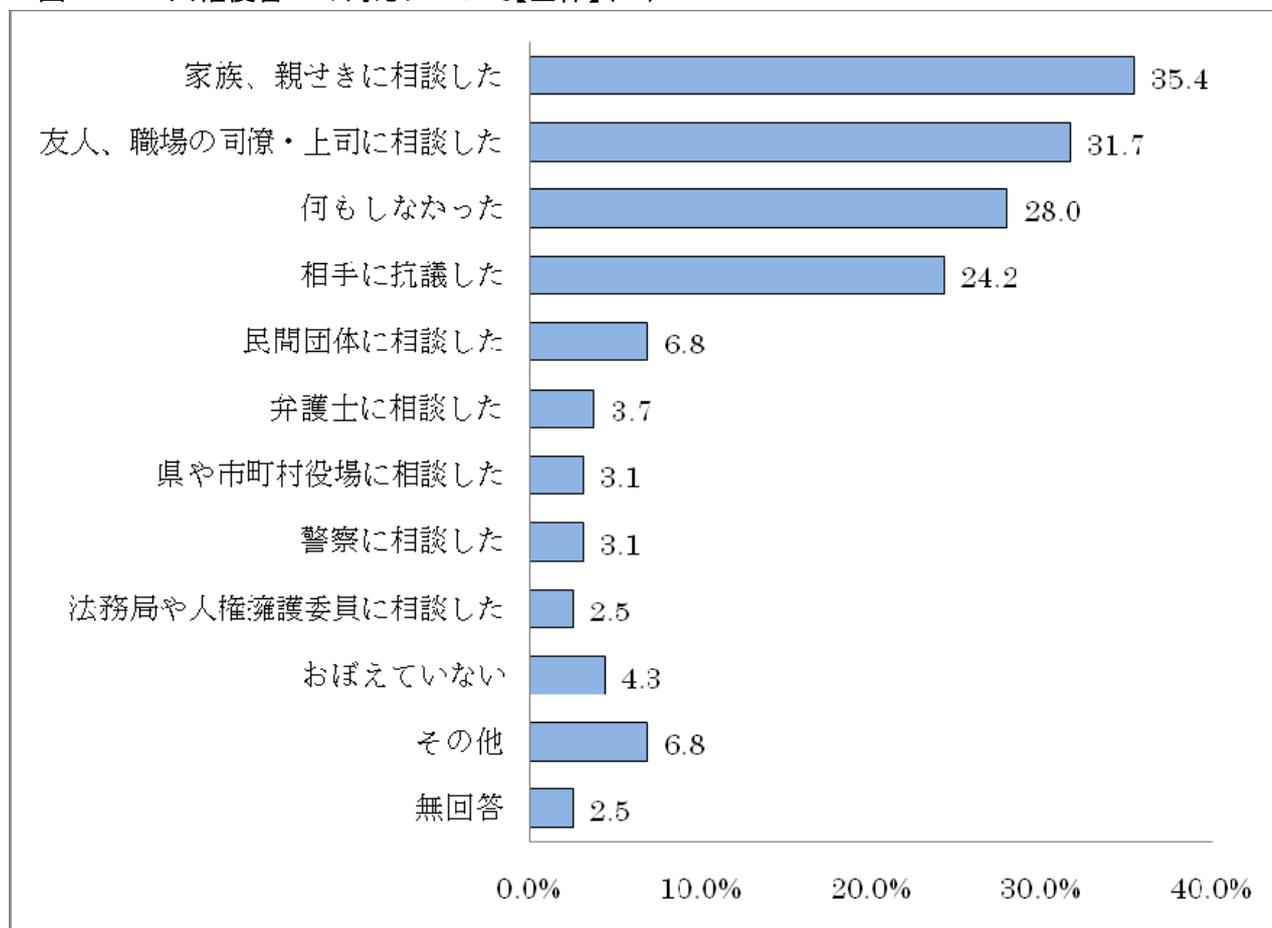
問4で「1 ある」と答えた方に質問します。

(問4-2)「人権が侵害された」と思ったときにどうされましたか。どなたかへ相談したことがありますか、それともご自分で処理されましたか。

あてはまるものすべてに○印をつけてください。

- | | |
|--------------------|----------------|
| 1 友人、職場の同僚・上司に相談した | 2 家族、親せきに相談した |
| 3 弁護士に相談した | 4 警察に相談した |
| 5 法務局や人権擁護委員に相談した | 6 県や市町村役場に相談した |
| 7 民間団体に相談した | 8 相手に抗議した |
| 9 何もしなかった | 10 おぼえていない |
| 11 その他 | |

図4-2-1 人権侵害への対応について【全体】(%)



人権侵害の対応について、「家族、親せきに相談した」が最も高く35.4%、次いで「友人、職場の同僚・上司に相談した」31.7%、「何もしなかった」28.0%、「相手に抗議した」24.2%となっている。

「その他」としては、「自分でインターネットなどで調べた」や「相手にやり返した」などがあつた。

表 4-2-2 人権侵害への対応について【比較】(%)

	今回調査	県調査	前回調査 (大方)	前回調査 (佐賀)
家族、親せきに相談した	35.4	27.3	32.4	28.7
友人、職場の同僚・上司に相談した	31.7	26.8	28.2	36.2
何もしなかった	28.0	37.8	32.4	35.1
相手に抗議した	24.2	21.4	25.2	27.7
民間団体に相談した	6.8	2.9	1.6	1.1
弁護士に相談した	3.7	5.5	2.6	1.1
県や市町村役場に相談した	3.1	4.4	1.9	3.2
警察に相談した	3.1	6.3	3.6	9.6
法務局や人権擁護委員に相談した	2.5	1.6	2.6	7.4
おぼえていない	4.3	3.4	3.2	3.2
その他	6.8	5.7	5.5	7.4

前回調査(佐賀)と比べ、「民間団体に相談した」などの割合が高く、「警察に相談した」や「法務局や人権擁護委員に相談した」などは低くなっている。

表 4-2-3 人権侵害への対応について【性別】(%)

	男性				女性			
	今回調査	県調査	前回調査 (大方)	前回調査 (佐賀)	今回調査	県調査	前回調査 (大方)	前回調査 (佐賀)
家族、親せきに相談した	37.0	18.3	32.3	24.1	36.2	33.9	35.0	31.0
友人、職場の同僚・上司に相談した	26.1	22.9	15.6	20.7	36.2	29.5	35.5	43.1
何もしなかった	23.9	37.9	32.3	37.9	29.5	37.9	30.1	36.2
相手に抗議した	39.1	24.2	29.2	44.8	19.0	19.4	23.5	20.7
民間団体に相談した	8.7	2.6	3.1	0.0	5.7	3.1	0.5	1.7
弁護士に相談した	10.9	7.8	4.2	0.0	0.0	3.5	1.6	0.0
県や市町村役場に相談した	2.2	3.9	1.0	3.4	2.9	4.8	1.6	1.7
警察に相談した	4.3	5.9	3.1	10.3	1.9	6.6	1.6	10.3
法務局や人権擁護委員に相談した	2.2	1.3	2.1	10.3	1.0	1.8	3.8	5.2
おぼえていない	10.9	3.3	3.1	3.4	1.0	3.1	2.7	1.7
その他	8.7	5.2	7.3	17.2	6.7	6.2	5.5	3.4

性別で見ると、「相手に抗議した」では男性が 39.1%と高く、女性は 19.0%となっている。県調査と比べても同じ傾向がある。一方で、女性では「家族、親せきに相談した」と「友人、職場の上司・同僚に相談した」が 36.2%と最も高くなっている。また、前回調査と比べ、「何もしなかった」では男性の割合は低くなっているが、「弁護士に相談した」などでは男性が高くなっている。

表 4-2-4 人権侵害への対応について【年齢別】(%)

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳以上
家族、親せきに相談した	25.9	31.3	57.1	41.2	24.2	20.0
友人、職場の同僚・上司に相談した	30.0	31.3	57.1	38.2	15.2	28.0
何もしなかった	3.7	31.3	14.3	23.5	42.4	40.0
相手に抗議した	18.5	18.8	25.0	14.7	33.3	28.0
民間団体に相談した	0.0	0.0	10.7	2.9	9.1	12.0
弁護士に相談した	0.0	0.0	3.6	0.0	6.1	8.0
県や市町村役場に相談した	0.0	0.0	0.0	2.9	0.0	12.0
警察に相談した	0.0	6.3	0.0	5.9	0.0	4.0
法務局や人権擁護委員に相談した	0.0	0.0	0.0	2.9	3.0	0.0
おぼえていない	0.0	6.3	7.1	2.9	3.0	0.0
その他	0.0	0.0	17.9	5.9	9.1	0.0

年齢別にみると、40 歳代と 50 歳代では「家族、親せきに相談した」や「友人、職場の同僚・上司に相談した」などの割合が高く、60 歳代と 70 歳以上では「何もしなかった」などが高くなっている。

表 4-2-5 人権侵害への対応について【職業別】(%)

	農林漁業		商工サー ビス業		教育・福 祉関係、 公務員		自由業	家事専業	学生	無職
家族、親せきに相談した	30.0	28.6	46.5	47.8	14.3	29.4	85.7	21.2		
友人、職場の同僚・上司に相談した	10.0	42.9	32.6	56.5	28.6	29.4	0.0	33.3		
何もしなかった	30.0	14.3	23.3	21.7	0.0	41.2	14.3	42.4		
相手に抗議した	20.0	0.0	30.2	8.7	42.9	41.2	0.0	33.3		
民間団体に相談した	10.0	14.3	7.0	0.0	0.0	0.0	0.0	15.2		
弁護士に相談した	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	15.2		
県や市町村役場に相談した	0.0	0.0	0.0	4.3	0.0	0.0	0.0	9.1		
警察に相談した	0.0	14.3	2.3	0.0	14.3	0.0	0.0	3.0		
法務局や人権擁護委員に相談した	0.0	14.3	0.0	0.0	0.0	5.9	0.0	0.0		
おぼえていない	10.0	0.0	9.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
その他	10.0	28.6	9.3	0.0	0.0	5.9	0.0	9.1		

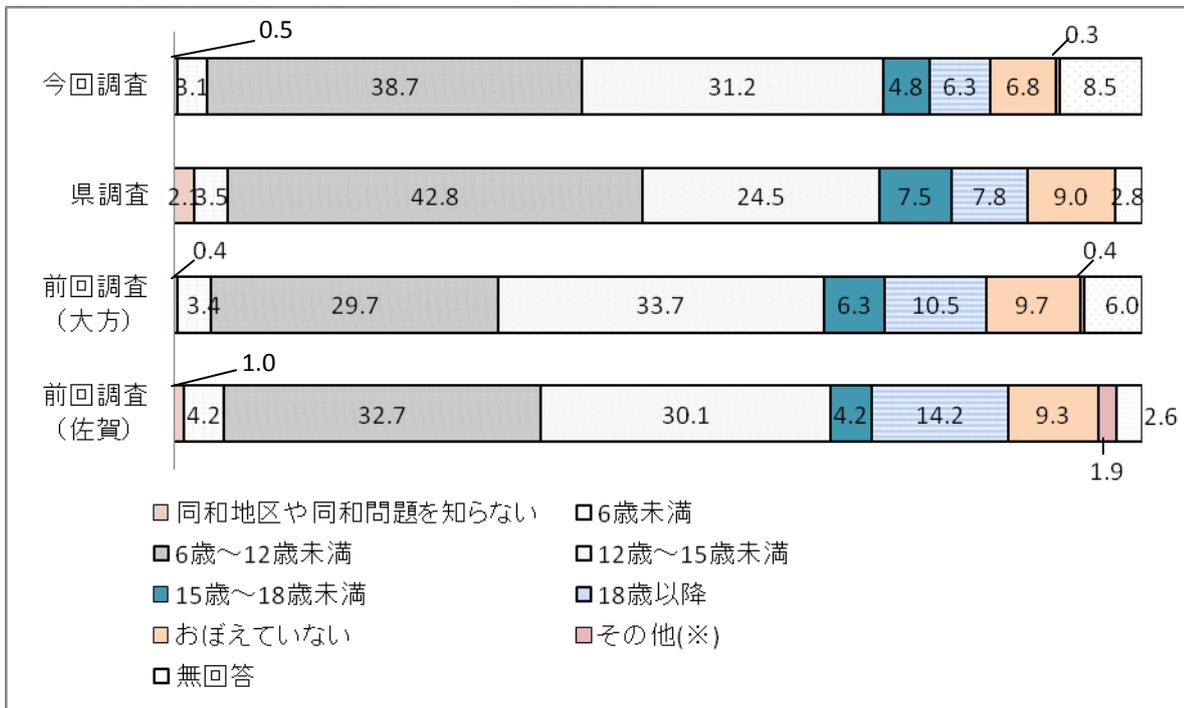
職業別にみると、学生では「家族、親せきに相談した」が 85.7%と最も高くなっている。また、商工サービス業と教育・福祉関係・公務員では「友人、職場の同僚・上司に相談した」が、勤めでは「家族、親せきに相談した」が、自由業では「相手に抗議した」が、無職では「何もしなかった」の割合が、それぞれ最も高くなっている。

2. 同和問題

(問 5) あなたが、同和地区や同和問題について、はじめて知ったのはいつ頃ですか。
次の中から 1つだけ ○印をつけてください。

- 1 同和地区や同和問題を知らない → (問 11 へ)
- 2 6 歳未満 (小学校に入る前)
- 3 6 歳～12 歳未満 (小学生のころ)
- 4 12 歳～15 歳未満 (中学生のころ)
- 5 15 歳～18 歳未満 (高校生のころ)
- 6 18 歳以降
- 7 おぼえていない
- 8 その他

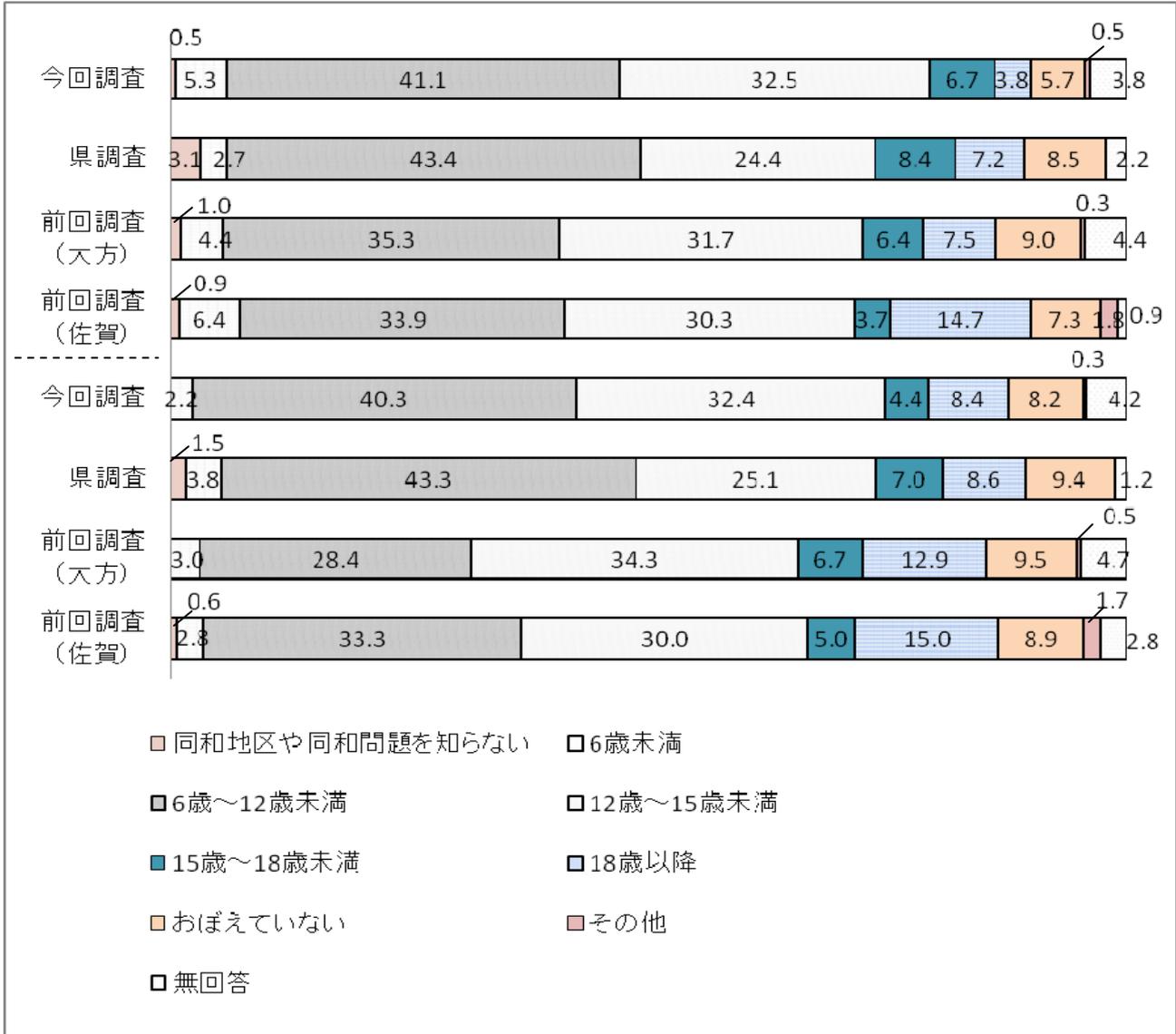
図 5-1 同和問題を知った時期について【全体】(%)



※ 県調査には、「その他」の回答項目がない。

同和問題を知った時期について、「6 歳～12 歳未満」が最も高く 38.7%、次いで「12 歳～15 歳未満」が 31.2%となっている。前回調査と比べ、「6 歳～12 歳未満」の割合が高くなっており、「18 歳以降」などは低くなっている。

図 5-2 同和問題を知った時期について【性別】(%)



性別にみると、男女に大きな違いはみられない。やや、男性に認知時期が早い傾向がある。前回調査と比べ、男女ともに「6歳～12歳未満」の割合が高くなっている。また、県調査と比べ、「12歳～15歳未満」の割合が高くなっている。

表 5-3 同和問題を知った時期について【年齢別】(%)

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳以上
同和地区や同和問題を知らない	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6
6 歳未満	14.8	2.3	0.0	1.0	1.3	6.3
6 歳～12 歳未満	51.9	70.5	72.3	41.8	31.2	23.8
12 歳～15 歳未満	25.9	20.5	16.9	41.8	42.0	30.0
15 歳～18 歳未満	0.0	4.5	2.4	6.1	5.1	6.3
18 歳以降	0.0	0.0	4.8	6.1	10.2	8.1
おぼえていない	0.0	2.3	3.6	1.0	6.4	16.3
無回答	3.7	0.0	0.0	2.0	3.8	8.1

年齢別にみると、40 歳代以下では「6 歳～12 歳未満」、50 歳代では「6 歳～12 歳未満」と「12 歳～15 歳未満」、60 歳代以上では「12 歳～15 歳未満」の割合が、それぞれ最も高くなっている。また、20 歳代で「6 歳未満」の割合が、そのほかの年代と比べ高くなっている。

表 5-4 同和問題を知った時期について【職業別】(%)

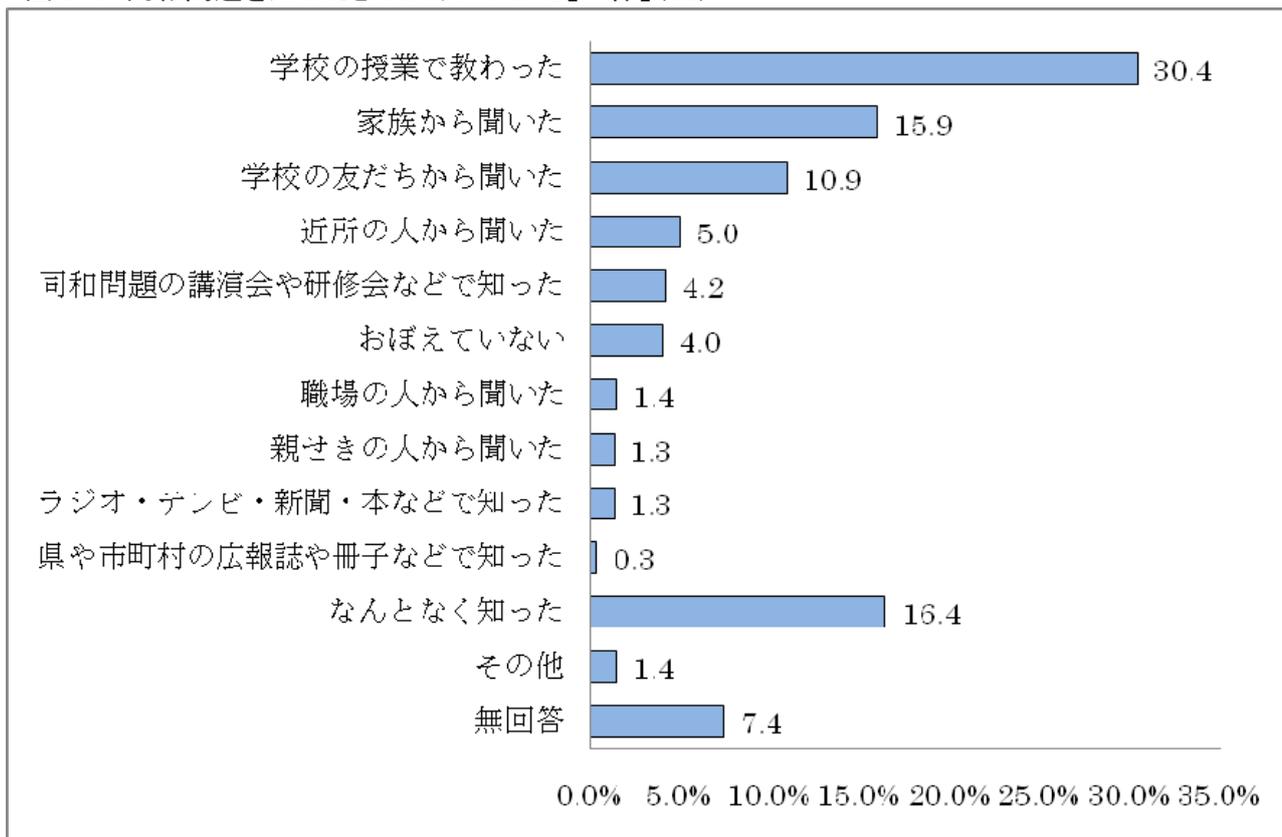
	商工サ ービス業		教育・福 祉関係、 公務員		自由業	家事専業	学生	無職
	農林漁業	勤め	社関係、					
同和地区や同和問題を知らない	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6
6 歳未満	0.0	3.1	2.6	1.4	11.1	2.2	20.8	3.1
6 歳～12 歳未満	38.0	28.1	58.3	62.3	44.4	29.3	45.8	28.8
12 歳～15 歳未満	42.0	43.8	24.3	30.4	22.2	41.3	20.8	30.1
15 歳～18 歳未満	4.0	15.6	5.2	1.4	0.0	5.4	0.0	5.5
18 歳以降	4.0	6.3	5.2	4.3	11.1	12.0	0.0	8.0
おぼえていない	10.0	3.1	1.7	0.0	0.0	8.7	0.0	14.1
無回答	2.0	0.0	2.6	0.0	0.0	1.1	12.5	9.8

職業別にみると、勤め、教育・福祉関係・公務員、学生では「6 歳～12 歳未満」の割合が最も高く、それぞれ 58.3%、62.3%、45.8%となっている。また、学生では「6 歳未満」も 20.8%と、そのほかの職業に比べ高くなっている。農林漁業、商工サービス業、家事専業、無職では「12 歳～15 歳未満」の割合が最も高くなっている。

(問 6) あなたが、同和地区や同和問題について、はじめて知ったきっかけは、何ですか。
次の中から1つだけ○印をつけてください。

- 1 家族から聞いた
- 2 親せきの人から聞いた
- 3 近所の人から聞いた
- 4 職場の人から聞いた
- 5 学校の友だちから聞いた
- 6 学校の授業で教わった
- 7 同和問題の講演会や研修会などで知った
- 8 ラジオ・テレビ・新聞・本などで知った
- 9 県や市町村の広報誌や冊子などで知った
- 10 なんとなく知った
- 11 おぼえていない
- 12 その他

図 6-1 同和問題を知ったきっかけについて【全体】(%)



同和問題を知ったきっかけについて、「学校の授業で教わった」が最も高く 30.4%、次いで「なんとなく知った」16.4%、「家族から聞いた」15.9%となっている。

表 6-2 同和問題を知ったきっかけについて【比較】(%)

	今回調査	県調査	前回調査 (大方)	前回調査 (佐賀)
学校の授業で教わった	30.4	30.9	22.1	23.4
家族から聞いた(※)	15.9	28.0	24.9	20.8
学校の友だちから聞いた	10.9	8.0	12.1	10.9
近所の人から聞いた	5.0	5.2	6.0	6.7
同和問題の講演会や研修会など	4.2	2.0	5.8	7.7
職場の人から聞いた	1.4	2.9	1.1	1.6
親せきの人から聞いた	1.3	1.8	1.4	1.6
ラジオ・テレビ・新聞・本など	1.3	4.0	1.9	2.6
県や市町村の広報誌や冊子など	0.3	1.1	1.7	1.0
なんとなく知った	16.4	-	11.6	11.9
おぼえていない	4.0	10.1	7.8	7.7
その他	1.4	1.2	0.8	0.3

※ 「家族から聞いた」は、前回調査「祖父母から聞いた」、「父母から聞いた」、「祖父母・父母以外の家族から聞いた」を合計したものと比較。

前回調査と比べ、「学校の授業で教わった」の割合が高くなっており、「家族から聞いた」は低くなっている。「家族から聞いた」は県調査と比べても低くなっている。

表 6-3 同和問題を知ったきっかけについて【性別】(%)

	男性				女性			
	今回調査	県調査	前回調査 (大方)	前回調査 (佐賀)	今回調査	県調査	前回調査 (大方)	前回調査 (佐賀)
学校の授業で教わった	25.4	30.0	20.3	22.0	35.7	32.6	25.4	26.7
家族から聞いた(※)	20.6	27.7	27.1	21.1	15.0	28.6	24.5	21.7
学校の友だちから聞いた	16.3	9.7	14.1	13.8	8.4	6.9	11.6	8.9
近所の人から聞いた	4.3	4.2	6.5	5.5	5.2	6.2	5.1	6.1
同和問題の講演会や研修会など	3.3	1.4	5.2	4.6	4.6	2.6	6.1	9.4
職場の人から聞いた	2.4	4.1	1.0	0.9	1.1	1.9	1.1	2.2
親せきの人から聞いた	2.4	2.6	2.1	3.7	0.8	1.2	1.2	0.0
ラジオ・テレビ・新聞・本などで	2.4	4.6	2.6	2.8	0.8	3.5	1.8	2.8
県や市町村の広報誌や冊子など	1.0	0.7	1.3	1.8	0.0	1.2	1.8	0.0
なんとなく知った	14.8	-	9.9	10.1	18.3	-	12.1	13.3
おぼえていない	2.9	10.2	8.3	9.2	4.9	10.3	6.7	6.7
その他	1.0	0.7	0.3	0.0	1.9	1.7	1.2	0.0

性別にみると、男性では「学校の授業で教わった」が 25.4%、「家族から聞いた」が 20.6%、「学校の友だちから聞いた」が 16.3%と高くなっているが、女性では「学校の授業で教わった」が 35.7%、「なんとなく知った」が 18.3%、「家族から聞いた」が 15.0%となっており、男女で違いがみられた。

表 6-4 同和問題を知ったきっかけ【年齢別】(%)

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳以上
家族から聞いた	14.8	2.3	12.0	14.3	21.0	22.5
親せきの人から聞いた	0.0	0.0	0.0	2.0	1.9	1.9
近所の人から聞いた	0.0	2.3	2.4	0.0	6.4	8.8
職場の人から聞いた	0.0	0.0	0.0	0.0	4.5	1.3
学校の友だちから聞いた	0.0	2.3	6.0	14.3	15.3	12.5
学校の授業で教わった	74.1	86.4	67.5	51.0	8.3	2.5
同和問題の講演会や研修会など	0.0	2.3	0.0	3.1	4.5	8.1
ラジオ・テレビ・新聞・本など	3.7	0.0	1.2	1.0	1.3	1.9
県や市町村の広報誌や冊子など	0.0	0.0	0.0	1.0	0.6	0.0
なんとなく知った	0.0	2.3	3.6	7.1	29.9	24.3
おぼえていない	3.7	2.3	0.0	1.0	3.2	10.0
その他	3.7	0.0	1.2	3.1	1.3	0.6

年齢別にみると、50 歳代以下で「学校の授業で教わった」の割合が高くなっている。一方で、60 歳代以上では「なんとなく知った」、「家族から聞いた」、「近所の人から聞いた」が、そのほかの年代に比べ高くなっている。

表 6-5 同和問題を知ったきっかけ【職業別】(%)

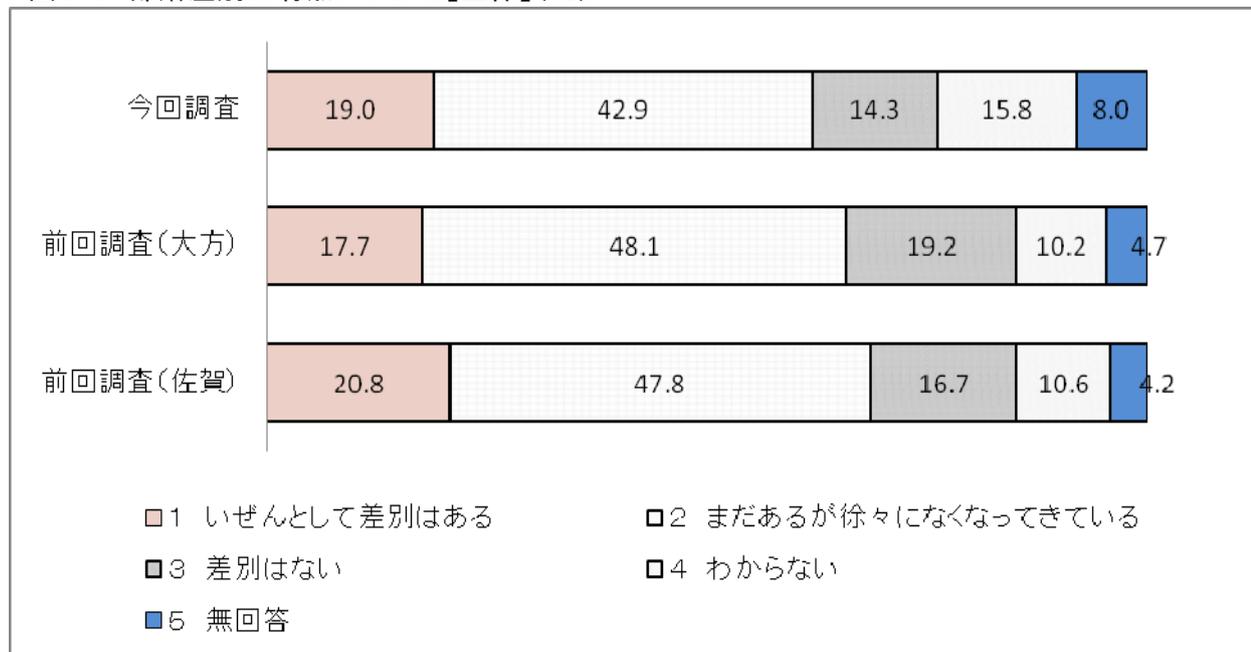
	農林漁業	商工サー ビス業	勤め	教育・福		自由業	家事専業	学生	無職
				祉関係、 公務員					
学校の授業で教わった	30.0	31.3	60.9	56.5	50.0	17.4	58.3	4.3	
家族から聞いた	18.0	15.6	14.8	11.6	0.0	21.7	20.8	19.6	
学校の友だちから聞いた	18.0	18.8	5.2	13.0	16.7	7.6	0.0	14.7	
近所の人から聞いた	2.0	3.1	2.6	2.9	5.6	6.5	0.0	8.6	
同和問題の講演会や研修会など	6.0	3.1	2.6	0.0	0.0	6.5	0.0	6.1	
職場の人から聞いた	0.0	0.0	0.9	2.9	0.0	2.2	0.0	2.5	
親せきの人から聞いた	4.0	0.0	0.9	2.9	0.0	0.0	0.0	1.8	
ラジオ・テレビ・新聞・本など	0.0	3.1	0.9	0.0	16.7	1.1	0.0	1.2	
県や市町村の広報誌や冊子など	0.0	3.1	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
なんとなく知った	14.0	18.8	6.1	7.2	5.6	30.4	0.0	24.5	
おぼえていない	4.0	0.0	1.7	0.0	0.0	6.5	8.3	6.7	
その他	2.0	3.1	0.9	2.9	5.6	0.0	0.0	1.8	

職業別にみると、勤め、教育・福祉関係・公務員、学生では「学校の授業で教わった」の割合が高く、半数を超えている。また、家事専業と無職では「なんとなく知った」の割合が高くなっている。

(問 7) あなたは、部落差別が現在もあると思いますか。
次の中から1つだけ○印をつけてください。

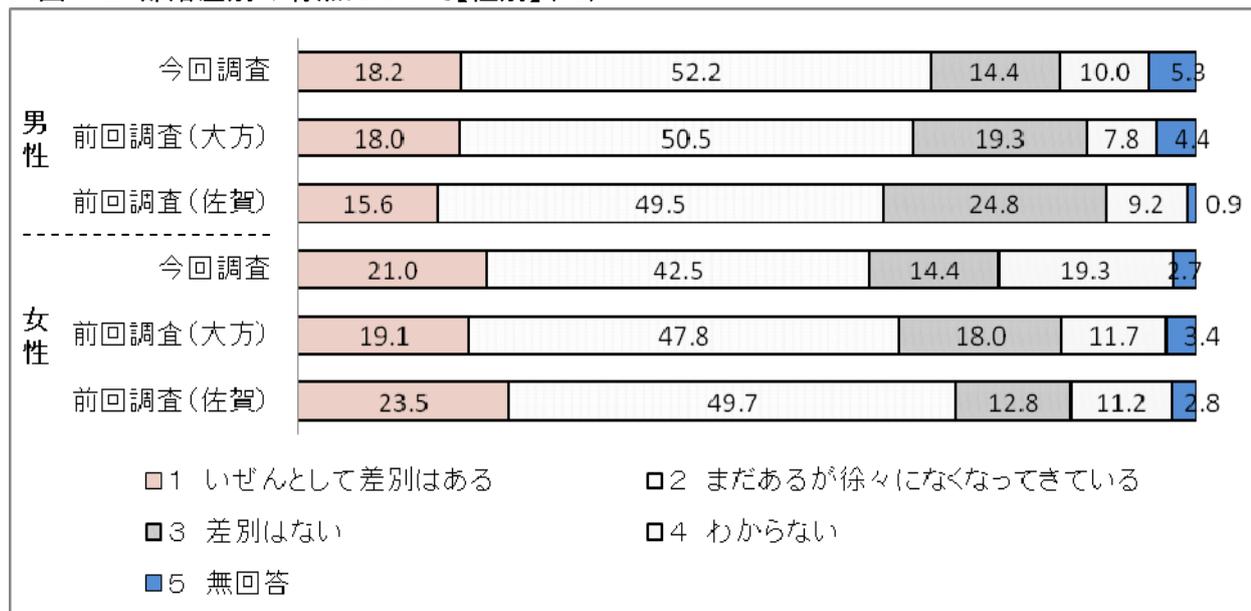
- 1 いぜんとして差別はある
- 2 まだあるが徐々になくなってきている
- 3 差別はない
- 4 わからない

図 7-1 部落差別の有無について【全体】(%)



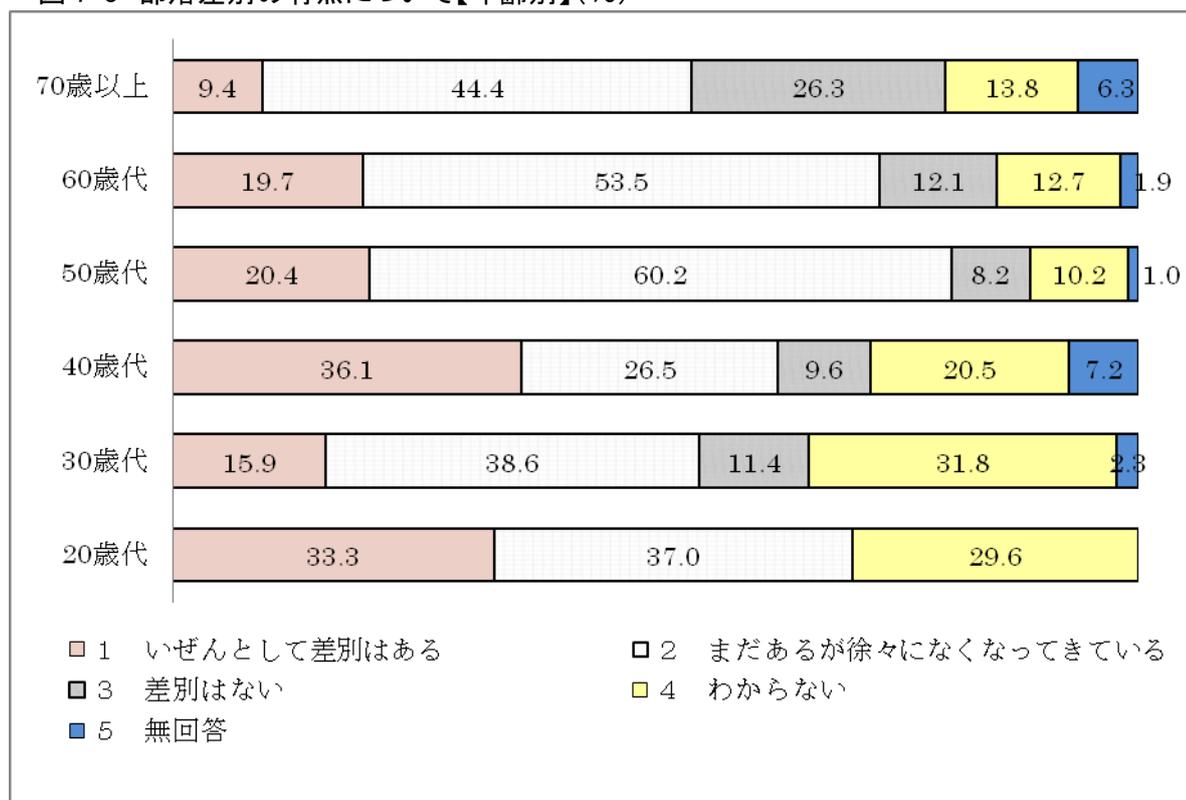
部落差別の有無について、「まだあるが徐々になくなってきている」が最も高く42.9%となっており、次いで「いぜんとして差別はある」19.0%、「わからない」15.8%、「差別はない」14.3%となっている。

図 7-2 部落差別の有無について【性別】(%)



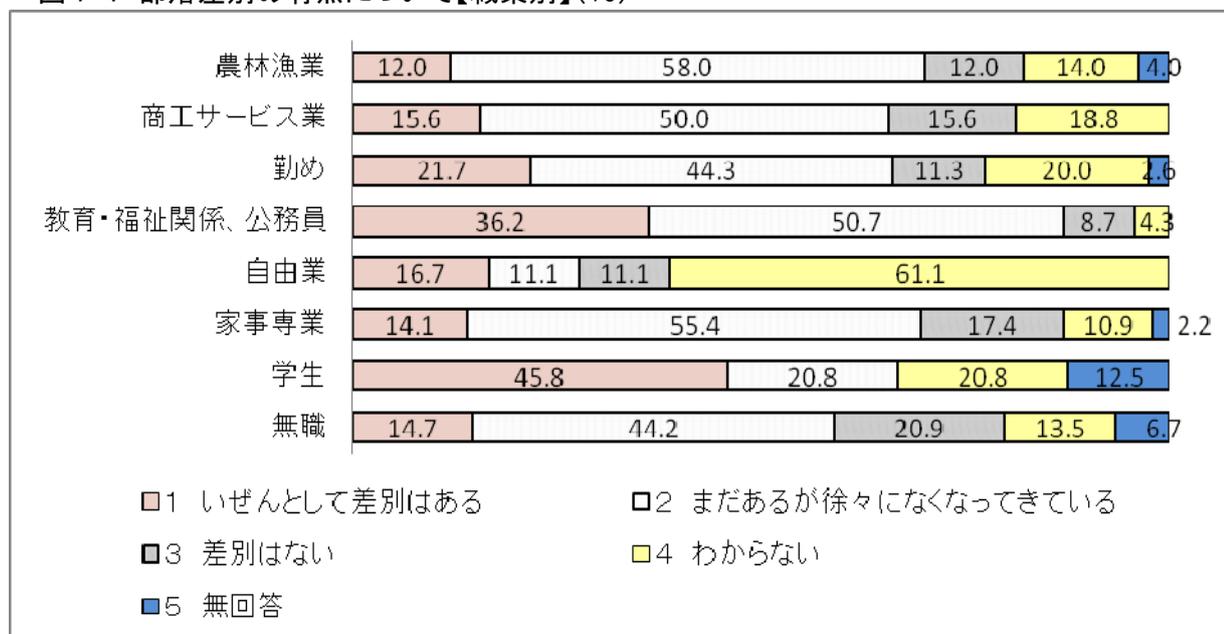
性別にみると、「まだあるが徐々になくなってきている」では男性の割合が高くなっている。前回調査と比べ、「差別はない」では男性の割合が低くなっている。

図 7-3 部落差別の有無について【年齢別】(%)



年齢別にみると、「差別はない」と答えた人の割合は70歳以上が最も高く26.3%、「いぜんとして差別はある」では40歳代が36.1%と最も高くなっている。また、「わからない」では20歳代と30歳代が高くなっている。

図 7-4 部落差別の有無について【職業別】(%)

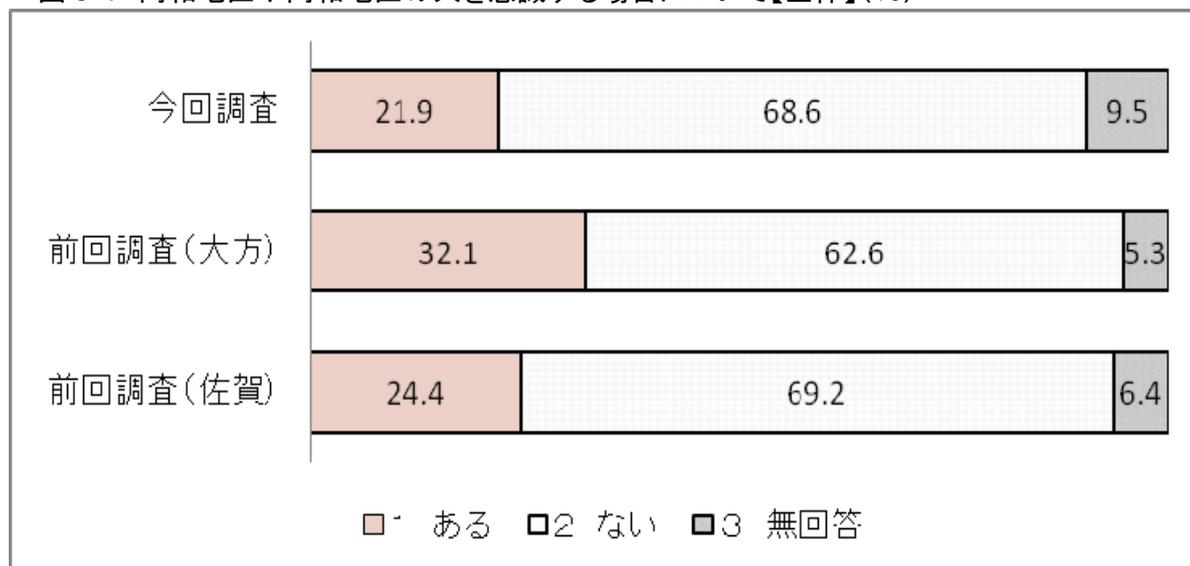


職業別にみると、自由業では「わからない」が61.1%と最も高く、「いぜんとして差別はある」では学生が45.8%、教育・福祉関係・公務員が36.2%と高くなっている。また、教育・福祉関係・公務員では「いぜんとして差別はある」と「まだあるが徐々になくなってきている」の割合が合計で86.9%と、そのほかの職業と比べ高くなっている。

(問 8) あなたは、同和地区や同和地区の人ということを気にしたり、意識したりすることがありますか。

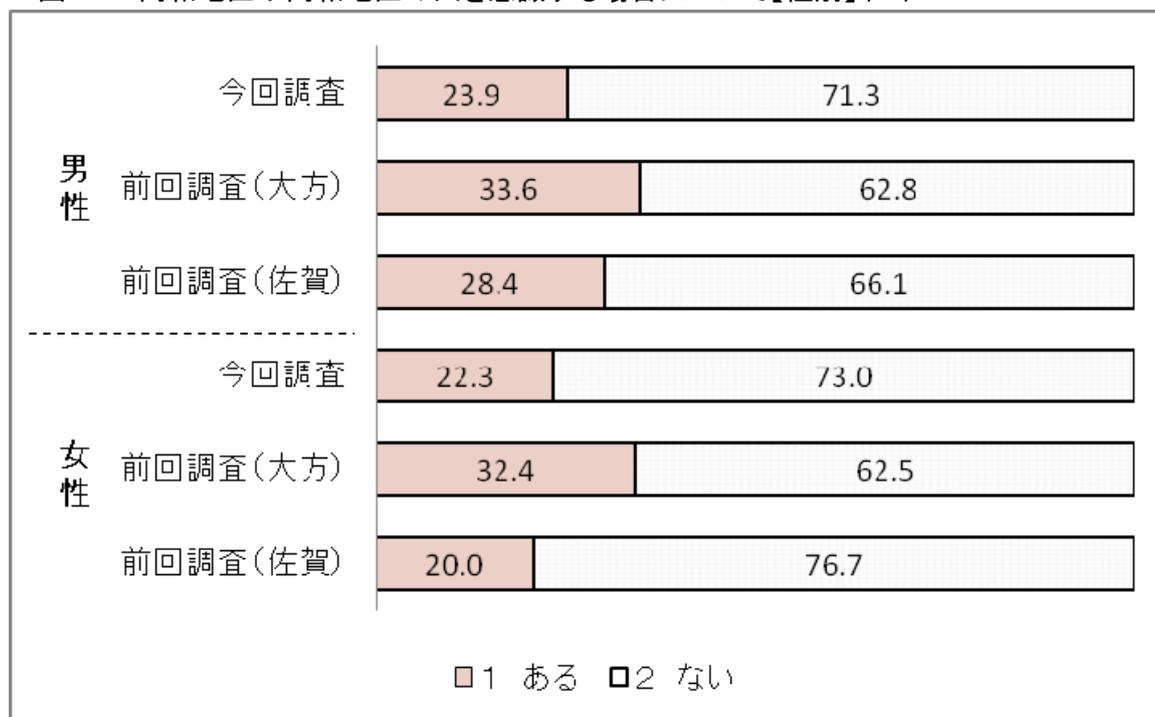
- 1 ある → (問 8-1 へ)
- 2 ない → (問 9 へ)

図 8-1 同和地区や同和地区の人を意識する場合について【全体】(%)



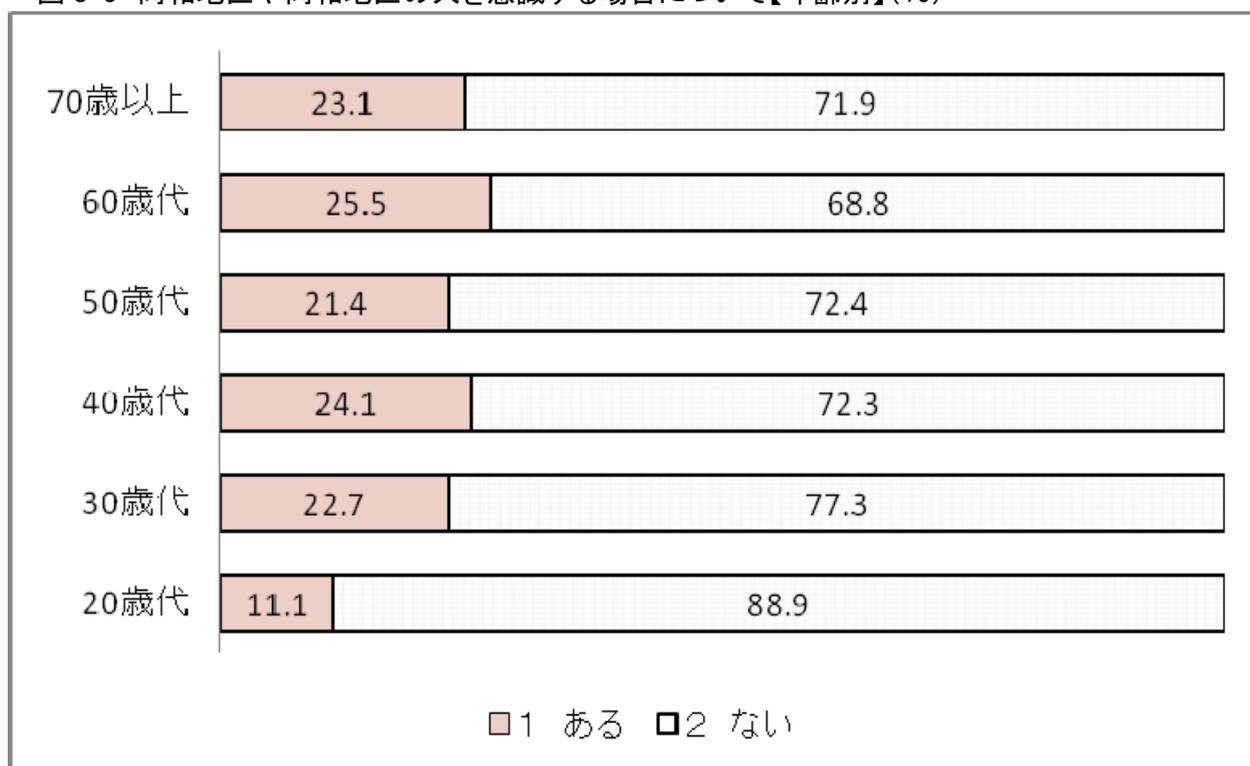
「ある」が 21.9%、「ない」が 68.6%となっている。前回調査と比べ、「ある」と答えた人の割合が低くなっている。

図 8-2 同和地区や同和地区の人を意識する場合について【性別】(%)



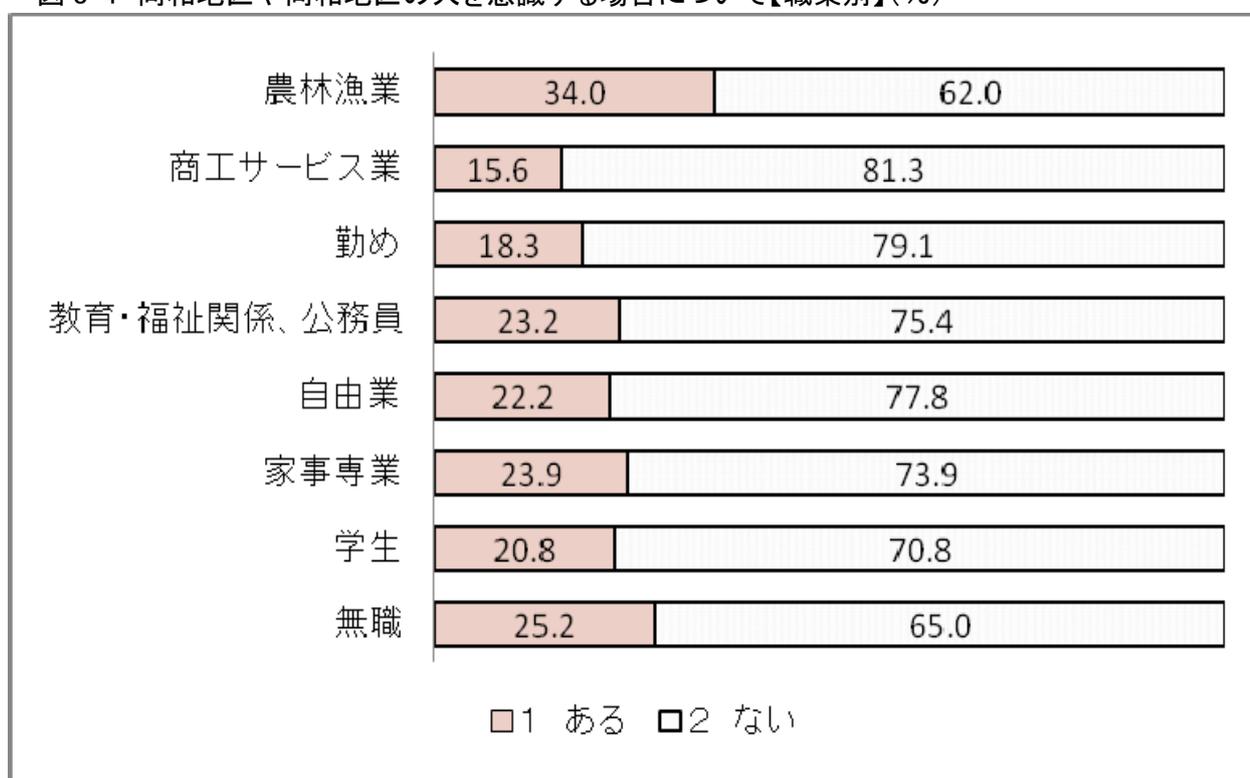
性別にみると、前回調査(大方)と比べ、「ある」と答えた人の割合が男女とも低くなっている。また、前回調査(佐賀)と比べ、「ある」では男性の割合が低くなっている。

図 8-3 同和地区や同和地区の人を意識する場合について【年齢別】(%)



年齢別にみると、20歳代で「ない」と答えた人は88.9%と最も高くなっている。

図 8-4 同和地区や同和地区の人を意識する場合について【職業別】(%)



職業別にみると、「ある」と答えた人の割合は、農林漁業が34.0%と最も高く、商工サービス業は15.6%と最も低くなっている。

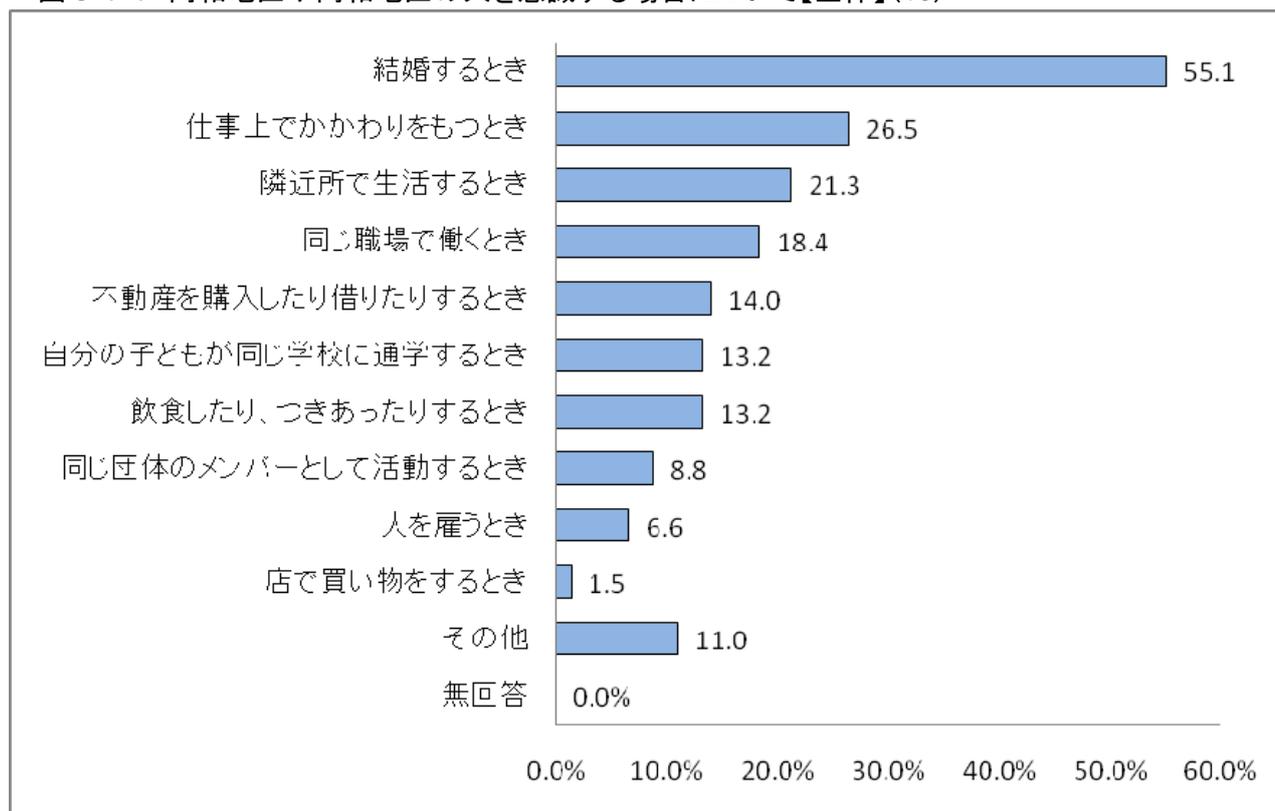
問8で「1 ある」と答えた方に質問します。

(問8-1) どのようなときに気にしたり、意識したりすることがありますか。

あてはまるものすべてに○印をつけてください。

- 1 結婚するとき
- 2 人を雇うとき
- 3 同じ職場で働くとき
- 4 自分の子どもが同じ学校に通学するとき
- 5 隣近所で生活するとき
- 6 仕事上でかかわりをもつとき
- 7 同じ団体(町内会、自治会、PTA、サークルなど)のメンバーとして活動するとき
- 8 飲食したり、つきあったりするとき
- 9 不動産(家、土地など)を購入したり借りたりするとき
- 10 店で買い物をするとき
- 11 その他

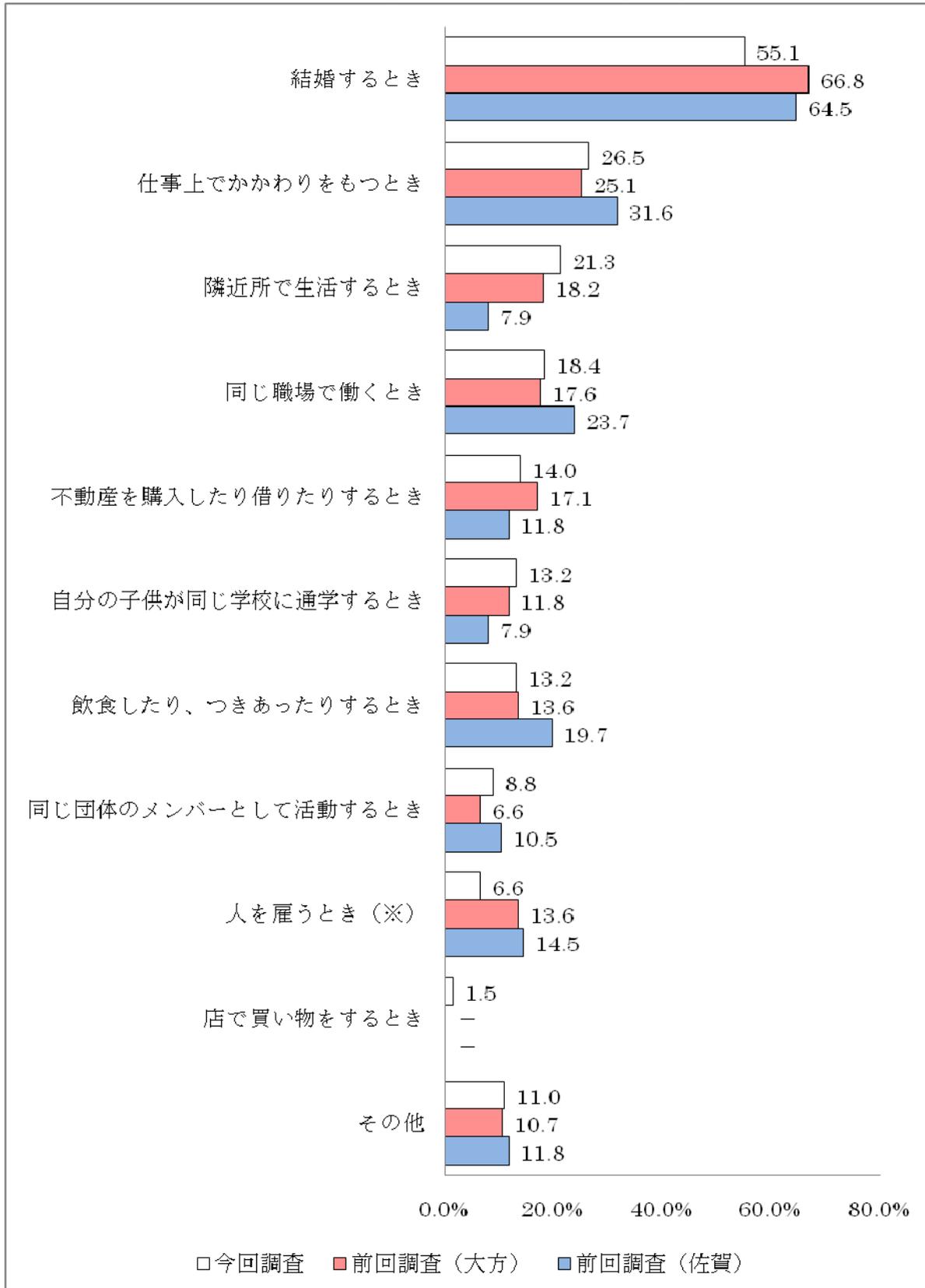
図8-1-1 同和地区や同和地区の人を意識する場合について【全体】(%)



同和地区や同和地区の人を意識する場合について、「結婚するとき」が最も高く55.1%、次いで「仕事上でかかわりをもつとき」26.5%、「隣近所で生活するとき」21.3%、「同じ職場で働くとき」18.4%となっている。

「その他」としては、「他人の言動」、「自分が出身であるから」、「トラブルが起きたとき」、「金銭的優遇を受けているとき」などがあつた。

図 8-1-2 同和地区や同和地区の人を意識する場合について【比較】(%)



※ 「人を雇うとき」は、前回調査「雇用問題のとき」との比較。

前回調査と比べ、「結婚するとき」の割合は低くなっているが、55.1%と最も高くなっている。また、前回調査と比べ、「隣近所で生活するとき」などの割合が高く、一方で「人を雇うとき」などは低くなっている。

表 8-1-3 同和地区や同和地区の人を意識する場合について【性別】(%)

	男性			女性		
	今回調査	前回調査 (大方)	前回調査 (佐賀)	今回調査	前回調査 (大方)	前回調査 (佐賀)
結婚するとき	36.0	68.9	54.8	68.3	65.4	69.4
仕事上でかかわりをもつとき	34.0	24.8	48.4	23.2	25.9	16.7
隣近所で生活するとき	20.0	17.1	6.5	23.2	18.9	11.1
同じ職場で働くとき	14.0	13.2	22.6	19.5	22.2	16.7
不動産を購入したり借りたりするとき	16.0	14.0	12.9	13.4	18.4	13.9
自分の子供が同じ学校に通学するとき	10.0	11.6	6.5	15.9	13.5	5.6
飲食したり、つきあったりするとき	20.0	18.6	19.4	9.8	18.4	22.2
同じ団体のメンバーとして活動するとき	10.0	4.7	6.5	8.5	9.2	11.1
人を雇うとき(※)	2.0	14.7	12.9	9.8	14.1	8.3
店で買い物をするとき	2.0	-	-	1.2	-	-
その他	16.0	7.8	9.7	7.3	13.5	13.9

性別にみると、「結婚するとき」では男性が36.0%に対し、女性は68.3%と高くなっている。これに次いで、男性では「仕事上でかかわりをもつとき」34.0%、「隣近所で生活するとき」20.0%、「飲食したり、つきあったりするとき」20.0%と高くなっているが、女性では「仕事上でかかわりをもつとき」23.2%、「隣近所で生活するとき」23.2%、「同じ職場で働くとき」19.5%と、男女で違いがみられた。

前回調査(佐賀)と比べ、「結婚するとき」や「仕事上でかかわりをもつとき」などの男性の割合が低く、一方で、「仕事上でかかわりをもつとき」などでは女性が高くなっている。

表 8-1-4 同和地区や同和地区の人を意識する場合について【年齢別】(%)

	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上
結婚するとき	66.7	30.0	55.0	66.7	42.5	67.6
仕事上でかかわりをもつとき	0.0	50.0	25.0	38.1	32.5	8.1
隣近所で生活するとき	0.0	20.0	0.0	14.3	27.5	29.7
同じ職場で働くとき	33.3	10.0	5.0	14.3	20.0	24.3
不動産を購入したり借りたりするとき	33.3	20.0	5.0	28.6	7.5	16.2
自分の子供が同じ学校に通学するとき	0.0	0.0	5.0	23.8	20.0	10.8
飲食したり、つきあったりするとき	0.0	20.0	15.0	14.3	12.5	8.1
同じ団体のメンバーとして活動するとき	0.0	0.0	15.0	14.3	5.0	10.8
人を雇うとき	0.0	20.0	0.0	4.8	12.5	2.7
店で買い物をするとき	0.0	0.0	5.0	0.0	0.0	2.7
その他	0.0	10.0	30.0	14.3	5.0	2.7

年齢別にみると、30歳代では「仕事上でかかわりをもつとき」の割合が最も高く、そのほかの年代では「結婚するとき」の割合が最も高くなっている。

表 8-1-5 同和地区や同和地区の人を意識する場合について【職業別】(%)

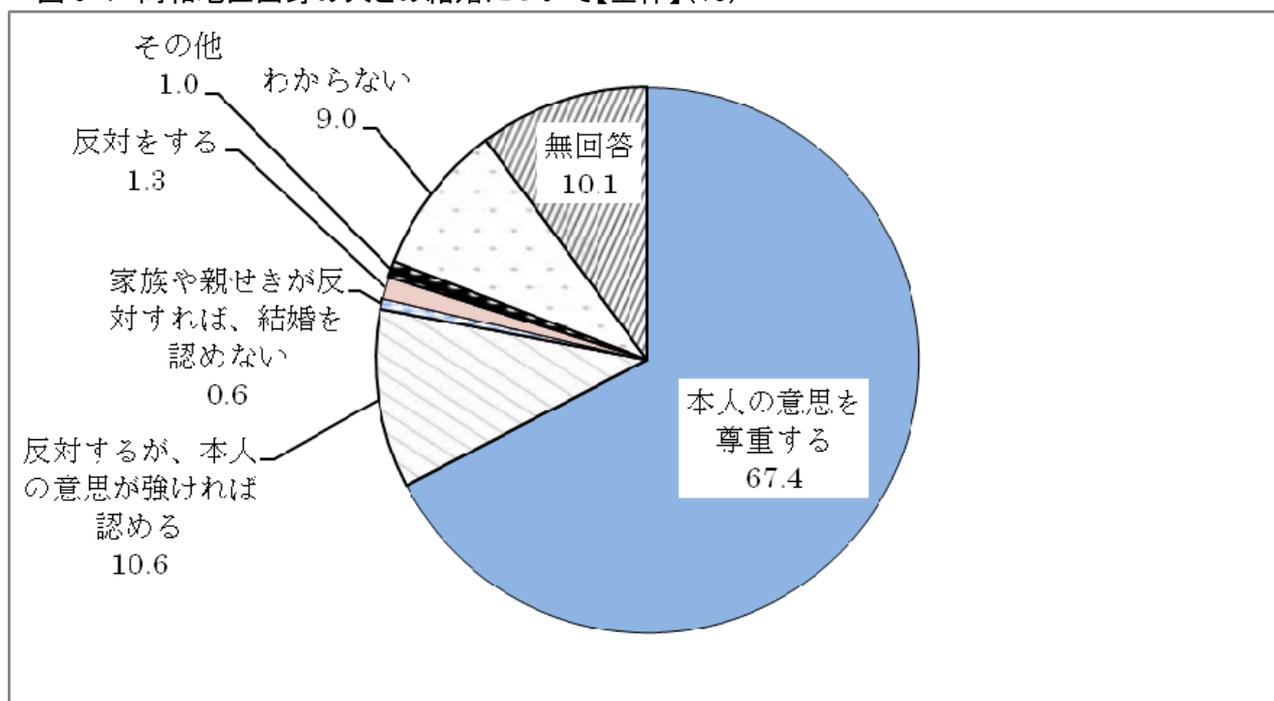
	農林漁業	商工サービス業	勤め	教育・福祉関係、公務員	自由業	家事専業	学生	無職
結婚するとき	47.1	20.0	76.2	56.3	50.0	77.3	80.0	36.6
仕事上でかかわりをもつとき	41.2	20.0	42.9	18.8	25.0	31.8	0.0	17.1
隣近所で生活するとき	17.6	40.0	0.0	0.0	25.0	36.4	0.0	31.7
同じ職場で働くとき	11.8	0.0	23.8	6.3	25.0	13.6	0.0	26.8
不動産を購入したり借りたりするとき	5.9	0.0	23.8	18.8	0.0	13.6	40.0	12.2
自分の子供が同じ学校に通学するとき	11.8	20.0	28.6	0.0	0.0	22.7	0.0	7.3
飲食したり、つきあったりするとき	11.8	40.0	9.5	6.3	75.0	13.6	0.0	9.8
同じ団体のメンバーとして活動するとき	5.9	0.0	4.8	18.8	0.0	4.5	0.0	14.6
人を雇うとき	0.0	0.0	14.3	0.0	0.0	4.5	0.0	12.2
店で買い物をするとき	0.0	0.0	0.0	6.3	0.0	0.0	0.0	2.4
その他	0.0	20.0	4.8	43.8	0.0	0.0	0.0	12.2

職業別にみると、商工サービス業では「隣近所で生活するとき」と「飲食したり、つきあったりするとき」が、自由業では「飲食したり、つきあったりするとき」が、そのほかの職業では「結婚するとき」の割合が、それぞれ最も高くなっている。

(問 9) あなたの身内の方が結婚しようとしている相手が、同和地区出身の人だとわかった場合、あなたはどうしますか。次の中から 1つだけ ○印をつけてください。

- 1 本人の意思を尊重する
- 2 反対するが、本人の意思が強ければ認める
- 3 家族や親せきが反対すれば、結婚を認めない
- 4 反対をする
- 5 その他
- 6 わからない

図 9-1 同和地区出身の人との結婚について【全体】(%)



結婚に関する意見について、「本人の意思を尊重する」が最も高く67.4%、次いで「反対するが、本人の意思が強ければ認める」10.6%、「わからない」9.0%となっている。

表 9-2 同和地区出身の人との結婚について【比較】(%)

	今回調査	県調査	前回調査 (大方)	前回調査 (佐賀)
本人の意思を尊重する(※1)	67.4	44.9	65.6	75.3
反対するが、本人の意思が強ければ認める(※2)	10.6	23.3	14.8	8.3
家族や親せきが反対すれば、結婚を認めない	0.6	3.5	-	-
反対をする(※3)	1.3	5.1	4.1	1.9
その他	1.0	2.0	-	-
わからない	9.0	14.7	10.5	7.7
無回答	10.1	6.5	5.1	6.7

* 県調査の設問は、「かりに、あなたにお子さんがいて、そのお子さんが結婚しようとしている相手が、同和地区出身の人だとわかった場合、あなたはどうしますか」との比較。

※1 「本人の意思を尊重する」は、県調査「子どもの意志を尊重する」との比較。

※2 「反対するが、本人の意思が強ければ認める」は、県調査「親としては反対するが、子どもの意志が強ければ認める」との比較。

※3 「反対をする」は、県調査「絶対に結婚を認めない」との比較。

県調査と比べ、「本人の意思を尊重する」の割合が高くなっている。

表 9-3 同和地区出身の人との結婚について【性別】(%)

	男性				女性			
	今回調査	県調査	前回調査 (大方)	前回調査 (佐賀)	今回調査	県調査	前回調査 (大方)	前回調査 (佐賀)
本人の意思を尊重する	74.2	48.3	70.6	77.1	68.7	43.4	64.8	78.2
反対するが、本人の意思が強ければ認める	12.4	24.0	14.3	9.2	10.4	23.2	15.6	7.8
家族や親せきが反対すれば、結婚を認めない	0.5	3.7	-	-	0.5	3.5	-	-
反対をする	0.5	5.3	5.5	0.0	1.9	5.0	3.5	2.2
その他	0.0	1.8	-	-	1.6	2.1	-	-
わからない	6.2	12.0	6.5	9.2	10.9	17.1	11.4	7.8

性別にみると、県調査と比べ、「本人の意思を尊重する」では男女ともに割合が高くなっている。また、男女で大きな違いはみられない。

表 9-4 同和地区出身の人との結婚について【年齢別】(%)

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳以上
本人の意思を尊重する	92.6	86.4	69.9	74.5	72.0	59.4
反対するが、本人の意思が強ければ認める	0.0	6.8	4.8	11.2	10.8	18.1
家族や親せきが反対すれば、結婚を認めない	0.0	0.0	0.0	0.0	1.3	0.6
反対をする	0.0	0.0	0.0	2.0	0.6	3.1
その他	0.0	0.0	2.4	2.0	0.0	1.3
わからない	7.4	4.5	15.7	7.1	9.6	8.1

年齢別にみると、「本人の意思を尊重する」では 20 歳代が 92.6%と最も高く、70 歳以上で 59.4%と最も低くなっている。

表 9-5 同和地区出身の人との結婚について【職業別】(%)

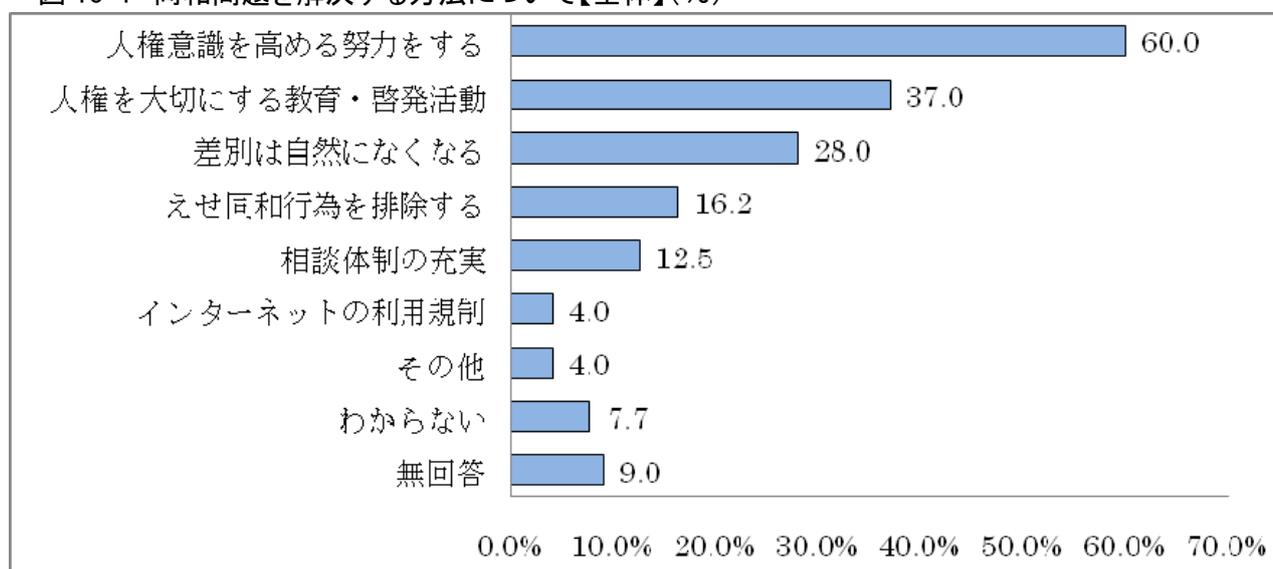
	農林漁業	商工サー ビス業	教育・福					学生	無職
			勤め	社関係、 公務員	自由業	家事専業			
本人の意思を尊重する	76.0	78.1	77.4	81.2	72.2	66.3	100.0	58.9	
反対するが、本人の意思が強ければ認める	10.0	3.1	11.3	7.2	5.6	15.2	0.0	14.1	
家族や親せきが反対すれば、結婚を認めない	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1	0.0	1.2	
反対をする	0.0	0.0	0.9	0.0	0.0	2.2	0.0	3.1	
その他	0.0	3.1	0.9	2.9	0.0	1.1	0.0	0.6	
わからない	12.0	9.4	5.2	7.2	16.7	8.7	0.0	10.4	

職業別にみると、「本人の意思を尊重する」では家事専業と無職の割合が、そのほかの職業と比べ低くなっている。

(問 10) あなたは、同和問題を解決するためには、どのようなことが大切だと思いますか。
次の中から3つまで○印をつけてください。

- 1 行政が、差別意識をなくし人権を大切にする教育・啓発活動を積極的に行う
- 2 一人ひとりが、差別をしないよう人権意識を高める努力をする
- 3 同和地区のことなど口に出さず、そっとしておけば、差別は自然になくなる
- 4 同和問題に関する人権相談や電話相談を充実する
- 5 えせ同和行為を排除する
- 6 インターネットの利用等にかかわる規制をする
- 7 その他
- 8 わからない

図 10-1 同和問題を解決する方法について【全体】(%)



同和問題を解決する方法として、「人権意識を高める努力をする」が最も高く60.0%、次いで「人権を大切にする教育・啓発活動」37.0%、「差別は自然になくなる」28.0%となっている。

「その他」としては、「法律等の整備」、「解決は困難である」、「啓発・教育する人の人権意識を高める」などがあつた。

表 10-2 同和問題を解決する方法について【比較】(%)

	今回調査	県調査
人権意識を高める努力をする	60.0	37.1
人権を大切にする教育・啓発活動	37.0	35.9
差別は自然になくなる	28.0	30.9
えせ同和行為を排除する	16.2	23.8
相談体制の充実	12.5	6.7
インターネットの利用規制	4.0	1.7
その他	4.0	7.8
わからない	7.7	12.7

県調査と比べ、「人権意識を高める努力をする」が60.0%と高くなっている。

表 10-3 同和問題を解決する方法について【性別】(%)

	男性		女性	
	今回調査	県調査	今回調査	県調査
人権意識を高める努力をする	66.5	36.2	61.0	39.1
人権を大切にす教育・啓発活動	40.7	37.7	37.6	35.2
差別は自然になくなる	27.8	33.2	30.2	30.1
えせ同和行為を排除する	21.5	29.8	15.0	20.0
相談体制の充実	14.8	7.8	12.5	5.8
インターネットの利用規制	3.3	1.9	4.9	1.5
その他	4.3	9.2	4.1	6.8
わからない	6.7	10.2	8.2	14.7

性別にみると、県調査と比べ、「人権意識を高める努力をする」では男女ともに割合が高くなっている。また、男女で大きな違いはみられない。

表 10-4 同和問題を解決する方法について【年齢別】(%)

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳以上
人権意識を高める努力をする	74.1	72.7	61.4	67.3	61.1	59.4
人権を大切にす教育・啓発活動	44.4	45.5	43.4	33.7	33.1	41.3
差別は自然になくなる	22.2	20.5	16.9	18.4	32.5	43.8
えせ同和行為を排除する	11.1	13.6	15.7	23.5	19.1	15.0
相談体制の充実	18.5	6.8	12.0	14.3	12.7	15.6
インターネットの利用規制	7.4	2.3	6.0	2.0	7.6	1.9
その他	3.7	2.3	13.3	2.0	4.5	0.6
わからない	3.7	4.5	12.0	7.1	7.0	7.5

年齢別にみると、「差別は自然になくなる」が 70 歳以上で全体の 28.0%より高く、43.8%となっている。また、「人権意識を高める努力をする」の割合は年代が低くなるにつれて、高くなる傾向にある。

表 10-5 同和問題を解決する方法について【職業別】(%)

	農林漁業	商工サー ビス業	勤め	教育・福 祉関係、 公務員	自由業	家事専業	学生	無職
人権意識を高める努力をする	62.0	62.5	70.4	79.7	55.6	57.6	45.8	55.8
人権を大切にす教育・啓発活動	32.0	31.3	35.7	62.3	38.9	33.7	33.3	36.8
差別は自然になくなる	40.0	28.1	24.3	11.6	16.7	38.0	8.3	37.4
えせ同和行為を排除する	4.0	9.4	8.7	24.6	16.7	15.2	4.2	15.3
相談体制の充実	10.0	28.1	16.5	17.4	11.1	16.3	8.3	20.9
インターネットの利用規制	2.0	0.0	2.6	4.3	5.6	6.5	4.2	5.5
その他	6.0	15.6	4.3	8.7	5.6	0.0	4.2	1.8
わからない	4.0	6.3	6.1	0.0	5.6	9.8	0.0	12.3

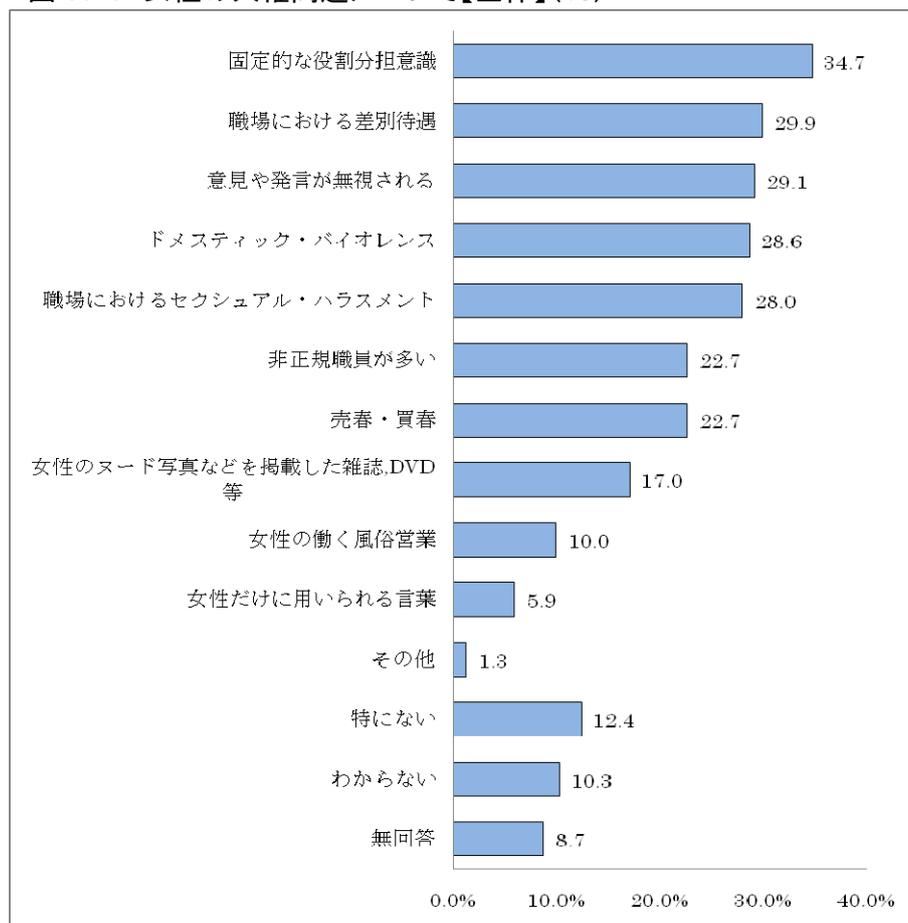
職業別にみると、「人権を大切にす教育・啓発活動」では教育・福祉関係・公務員が62.3%と最も高くなっている。また、「差別は自然になくなる」では教育・福祉関係・公務員と学生が低くなっている。

3. 女性の人権問題

(問 11) 女性に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。
あてはまるものすべてに○印をつけてください。

- 1 男女の固定的な役割分担意識(「男は仕事、女は家庭」など)を他の人に押しつける
- 2 女性ということで意見や発言が無視される
- 3 職場における差別待遇
- 4 女性が多い職業で非正規職員(パート等)が多い
- 5 ドメスティック・バイオレンス(DV)
- 6 職場におけるセクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ)
- 7 売春・買春(いわゆる「援助交際」を含む)
- 8 女性のヌード写真などを掲載した広告、雑誌、新聞やDVD
- 9 女性の働く風俗営業
- 10 「女子アナ」、「女医」、「女流作家」などのように女性だけに用いられる言葉
- 11 その他
- 12 特にない
- 13 わからない

図 11-1 女性の人権問題について【全体】(%)



女性の人権問題について、「固定的な役割分担意識」が最も高く34.7%、次いで「職場における差別待遇」29.9%、「女性ということで意見や発言が無視される」29.1%、「ドメスティック・バイオレンス」28.6%、「職場におけるセクシュアル・ハラスメント」28.0%となっている。

表 11-2 女性の人権問題について【比較】(%)

	今回調査	県調査	前回調査 (大方)	前回調査 (佐賀)
固定的な役割分担意識	34.7	36.4	33.6	36.9
職場における差別待遇	29.9	29.6	32.3	34.6
意見や発言が無視される	29.1	28.3	32.7	33.7
ドメスティック・バイオレンス(※1)	28.6	29.9	21.6	18.9
職場におけるセクシュアル・ハラスメント	28.0	26.4	16.2	21.8
非正規職員が多い	22.7	23.2	-	-
売春・買春	22.7	20.0	14.0	12.2
女性のヌード写真などを掲載した雑誌、DVD 等 (※2)	17.0	11.5	21.2	14.8
女性の働く風俗営業	10.0	11.7	6.6	5.1
女性だけに用いられる言葉(※3)	5.9	4.7	5.8	7.1
その他	1.3	1.5	0.7	0.3
特になし	12.4	12.6	10.6	12.2
わからない	10.3	9.5	14.2	13.5

※1 「ドメスティック・バイオレンス」は、前回調査「家庭における夫から妻、恋人同士における男性から女性に対する暴力や暴言」との比較。

※2 「女性のヌード写真などを掲載した広告、雑誌、新聞やDVD」は、前回調査「内容に関係なく女性の水着姿、裸体や媚びたポーズなどを使用した広告」、「女性のヌード写真などを掲載した雑誌、新聞」、「アダルト・ビデオ、ポルノ雑誌」を合計したものと比較。

※3 「『女子アナ』、『女医』、『女流作家』などのように女性だけに用いられる言葉」は、前回調査「『婦人』、『未亡人』のように女性だけに用いられる言葉」との比較。

* 前回調査の回答条件は「3つまで○」。

前回調査と比べ、「ドメスティック・バイオレンス」、「職場におけるセクシュアル・ハラスメント」、「売春・買春」などで割合が高くなっている。県調査とは、ほぼ同じ割合となっている。

表 11-3 女性の人権問題について【性別】(%)

	男性				女性			
	今回調査	県調査	前回調査 (大方)	前回調査 (佐賀)	今回調査	県調査	前回調査 (大方)	前回調査 (佐賀)
固定的な役割分担意識	40.2	33.7	35.6	38.5	35.1	39.3	34.9	38.9
職場における差別待遇	33.0	31.6	37.1	39.4	30.8	29.0	30.5	35.0
意見や発言が無視される	30.6	25.8	30.7	33.9	31.1	31.3	35.7	36.7
ドメスティック・バイオレンス	30.1	28.9	23.5	19.3	30.2	31.6	21.2	20.0
職場におけるセクシュアル・ハラスメント	31.1	27.2	18.8	24.8	28.6	26.8	15.4	22.8
非正規職員が多い	25.8	19.3	-	-	23.2	27.0	-	-
売春・買春	23.9	19.5	14.7	9.2	23.4	20.6	14.4	14.4
女性のヌード写真などを掲載した雑誌、DVD 等	19.6	10.3	20.8	13.8	16.3	12.7	22.8	14.4
女性の働く風俗営業	12.9	10.4	6.4	3.7	9.5	13.0	6.7	6.7
女性だけに用いられる言葉	5.7	4.3	5.7	4.6	6.5	5.2	6.1	7.8
その他	0.5	1.2	0.3	13.8	1.6	1.6	1.2	11.1
特にない	14.4	14.0	10.1	12.8	11.7	11.7	11.2	13.9
わからない	7.2	10.1	12.4	0.0	12.3	9.3	14.4	0.0

性別にみると、各項目で男女の違いはあまりみられない。

11-4 女性の人権問題について【年齢別】(%)

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳以上
固定的な役割分担意識	44.4	59.1	47.0	38.8	37.6	23.8
職場における差別待遇	33.3	45.5	32.5	32.7	27.4	26.9
意見や発言が無視される	63.0	27.3	43.4	28.6	28.0	27.5
ドメスティック・バイオレンス	33.3	22.7	22.9	27.6	20.4	25.6
職場におけるセクシュアル・ハラスメント	37.0	22.7	47.0	36.7	29.3	19.4
非正規職員が多い	37.0	47.7	37.3	36.7	23.6	20.6
売春・買春	25.9	31.8	32.5	22.4	22.9	18.1
女性のヌード写真などを掲載した雑誌、DVD 等	7.4	13.6	13.3	13.3	16.6	26.9
女性の働く風俗営業	0.0	13.6	8.4	13.3	8.3	14.4
女性だけに用いられる言葉	7.4	2.3	6.0	7.1	7.6	5.6
その他	0.0	0.0	3.6	1.0	1.9	0.0
特にない	0.0	6.8	10.8	8.2	11.5	21.9
わからない	3.7	2.3	7.2	6.1	10.8	17.5

年齢別にみると、「固定的な役割分担意識」では 30 歳代が 59.1%に対し、70 歳以上は 23.8%となっている。また、「意見や発言が無視される」では 20 歳代が 63.0%、「職場におけるセクシュアル・ハラスメント」では 40 歳代が 47.0%、「非正規職員が多い」では 30 歳代が 47.7%と、それぞれ最も高くなっている。

表 11-5 女性の人権問題について【職業別】(%)

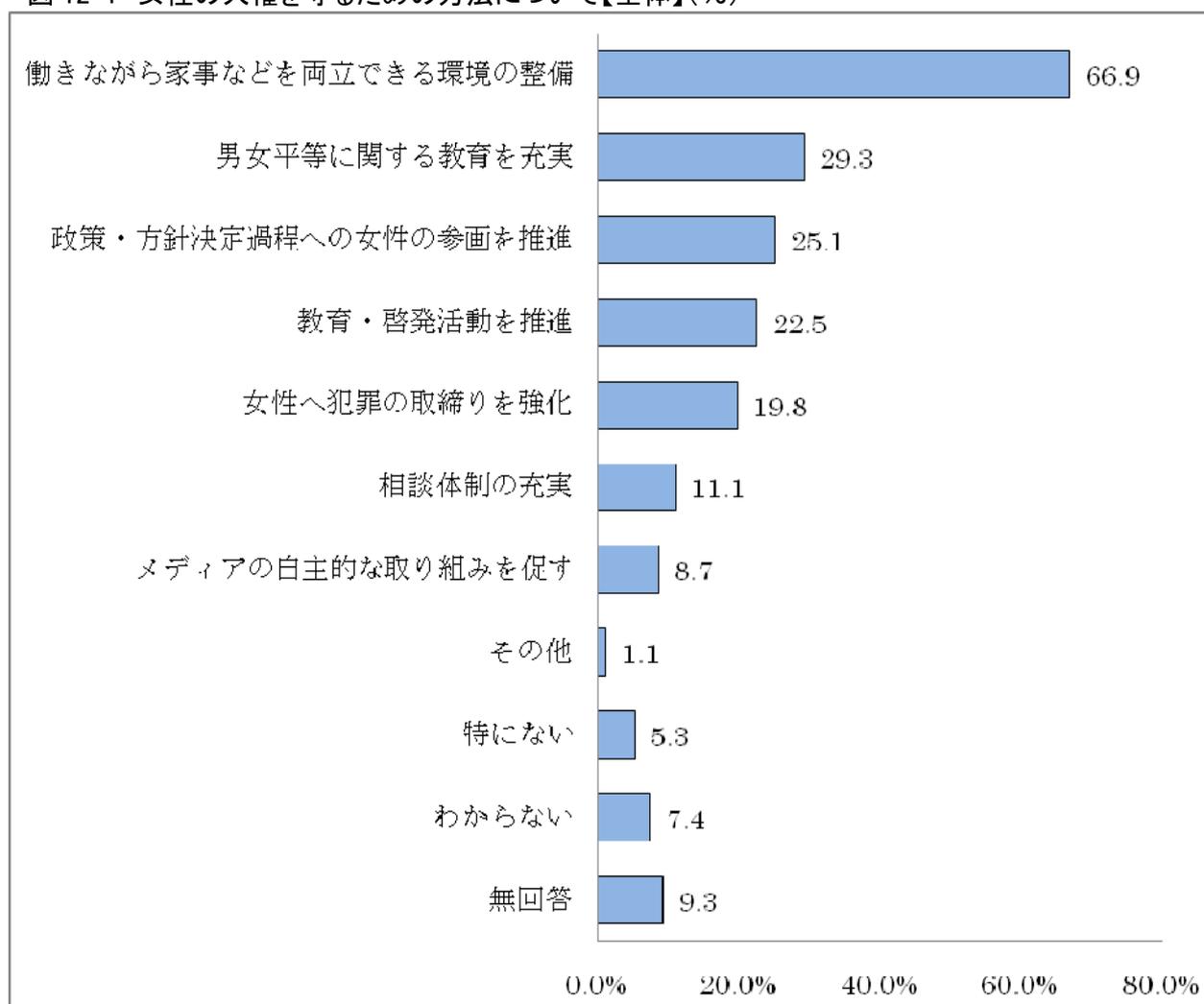
	農林漁業	商工サー ビス業	勤め	教育・福 祉関係、 公務員	自由業	家事専業	学生	無職
固定的な役割分担意識	30.0	28.1	47.8	55.1	16.7	34.8	33.3	30.7
職場における差別待遇	28.0	28.1	37.4	46.4	16.7	27.2	33.3	29.4
意見や発言が無視される	26.0	40.6	30.4	52.2	16.7	30.4	25.0	25.2
ドメスティック・バイオレンス	22.0	25.0	26.1	21.7	11.1	28.3	25.0	24.5
職場におけるセクシュアル・ハラスメント	14.0	31.3	33.0	52.2	33.3	27.2	12.5	27.0
非正規職員が多い	26.0	25.0	36.5	44.9	27.8	28.3	25.0	22.1
売春・買春	22.0	28.1	24.3	37.7	27.8	18.5	25.0	19.0
女性のヌード写真などを掲載した雑誌、DVD 等	12.0	25.0	13.9	14.5	11.1	26.1	4.2	19.6
女性の働く風俗営業	12.0	15.6	13.0	14.5	0.0	6.5	0.0	12.3
女性だけに用いられる言葉	4.0	3.1	6.1	7.2	11.1	3.3	4.2	9.2
その他	0.0	3.1	1.7	1.4	0.0	0.0	0.0	1.8
特にない	18.0	15.6	7.8	8.7	5.6	14.1	0.0	18.4
わからない	12.0	9.4	1.7	1.4	11.1	10.9	0.0	19.6

職業別にみると、勤めや教育・福祉関係・公務員などで「固定的な役割分担意識」の割合が高くなっている。教育・福祉関係・公務員ではそのほかの職業と比べ、問題があると答えた割合が高くなっている。商工サービス業では「意見や発言が無視される」が 40.6%と最も高くなっている。

(問 12) あなたは、女性の人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。
次の中から3つまで○印をつけて下さい。

- 1 女性の人権を守るための教育・啓発活動を推進する
- 2 男女がともに、働きながら、家事や育児・介護などを両立できる環境を整備する
- 3 政治や経済等の分野における政策・方針決定過程への女性の参画を推進する
- 4 女性に対する犯罪の取締りを強化する
- 5 男女平等に関する教育を充実する
- 6 女性の人権を尊重した表現がされるよう、テレビや雑誌等メディアの自主的な取り組みを促す
- 7 女性のための人権相談や電話相談を充実する
- 8 その他
- 9 特にない
- 10 わからない

図 12-1 女性の人権を守るための方法について【全体】(%)



女性の人権を守るための方法について、「働きながら家事などを両立できる環境の整備」が最も高く66.9%、次いで「男女平等に関する教育を充実」29.3%、「政策・方針決定過程への女性の参画を推進」25.1%、「教育・啓発活動を推進」22.5%となっている。

表 12-2 女性の人権を守るための方法【比較】(%)

	今回調査	県調査	前回調査 (大方)	前回調査 (佐賀)
働きながら家事などを両立できる環境の整備	66.9	70.8	68.9	73.4
男女平等に関する教育を充実	29.3	27.3	32.7	30.4
政策・方針決定過程への女性の参画を推進(※1)	25.1	20.4	19.9	25.6
教育・啓発活動を推進	22.5	21.2	18.6	18.6
女性への犯罪の取締りを強化(※2)	19.8	18.5	27.7	22.8
相談体制の充実	11.1	10.1	20.1	19.2
メディアの自主的な取り組みを促す	8.7	9.2	10.6	11.9
その他	1.1	1.6	1.0	0.6
特にない	5.3	5.9	6.8	8.3
わからない	7.4	6.7	9.3	9.0

※1 「政治や経済等の分野における政策・方針決定過程への女性の参画を推進する」は、前回調査「議員や企業役員など意思・方針決定の場への女性の参画を推進する」との比較。

※2 「女性に対する犯罪の取締りを強化する」は、前回調査「女性が受けやすい犯罪への取締りを強化する」との比較。

前回調査と比べ、「相談体制の充実」や「女性への犯罪の取締りを強化」などの割合が低くなっている。県調査、そのほかの項目についてはあまり変化はみられない。

表 12-3 女性の人権を守るための方法について【性別】(%)

	男性				女性			
	今回調査	県調査	前回調査 (大方)	前回調査 (佐賀)	今回調査	県調査	前回調査 (大方)	前回調査 (佐賀)
働きながら家事などを両立できる環境の整備	64.6	64.8	66.8	69.7	73.8	77.5	73.7	78.3
男女平等に関する教育を充実	34.9	29.4	36.1	31.2	28.6	26.5	32.2	32.8
政策・方針決定過程への女性の参画を推進	33.5	19.8	24.2	31.2	22.9	21.3	18.9	24.4
教育・啓発活動を推進	28.2	22.7	25.5	19.3	21.0	20.8	15.1	19.4
女性への犯罪の取締りを強化	15.8	16.9	25.5	17.4	24.0	20.1	31.5	27.2
相談体制の充実	7.2	9.1	18.0	14.7	14.4	11.1	22.8	22.2
メディアの自主的な取り組みを促す	12.0	9.4	11.1	13.8	7.6	9.0	11.2	12.2
その他	1.9	2.6	1.0	0.0	0.5	1.0	1.2	0.6
特にない	6.7	7.7	7.7	8.3	4.1	4.6	5.6	7.2
わからない	6.2	7.7	8.0	11.9	8.4	6.0	8.9	6.7

性別にみると、「働きながら家事などを両立できる環境の整備」の割合が男女とも最も高くなっている。また、「女性への犯罪の取締りを強化」では女性が高くなっている。県調査と比べ、「政策・方針決定過程への女性の参画を推進」では男性が大幅に高くなっている。

表 12-4 女性の人権を守るための方法について【年齢別】(%)

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳以上
働きながら家事などを両立できる環境の整備	70.4	79.5	75.9	73.5	68.8	65.0
男女平等に関する教育を充実	37.0	34.1	30.1	32.7	30.6	29.4
政策・方針決定過程への女性の参画を推進	33.3	25.0	27.7	20.4	29.9	26.9
教育・啓発活動を推進	11.1	22.7	22.9	25.5	16.6	31.9
女性への犯罪の取締りを強化	22.2	15.9	22.9	30.6	17.2	18.1
相談体制の充実	25.9	4.5	12.0	14.3	10.2	11.9
メディアの自主的な取り組みを促す	3.7	4.5	9.6	11.2	10.8	8.1
その他	3.7	2.3	2.4	0.0	0.0	1.3
特にない	0.0	4.5	8.4	2.0	1.3	10.0
わからない	3.7	2.3	2.4	8.2	8.9	10.6

年齢別にみると、「働きながら家事などを両立できる環境の整備」では30歳代が79.5%と最も高くなっている。また、そのほかの年代に比べ、20歳代では「相談体制の充実」などが高く、「教育・啓発活動を推進」などは低くなっている。

表 12-5 女性の人権を守るための方法について【職業別】(%)

	農林漁業		商工サービス業		教育・福祉関係、公務員		自由業		家事専業		学生		無職	
働きながら家事などを両立できる環境の整備	64.0	68.8	79.1	81.2	38.9	78.3	45.8	64.4						
男女平等に関する教育を充実	36.0	34.4	29.6	37.7	16.7	33.7	25.0	28.8						
政策・方針決定過程への女性の参画を推進	28.0	31.3	27.8	21.7	27.8	29.3	29.2	24.5						
教育・啓発活動を推進	18.0	6.3	20.9	39.1	22.2	21.7	8.3	28.8						
女性へ犯罪の取締りを強化	12.0	31.3	22.6	23.2	5.6	27.2	12.5	19.6						
相談体制の充実	4.0	9.4	8.7	14.5	11.1	15.2	12.5	14.1						
メディアの自主的な取り組みを促す	10.0	6.3	8.7	11.6	11.1	10.9	8.3	8.0						
その他	0.0	0.0	1.7	2.9	5.6	0.0	4.2	0.0						
特にない	10.0	0.0	4.3	0.0	0.0	6.5	4.2	6.7						
わからない	10.0	6.3	2.6	2.9	22.2	3.3	4.2	12.3						

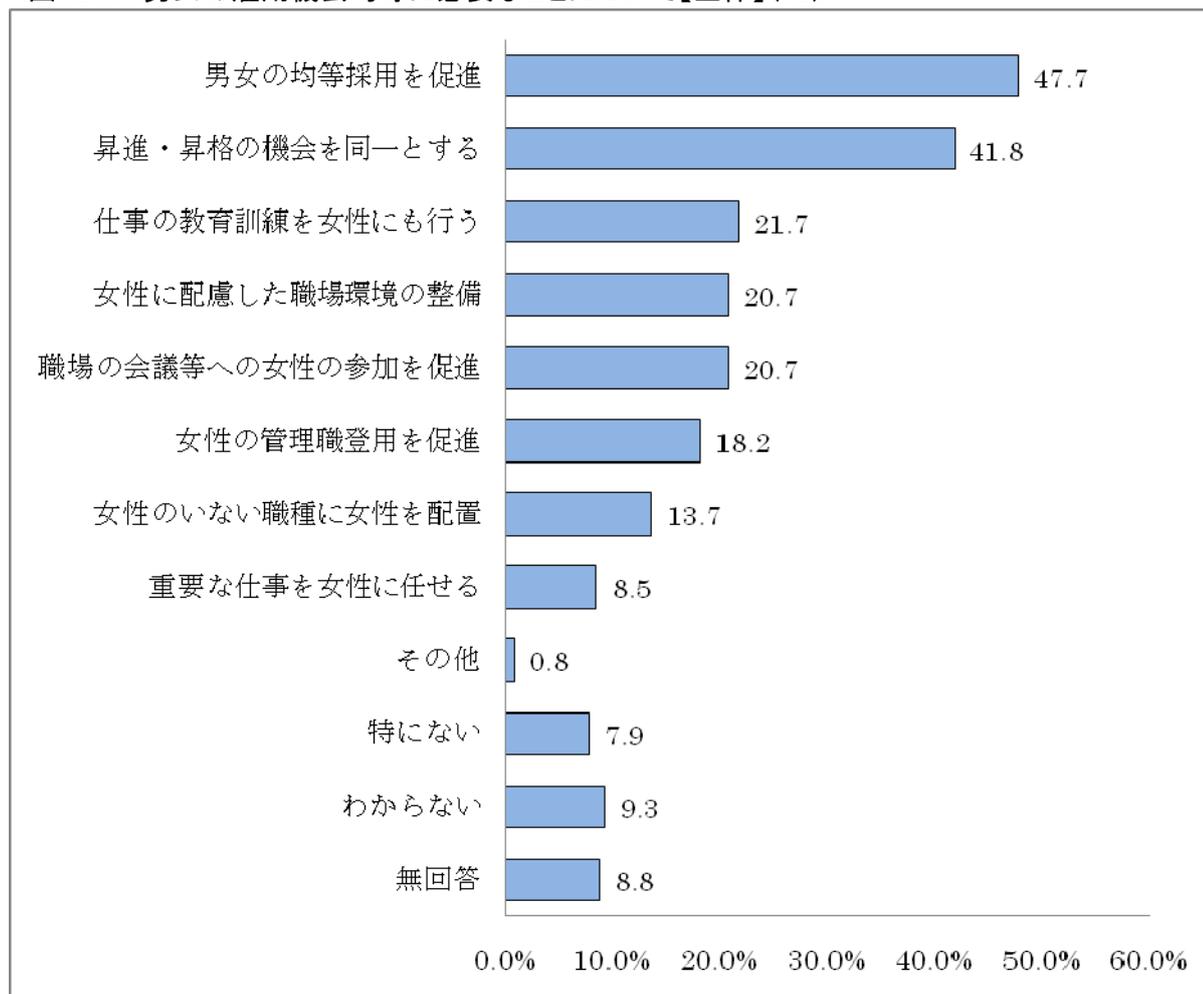
職業別にみると、「働きながら家事などを両立できる環境の整備」では勤めや教育・福祉関係・公務員などの割合が高く、自由業などは低くなっている。また、「教育・啓発活動を推進」では教育・福祉関係・公務員が39.1%と高くなっている。一方で、商工サービス業と学生では低くなっている。

4. 男女の雇用機会均等

(問 13) あなたが、男女の雇用機会を均等にするために必要だと思うものはどのようなことですか。次の中から 3 つまで ○印をつけてください。

- 1 男女の均等採用を促進する
- 2 職場の会議等への女性の参加を促進する
- 3 昇進・昇格の機会を男女同一とする
- 4 これまでより、重要な仕事を女性に任せる
- 5 仕事に関連した教育訓練を女性にも同様にを行う
- 6 女性の管理職登用を促進する
- 7 女性を配置していなかった職種に女性を配置する
- 8 女性に配慮した職場環境(男女別トイレ、男女別休養室等)の整備を行う
- 9 その他
- 10 特にない
- 11 わからない

図 13-1 男女の雇用機会均等に必要なことについて【全体】(%)



男女の雇用機会均等に必要なことについて、「男女の均等採用を促進する」が最も高く47.7%、次いで「昇進・昇格の機会を男女同一とする」41.8%となっている。

表 13-2 男女の雇用機会均等に必要なことについて【比較】(%)

	今回調査	県調査	前回調査 (大方)	前回調査 (佐賀)
男女の均等採用を促進(※1)	47.7	45.5	45.9	52.2
昇進・昇格の機会を同一とする	41.8	41.3	43.5	46.8
仕事の教育訓練を女性にも行う	21.7	23.8	17.6	18.3
女性に配慮した職場環境の整備	20.7	24.1	21.0	29.5
職場の会議等への女性の参加を促進 (※2)	20.7	17.2	36.1	39.7
女性の管理職登用を促進	18.2	17.7	11.4	10.6
女性のいない職種に女性を配置	13.7	15.8	14.2	12.2
重要な仕事を女性に任せる	8.5	7.8	8.5	5.8
その他	0.8	2.2	1.1	0.3
特になし	7.9	5.5	7.6	8.0
わからない	9.3	7.3	10.8	7.1

※1 「男女の均等採用を促進する」は、前回調査「募集・採用時に男女平等に採用する」との比較。

※2 「職場の会議等への女性の参加を促進する」は、前回調査「職場の会議などには男女ともに参加する」との比較。

前回調査と比べ、「職場の会議等への女性の参加を促進」などの割合が大幅に低くなっている。

表 13-3 男女の雇用機会均等に必要なことについて【性別】(%)

	男性				女性			
	今回調査	県調査	前回調査 (大方)	前回調査 (佐賀)	今回調査	県調査	前回調査 (大方)	前回調査 (佐賀)
男女の均等採用を促進	55.0	43.6	47.7	52.3	47.0	48.0	48.3	55.6
昇進・昇格の機会を同一とする	46.4	39.0	52.1	48.6	42.8	44.5	40.1	50.0
仕事の教育訓練を女性にも行う	22.5	25.0	16.0	20.2	22.9	23.5	19.4	17.8
女性に配慮した職場環境の整備	22.5	21.5	21.1	24.8	21.0	26.8	22.9	34.4
職場の会議等への女性の参加を促進	28.7	17.6	41.5	36.7	17.4	17.5	35.2	43.9
女性の管理職登用を促進	24.4	17.8	13.1	10.1	15.3	18.4	10.3	10.6
女性のいない職種に女性を配置	16.3	17.6	16.5	18.3	13.6	14.6	13.5	8.3
重要な仕事を女性に任せる	10.0	8.9	10.8	11.0	8.2	7.2	7.7	2.8
その他	1.0	2.6	1.5	0.0	0.8	2.0	1.1	0.6
特になし	5.7	6.3	8.0	11.0	9.5	4.6	7.5	6.1
わからない	6.7	7.9	7.5	3.7	10.9	7.0	10.9	8.9

性別にみると、「職場の会議等への女性の参加を促進」や「女性の管理職登用を促進」などでは男性の割合が高くなっており、県調査と比べても高くなっている。また、前回調査(佐賀)と比べ、「女性に配慮した職場環境の整備」では男女とも低くなっている。

表 13-4 男女の雇用機会均等に必要なことについて【年齢別】(%)

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳以上
男女の均等採用を促進	55.6	61.4	50.6	53.1	47.8	48.8
昇進・昇格の機会を同一とする	66.7	43.2	53.0	44.9	42.7	37.5
仕事の教育訓練を女性にも行う	18.5	18.2	21.7	31.6	26.1	17.5
女性に配慮した職場環境の整備	29.6	22.7	24.1	25.5	23.6	14.4
職場の会議等への女性の参加を促進	22.2	15.9	12.0	18.4	23.6	27.5
女性の管理職登用を促進	18.5	20.5	21.7	15.3	18.5	17.5
女性のいない職種に女性を配置	18.5	11.4	20.5	13.3	12.7	15.0
重要な仕事を女性に任せる	0.0	13.6	12.0	3.1	7.0	13.1
その他	0.0	2.3	1.2	1.0	0.6	0.6
特になし	0.0	2.3	7.2	7.1	7.0	11.9
わからない	7.4	6.8	6.0	8.2	10.8	11.9

年齢別にみると、「昇進・昇格の機会を男女同一とする」では 20 歳代が 66.7%と最も高くなっているが、70 歳以上では 37.5%と低くなっている。また、「女性に配慮した職場環境の整備」でも 70 歳以上がそのほかの年代と比べ低くなっている。

表 13-5 男女の雇用機会均等に必要なことについて【職業別】(%)

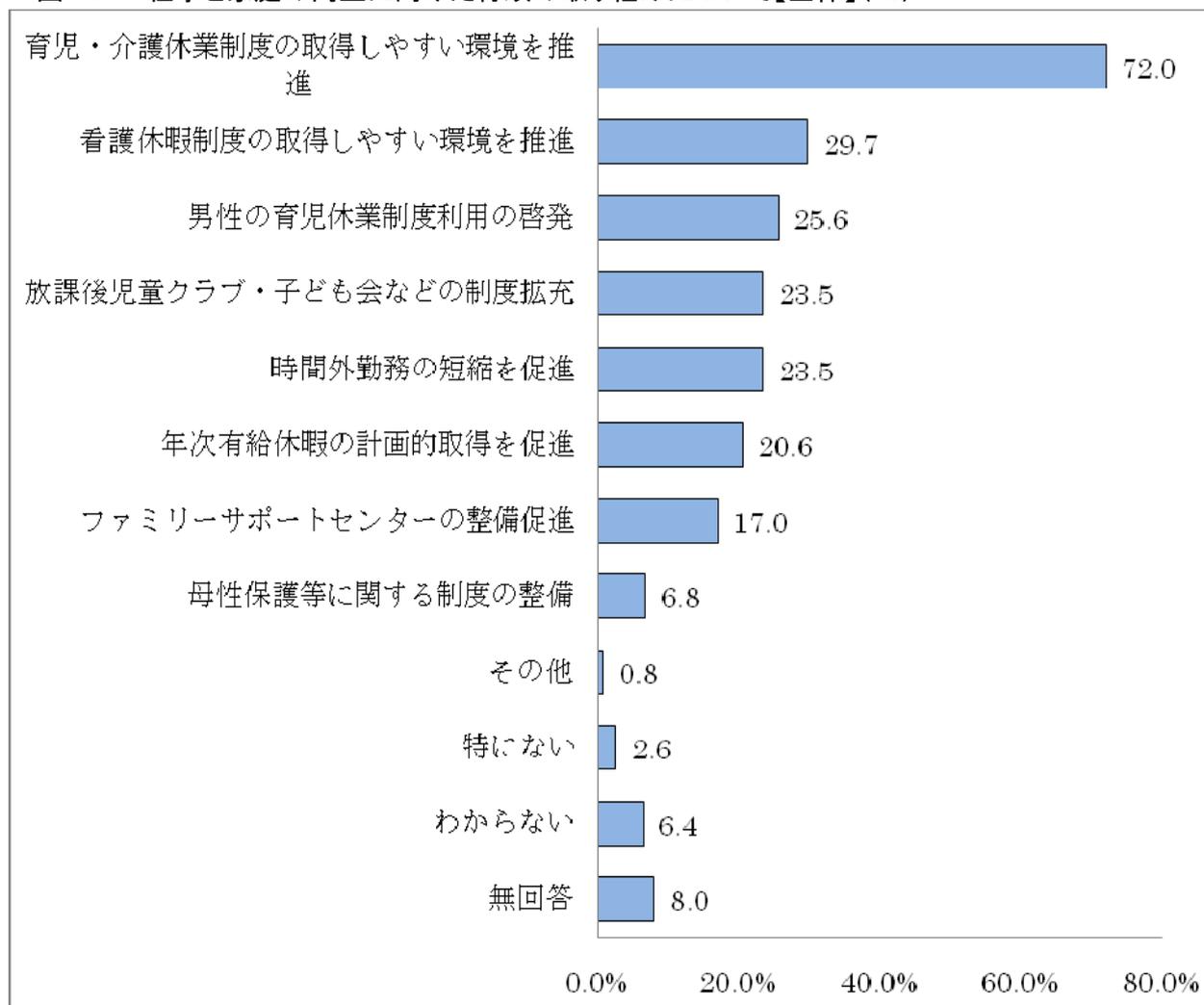
	農林漁業	商工サー ビス業	勤め	教育・福 祉関係、 公務員	自由業	家事専業	学生	無職
男女の均等採用を促進	68.0	53.1	46.1	62.3	61.1	47.8	45.8	44.8
昇進・昇格の機会を同一とする	32.0	50.0	48.7	56.5	38.9	37.0	45.8	42.9
仕事の教育訓練を女性にも行う	16.0	9.4	27.0	23.2	5.6	27.2	20.8	25.2
女性に配慮した職場環境の整備	20.0	21.9	24.3	33.3	22.2	23.9	12.5	16.0
職場の会議等への女性の参加を促進	30.0	34.4	16.5	13.0	16.7	18.5	20.8	25.8
女性の管理職登用を促進	28.0	25.0	21.7	15.9	5.6	16.3	8.3	18.4
女性のいない職種に女性を配置	10.0	6.3	15.7	20.3	16.7	10.9	12.5	16.0
重要な仕事を女性に任せる	14.0	9.4	6.1	8.7	0.0	12.0	0.0	9.8
その他	0.0	0.0	0.9	1.4	0.0	0.0	4.2	1.2
特になし	10.0	0.0	5.2	2.9	0.0	16.3	0.0	9.8
わからない	6.0	15.6	7.0	0.0	16.7	7.6	0.0	14.1

職業別にみると、「職場の会議等への女性の参加を促進」と「女性の管理職登用を促進」では農林漁業と商工サービス業の割合が高くなっている。また、「仕事の教育訓練を女性にも行う」では商工サービス業と自由業が低くなっている。

(問 14) あなたは、仕事と家庭を両立するために、行政はどのようなことに力をいれたらよいと思いますか。
次の中から3つまで○印をつけてください。

- 1 育児・介護休業制度の取得しやすい環境を推進する
- 2 時間外勤務の短縮を促進する
- 3 年次有給休暇の計画的取得を促進する
- 4 看護休暇制度の取得しやすい環境を推進する
- 5 ファミリーサポートセンター(育児の援助を受けたい者と、行いたい者からなる会員システム)の整備を促進する
- 6 男性の育児休業制度利用の啓発を行う
- 7 母性保護・母性健康管理に関する制度の整備を行う
- 8 放課後児童クラブ、子ども会などの制度の拡充を行う
- 9 その他
- 10 特にない
- 11 わからない

図 14-1 仕事と家庭の両立に向けた行政の取り組みについて【全体】(%)



仕事と家事の両立に向けた行政の取り組みについて、「育児・介護休業制度の取得しやすい環境を推進」が最も高く72.0%となっている。次いで、「看護休暇制度の取得しやすい環境を推進」が29.7%となっている。

表 14-2 仕事と家庭の両立に向けた行政の取り組みについて【比較】(%)

	今回調査	県調査	前回調査 (大方)	前回調査 (佐賀)
育児・介護休業制度の取得しやすい環境を推進 (※1)	72.0	75.0	64.0	74.4
看護休暇制度の取得しやすい環境を推進	29.7	23.4	27.5	26.0
男性の育児休業制度利用の啓発	25.6	20.9	30.2	33.0
放課後児童クラブ・子ども会などの制度拡充	23.5	25.5	-	-
時間外勤務の短縮を促進(※2)	23.5	24.2	22.4	26.6
年次有給休暇の計画的取得を促進	20.6	24.1	29.1	28.5
ファミリーサポートセンターの整備促進	17.0	18.3	20.4	26.3
母性保護等に関する制度整備	6.8	8.0	13.4	9.9
その他	0.8	2.7	1.7	0.3
特にない	2.6	3.0	4.2	6.1
わからない	6.4	4.7	8.1	7.1

※1 「育児・介護休業制度の取得しやすい環境を推進する」は、前回調査「育児・介護休業制度の導入を促進する」との比較。

※2 「時間外勤務の短縮を促進する」は、前回調査「所定外労働時間の短縮を促進する」との比較。

前回調査と比べ、「男性の育児休業制度利用の啓発」や「年次有給休暇の計画的取得を促進」などの割合が低くなっている。

表 14-3 仕事と家庭の両立に向けた行政の取り組みについて【性別】(%)

	男性				女性			
	今回調査	県調査	前回調査 (大方)	前回調査 (佐賀)	今回調査	県調査	前回調査 (大方)	前回調査 (佐賀)
育児・介護休業制度の取得しやすい環境を推進(※1)	77.5	72.1	65.2	74.3	74.4	79.1	68.0	77.2
看護休暇制度の取得しやすい環境を推進	36.8	21.4	28.4	19.3	27.8	25.8	27.7	31.7
男性の育児休業制度利用の啓発	27.8	23.6	33.8	39.4	25.9	19.4	31.3	30.0
放課後児童クラブ・子ども会などの制度拡充	14.8	21.7	-	-	30.2	29.1	-	-
時間外勤務の短縮を促進(※2)	25.8	25.3	24.7	22.0	23.7	24.2	20.7	30.0
年次有給休暇の計画的取得を促進	24.4	25.6	29.6	31.2	19.9	23.6	30.6	29.4
ファミリーサポートセンターの整備促進	13.4	16.2	18.3	25.7	20.7	20.4	24.0	29.4
母性保護等に関する制度整備	10.5	8.5	13.1	11.0	5.2	7.5	14.0	8.9
その他	1.0	3.1	2.8	0.0	0.8	2.5	1.2	0.0
特になし	2.4	3.8	5.2	9.2	2.7	2.2	3.5	4.4
わからない	7.2	4.6	8.2	7.3	6.0	4.9	6.5	6.7

性別にみると、「育児・介護休業制度の取得しやすい環境を推進」では男性 77.5%、女性 74.4%と高くなっている。また、「看護休暇制度の取得しやすい環境を推進」では男性が 36.8%と高く、「放課後児童クラブ・子ども会などの制度拡充」では女性が 30.2%と高くなっている。

表 14-4 仕事と家庭の両立に向けた行政の取り組みについて【年齢別】(%)

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳以上
育児・介護休業制度の取得しやすい環境を推進	77.8	86.4	72.3	70.4	78.3	75.0
看護休暇制度の取得しやすい環境を推進	22.2	34.1	27.7	34.7	27.4	35.6
男性の育児休業制度利用の啓発	44.4	36.4	27.7	20.4	26.8	23.8
放課後児童クラブ・子ども会などの制度拡充	33.3	20.5	26.5	28.6	26.1	18.8
時間外勤務の短縮を促進	18.5	20.5	28.9	22.4	23.6	26.9
年次有給休暇の計画的取得を促進	33.3	34.1	22.9	17.3	16.6	23.8
ファミリーサポートセンターの整備促進	3.7	25.0	27.7	22.4	19.7	10.0
母性保護等に関する制度整備	18.5	0.0	2.4	8.2	5.1	10.0
その他	3.7	2.3	1.2	0.0	1.3	0.0
特になし	0.0	0.0	3.6	1.0	3.2	3.8
わからない	3.7	2.3	2.4	6.1	7.6	8.8

年齢別にみると、「男性の育児休業制度利用の啓発」、「放課後児童クラブ・子ども会などの制度拡充」、「母性保護等に関する制度整備」では 20 歳代が最も高くなっている。また、「看護休暇制度の取得しやすい環境を推進」と「わからない」では 70 歳以上が最も高くなっている。

表 14-5 仕事と家庭の両立に向けた行政の取り組みについて【職業別】(%)

	農林漁業		商工サー ビス業		教育・福 祉関係、 公務員		勤め	自由業	家事専業	学生	無職
	育児・介護休業制度の取得しやすい環境を推進	64.0	81.3	80.0	82.6	44.4	82.6	45.8	76.1		
看護休暇制度の取得しやすい環境を推進	34.0	25.0	26.1	40.6	27.8	28.3	20.8	34.4			
男性の育児休業制度利用の啓発	34.0	31.3	28.7	26.1	16.7	20.7	25.0	27.0			
放課後児童クラブ・子ども会などの制度拡充	22.0	25.0	27.8	21.7	11.1	35.9	16.7	19.6			
時間外勤務の短縮を促進	32.0	18.8	20.0	27.5	22.2	33.7	12.5	22.1			
年次有給休暇の計画的取得を促進	20.0	6.3	26.1	29.0	16.7	16.3	16.7	23.9			
ファミリーサポートセンターの整備促進	14.0	25.0	23.5	23.2	5.6	21.7	0.0	14.1			
母性保護等に関する制度整備	6.0	3.1	5.2	8.7	0.0	10.9	12.5	6.7			
その他	0.0	0.0	0.9	2.9	5.6	0.0	4.2	0.0			
特になし	2.0	0.0	0.9	1.4	0.0	2.2	4.2	4.9			
わからない	14.0	3.1	2.6	0.0	5.6	2.2	0.0	11.0			

職業別にみると、すべての職業で「育児・介護休業制度の取得しやすい環境を推進」の割合が最も高くなっている。また、「放課後児童クラブ・子ども会などの制度拡充」では家事専業が35.9%と高くなっている。

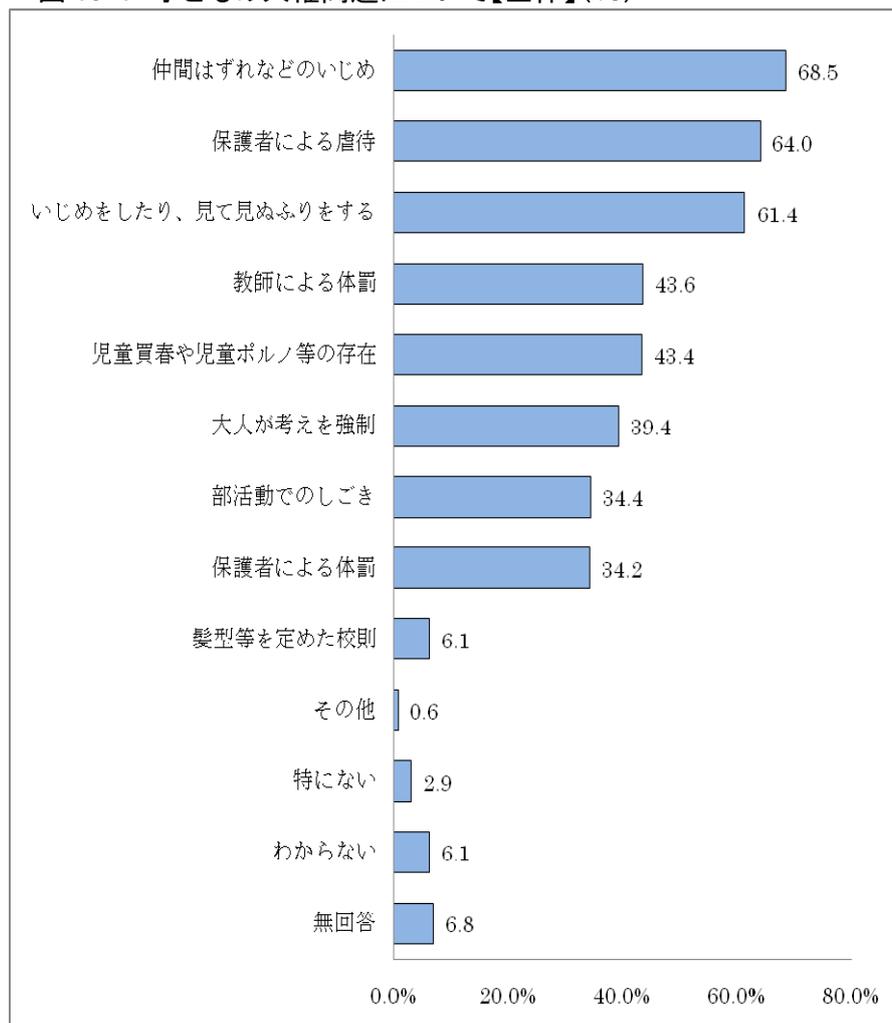
5. 子どもの人権問題

(問 15) 子どもに関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。

あてはまるものすべてに○印をつけてください。

- 1 友人などから仲間はずれにされるなど、いじめを受ける
- 2 いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする
- 3 保護者によるしつけるための体罰
- 4 保護者による「身体への暴力」「食事を十分に与えない」「車内に放置する」「言葉による暴力」などの行為
- 5 大人が子どもに自分の考え方を強制する
- 6 教師による児童・生徒への体罰
- 7 髪型や服装を定めた校則
- 8 学校の部活動で、先輩や教師などからしごきをうける
- 9 児童買春や児童ポルノ等が存在する
- 10 その他
- 11 特にない
- 12 わからない

図 15-1 子どもの人権問題について【全体】(%)



子どもの人権問題について、「仲間はずれなどのいじめ」が最も高く 68.5%、次いで、「保護者による虐待」64.0%、「いじめをしたり、見て見ぬふりをする」61.4%となっている。

表 15-2 子どもの人権問題について【比較】(%)

	今回調査	県調査	前回調査 (大方)	前回調査 (佐賀)
仲間はずれなどのいじめ	68.5	67.4	57.6	71.2
保護者による虐待(※1)	64.0	68.2	53.1	56.4
いじめをしたり、見て見ぬふりをする	61.4	63.4	47.4	57.4
教師による体罰	43.6	18.4	11.6	9.9
児童買春や児童ポルノ等の存在	43.4	42.1	-	-
大人が考えを強制	39.4	32.2	24.2	26.6
部活動でのしごき	34.4	19.9	13.9	9.0
保護者による体罰	34.2	23.2	13.7	10.6
髪型等を定めた校則(※2)	6.1	5.2	6.9	3.8
その他	0.6	1.5	0.7	1.0
特にない	2.9	2.0	3.1	3.5
わからない	6.1	4.6	6.6	4.8

※1 「保護者による『身体への暴力』『食事を十分に与えない』『車内に放置する』『言葉による暴力』などの行為」は、前回調査「保護者による子どもへの虐待」との比較。

※2 「髪型や服装を定めた校則」は、前回調査「髪型や服装を強制する校則」との比較。

* 前回調査の回答条件は「3つまで○」。

県調査、前回調査と比べ、「教師による体罰」の割合が大幅に高くなっている。また、前回調査と比べ、ほとんどの項目で割合が高くなっており、「大人が考えを強制」、「部活動でのしごき」、「保護者による体罰」では大幅に高くなっている。

表 15-3 子どもの人権問題について【性別】(%)

	男性				女性			
	今回調査	県調査	前回調査 (大方)	前回調査 (佐賀)	今回調査	県調査	前回調査 (大方)	前回調査 (佐賀)
仲間はずれなどのいじめ	71.8	67.9	62.9	74.3	72.2	69.1	58.1	71.1
保護者による虐待(※1)	67.9	66.5	55.2	52.3	66.8	71.9	56.2	62.2
いじめをしたり、見て見ぬふりをする	65.6	63.6	51.3	56.0	64.9	64.9	48.0	60.6
教師による体罰	45.5	15.9	10.1	11.9	46.6	20.8	12.3	9.4
児童買春や児童ポルノ等の存在	43.1	37.4	-	-	47.7	47.1	-	-
大人が考えを強制	40.2	29.1	27.6	27.5	42.5	35.7	23.5	28.3
部活動でのしごき	38.3	15.9	15.5	6.4	34.9	23.8	14.2	11.7
保護者による体罰	36.8	22.6	13.1	9.2	35.7	24.3	14.9	11.1
髪型等を定めた校則(※2)	6.7	5.6	9.3	3.7	6.0	4.9	6.0	2.8
その他	1.0	2.2	0.8	0.9	0.5	1.0	0.9	1.1
特にない	2.9	2.4	2.1	5.5	2.2	1.6	3.3	2.8
わからない	2.4	4.4	5.4	5.5	7.1	4.5	6.1	4.4

性別にみると、「部活動でのしごき」について、県調査では女性の割合が高いが、今回調査では男性が高くなっている。前回調査と比べ、「保護者による虐待」などでは男女とも割合が高くなっている。

表 15-4 子どもの人権問題について【年齢別】(%)

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳以上
仲間はずれなどのいじめ	77.8	79.5	81.9	77.6	65.0	68.1
保護者による虐待	74.1	77.3	78.3	70.4	65.0	58.8
いじめをしたり、見て見ぬふりをする	70.4	68.2	67.5	74.5	66.9	56.9
教師による体罰	55.6	43.2	41.0	41.8	48.4	48.1
児童買春や児童ポルノ等の存在	59.3	45.5	49.4	50.0	45.9	39.4
大人が考えを強制	66.7	43.2	48.2	43.9	38.9	36.3
部活動でのしごき	37.0	25.0	22.9	34.7	36.9	46.9
保護者による体罰	29.6	40.9	39.8	43.9	35.0	31.3
髪型等を定めた校則	7.4	11.4	7.2	6.1	6.4	4.4
その他	0.0	0.0	2.4	1.0	0.6	0.0
特にない	0.0	2.3	3.6	1.0	0.6	5.0
わからない	3.7	2.3	1.2	3.1	7.0	12.5

年齢別にみると、「大人が考えを強制」では 20 歳代の割合が高くなっている。また、「部活動でのしごき」では 70 歳以上が最も高く、30 歳代と 40 歳代が低くなっている。そのほかの問題では、低い年代でやや高い傾向がある。

表 15-5 子どもの人権問題について【職業別】(%)

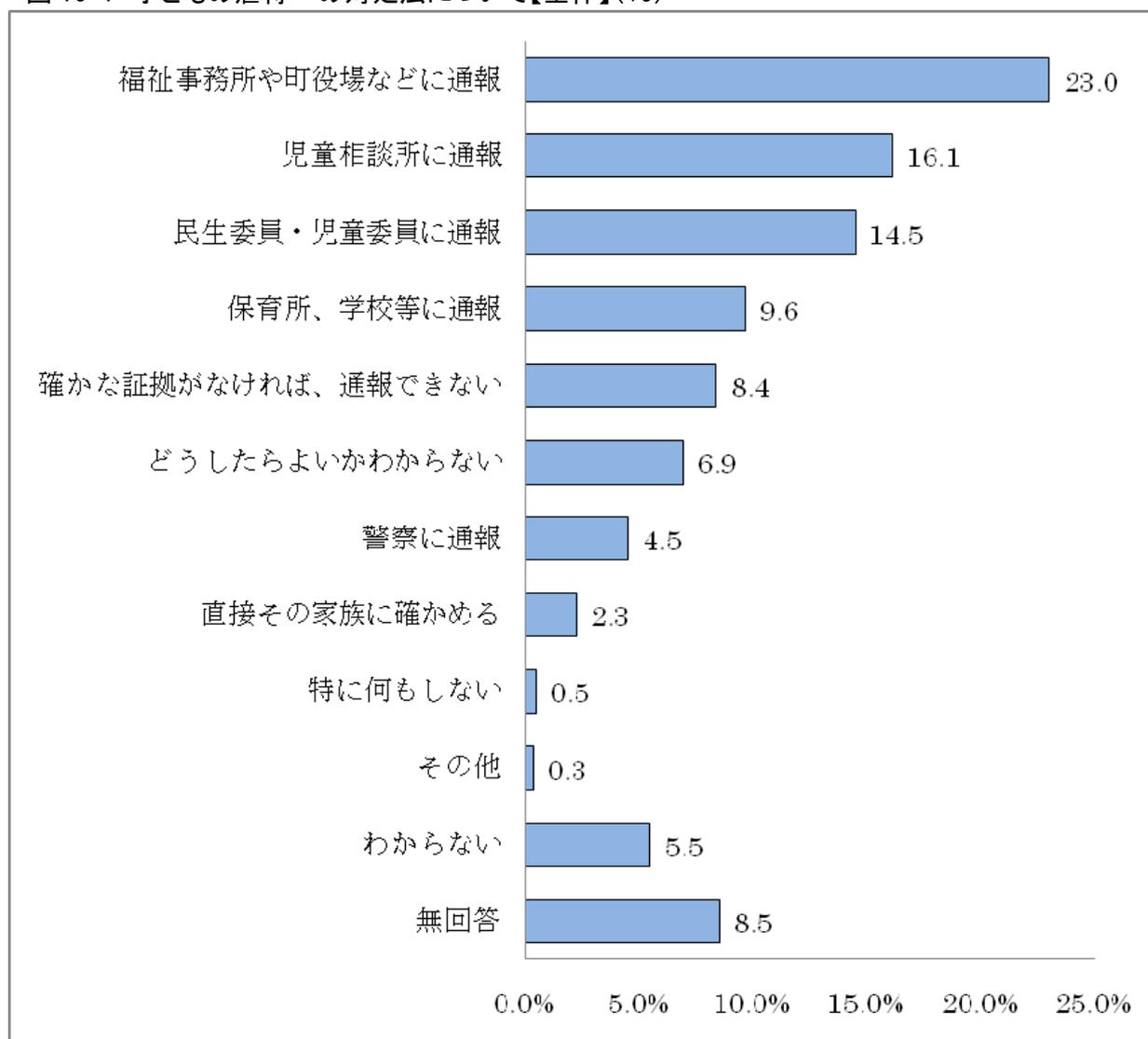
	農林漁業		商工サー ビス業		教育・福 祉関係、 公務員		自由業	家事専業	学生	無職
	仲間はずれなどのいじめ	70.0	81.3	81.7	81.2	55.6	76.1	50.0	62.0	
保護者による虐待	64.0	68.8	73.0	87.0	50.0	69.6	45.8	57.1		
いじめをしたり、見て見ぬふりをする	66.0	62.5	72.2	84.1	44.4	64.1	50.0	57.1		
教師による体罰	46.0	21.9	49.6	58.0	22.2	52.2	37.5	41.7		
児童買春や児童ポルノ等の存在	32.0	50.0	52.2	56.5	16.7	51.1	41.7	39.3		
大人が考えを強制	38.0	43.8	42.6	60.9	22.2	41.3	50.0	35.6		
部活動でのしごき	40.0	28.1	30.4	34.8	27.8	45.7	29.2	36.2		
保護者による体罰	34.0	40.6	38.3	52.2	22.2	32.6	33.3	30.1		
髪型等を定めた校則	12.0	9.4	6.1	7.2	16.7	1.1	4.2	5.5		
その他	2.0	6.3	0.0	1.4	0.0	0.0	0.0	0.0		
特にない	4.0	0.0	4.3	0.0	0.0	2.2	0.0	3.1		
わからない	4.0	0.0	2.6	0.0	22.2	0.0	0.0	16.0		

職業別にみると、教育・福祉関係・公務員では、「仲間はずれなどのいじめ」、「保護者による虐待」、「いじめをしたり、見て見ぬふりをする」がいずれも80%を越え、そのほかの項目でも高い割合となっている。また、「大人が考えを強制」では学生が50.0%と全体で2番目に高く、学生においても高い割合の項目となっている。一方で、「教師による体罰」では商工サービス業が21.9%と最も低くなっている。

(問 16) 近所の子どもが虐待されていると知った場合(疑いをもった場合)あなたはどうしますか。次の中から 1つだけ○印をつけてください。

- 1 福祉事務所や町役場などに通報する
- 2 児童相談所に通報する
- 3 警察に通報する
- 4 民生委員・児童委員に通報する
- 5 子どもの通っている保育所、学校等に通報する
- 6 直接、その家族に確かめてみる
- 7 何か行動を起こしたいが、どうしたらよいかわからない
- 8 確かな虐待の根拠がなかったら、通報したくてもできない
- 9 自分には関係がないので、特に何もしない
- 10 その他
- 11 わからない

図 16-1 子どもの虐待への対処法について【全体】(%)



子どもの虐待への対処法について、「福祉事務所や町役場などに通報」が最も高く23.0%、次いで「児童相談所に通報」16.1%、「民生委員・児童委員に通報」14.5%となっている。

表 16-2 子どもの虐待への対処法について【比較】(%)

	今回調査	県調査	前回調査 (大方)	前回調査 (佐賀)
福祉事務所や町役場などに通報	23.0	18.9	-	-
児童相談所に通報	16.1	19.2	-	-
民生委員・児童委員に通報	14.5	9.8	-	-
警察に通報	4.5	13.2	-	-
保育所、学校等に通報	9.6	6.5	18.4	21.8
確かな証拠がなければ、通報できない	8.4	12.4	-	-
どうしたらよいかわからない	6.9	7.3	11.6	9.3
直接その家族に確かめる	2.3	2.4	7.0	9.0
特に何もしない	0.5	0.4	1.6	0.6
その他	0.3	1.0	0.8	1.3
わからない	5.5	3.1	5.8	4.5
福祉事務所、警察等に連絡する(※)	58.1	61.1	53.2	53.8

※ 「福祉事務所や町役場などに通報する」、「児童相談所に通報する」、「民生委員・児童委員に通報する」、「警察に通報する」を合計したものと、前回調査「児童相談所や福祉事務所、町役場、警察、民生・児童委員などに連絡する」との比較。

県調査と比べ、「民生委員・児童委員に通報」などの割合が高く、「警察に通報」などは低くなっている。前回調査と比べ、「保育所、学校等に通報」などの割合が低くなっている。

表 16-3 子どもの虐待への対処法について【性別】(%)

	男性				女性			
	今回調査	県調査	前回調査 (大方)	前回調査 (佐賀)	今回調査	県調査	前回調査 (大方)	前回調査 (佐賀)
福祉事務所や町役場などに通報	32.1	21.2	-	-	19.6	17.2	-	-
児童相談所に通報	17.7	17.4	-	-	16.9	21.2	-	-
民生委員・児童委員に通報	12.4	8.7	-	-	16.9	10.9	-	-
警察に通報	5.7	16.6	-	-	4.1	10.7	-	-
保育所、学校等に通報	5.7	7.0	18.8	22.9	12.3	6.0	20.1	21.7
確かな証拠がなければ、通報できない	5.7	9.9	-	-	10.4	14.8	-	-
どうしたらよいかわからない	7.2	6.5	9.5	10.1	7.6	8.2	12.4	9.4
直接その家族に確かめる	2.4	3.1	8.8	11.0	2.2	2.0	6.0	8.9
特に何もしない	0.0	0.7	2.1	0.9	0.8	0.3	1.1	0.6
その他	0.5	0.9	1.0	0.9	0.3	1.1	0.9	1.1
わからない	6.7	2.9	4.9	2.8	4.6	3.4	4.6	5.0
福祉事務所、警察等に連絡する(※)	67.9	63.9	58.0	55.0	57.5	60.0	53.2	56.1

性別にみると、「福祉事務所や町役場などに通報」では男性の割合が 32.1%と高く、女性は 19.6%となっている。一方で、「民生委員・児童委員に通報」と「保育所、学校等に通報」などでは女性の割合が高くなっている。県調査と比べ、女性では「保育所、学校等に通報」などの割合が高くなっている。

表 16-4 子どもの虐待への対処法について【年齢別】(%)

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳以上
福祉事務所や町役場などに通報	18.5	18.2	20.5	26.5	26.8	26.3
児童相談所に通報	25.9	31.8	15.7	9.2	17.2	16.9
民生委員・児童委員に通報	0.0	0.0	10.8	11.2	22.9	19.4
警察に通報	7.4	0.0	2.4	6.1	4.5	5.6
保育所、学校等に通報	7.4	15.9	14.5	14.3	6.4	7.5
確かな証拠がなければ、通報できない	3.7	15.9	10.8	8.2	12.1	4.4
どうしたらよいかわからない	29.6	4.5	9.6	11.2	1.9	6.3
直接その家族に確かめる	0.0	4.5	2.4	2.0	1.3	1.9
特に何もしない	0.0	2.3	0.0	0.0	0.0	1.3
その他	0.0	0.0	1.2	0.0	0.6	0.0
わからない	7.4	6.8	6.0	5.1	4.5	5.0

年齢別にみると、「児童相談所に通報」では 20 歳代と 30 歳代の割合が高く、「民生委員・児童委員に通報」では 60 歳代と 70 歳以上で高くなっている。また、20 歳代では「どうしたらよいかわからない」の割合が 29.6%と高くなっている。

表 16-5 子どもの虐待への対処法について【職業別】(%)

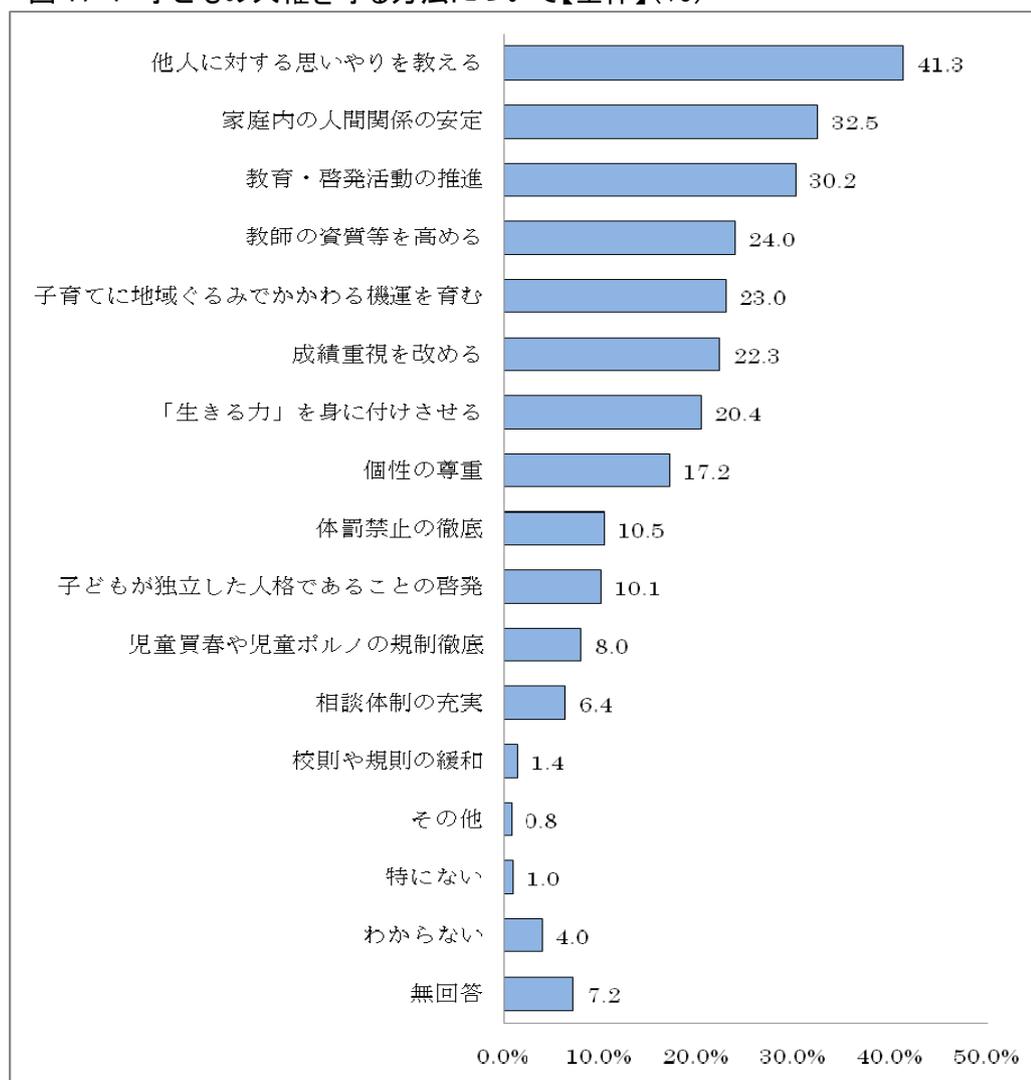
	農林漁業	商工サー ビス業	勤め	教育・福 祉関係、 公務員	自由業	家事専業	学生	無職
福祉事務所や町役場などに通報	30.0	25.0	19.1	24.6	11.1	25.0	25.0	29.4
児童相談所に通報	16.0	18.8	21.7	18.8	27.8	10.9	25.0	14.1
民生委員・児童委員に通報	16.0	21.9	8.7	7.2	5.6	22.8	4.2	19.6
警察に通報	10.0	3.1	5.2	4.3	11.1	5.4	4.2	3.1
保育所、学校等に通報	6.0	15.6	13.0	18.8	0.0	10.9	12.5	6.1
確かな証拠がなければ、通報できない	4.0	3.1	13.0	8.7	11.1	12.0	4.2	6.1
どうしたらよいかわからない	6.0	6.3	9.6	11.6	5.6	4.3	25.0	5.5
直接その家族に確かめる	0.0	0.0	5.2	1.4	11.1	3.3	0.0	0.6
特に何もしない	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1	0.0	0.0
わからない	4.0	0.0	2.6	0.0	16.7	1.1	0.0	10.4

職業別にみると、「民生委員・児童委員に通報」では商工サービス業、家事専業、無職の割合が高くなっている。また、「児童相談所に通報」では勤め、自由業、学生の割合が高くなっている。一方で、学生では「どうしたらよいかわからない」も 25.0%と高くなっている。

(問17) あなたは、子どもの人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。次の中から3つまで○印をつけてください。

- | | |
|----------------------------------|-----------------------|
| 1 子どもの人権を守るための教育・啓発活動を推進する | 2 体罰禁止を徹底させる |
| 3 校則や規則を緩やかなものにする | 4 成績だけを重んじる教育のあり方を改める |
| 5 大人と子どもが独立した人格であることを啓発する | 6 教師の人間性、資質を高める |
| 7 家庭内の人間関係を安定させる | 8 子育てに地域ぐるみでかかわる機運を育む |
| 9 子どもに、他人に対する思いやりを教える | 10 子どもの個性を尊重する |
| 11 子どもにたくましく生きるための「生きる力」を身に付けさせる | |
| 12 児童買春や児童ポルノの規制を徹底する | |
| 13 子どものための人権相談や電話相談を充実する | |
| 14 その他 | |
| 15 特にない | |
| 16 わからない | |

図 17-1 子どもの人権を守る方法について【全体】(%)



子どもの人権を守る方法として、「他人に対する思いやりを教える」が最も高く41.3%、次いで「家庭内の人間関係の安定」32.5%、「教育・啓発活動の推進」30.2%となっている。

表 17-2 子どもの人権を守る方法について【比較】(%)

	今回調査	県調査	前回調査 (大方)	前回調査 (佐賀)
他人に対する思いやりを教える	41.3	37.5	45.2	54.5
家庭内の人間関係の安定	32.5	21.2	32.7	31.7
教育・啓発活動の推進	30.2	28.2	16.7	19.2
教師の資質等を高める	24.0	32.7	24.1	17.6
子育てに地域ぐるみでかかわる機運を育む(※1)	23.0	25.2	30.2	48.7
成績重視を改める	22.3	33.5	31.1	28.8
「生きる力」を身に付けさせる	20.4	21.1	22.5	24.7
個性の尊重	17.2	8.6	15.2	16.0
体罰禁止の徹底	10.5	5.8	7.1	4.2
子どもが独立した人格であることの啓発(※2)	10.1	13.4	14.0	10.9
児童買春や児童ポルノの規制徹底	8.0	10.1	-	-
相談体制の充実	6.4	5.3	5.8	7.1
校則や規則の緩和	1.4	1.3	2.2	0.3
その他	0.8	1.0	0.7	0.6
特になし	1.0	0.7	0.8	1.0
わからない	4.0	3.3	4.3	2.9

※1 「子育てに地域ぐるみでかかわる機運を育む」は、前回調査「地域ぐるみで子どもを育てる意識を育成する」との比較。

※2 「大人と子どもが独立した人格であることを啓発する」は、前回調査「大人と子どもが独立した人格であることを教育する」との比較。

県調査と比べ、「家庭内の人間関係の安定」、「個性の尊重」、「体罰禁止の徹底」などの割合が高くなっているが、「教師の資質等を高める」や「成績重視を改める」などは低くなっている。また、前回調査と比べ、「教育・啓発活動の推進」などの割合は高くなっているが、「子育てに地域ぐるみでかかわる機運を育む」などは低くなっている。

表 17-3 子どもの人権を守る方法について【性別】(%)

	男性				女性			
	今回調査	県調査	前回調査 (大方)	前回調査 (佐賀)	今回調査	県調査	前回調査 (大方)	前回調査 (佐賀)
他人に対する思いやりを教える	38.3	36.4	45.9	59.6	46.0	39.1	46.2	54.4
家庭内の人間関係の安定	34.4	20.2	30.4	31.2	33.0	22.7	36.8	33.3
教育・啓発活動の推進	39.7	34.7	21.1	20.2	27.5	24.0	15.1	19.4
教師の資質等を高める	31.6	36.2	21.1	18.3	21.3	30.9	27.3	18.9
子育てに地域ぐるみでかかわる機運を育む(※1)	19.6	22.9	32.7	47.7	27.2	26.9	31.0	51.7
成績重視を改める	23.9	34.5	34.8	31.2	24.0	33.2	30.3	29.4
「生きる力」を身に付けさせる	22.0	19.3	24.0	24.8	20.7	23.0	22.2	23.3
個性の尊重	13.4	7.7	16.2	11.0	20.2	9.7	15.2	17.8
体罰禁止の徹底	14.8	5.6	7.5	3.7	8.2	6.1	7.5	5.0
子どもが独立した人格であることの啓発(※2)	6.7	11.6	18.6	10.1	13.1	15.2	12.6	12.8
児童買春や児童ポルノの規制徹底	6.2	7.9	-	-	9.8	12.2	-	-
相談体制の充実	5.7	5.1	4.6	2.8	7.6	5.6	7.2	8.3
校則や規則の緩和	1.0	1.5	3.4	0.0	1.6	1.1	1.6	0.6
その他	0.5	1.7	0.8	1.8	0.8	0.5	0.9	0.0
特にない	1.9	1.0	0.5	1.8	0.3	0.4	0.7	0.6
わからない	4.3	3.4	3.9	4.6	4.4	3.4	3.9	1.7

性別にみると、男性では「教育・啓発活動の推進」が39.7%、女性では「他人に対する思いやりを教える」が46.0%と最も高くなっている。また、「教育・啓発活動の推進」、「教師の資質等を高める」、「体罰禁止の徹底」などでは男性の割合が高くなっている。一方で、「他人に対する思いやりを教える」、「子育てに地域ぐるみでかかわる機運を育む」、「個性の尊重」、「子どもが独立した人格であることの啓発」などでは女性の割合が高くなっている。

表 17-4 子どもの人権を守る方法について【年齢別】(%)

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳以上
他人に対する思いやりを教える	33.3	43.2	39.8	35.7	47.1	49.4
家庭内の人間関係の安定	29.6	31.8	27.7	46.9	31.2	31.9
教育・啓発活動の推進	37.0	36.4	30.1	25.5	28.0	38.1
教師の資質等を高める	29.6	22.7	27.7	25.5	31.2	18.1
子育てに地域ぐるみでかかわる機運を育む	7.4	38.6	31.3	23.5	26.1	19.4
成績重視を改める	22.2	22.7	19.3	20.4	28.7	24.4
「生きる力」を身に付けさせる	7.4	20.5	22.9	19.4	21.0	23.1
個性の尊重	40.7	20.5	21.7	14.3	17.2	13.8
体罰禁止の徹底	7.4	11.4	3.6	11.2	8.9	16.3
子どもが独立した人格であることの啓発	7.4	15.9	19.3	10.2	11.5	5.6
児童買春や児童ポルノの規制徹底	11.1	13.6	10.8	9.2	8.3	5.6
相談体制の充実	11.1	0.0	6.0	9.2	6.4	8.1
校則や規則の緩和	3.7	2.3	0.0	1.0	1.3	1.9
その他	0.0	0.0	2.4	1.0	0.6	0.0
特にない	0.0	0.0	1.2	0.0	1.3	1.3
わからない	3.7	2.3	1.2	5.1	3.2	6.3

年齢別にみると、20 歳代では「個性の尊重」の割合が最も高く 40.7%、「子育てに地域ぐるみでかかわる機運を育む」や「『生きる力』を身に付けさせる」などではそのほかの年代と比べ低くなっている。また、60 歳代と 70 歳以上では「他人に対する思いやりを教える」の割合が高くなっている。

表 17-5 子どもの人権を守る方法について【職業別】(%)

	農林漁業	商工サー ビス業	勤め	教育・福 祉関係、 公務員	自由業	家事専業	学生	無職
他人に対する思いやりを教える	40.0	43.8	43.5	39.1	16.7	51.1	25.0	45.4
家庭内の人間関係の安定	38.0	28.1	37.4	31.9	33.3	30.4	33.3	31.9
教育・啓発活動の推進	44.0	15.6	27.0	36.2	16.7	27.2	33.3	35.6
教師の資質等を高める	22.0	46.9	22.6	26.1	44.4	25.0	16.7	22.1
子育てに地域ぐるみでかかわる機運を育む	14.0	25.0	22.6	46.4	5.6	30.4	12.5	20.9
成績重視を改める	28.0	21.9	20.9	18.8	16.7	35.9	25.0	21.5
「生きる力」を身に付けさせる	20.0	18.8	31.3	13.0	11.1	21.7	4.2	20.9
個性の尊重	6.0	6.3	20.0	26.1	33.3	15.2	12.5	18.4
体罰禁止の徹底	14.0	6.3	7.0	7.2	5.6	12.0	16.7	11.7
子どもが独立した人格であることの啓発	6.0	6.3	12.2	21.7	5.6	15.2	4.2	6.7
児童買春や児童ポルノの規制徹底	10.0	3.1	8.7	18.8	5.6	10.9	4.2	3.7
相談体制の充実	4.0	6.3	5.2	7.2	22.2	9.8	0.0	6.1
校則や規則の緩和	2.0	3.1	1.7	0.0	5.6	2.2	0.0	0.6
その他	0.0	3.1	0.0	1.4	0.0	0.0	0.0	1.2
特にない	4.0	3.1	0.9	0.0	0.0	0.0	4.2	0.0
わからない	4.0	0.0	1.7	0.0	11.1	0.0	0.0	10.4

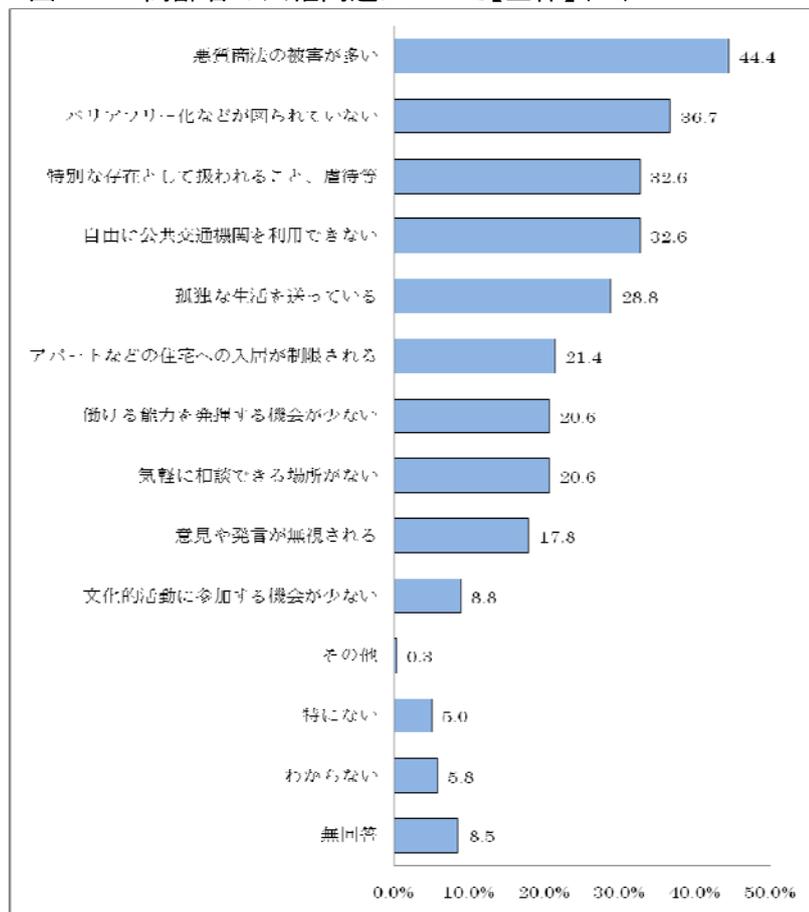
職業別にみると、教育・福祉関係・公務員では「子育てに地域ぐるみでかかわる機運を育む」の割合が最も高く46.4%となっている。また、「教育・啓発活動の推進」では農林漁業が44.0%と最も高くなっているが、商工サービス業は15.6%と、そのほかの職業と比べ最も低くなっている。一方で、商工サービス業では「教師の資質等を高める」の割合が最も高くなっている。

6. 高齢者の人権問題

(問 18) 高齢者に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。
あてはまるものすべてに○印をつけてください。

- 1 道路、乗物、建物等でバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化が図られていない
- 2 自由にバス等の公共交通機関を利用して通院や買い物に行くことができない
- 3 アパートなどの住宅への入居が高齢者というだけで制限される
- 4 家族や地域との交流が疎遠がちで孤独な生活を送っている
- 5 高齢者(特に認知症高齢者)ということで、特別な存在として扱われたり、身体が拘束されるなど虐待を受ける
- 6 働ける能力を発揮する機会が少ない
- 7 高齢者を狙った悪質商法の被害が多い
- 8 高齢者ということで意見や発言が無視される
- 9 自己啓発や文化的活動に参加する機会が極めて少ない
- 10 気軽にいつでも何でも相談できる場所がない
- 11 その他
- 12 特にない
- 13 わからない

図 18-1 高齢者の人権問題について【全体】(%)



高齢者の人権問題について、「高齢者を狙った悪質商法の被害が多い」が最も高く44.4%、次いで「バリアフリー化などが図られていない」36.7%、「特別な存在として扱われること、虐待等」、「自由に公共交通機関を利用できない」32.6%となっている。

表 18-2 高齢者の人権問題について【比較】(%)

	今回調査	県調査	前回調査 (大方)	前回調査 (佐賀)
悪質商法の被害が多い	44.4	45.7	-	-
バリアフリー化などが図られていない	36.7	33.3	31.8	32.4
特別な存在として扱われること、虐待等	32.6	21.7	25.6	25.0
自由に公共交通機関を利用できない	32.6	30.9	30.3	31.1
孤独な生活を送っている	28.8	31.5	29.0	31.7
アパートなどの住宅への入居が制限される(※)	21.4	24.4	22.3	24.4
働ける能力を発揮する機会が少ない	20.6	28.3	-	-
気軽に相談できる場所がない	20.6	24.0	27.4	26.6
意見や発言が無視される	17.8	13.4	20.3	22.8
文化的活動に参加する機会が少ない	8.8	8.1	8.7	8.7
その他	0.3	0.7	0.9	0.0
特になし	5.0	4.9	7.0	9.6
わからない	5.8	5.0	8.6	9.3

※ 「アパートなどの住宅への入居が高齢者というだけで制限される」は、前回調査「アパートなどの住宅への入居や就労が高齢者というだけで制限されること」との比較。

* 前回調査の回答条件は「3 つまで○」。

県調査と比べ、「特別な存在として扱われること、虐待等」などの割合が高くなっており、一方で、「働ける能力を発揮する機会が少ない」などは低くなっている。前回調査と比べ、「気軽に相談できる場所がない」などは低くなっている。

表 18-3 高齢者の人権問題について【性別】(%)

	男性				女性			
	今回調査	県調査	前回調査 (大方)	前回調査 (佐賀)	今回調査	県調査	前回調査 (大方)	前回調査 (佐賀)
悪質商法の被害が多い	45.9	44.6	-	-	46.9	47.7	-	-
バリアフリー化などが図られていない	43.1	31.1	32.7	29.4	36.2	36.1	33.8	35.6
特別な存在として扱われること、虐待等	36.4	19.8	27.3	35.8	34.1	23.6	26.6	27.8
自由に公共交通機関を利用できない	40.2	30.4	27.1	32.1	20.8	32.1	34.3	32.2
孤独な生活を送っている	34.0	30.9	32.2	35.8	28.3	32.8	30.1	30.0
アパートなどの住宅への入居が制限される(※)	21.5	22.6	24.5	22.0	23.7	26.4	23.1	27.8
働ける能力を発揮する機会が少ない	25.4	25.8	-	-	19.9	31.0	-	-
気軽に相談できる場所がない	24.4	23.1	25.8	22.0	19.6	24.9	27.7	29.4
意見や発言が無視される	19.6	14.0	21.1	20.2	18.5	13.0	20.5	25.0
文化的活動に参加する機会が少ない	8.6	6.2	9.0	9.2	9.8	9.7	9.1	8.9
その他	0.5	0.9	0.8	0.0	0.0	0.5	0.9	0.0
特になし	2.9	4.3	8.5	11.9	6.5	5.2	6.1	8.3
わからない	3.3	6.0	10.6	11.0	5.7	4.5	6.8	8.3

性別にみると、県調査と比べ、「バリアフリー化などが図られていない」などでは男性の割合が高く、前回調査と比べても高くなっている。また、「自由に公共交通機関を利用できない」では男性が 40.2%に対し、女性は 20.8%と低くなっている。

表 18-4 高齢者の人権問題について【年齢別】(%)

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳以上
悪質商法の被害が多い	55.6	47.7	57.8	58.2	35.0	43.8
バリアフリー化などが図られていない	40.7	40.9	47.0	42.9	36.9	33.1
特別な存在として扱われること、虐待等	44.4	45.5	32.5	40.8	33.1	30.0
自由に公共交通機関を利用できない	25.9	36.4	31.3	30.6	35.0	38.1
孤独な生活を送っている	29.6	36.4	30.1	31.6	35.7	23.1
アパートなどの住宅への入居が制限される	37.0	25.0	36.1	25.5	17.8	16.3
働ける能力を発揮する機会が少ない	29.6	20.5	20.5	26.5	24.2	17.5
気軽に相談できる場所がない	29.6	13.6	15.7	18.4	24.2	25.0
意見や発言が無視される	25.9	36.4	18.1	15.3	17.8	15.6
文化的活動に参加する機会が少ない	22.2	13.6	7.2	3.1	7.0	13.8
その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	0.0
特になし	0.0	0.0	2.4	2.0	6.4	10.0
わからない	7.4	11.4	3.6	6.1	5.7	5.0

年齢別にみると、「自由に公共交通機関を利用できない」ではそのほかの年代と比べ、70 歳以上の割合が最も高く、20 歳代は最も低くなっている。

表 18-5 高齢者の人権問題について【職業別】(%)

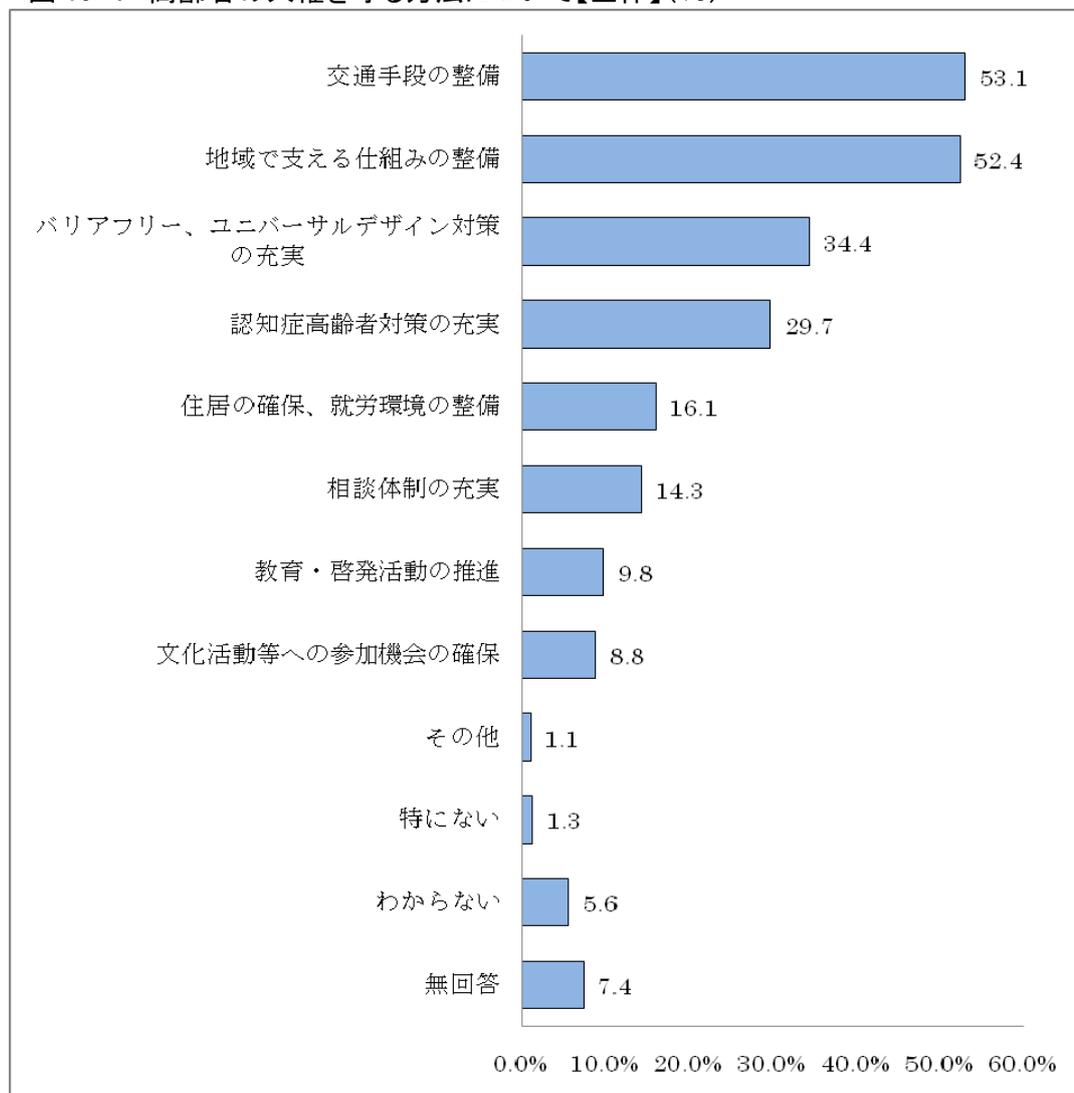
	農林漁業	商工サービス業	勤め	教育・福祉関係、公務員	自由業	家事専業	学生	無職
悪徳商法の被害が多い	46.0	59.4	49.6	62.3	38.9	38.0	41.7	42.3
バリアフリー化などが図られていない	28.0	43.8	43.5	49.3	16.7	32.6	33.3	40.5
特別な存在として扱われること、虐待等	38.0	25.0	31.3	58.0	22.2	29.3	45.8	31.3
自由に公共交通機関を利用できない	26.0	43.8	29.6	29.0	44.4	34.8	16.7	41.7
孤独な生活を送っている	32.0	28.1	38.3	31.9	11.1	30.4	25.0	28.8
アパートなどの住宅への入居が制限される	12.0	21.9	20.9	39.1	11.1	26.1	20.8	20.2
働ける能力を発揮する機会が少ない	18.0	28.1	22.6	26.1	33.3	23.9	25.0	17.2
気軽に相談できる場所がない	20.0	34.4	20.0	15.9	27.8	19.6	33.3	21.5
意見や発言が無視される	14.0	15.6	20.9	26.1	11.1	14.1	12.5	20.9
文化的活動に参加する機会が少ない	10.0	9.4	8.7	2.9	5.6	14.1	16.7	9.8
その他	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
特になし	6.0	0.0	5.2	1.4	0.0	8.7	8.3	6.1
わからない	6.0	3.1	4.3	1.4	16.7	5.4	0.0	8.6

職業別にみると、「悪徳商法の被害が多い」では商工サービス業と教育・福祉関係・公務員の割合が高くなっている。また、「気軽に相談できる場所がない」では商工サービス業と学生が高く、一方で、「自由に公共交通機関を利用できない」では学生は低くなっている。

(問 19) あなたは、高齢者の人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。次の中から3つまで○印をつけてください。

- 1 道路、乗物、建物等のバリアフリー、ユニバーサルデザイン対策を充実する
- 2 自己啓発や文化的活動に参加できる機会を十分確保する
- 3 少ない負担で自由に移動できる交通手段を整備する
- 4 高齢者の人権を守るための教育・啓発活動を推進する
- 5 住居の確保や、就労環境を整備する
- 6 高齢者を地域で支える仕組みを整備する
- 7 認知症高齢者対策を充実する
- 8 高齢者のための人権相談や電話相談を充実する
- 9 その他
- 10 特にない
- 11 わからない

図 19-1 高齢者の人権を守る方法について【全体】(%)



高齢者の人権を守る方法について、「交通手段の整備」が最も高く 53.1%、次いで「地域で支える仕組みの整備」52.4%となっている。

表 19-2 高齢者の人権を守る方法について【比較】(%)

	今回調査	県調査	前回調査 (大方)	前回調査 (佐賀)
交通手段の整備	53.1	50.9	44.9	49.4
地域で支える仕組みの整備	52.4	44.1	41.1	46.5
バリアフリー、ユニバーサルデザイン対策の充実	34.4	32.3	36.3	37.8
認知症高齢者対策の充実	29.7	28.7	20.8	24.0
住居の確保、就労環境の整備	16.1	22.4	19.6	17.0
相談体制の充実(※)	14.3	14.7	35.1	35.9
教育・啓発活動の推進	9.8	17.9	8.3	9.3
文化活動等への参加機会の確保	8.8	7.5	14.0	16.7
その他	1.1	1.2	0.0	0.6
特にない	1.3	2.4	1.9	2.9
わからない	5.6	3.8	5.7	4.2

※ 「高齢者のための人権相談や電話相談を充実する」は、前回調査「気軽にいつでも何でも相談できる体制を整備する」との比較。

県調査と比べ、「地域で支える仕組みの整備」などの割合は高くなっており、「住居の確保、就労環境の整備」や「教育・啓発活動の推進」などは低くなっている。前回調査と比べ、「相談体制の充実」が大幅に低くなっている。

表 19-3 高齢者の人権を守る方法について【性別】(%)

	男性				女性			
	今回調査	県調査	前回調査 (大方)	前回調査 (佐賀)	今回調査	県調査	前回調査 (大方)	前回調査 (佐賀)
交通手段の整備	53.1	46.5	44.1	48.6	56.7	55.9	48.3	51.7
地域で支える仕組みの整備	57.4	44.3	39.9	46.8	53.4	45.1	45.9	50.0
バリアフリー、ユニバーサルデザイン対策の充実	39.7	29.4	37.4	35.8	34.1	35.7	37.8	41.1
認知症高齢者対策の充実	28.2	26.3	21.1	22.0	32.4	30.9	23.5	26.1
住居の確保、就労環境の整備	16.7	24.8	21.4	18.3	17.7	20.9	20.8	20.8
相談体制の充実(※)	12.9	14.9	38.4	40.4	16.3	15.0	34.3	33.3
教育・啓発活動の推進	12.9	21.2	12.9	11.0	8.7	15.7	7.5	7.8
文化活動等への参加機会の確保	11.5	7.5	18.6	17.4	8.2	7.5	11.6	17.8
その他	1.9	1.5	1.3	0.0	0.5	1.0	0.4	0.0
特にない	0.5	2.6	1.8	3.7	1.9	2.5	1.8	1.7
わからない	5.7	4.3	6.7	4.6	6.0	3.6	3.9	3.9

性別にみると、「バリアフリー、ユニバーサルデザイン対策の充実」では今回調査は男性の割合が高いが、県調査は女性が高くなっている。前回調査と比べ、「地域で支える仕組みの整備」では男性が大幅に高くなっている。

表 19-4 高齢者の人権を守る方法について【年齢別】(%)

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳以上
交通手段の整備	33.3	59.1	59.0	56.1	57.3	56.3
地域で支える仕組みの整備	55.6	54.5	48.2	56.1	61.1	52.5
バリアフリー、ユニバーサルデザイン 対策の充実	40.7	40.9	36.1	34.7	35.0	37.5
認知症高齢者対策の充実	37.0	22.7	28.9	40.8	27.4	31.3
住居の確保、就労環境の整備	29.6	20.5	27.7	18.4	19.7	6.3
相談体制の充実	7.4	6.8	8.4	9.2	19.7	21.9
教育・啓発活動の推進	11.1	11.4	9.6	10.2	10.8	9.4
文化活動等への参加機会の確保	0.0	6.8	7.2	5.1	14.6	8.8
その他	0.0	0.0	3.6	1.0	0.6	0.6
特にない	3.7	0.0	1.2	0.0	0.6	3.1
わからない	3.7	6.8	3.6	5.1	7.0	5.6

年齢別にみると、「住居の確保、就労環境の整備」では 70 歳以上の割合が低くなっている。また、「交通手段の整備」では、20 歳代がそのほかの年代と比べ低くなっている。

表 19-5 高齢者の人権を守る方法について【職業別】(%)

	農林漁業		商工サー ビス業		教育・福 祉関係、 公務員		自由業	家事専業	学生	無職
	交通手段の整備	48.0	53.1	60.0	55.1	61.1	62.0	20.8	57.1	
地域で支える仕組みの整備	68.0	59.4	59.1	56.5	50.0	54.3	50.0	49.1		
バリアフリー、ユニバーサルデザイン対 策の充実	26.0	28.1	36.5	39.1	16.7	42.4	20.8	41.7		
認知症高齢者対策の充実	34.0	34.4	23.5	47.8	5.6	32.6	33.3	28.8		
住居の確保、就労環境の整備	10.0	18.8	20.9	27.5	5.6	23.9	33.3	8.6		
相談体制の充実	14.0	6.3	8.7	11.6	33.3	20.7	0.0	20.2		
教育・啓発活動の推進	16.0	3.1	11.3	15.9	5.6	5.4	4.2	10.4		
文化活動等への参加機会の確保	2.0	15.6	7.0	11.6	5.6	7.6	0.0	14.1		
その他	4.0	9.4	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
特にない	2.0	0.0	1.7	0.0	0.0	1.1	0.0	2.5		
わからない	10.0	0.0	5.2	0.0	11.1	6.5	0.0	8.0		

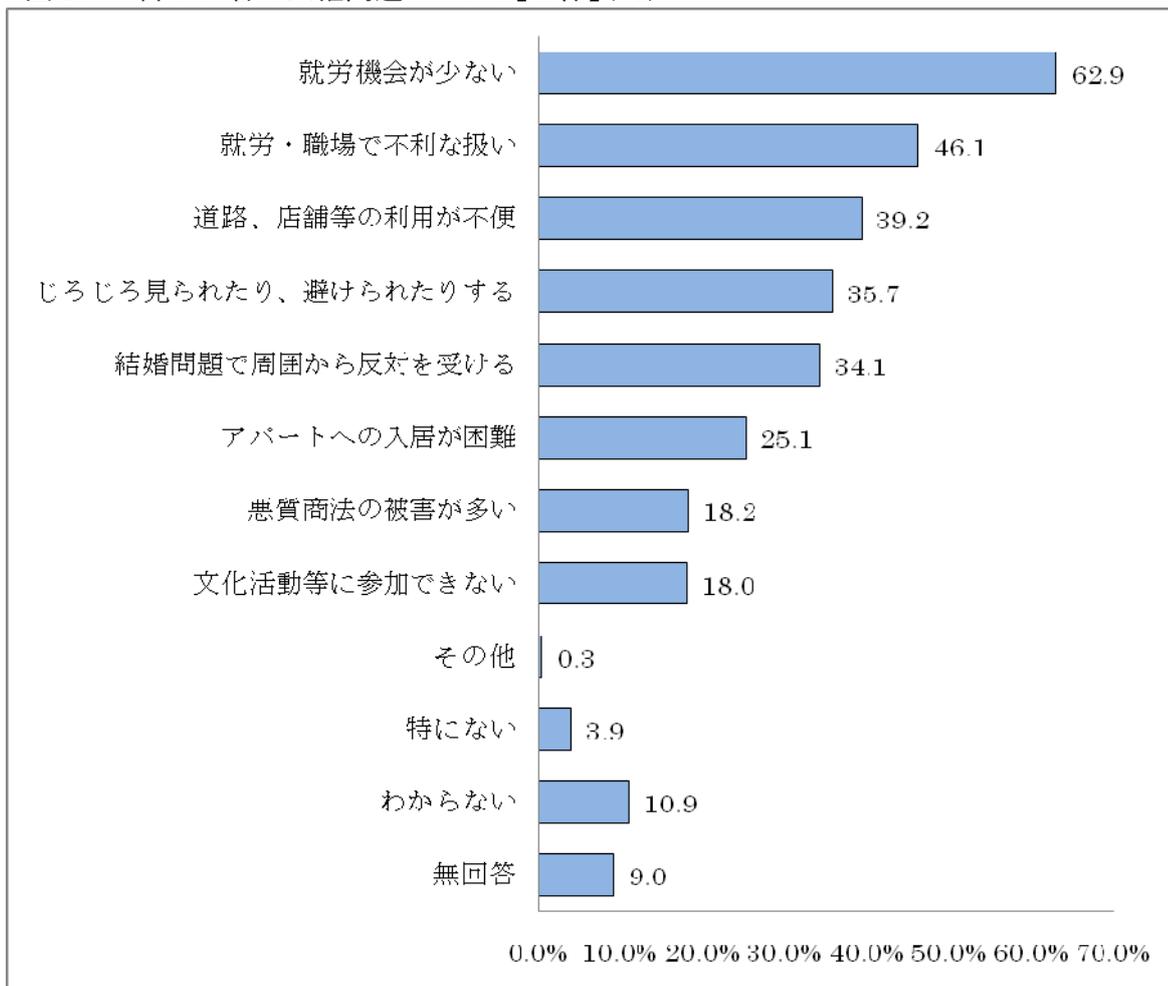
職業別にみると、「交通手段の整備」では学生が 20.8%と低くなっているが、「住居の確保、就労環境の整備」では高くなっている。また、「認知症高齢者対策の充実」では教育・福祉関係・公務員がそのほかの職業と比べ高くなっている。

7. 障がい者の人権問題

(問 20) 障がい者に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。次の中からあてはまるものすべてに○印をつけてください。

- 1 就職・職場で不利な扱いを受ける
- 2 就労の機会が少ない
- 3 結婚問題で周囲から反対を受ける
- 4 じろじろ見られたり、避けられたりする
- 5 アパートなどの住宅への入居が困難である
- 6 交通機関や道路、店舗、公園等の利用が不便である
- 7 スポーツ・文化活動、地域活動に参加できない
- 8 障がい者を狙った悪質商法の被害が多い
- 9 その他
- 10 特にない
- 11 わからない

図 20-1 障がい者の人権問題について【全体】(%)



障がい者の人権問題について、「就労機会が少ない」が最も高く62.9%、次いで、「就労・職場で不利な扱い」46.1%、「道路、店舗等の利用が不便」39.2%、「じろじろ見られたり、避けられたりする」35.7%、「結婚問題で周囲から反対を受ける」34.1%となっている。

表 20-2 障がい者の人権問題について【比較】(%)

	今回調査	県調査	前回調査 (大方)	前回調査 (佐賀)
就労機会が少ない	62.9	65.7	-	-
就労・職場で不利な扱い	46.1	46.6	47.8	61.9
道路、店舗等の利用が不便(※)	39.2	36.6	24.5	25.3
じろじろ見られたり、避けられたりする	35.7	32.3	40.1	34.3
結婚問題で周囲から反対を受ける	34.1	24.3	28.9	30.8
アパートへの入居が困難	25.1	25.2	12.7	14.4
悪質商法の被害が多い	18.2	16.8	-	-
文化活動等に参加できない	18.0	11.8	5.9	8.0
その他	0.3	1.0	0.9	0.0
特にない	3.9	3.4	4.8	3.2
わからない	10.9	7.9	10.0	7.1

※ 「交通機関や道路、店舗、公園等の利用が不便である」は、前回調査「外出時に道路、店舗、公園などの利用が不便なこと」、
「外出時に交通機関の利用が不便なこと」を合計したものと比較。

* 前回調査の回答条件は「3 つまで○」。

県調査と比べ、「結婚問題で周囲から反対を受ける」や「文化活動等に参加できない」などの割合が高くなっている。前回調査と比べ、「アパートへの入居が困難」などが高くなっている。

表 20-3 障がい者の人権問題について【性別】(%)

	男性				女性			
	今回調査	県調査	前回調査 (大方)	前回調査 (佐賀)	今回調査	県調査	前回調査 (大方)	前回調査 (佐賀)
就労機会が少ない	71.8	66.3	-	-	63.2	66.5	-	-
就労・職場で不利な扱い	57.4	47.7	52.8	67.0	44.1	46.9	48.7	62.8
道路、店舗等の利用が不便(※)	54.1	36.4	23.6	23.0	34.9	37.7	26.4	27.5
じろじろ見られたり、避けられたりする	45.9	32.6	42.3	33.9	33.8	32.8	41.2	36.1
結婚問題で周囲から反対を受ける	47.4	25.0	31.7	36.7	30.2	24.7	27.5	28.9
アパートへの入居が困難	33.5	23.1	11.1	14.7	22.9	27.2	14.4	15.0
悪質商法の被害が多い	23.0	16.9	-	-	16.9	17.2	-	-
文化活動等に参加できない	25.4	12.6	8.0	10.1	16.1	11.6	5.1	7.2
その他	0.0	1.2	1.0	0.0	0.5	0.8	1.1	0.0
特にない	4.3	3.2	3.1	3.7	3.5	3.7	5.6	2.8
わからない	9.6	6.5	7.7	4.6	12.5	9.2	10.0	7.2

性別にみると、男性で問題があると答えた割合が高い傾向にある。

表 20-4 障がい者の人権問題について【年齢別】(%)

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳以上
就労機会が少ない	74.1	65.9	66.3	77.6	69.4	56.9
就労・職場で不利な扱い	66.7	72.7	57.8	49.0	46.5	36.9
道路、店舗等の利用が不便	25.9	43.2	36.1	42.9	51.6	37.5
じろじろ見られたり、避けられたりする	55.6	59.1	43.4	36.7	41.4	23.8
結婚問題で周囲から反対を受ける	44.4	47.7	45.8	33.7	33.1	33.1
アパートへの入居が困難	40.7	36.4	38.6	24.5	26.8	16.9
悪質商法の被害が多い	29.6	36.4	27.7	11.2	11.5	20.0
文化活動等に参加できない	25.9	18.2	19.3	16.3	19.7	21.3
その他	3.7	0.0	1.2	0.0	0.0	0.0
特になし	0.0	2.3	3.6	1.0	3.8	6.9
わからない	3.7	4.5	9.6	7.1	12.1	16.9

年齢別にみると、低い年代で問題があると答えた割合が高い傾向にあり、「就労・職場で不利な扱い」では 30 歳代が 72.7%に対し、70 歳以上は 36.9%と低くなっている。

表 20-5 障がい者の人権問題について【職業別】(%)

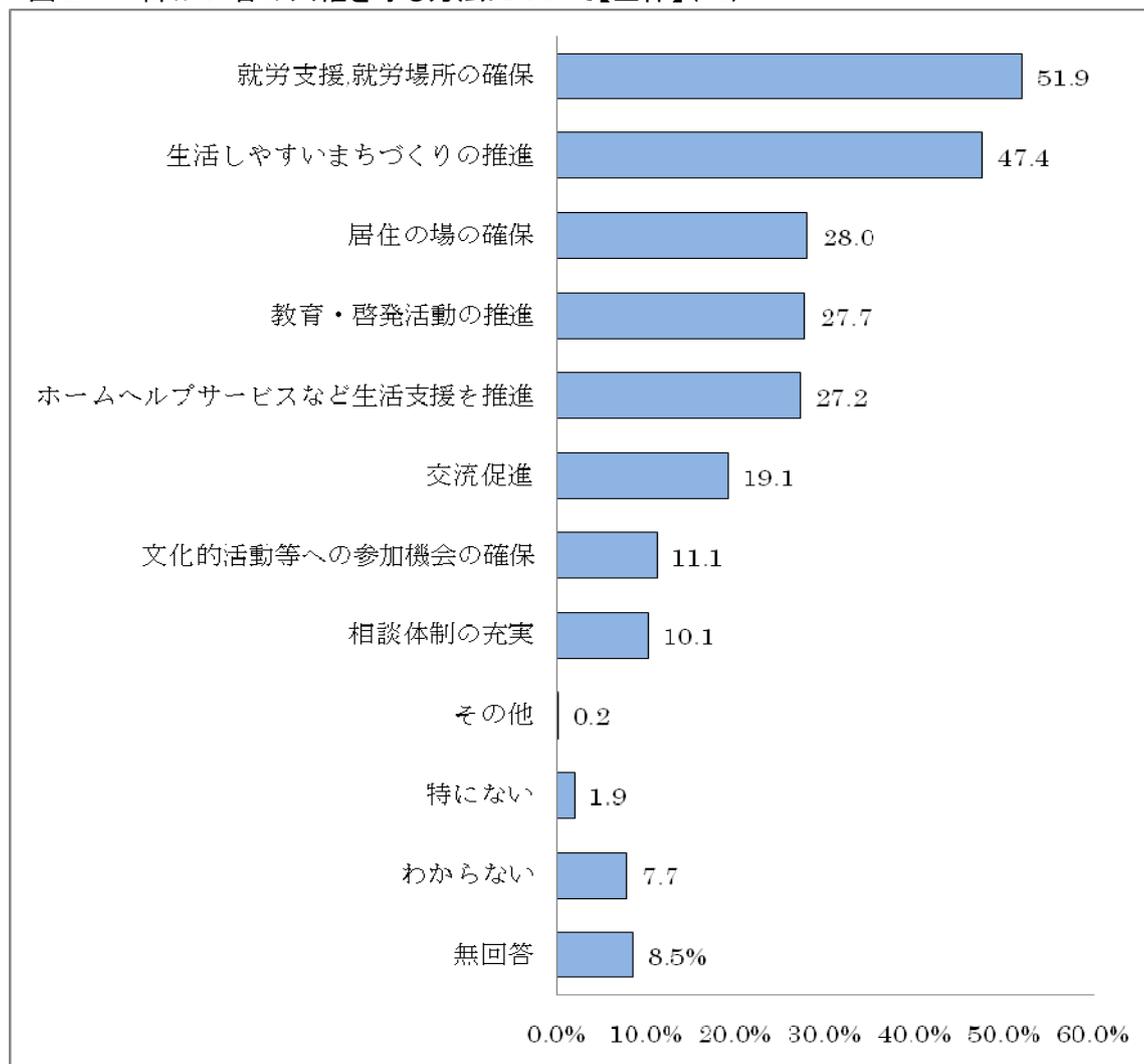
	農林漁業		商工サー ビス業		教育・福 祉関係、 公務員		自由業	家事専業	学生	無職
就労機会が少ない	68.0	78.1	72.2	81.2	55.6	66.3	50.0	57.7		
就労・職場で不利な扱い	50.0	53.1	57.4	60.9	44.4	42.4	41.7	41.1		
道路、店舗等の利用が不便	28.0	43.8	40.9	52.2	22.2	46.7	12.5	45.4		
じろじろ見られたり、避けられたりする	36.0	43.8	39.1	52.2	27.8	37.0	50.0	31.3		
結婚問題で周囲から反対を受ける	34.0	34.4	35.7	47.8	38.9	37.0	45.8	32.5		
アパートへの入居が困難	16.0	25.0	27.0	47.8	27.8	25.0	29.2	22.7		
悪質商法の被害が多い	12.0	25.0	22.6	27.5	33.3	9.8	25.0	17.2		
文化活動等に参加できない	14.0	25.0	17.4	23.2	27.8	17.4	33.3	19.0		
その他	0.0	3.1	0.0	0.0	0.0	0.0	4.2	0.0		
特になし	10.0	0.0	2.6	0.0	0.0	3.3	0.0	6.1		
わからない	14.0	0.0	7.8	0.0	22.2	8.7	4.2	20.9		

職業別にみると、教育・福祉関係・公務員ではそのほかの職業と比べ、問題があると答えた割合が高い傾向にある。また、「道路、店舗等の利用が不便」では学生が低くなっているが、一方で、「じろじろ見られたり、避けられたりする」や「結婚問題で周囲から反対を受ける」などは高くなっている。

(問 21) あなたは、障がい者の人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。次の中から **3 つまで** ○印をつけてください。

- 1 障がい者の人権を守るための教育・啓発活動を推進する
- 2 道路や交通機関、建物等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化など、障がい者が生活しやすいまちづくりを推進する
- 3 地域で自立した生活ができるよう居住の場を確保する
- 4 就労の支援や働く場の確保を図る
- 5 障がいのある人とない人との交流を促進する
- 6 障がい者が自己啓発や文化的活動等に参加できる機会を確保する
- 7 ホームヘルプサービス(居宅介護)やデイサービス(生活介護)などの生活支援を推進する
- 8 障がい者のための人権相談や電話相談を充実する
- 9 その他
- 10 特にない
- 11 わからない

図 21-1 障がい者の人権を守る方法について【全体】(%)



障がい者の人権を守るための方法について、「就労支援、就労場所の確保」が最も高く51.9%、次いで、「生活しやすいまちづくりの推進」47.4%となっている。

表 21-2 障がい者の人権を守る方法について【比較】(%)

	今回調査	県調査	前回調査 (大方)	前回調査 (佐賀)
就労支援,就労場所の確保	51.9	53.8	-	-
生活しやすいまちづくりの推進	47.4	45.8	55.9	60.3
居住の場の確保	28.0	29.1	35.2	45.8
教育・啓発活動の推進	27.7	26.4	25.4	25.6
ホームヘルプサービスなど生活支援を推進	27.2	35.5	31.5	33.0
交流促進	19.1	18.5	25.6	23.7
文化的活動等への参加機会の確保	11.1	8.4	17.2	20.5
相談体制の充実	10.1	10.1	23.2	17.9
その他	0.2	0.7	0.6	1.0
特にない	1.9	1.2	1.9	1.9
わからない	7.7	4.1	6.7	5.1

前回調査と比べ、「生活しやすいまちづくりの推進」や「居住の場の確保」などの割合が低くなっている。

表 21-3 障がい者の人権を守る方法について【性別】(%)

	男性				女性			
	今回調査	県調査	前回調査 (大方)	前回調査 (佐賀)	今回調査	県調査	前回調査 (大方)	前回調査 (佐賀)
就労支援,就労場所の確保	62.2	53.0	-	-	51.0	55.7	-	-
生活しやすいまちづくりの推進	55.5	44.1	53.4	60.6	46.9	48.4	59.9	62.8
居住の場の確保	33.0	28.7	40.2	51.4	27.8	30.3	34.9	46.7
教育・啓発活動の推進	39.2	30.4	33.0	29.4	23.2	23.8	21.5	26.1
ホームヘルプサービスなど生活支援を 推進	19.1	31.3	29.4	28.4	33.5	39.8	35.7	37.8
交流促進	18.2	19.8	27.3	24.8	21.5	17.9	26.3	23.3
文化的活動等への参加機会の確保	14.8	9.9	20.6	22.9	10.1	7.5	16.3	21.1
相談体制の充実	9.1	10.9	21.6	16.5	11.7	9.7	25.0	19.4
その他	0.5	1.0	0.8	0.9	0.0	0.4	0.5	1.1
特にない	1.9	1.9	1.0	1.8	2.2	0.7	2.6	2.2
わからない	5.7	3.2	5.2	8.3	8.4	4.9	6.5	3.3

性別にみると、「教育・啓発活動の推進」などでは男性の割合が高く、「ホームヘルプサービスなどの生活支援を推進」などは女性が高くなっている。また、「就労支援、就労場所の確保」では男性 62.2%、女性 51.0%と最も高くなっている。

表 21-4 障がい者の人権を守る方法について【年齢別】(%)

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳以上
就労支援,就労場所の確保	70.4	56.8	62.7	64.3	55.4	43.8
生活しやすいまちづくりの推進	44.4	45.5	59.0	52.0	52.9	44.4
居住の場の確保	40.7	36.4	32.5	28.6	27.4	28.8
教育・啓発活動の推進	44.4	31.8	22.9	27.6	29.9	28.8
ホームヘルプサービスなど生活支援を推進	3.7	27.3	39.8	32.7	31.2	21.3
交流促進	25.9	22.7	21.7	15.3	19.7	22.5
文化的活動等への参加機会の確保	7.4	13.6	7.2	13.3	14.6	10.6
相談体制の充実	3.7	11.4	6.0	6.1	10.2	18.1
その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	0.0
特にない	3.7	2.3	2.4	1.0	1.3	3.1
わからない	7.4	6.8	2.4	8.2	7.6	8.8

年齢別にみると、「就労の支援、働く場の確保」では 70 歳以上が 43.8%で、そのほかの年代に比べ低く、「ホームヘルプサービスなど生活支援を推進」では 20 歳代が 3.7%と低くなっている。また、「居住の場を確保」では年代が高くなるにつれて低くなる傾向にある。

表 21-5 障がい者の人権を守る方法について【職業別】(%)

	農林漁業	商工サー ビス業	勤め	教育・福 祉関係、 公務員	自由業	家事専業	学生	無職
就労支援,就労場所の確保	60.0	53.1	54.8	75.4	55.6	54.3	54.2	47.9
生活しやすいまちづくりの推進	40.0	53.1	54.8	59.4	38.9	48.9	29.2	50.3
居住の場の確保	20.0	28.1	30.4	40.6	44.4	21.7	37.5	28.8
教育・啓発活動の推進	44.0	18.8	26.1	31.9	22.2	25.0	33.3	28.8
ホームヘルプサービスなど生活支援を推進	26.0	34.4	34.8	33.3	16.7	44.6	0.0	16.6
交流促進	18.0	15.6	20.0	24.6	5.6	23.9	16.7	20.2
文化的活動等への参加機会の確保	14.0	9.4	17.4	7.2	0.0	7.6	0.0	15.3
相談体制の充実	12.0	6.3	7.8	4.3	11.1	17.4	0.0	14.1
その他	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
特にない	2.0	0.0	2.6	0.0	0.0	2.2	0.0	3.1
わからない	10.0	6.3	4.3	0.0	16.7	5.4	0.0	12.9

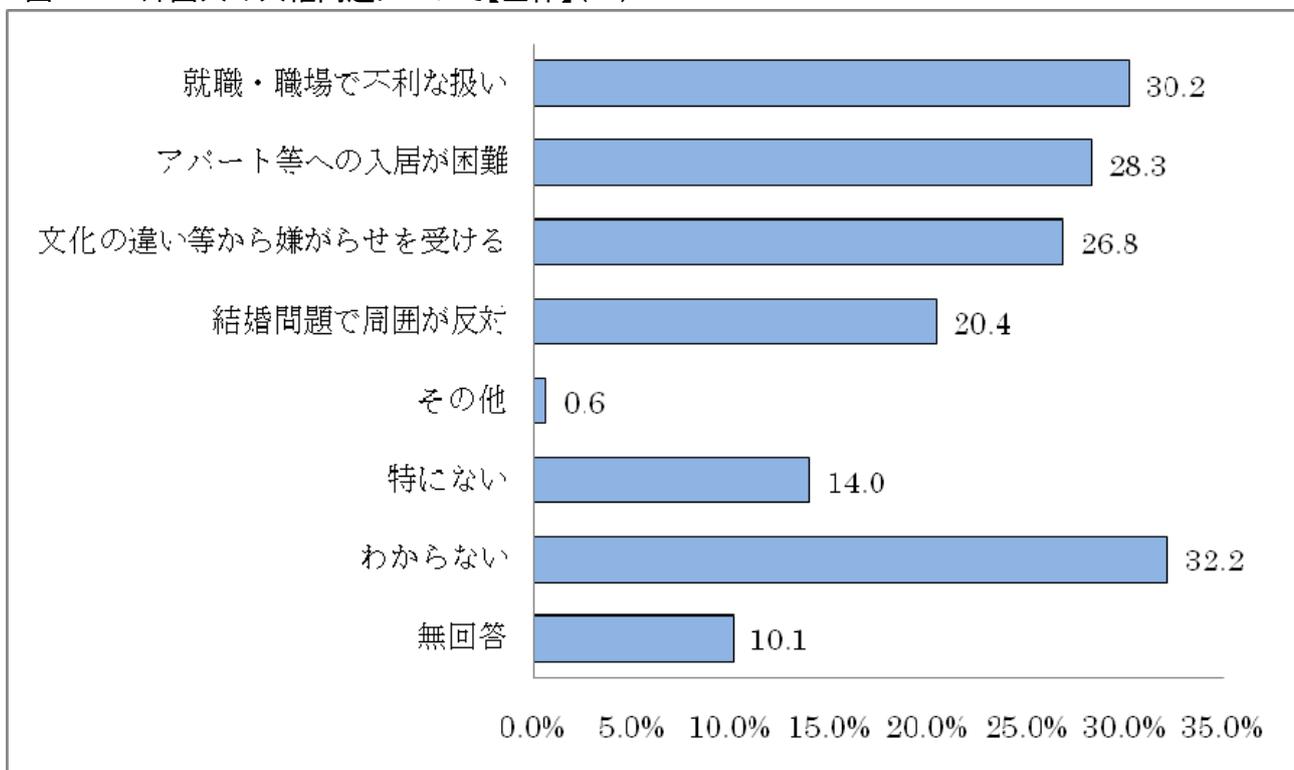
職業別にみると、教育・福祉関係・公務員では「就労支援、就労場所の確保」が 75.4%と高くなっている。また、「ホームヘルプサービスなど生活支援を推進」では家事専業が 44.6%と高く、学生は 0.0%と低くなっている。

8. 外国人の人権問題

(問 22) 日本に住む外国人に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。あてはまるものすべてに○印をつけてください。

- 1 アパートなどの住宅への入居が困難である
- 2 国や文化の違いにより、嫌がらせなどを受ける
- 3 就職・職場で不利な扱いを受ける
- 4 結婚問題で周囲から反対を受ける
- 5 その他
- 6 特にない
- 7 わからない

図 22-1 外国人の人権問題について【全体】(%)



外国人の人権問題について、「就職・職場で不利な扱い」が最も高く 30.2%、次いで「アパート等への入居が困難」28.3%、「文化の違い等から嫌がらせを受ける」26.8%となっている。また、「わからない」は 32.2%となっている。

表 22-2 外国人の人権問題について【比較】(%)

	今回調査	県調査	前回調査 (大方)	前回調査 (佐賀)
就職・職場で不利な扱い	30.2	33.5	27.4	30.4
アパート等への入居が困難	28.3	29.7	18.6	19.6
文化の違い等から嫌がらせを受ける	26.8	35.4	30.2	29.5
結婚問題で周囲が反対	20.4	21.8	18.2	16.3
その他	0.6	0.6	1.2	1.0
特にない	14.0	13.3	12.3	12.5
わからない	32.2	28.8	29.0	33.3

* 前回調査の回答条件は「2 つまで○」。

前回調査と比べ、「アパート等への入居が困難」などの割合が高くなっている。

表 22-3 外国人の人権問題について【性別】(%)

	男性				女性			
	今回調査	県調査	前回調査 (大方)	前回調査 (佐賀)	今回調査	県調査	前回調査 (大方)	前回調査 (佐賀)
就職・職場で不利な扱い	34.9	32.6	31.4	32.1	31.3	34.8	27.8	29.4
アパート等への入居が困難	35.4	30.1	20.6	29.4	27.5	30.2	19.3	34.4
文化の違い等から嫌がらせを受ける	30.6	35.0	35.1	16.5	27.5	36.7	29.1	21.1
結婚問題で周囲が反対	24.9	23.9	20.4	21.1	20.4	20.8	17.7	14.4
その他	0.5	0.7	1.8	19.3	0.8	0.5	0.9	10.0
特にない	16.7	14.9	11.9	30.3	12.8	12.0	12.3	35.0
わからない	28.7	26.2	26.0	0.0	35.7	31.7	30.5	1.1

性別にみると、男性で問題があると答えた割合が高い傾向にある。女性では前回調査(佐賀)と比べ、「就職・職場で不利な扱い」などが高くなっている。

表 22-4 外国人の人権問題について【年齢別】(%)

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳以上
就職・職場で不利な扱い	51.9	52.3	45.8	26.5	21.0	18.1
アパート等への入居が困難	44.4	40.9	45.8	36.7	27.4	24.4
文化の違い等から嫌がらせを受ける	44.4	36.4	42.2	36.7	29.3	17.5
結婚問題で周囲が反対	37.0	34.1	37.3	17.3	14.0	17.5
その他	3.7	0.0	2.4	1.0	0.0	0.0
特にない	0.0	6.8	15.7	16.3	18.5	13.1
わからない	29.6	20.5	16.9	33.7	35.0	43.8

年齢別にみると、低い年代で問題があると答えた割合が高い傾向にあり、70 歳以上では「わからない」が 43.8%と最も高くなっている。

表 22-5 外国人の人権問題について【職業別】(%)

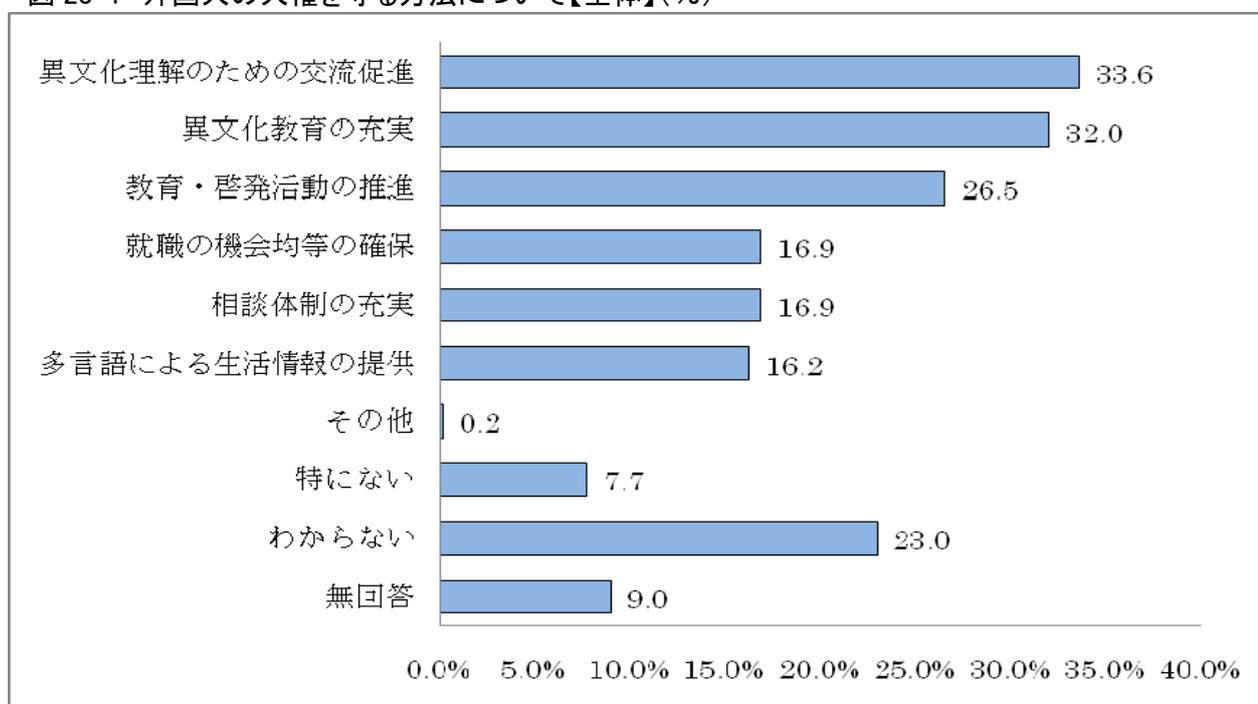
	商工サー ビス業		勤め	教育・福 祉関係、 公務員		自由業	家事専業	学生	無職
	農林漁業								
就職・職場で不利な扱い	30.0	25.0	34.8	59.4	27.8	29.3	25.0	26.4	
アパート等への入居が困難	18.0	31.3	27.8	60.9	27.8	23.9	29.2	26.4	
文化の違い等から嫌がらせを受ける	18.0	31.3	37.4	49.3	16.7	19.6	29.2	22.1	
結婚問題で周囲が反対	12.0	25.0	21.7	37.7	27.8	18.5	29.2	19.0	
その他	2.0	3.1	0.0	1.4	0.0	0.0	4.2	0.0	
特にない	22.0	6.3	16.5	13.0	11.1	17.4	0.0	12.3	
わからない	38.0	40.6	26.1	14.5	11.1	44.6	8.3	42.9	

職業別にみると、教育・福祉関係・公務員ではそのほかの職業と比べ、問題があると答えた割合が高くなっている。また、「わからない」では教育・福祉関係・公務員、自由業、学生が低くなっている。

(問23) あなたは、外国人の人権を守るために、必要なことはどのようなことだと思いますか。次の中から3つまで○印をつけてください。

- 1 外国人の持つ異文化に対する理解のため町民に向けた教育・啓発活動を推進する
- 2 学校等で異文化に対する理解や尊重に向けた教育を充実する
- 3 異文化理解のため、外国人との交流を促進する
- 4 外国人の就職の機会均等を確保する
- 5 多言語による生活情報の提供を充実する
- 6 外国人のための人権相談や電話相談を充実する
- 7 その他
- 8 特にない
- 9 わからない

図 23-1 外国人の人権を守る方法について【全体】(%)



外国人の人権を守るための方法について、「異文化理解のための交流促進」が最も高く33.6%、次いで「異文化教育の充実」32.0%、「教育・啓発活動の推進」26.5%となっている。また、「わからない」は23.0%となっている。

表 23-2 外国人の人権を守る方法について【比較】(%)

	今回調査	県調査	前回調査 (大方)	前回調査 (佐賀)
異文化理解のための交流促進	33.6	37.1	27.8	30.8
異文化教育の充実	32.0	37.5	26.8	31.4
教育・啓発活動の推進	26.5	30.9	28.2	32.1
就職の機会均等の確保	16.9	15.8	14.2	14.4
相談体制の充実	16.9	16.5	17.5	15.1
多言語による生活情報の提供	16.2	17.0	-	-
その他	0.2	0.9	0.7	0.6
特にない	7.7	7.8	6.8	6.7
わからない	23.0	19.5	21.3	19.6

* 前回調査の回答条件は「2 つまで○」。

県調査、前回調査と比べ、大きな違いはみられない。

表 23-3 外国人の人権を守る方法について【性別】(%)

	男性				女性			
	今回調査	県調査	前回調査 (大方)	前回調査 (佐賀)	今回調査	県調査	前回調査 (大方)	前回調査 (佐賀)
異文化理解のための交流促進	41.1	39.5	29.9	37.6	32.4	35.9	29.2	28.9
異文化教育の充実	34.0	35.2	30.7	34.9	34.1	39.9	27.8	33.3
教育・啓発活動の推進	32.1	32.6	34.5	37.6	26.7	30.5	26.4	32.8
就職の機会均等の確保	16.7	16.6	16.8	15.6	18.5	15.6	14.0	15.0
相談体制の充実	19.6	15.0	15.7	14.7	17.2	18.2	19.4	16.7
多言語による生活情報の提供	14.4	13.2	-	-	19.3	20.6	-	-
その他	0.0	1.0	1.0	0.0	0.3	0.7	0.5	1.1
特にない	10.5	9.1	6.4	8.3	6.0	6.6	6.8	6.1
わからない	19.6	19.7	16.8	17.4	25.6	20.2	21.5	21.1

性別にみると、「異文化理解のための交流促進」や「教育・啓発活動の推進」などでは男性の割合が高く、「多言語による生活情報の提供」などでは女性が高くなっている。

表 23-4 外国人の人権を守る方法について【年齢別】(%)

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳以上
異文化理解のための交流促進	33.3	38.6	47.0	35.7	36.3	28.1
異文化教育の充実	18.5	47.7	33.7	40.8	33.8	30.0
教育・啓発活動の推進	44.4	31.8	28.9	27.6	26.1	28.8
就職の機会均等の確保	40.7	20.5	24.1	13.3	14.0	17.5
相談体制の充実	3.7	11.4	10.8	16.3	22.3	23.8
多言語による生活情報の提供	29.6	18.2	28.9	18.4	14.6	12.5
その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	0.0
特にない	0.0	6.8	8.4	9.2	7.0	8.1
わからない	18.5	15.9	13.3	20.4	26.8	30.0

年齢別にみると、「相談体制の充実」では、年代が高くなるにつれて割合が高くなる傾向にある。また、「就職の機会均等の確保」では、20 歳代が 40.7%と高くなっている。

表 23-5 外国人の人権を守る方法について【職業別】(%)

	農林漁業	商工サー ビス業	勤め	教育・福		自由業	家事専業	学生	無職
				社関係、 公務員					
異文化理解のための交流促進	30.0	31.3	42.6	55.1	38.9	33.7	20.8	27.6	
異文化教育の充実	32.0	21.9	37.4	50.7	22.2	42.4	8.3	30.1	
教育・啓発活動の推進	20.0	15.6	24.3	44.9	16.7	23.9	25.0	33.7	
就職の機会均等の確保	22.0	6.3	14.8	29.0	22.2	14.1	37.5	16.0	
相談体制の充実	10.0	15.6	11.3	15.9	0.0	23.9	0.0	27.0	
多言語による生活情報の提供	14.0	9.4	21.7	26.1	16.7	21.7	20.8	11.7	
その他	0.0	0.0	0.0	1.4	0.0	0.0	0.0	0.0	
特にない	12.0	3.1	8.7	4.3	0.0	8.7	0.0	8.6	
わからない	30.0	43.8	20.0	7.2	16.7	20.7	4.2	30.7	

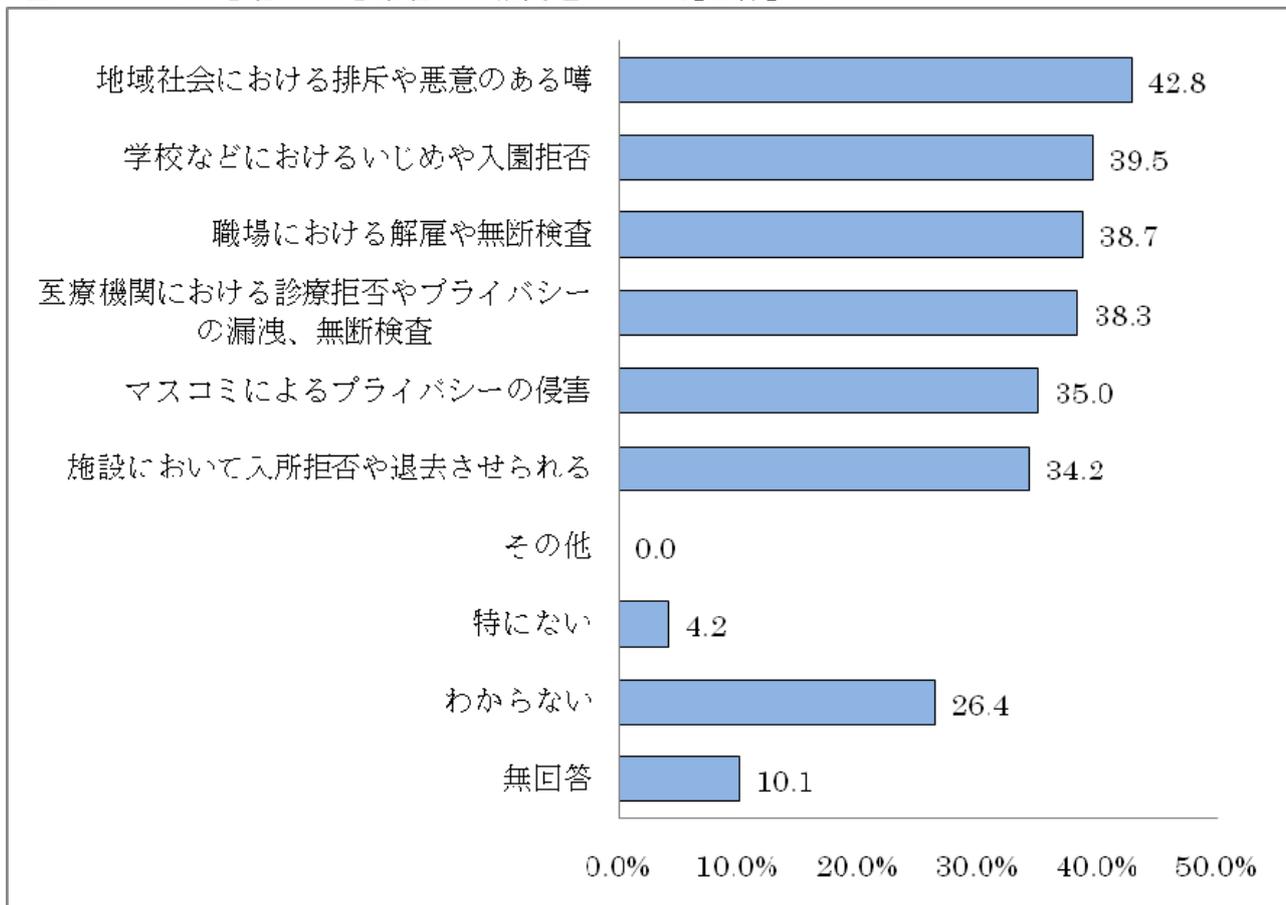
職業別にみると、「異文化教育の充実」と「相談体制の充実」では学生の割合が低くなっているが、「就職の機会均等の確保」では最も高くなっている。また、「相談体制の充実」では家事専業と無職が高くなっている。

9. エイズ患者・HIV 感染者・ハンセン病元患者等の人権問題

(問 24) エイズ患者・HIV 感染者に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。
あてはまるものすべてに○印をつけてください。

- 1 医療機関における診療拒否やプライバシーの漏洩(もれること)、無断で検査が行われる
- 2 職場における解雇や無断で検査が行われる
- 3 学校などにおけるいじめや入園が拒否される
- 4 施設において入所の拒否や、入所者が退所させられる
- 5 マスコミによりプライバシーが侵害される
- 6 地域社会における排斥(仲間はずれにすること)や悪意のある噂が流される
- 7 その他
- 8 特にない
- 9 わからない

図 24-1 エイズ患者・HIV 感染者の人権問題について【全体】(%)



エイズ患者・HIV 感染者の人権問題について、「地域社会における排斥や悪意のある噂」が最も高く 42.8%となっている。また、「わからない」は 26.4%となっている。

表 24-2 エイズ患者・HIV 感染者の人権問題について【比較】(%)

	今回調査	県調査	前回調査 (大方)	前回調査 (佐賀)
地域社会における排斥や悪意のある噂	42.8	40.0	29.2	40.1
学校などにおけるいじめや入園拒否	39.5	36.8	14.7	12.8
職場における解雇や無断検査	38.7	35.0	19.7	18.3
医療機関における診療拒否やプライバシーの漏洩、無断検査	38.3	38.3	32.6	31.4
マスコミによるプライバシーの侵害	35.0	26.7	19.7	17.9
施設において入所拒否や退去させられる	34.2	30.4	9.3	7.1
その他	0.0	0.4	0.6	0.0
特になし	4.2	4.5	4.8	4.5
わからない	26.4	28.8	20.2	24.7

* 前回調査の回答条件は「2 つまで○」。

県調査と比べ、「マスコミによるプライバシーの侵害」や「施設において入所拒否や退去させられる」などの割合が高くなっている。また、前回調査と比べ、「学校におけるいじめや入園拒否」、「職場における解雇や無断検査」、「マスコミによるプライバシーの侵害」、「施設において入所拒否や退去させられる」が大幅に高くなっている。

表 24-3 エイズ患者・HIV 感染者の人権問題について【性別】(%)

	男性				女性			
	今回調査	県調査	前回調査 (大方)	前回調査 (佐賀)	今回調査	県調査	前回調査 (大方)	前回調査 (佐賀)
地域社会における排斥や悪意のある噂	49.3	39.1	32.2	40.4	43.6	41.9	28.9	43.3
学校などにおけるいじめや入園拒否	45.9	34.0	17.0	11.9	40.3	39.9	13.8	15.0
職場における解雇や無断検査	43.5	31.8	22.2	11.0	40.1	38.5	20.5	24.4
医療機関における診療拒否やプライバシーの漏洩、無断検査	41.1	36.2	32.2	31.2	40.1	41.0	36.1	34.4
マスコミによるプライバシーの侵害	36.4	26.3	21.4	19.3	38.1	27.6	20.7	18.3
施設において入所拒否や退去させられる	39.7	28.5	12.1	8.3	34.9	32.7	8.8	7.2
その他	0.0	0.3	0.5	0.0	0.0	0.4	0.7	0.0
特になし	3.8	5.8	4.1	7.3	4.6	3.6	5.1	2.8
わからない	25.4	27.7	17.3	28.4	30.2	30.1	20.3	23.9

性別にみると、前回調査(佐賀)と比べ、男性では「学校などにおけるいじめや入園拒否」の割合が大幅に高くなっている。

表 24-4 エイズ患者・HIV 感染者の人権問題について【年齢別】(%)

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳以上
地域社会における排斥や悪意のある噂	59.3	63.6	54.2	46.9	42.0	37.5
学校などにおけるいじめや入園拒否	59.3	75.0	53.0	41.8	39.5	28.8
職場における解雇や無断検査	59.3	61.4	57.8	44.9	36.3	27.5
医療機関における診療拒否やプライバシーの漏洩、無断検査	51.9	61.4	54.2	42.9	39.5	25.6
マスコミによるプライバシーの侵害	51.9	61.4	43.4	42.9	33.8	26.3
施設において入所拒否や退去させられる	37.0	47.7	47.0	43.9	31.8	28.8
その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
特にない	0.0	0.0	7.2	3.1	3.8	6.3
わからない	18.5	15.9	16.9	20.4	31.8	34.4

年齢別にみると、低い年代で問題があると答えた割合が高い傾向にある。また、「わからない」では 60 歳代 31.8%、70 歳以上 34.4%と高くなっている。

表 24-5 エイズ患者・HIV 感染者の人権問題について【職業別】(%)

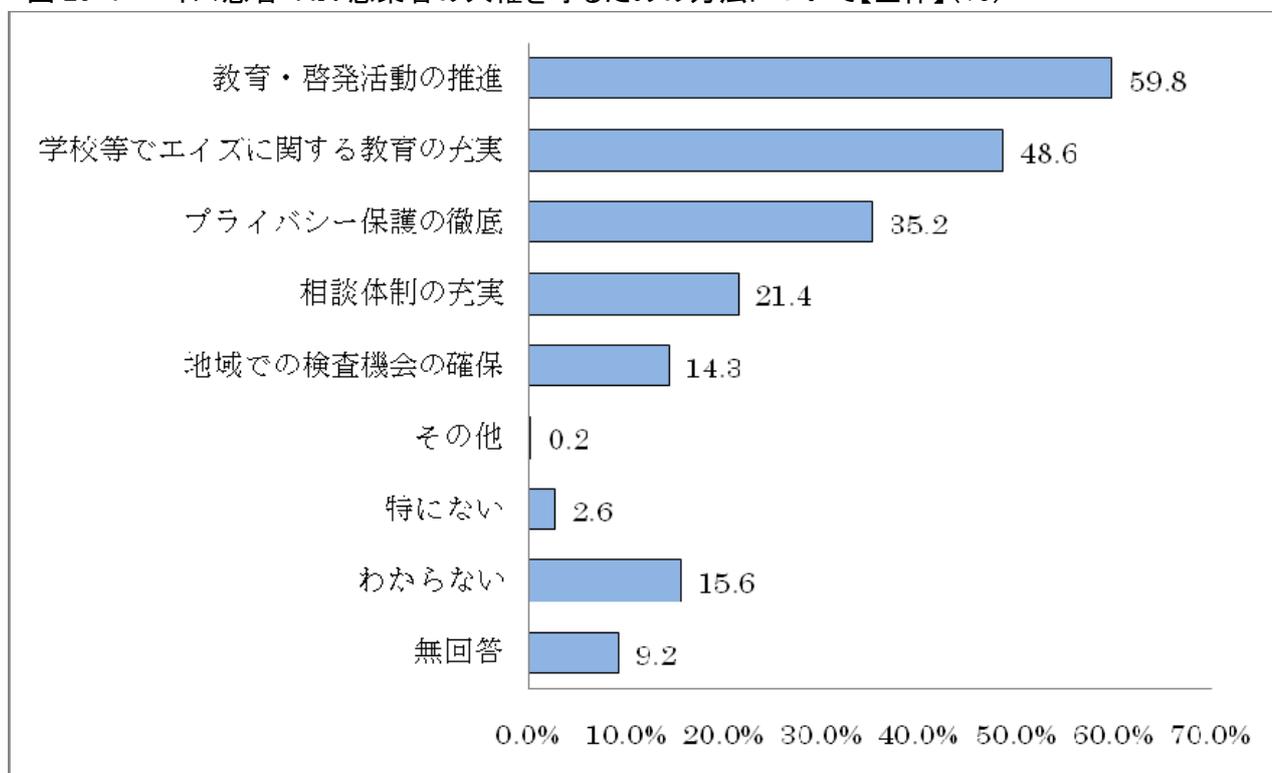
	農林漁業	商工サー ビス業	教育・福		自由業	家事専業	学生	無職
			勤め	祉関係、 公務員				
地域社会における排斥や悪意のある噂	36.0	50.0	50.4	65.2	27.8	48.9	37.5	36.8
学校などにおけるいじめや入園拒否	38.0	34.4	46.1	71.0	38.9	38.0	33.3	34.4
職場における解雇や無断検査	32.0	46.9	49.6	68.1	16.7	37.0	33.3	32.5
医療機関における診療拒否やプライバシーの漏洩、無断検査	30.0	40.6	47.8	63.8	11.1	41.3	29.2	31.9
マスコミによるプライバシーの侵害	32.0	53.1	35.7	56.5	16.7	43.5	29.2	28.2
施設において入所拒否や退去させられる	36.0	40.6	37.4	58.0	16.7	34.8	29.2	30.7
その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
特にない	6.0	3.1	5.2	0.0	0.0	6.5	0.0	4.9
わからない	34.0	18.8	21.7	14.5	27.8	27.2	4.2	36.8

職業別にみると、商工サービス業では「マスコミによるプライバシーの侵害」が 53.1%と高くなっている。また、教育・福祉関係・公務員ではそのほかの職業と比べ、問題があると答えた割合が高くなっている。

(問 25) あなたは、エイズ患者・HIV 感染者の人権を守るために、必要なことはどのようなことだと思いますか。次の中から 3 つまで ○印をつけてください。

- 1 エイズ患者・HIV 感染者について、正しい情報の提供や理解を求める教育・啓発活動を推進する
- 2 学校等でエイズに関する教育を充実する
- 3 エイズ患者・HIV 感染者のプライバシー保護を徹底する
- 4 それぞれの地域で HIV 抗体等の検査機会を確保する
- 5 エイズ患者・HIV 感染者のための人権相談や電話相談を充実する
- 6 その他
- 7 特にない
- 8 わからない

図 25-1 エイズ患者・HIV感染者の人権を守るための方法について【全体】(%)



エイズ患者・HIV感染者の人権を守るための方法について、「教育・啓発活動の推進」が最も高く 59.8%、次いで「学校等でエイズに関する教育の充実」48.6%、「プライバシー保護の徹底」35.2%となっている。

表 25-2 エイズ患者・HIV感染者の人権を守るための方法について【比較】(%)

	今回調査	県調査	前回調査 (大方)	前回調査 (佐賀)
教育・啓発活動の推進	59.8	62.6	49.6	51.0
学校等でエイズに関する教育の充実	48.6	49.3	37.5	40.7
プライバシー保護の徹底	35.2	36.3	26.0	23.4
相談体制の充実	21.4	19.5	16.6	12.8
地域での検査機会の確保	14.3	16.5	9.5	11.9
その他	0.2	0.5	0.3	0.3
特にない	2.6	1.9	2.5	1.6
わからない	15.6	16.3	14.2	19.2

* 前回調査の回答条件は「2 つまで○」。

前回調査と比べ、ほとんどの項目で割合が高くなっている。

表 25-3 エイズ患者・HIV感染者の人権を守るための方法について【性別】(%)

	男性				女性			
	今回調査	県調査	前回調査 (大方)	前回調査 (佐賀)	今回調査	県調査	前回調査 (大方)	前回調査 (佐賀)
教育・啓発活動の推進	67.9	61.5	53.6	46.8	60.8	65.3	51.3	58.9
学校等でエイズに関する教育の充実	56.0	49.4	37.4	41.3	48.8	51.0	40.8	43.9
プライバシー保護の徹底	40.7	35.6	28.4	18.3	35.7	37.8	26.3	28.9
相談体制の充実	23.9	20.2	16.2	13.8	22.6	19.5	17.3	12.8
地域での検査機会の確保	13.4	14.9	13.1	15.6	16.1	18.2	8.4	11.1
その他	0.0	0.3	0.5	0.9	0.3	0.7	0.2	0.0
特にない	3.8	3.2	1.8	2.8	2.2	1.0	2.3	0.6
わからない	12.9	16.6	11.6	25.7	17.4	16.0	14.5	16.1

性別にみると、「教育・啓発活動の推進」や「学校等でエイズに関する教育の充実」などでは男性の割合が高くなっている。また、前回調査(佐賀)と比べ、「教育・啓発活動の推進」と「プライバシー保護の徹底」では男性の割合が大幅に高くなっている。

表 25-4 エイズ患者・HIV感染者の人権を守るための方法について【性別】(%)

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳以上
教育・啓発活動の推進	66.7	72.7	66.3	74.5	68.8	48.1
学校等でエイズに関する教育の充実	55.6	47.7	61.4	65.3	49.0	40.0
プライバシー保護の徹底	44.4	52.3	48.2	35.7	42.0	23.8
相談体制の充実	29.6	13.6	19.3	22.4	22.3	28.8
地域での検査機会の確保	22.2	36.4	19.3	15.3	10.2	11.3
その他	0.0	0.0	1.2	0.0	0.0	0.0
特にない	0.0	0.0	3.6	2.0	1.3	5.6
わからない	3.7	13.6	6.0	7.1	17.8	26.3

年齢別にみると、そのほかの年代と比べ、「教育・啓発活動の推進」、「学校等でエイズに関する教育の充実」、「プライバシー保護の徹底」では70歳以上の割合が低く、「わからない」では26.3%と高くなっている。また、「地域での検査機会の確保」では30歳代で36.4%と高くなっている。

表 25-5 エイズ患者・HIV感染者の人権を守るための方法について【職業別】(%)

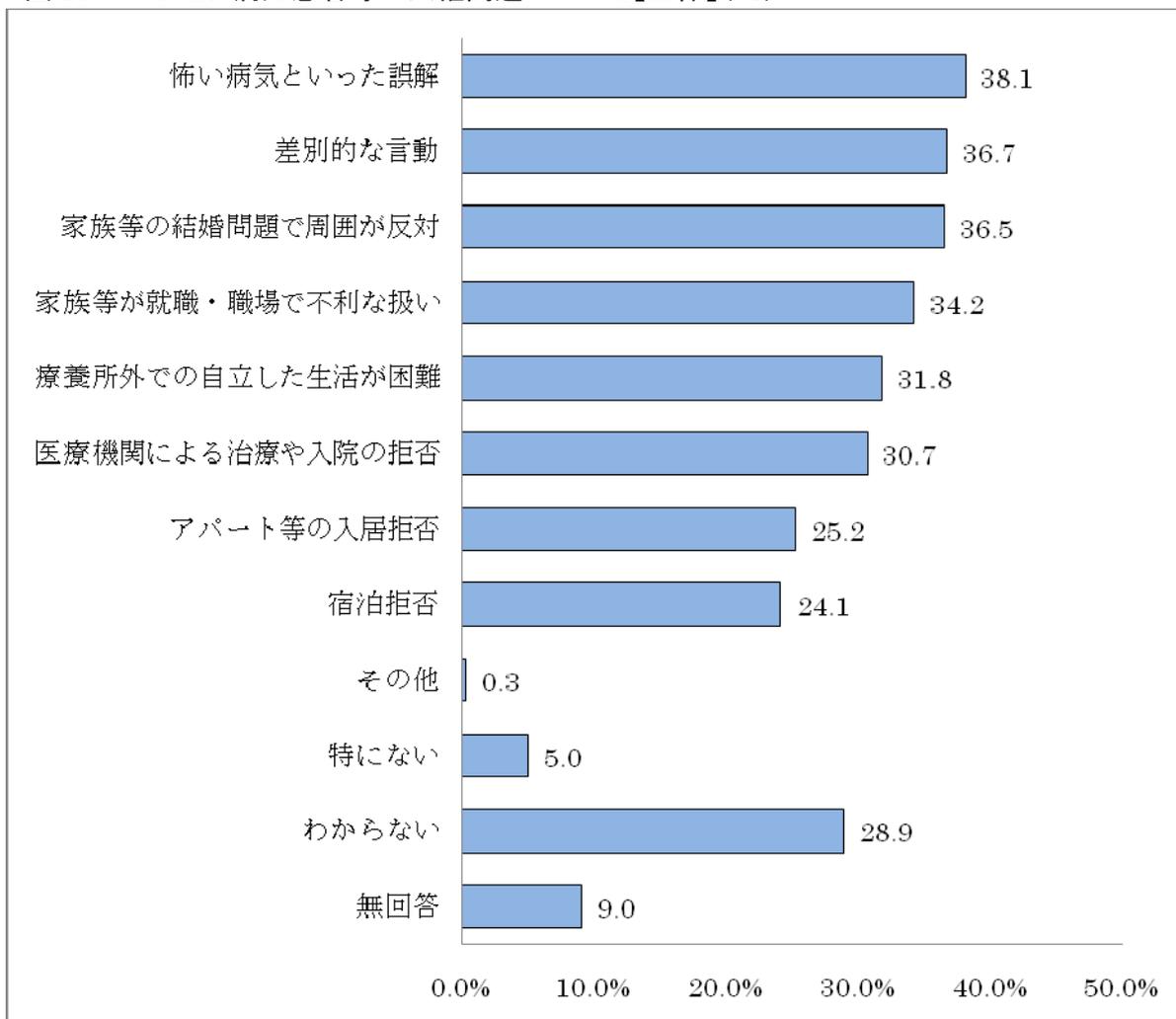
	職業別							
	農林漁業	商工サー ビス業	勤め	教育・福 祉関係、 公務員	自由業	家事専業	学生	無職
教育・啓発活動の推進	60.0	75.0	71.3	89.9	38.9	65.2	33.3	52.1
学校等でエイズに関する教育の充実	54.0	53.1	60.9	76.8	33.3	38.0	29.2	46.0
プライバシー保護の徹底	38.0	50.0	41.7	47.8	11.1	52.2	25.0	23.9
相談体制の充実	22.0	18.8	17.4	29.0	11.1	32.6	12.5	23.3
地域での検査機会の確保	12.0	25.0	15.7	20.3	5.6	13.0	8.3	14.7
その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1	0.0	0.0
特にない	6.0	3.1	0.9	0.0	5.6	3.3	0.0	4.3
わからない	20.0	0.0	7.8	0.0	11.1	16.3	0.0	31.3

職業別にみると、「教育・啓発活動の推進」と「学校等でエイズに関する教育の充実」では教育・福祉関係・公務員が最も高く、学生は最も低くなっている。また、「プライバシーの保護の徹底」と「相談体制の充実」では家事専業が最も高くなっている。

(問 26) ハンセン病元患者等に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。あてはまるものすべてに○印をつけてください。

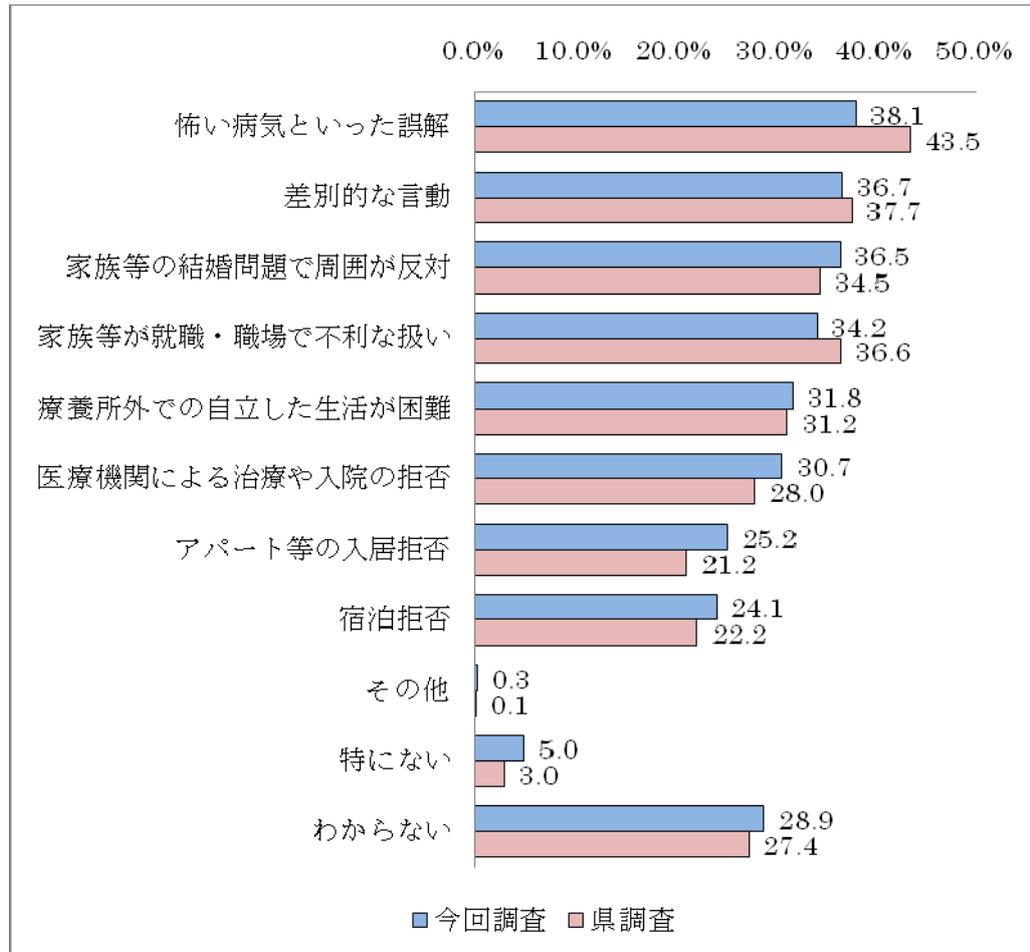
- 1 家族等の結婚問題で周囲が反対する
- 2 家族等が就職・職場で不利な扱いを受ける
- 3 医療機関で治療や入院を断る
- 4 ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むのが困難である
- 5 偏見により差別的な言動をする
- 6 アパート等の入居を拒否する
- 7 宿泊を拒否する
- 8 怖い病気といった誤解がある
- 9 その他
- 10 特にない
- 11 わからない

図 26-1 ハンセン病元患者等の人権問題について【全体】(%)



ハンセン病元患者等の人権問題について、「怖い病気といった誤解がある」が最も高く38.1%、次いで「差別的な言動」36.7%、「家族等の結婚問題で周囲が反対」36.5%となっている。また、「わからない」は28.9%となっている。

図 26-2 ハンセン病元患者等の人権問題について【比較】(%)



県調査と比べ、大きな違いはみられない。

表 26-3 ハンセン病元患者等の人権問題について【性別】(%)

	男性		女性	
	今回調査	県調査	今回調査	県調査
怖い病気といった誤解	40.7	41.2	40.6	46.6
差別的な言動	43.1	37.8	37.3	38.8
家族等の結婚問題で周囲が反対	43.1	34.4	36.8	35.5
家族等が就職・職場で不利な扱い	39.2	35.4	34.9	38.7
療養所外での自立した生活が困難	34.9	30.9	33.5	32.4
医療機関による治療や入院の拒否	34.0	27.9	32.4	28.8
アパート等の入居拒否	25.8	19.5	27.8	23.0
宿泊拒否	24.9	22.2	26.4	22.7
その他	0.0	0.0	0.5	0.3
特にない	5.7	3.8	4.1	2.5
わからない	25.4	28.4	32.7	27.2

性別にみると、「差別的な言動」や「家族等の結婚問題で周囲が反対」などでは男性の割合が高くなっている。

表 26-4 ハンセン病元患者等の人権問題について【年齢別】(%)

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳以上
怖い病気といった誤解	44.4	45.5	50.6	39.8	42.0	32.5
差別的な言動	59.3	56.8	48.2	40.8	36.9	28.8
家族等の結婚問題で周囲が反対	44.4	47.7	43.4	33.7	36.3	40.0
家族等が就職・職場で不利な扱い	40.7	59.1	48.2	39.8	29.3	28.8
療養所外での自立した生活が困難	29.6	43.2	47.0	33.7	27.4	33.1
医療機関による治療や入院の拒否	40.7	45.5	43.4	30.6	31.8	25.6
アパート等の入居拒否	37.0	45.5	42.2	20.4	21.7	21.9
宿泊拒否	37.0	43.2	41.0	26.5	19.7	16.9
その他	0.0	0.0	1.2	0.0	0.6	0.0
特にない	0.0	2.3	7.2	3.1	5.1	5.6
わからない	22.2	22.7	24.1	27.6	35.7	32.5

年齢別にみると、低い年代で問題があると答えた割合が高い傾向にある。また、「わからない」ではすべての年代で割合が高くなっている。

表 26-5 ハンセン病元患者等の人権問題について【職業別】(%)

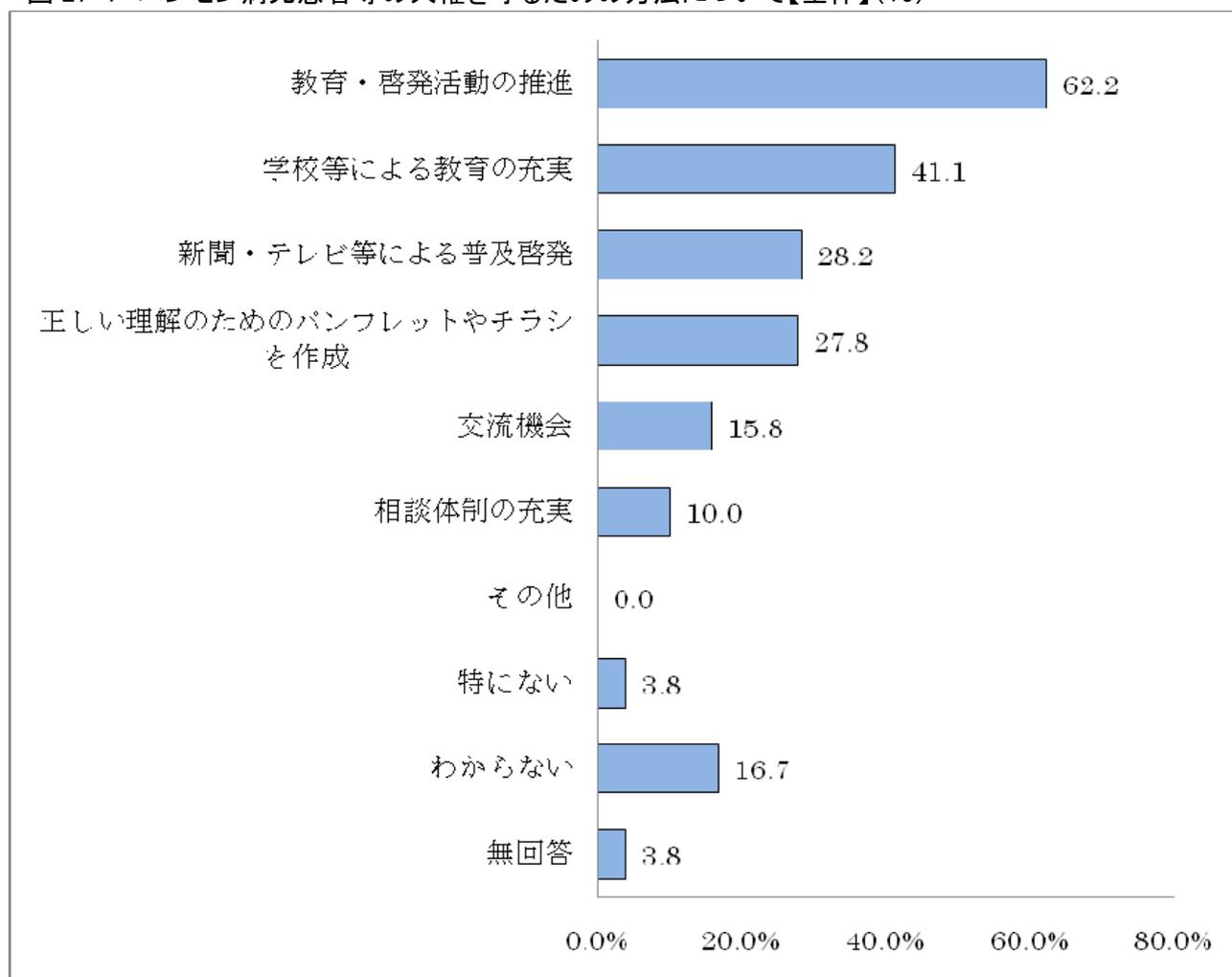
	農林漁業	商工サー ビス業	勤め	教育・福		自由業	家事専業	学生	無職
				祉関係、 公務員					
怖い病気といった誤解	32.0	40.6	43.5	56.5		27.8	45.7	29.2	33.7
差別的な言動	34.0	31.3	44.3	63.8		38.9	34.8	37.5	31.9
家族等の結婚問題で周囲が反対	38.0	31.3	35.7	52.2		33.3	38.0	37.5	39.3
家族等が就職・職場で不利な扱い	40.0	28.1	37.4	59.4		27.8	34.8	33.3	28.8
療養所外での自立した生活が困難	26.0	34.4	33.9	50.7		16.7	34.8	25.0	32.5
医療機関による治療や入院の拒否	22.0	25.0	38.3	52.2		22.2	35.9	33.3	24.5
アパート等の入居拒否	14.0	28.1	28.7	50.7		16.7	25.0	33.3	20.2
宿泊拒否	16.0	28.1	30.4	49.3		22.2	21.7	37.5	15.3
その他	0.0	3.1	0.0	1.4		0.0	0.0	0.0	0.0
特にない	10.0	0.0	4.3	0.0		16.7	6.5	0.0	3.7
わからない	34.0	34.4	26.1	15.9		27.8	29.3	12.5	40.5

職業別にみると、教育・福祉関係・公務員ではそのほかの職業と比べ、問題があると答えた割合が高い傾向にある。また、無職では「わからない」が 40.5%と最も高くなっている。

(問 27) あなたは、ハンセン病元患者等の人権を守るために、必要なことはどのようなことだと思いますか。次の中から3つまで○印をつけてください。

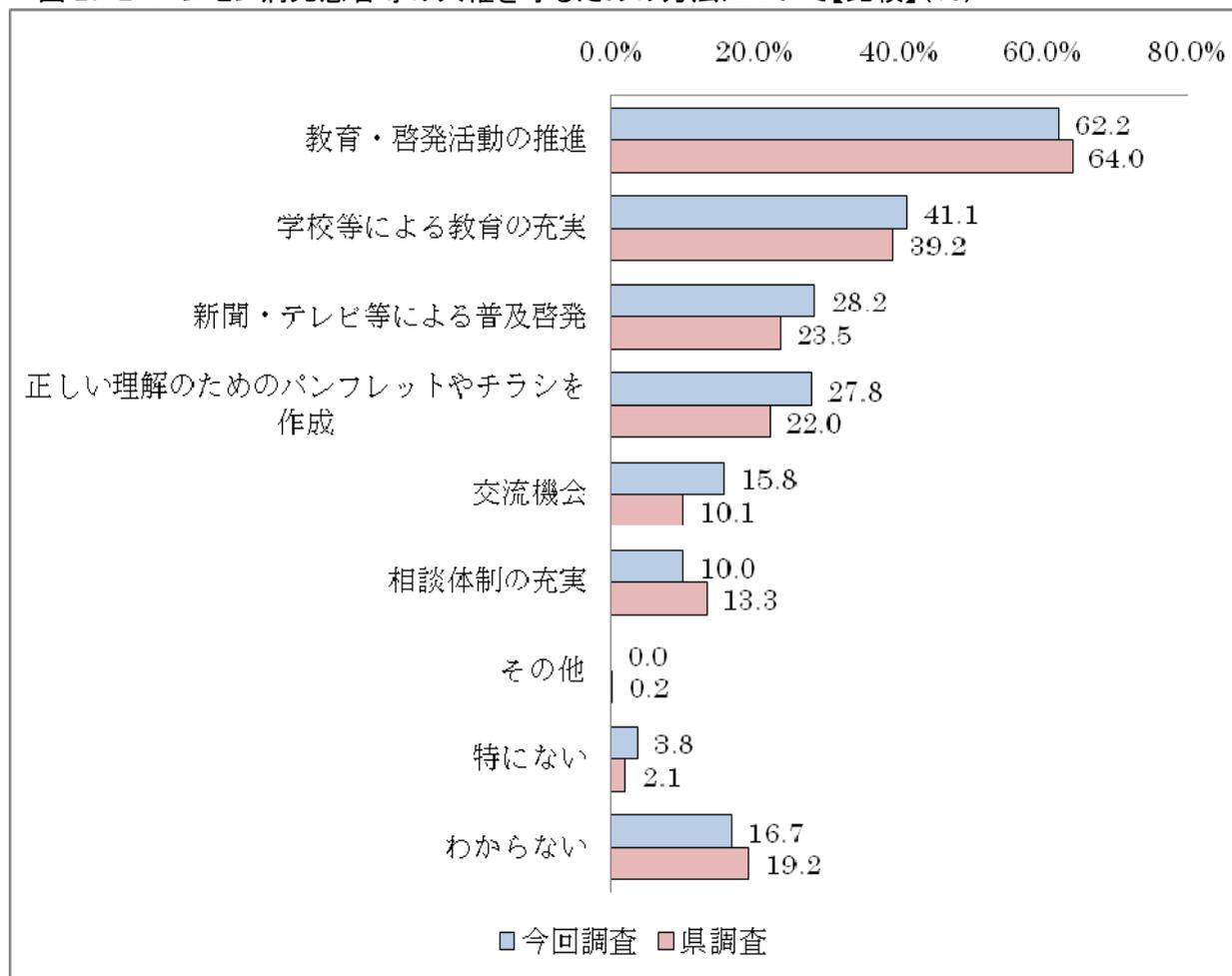
- 1 ハンセン病の正しい情報の提供や理解を求める教育・啓発活動を推進する
- 2 ハンセン病を正しく理解するパンフレットやチラシを作成する
- 3 新聞・テレビ・ラジオ等を利用して普及啓発をする
- 4 ハンセン病元患者の方々との交流の機会をつくる
- 5 学校等でハンセン病に関する教育を充実する
- 6 ハンセン病元患者等の人権相談や電話相談を充実する
- 7 その他
- 8 特にない
- 9 わからない

図 27-1 ハンセン病元患者等の人権を守るための方法について【全体】(%)



ハンセン病元患者等の人権を守るための方法について、「教育・啓発活動の推進」が最も高く62.2%、次いで「学校等による教育の充実」41.1%、「新聞・テレビ等による普及啓発」28.2%となっている。

図 27-2 ハンセン病元患者等の人権を守るための方法について【比較】(%)



県調査と比べ、「新聞・テレビ等による普及啓発」や「正しい理解のためのパンフレットやチラシ」などが高くなっている。

表 27-3 ハンセン病元患者等の人権を守るための方法について【性別】(%)

	男性		女性	
	今回調査	県調査	今回調査	県調査
教育・啓発活動の推進	62.2	62.7	54.5	66.3
学校等による教育の充実	41.1	37.9	39.2	41.5
新聞・テレビ等による普及啓発	28.2	23.2	20.7	24.3
正しい理解のためのパンフレットやチラシを作成	27.8	23.8	20.7	21.4
交流機会	15.8	11.3	11.7	9.3
相談体制の充実	10.0	10.6	16.9	15.6
その他	0.0	0.2	0.3	0.1
特にない	3.8	2.7	2.7	1.6
わからない	16.7	21.0	23.2	18.3

性別にみると、ほとんどの項目で男性の割合が高くなっているが、「相談体制の充実」では女性が高くなっている。

表 27-4 ハンセン病元患者等の人権を守るための方法について【年齢別】(%)

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳以上
教育・啓発活動の推進	40.7	63.6	62.7	67.3	59.2	48.1
学校等による教育の充実	44.4	52.3	42.2	48.0	40.1	30.6
新聞・テレビ等による普及啓発	25.9	22.7	28.9	22.4	19.1	25.0
正しい理解のためのパンフレットやチラシを作成	37.0	20.5	21.7	23.5	25.5	20.6
交流機会	11.1	15.9	15.7	17.3	12.7	9.4
相談体制の充実	7.4	13.6	8.4	13.3	17.2	17.5
その他	3.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
特にない	0.0	2.3	6.0	2.0	3.2	3.1
わからない	18.5	18.2	15.7	14.3	24.2	25.0

年齢別にみると、「正しい理解のためのパンフレットやチラシを作成」では 20 歳代が 37.0%と最も高くなっているが、「教育・啓発活動の推進」では 40.7%と低くなっている。

表 27-5 ハンセン病元患者等の人権を守るための方法について【職業別】(%)

	農林漁業	商工サー ビス業	勤め	教育・福	自由業	家事専業	学生	無職
				祉関係、 公務員				
教育・啓発活動の推進	52.0	50.0	66.1	79.7	16.7	59.8	33.3	52.1
学校等による教育の充実	36.0	43.8	47.8	56.5	11.1	34.8	33.3	35.0
新聞・テレビ等による普及啓発	28.0	9.4	27.0	33.3	16.7	18.5	12.5	23.3
正しい理解のためのパンフレットやチラシ を作成	26.0	28.1	26.1	26.1	16.7	17.4	37.5	19.0
交流機会	6.0	18.8	11.3	21.7	33.3	12.0	8.3	10.4
相談体制の充実	12.0	6.3	4.3	18.8	0.0	28.3	4.2	15.3
その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.2	0.0
特にない	6.0	0.0	2.6	0.0	11.1	5.4	0.0	3.1
わからない	26.0	21.9	14.8	8.7	16.7	19.6	4.2	31.3

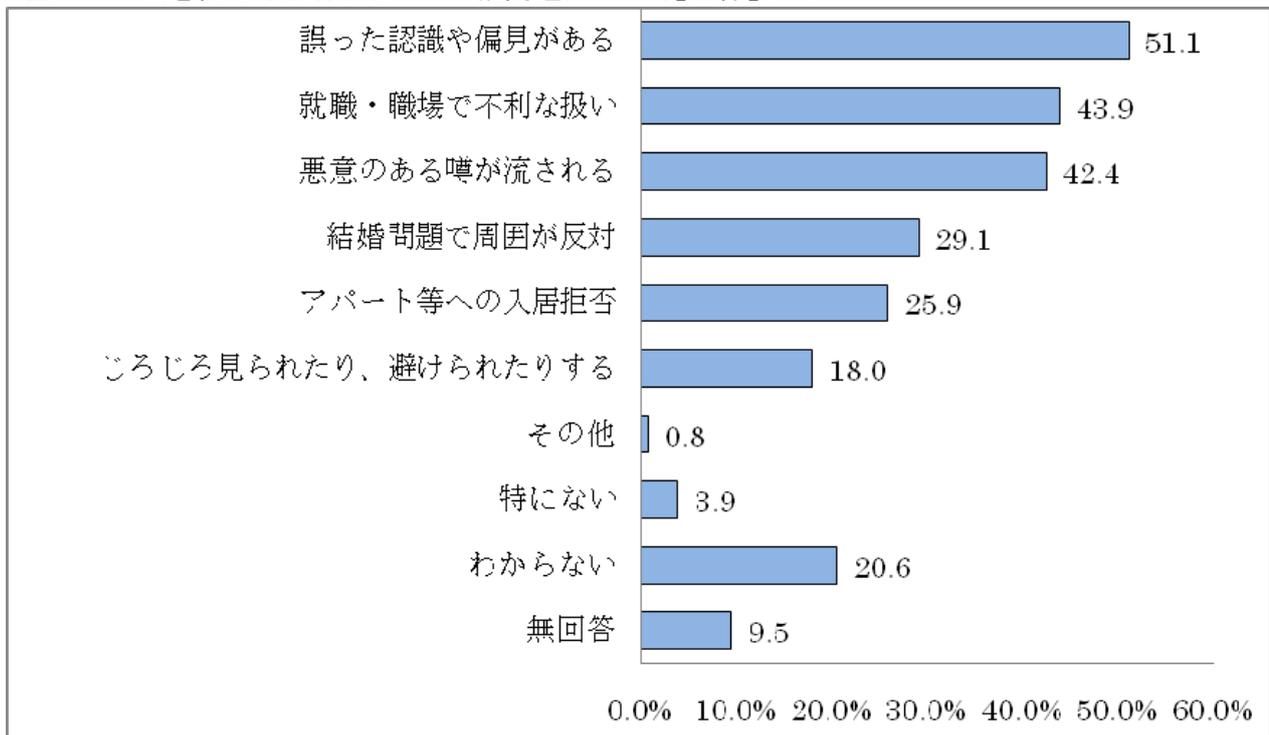
職業別にみると、「教育・啓発活動の推進」では教育・福祉関係・公務員が 79.7%と最も高く、「相談体制の充実」では家事専業が 28.3%と最も高くなっている。また、「新聞・テレビ等による普及啓発」では、商工サービス業と学生が低くなっている。

10. 刑を終えて出所した人の人権問題

(問 28) 刑を終えて出所した人に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。
あてはまるものすべてに○印をつけてください。

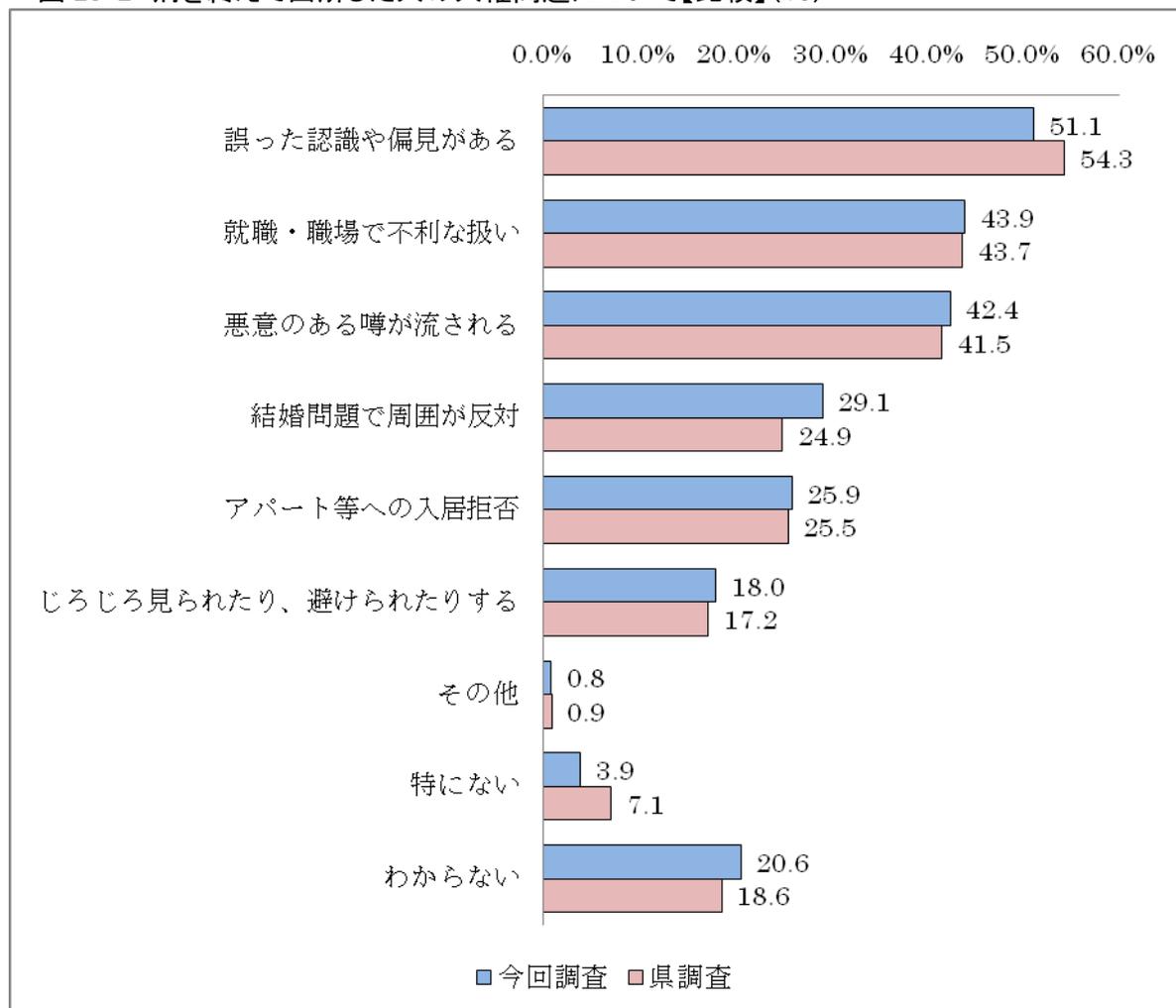
- 1 更生した人たちに対する謝った認識や偏見が存在する
- 2 就職・職場で不利な扱いを受ける
- 3 アパート等の入居を拒否する
- 4 結婚問題で周囲が反対する
- 5 じろじろ見られたり、避けられたりする
- 6 悪意のある噂が流される
- 7 その他
- 8 特にない
- 9 わからない

図 28-1 刑を終えて出所した人の人権問題について【全体】(%)



刑を終えて出所した人の人権問題について、「謝った認識や偏見がある」が最も高く51.1%、次いで「就職・職場で不利な扱い」43.9%、「悪意のある噂が流される」42.4%となっている。

図 28-2 刑を終えて出所した人の人権問題について【比較】(%)



県調査と比べ、大きな違いはみられない。

表 28-3 刑を終えて出所した人の人権問題について【性別】(%)

	男性		女性	
	今回調査	県調査	今回調査	県調査
誤った認識や偏見がある	63.2	53.7	49.6	56.4
就職・職場で不利な扱い	50.2	42.4	44.4	46.2
悪意のある噂が流される	43.5	40.2	46.0	44.0
結婚問題で周囲が反対	27.8	23.9	32.4	26.6
アパート等への入居拒否	25.4	22.9	28.6	28.1
じろじろ見られたり、避けられたりする	14.8	17.1	21.5	17.8
その他	1.0	1.4	0.5	0.5
特にない	3.3	8.7	4.6	5.7
わからない	15.8	17.1	23.2	20.1

性別にみると、「誤った認識や偏見がある」などでは男性の割合が高く、「じろじろ見られたり、避けられたりする」などでは女性が高くなっている。

表 28-4 刑を終えて出所した人の人権問題について【年齢別】(%)

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳以上
誤った認識や偏見がある	66.7	65.9	53.0	54.1	59.9	45.6
就職・職場で不利な扱い	37.0	56.8	50.6	46.9	46.5	44.4
悪意のある噂が流される	63.0	72.7	56.6	43.9	42.7	33.1
結婚問題で周囲が反対	44.4	31.8	32.5	24.5	29.9	32.5
アパート等への入居拒否	33.3	25.0	33.7	26.5	22.3	30.0
じろじろ見られたり、避けられたりする	29.6	22.7	22.9	15.3	16.6	18.1
その他	0.0	0.0	6.0	0.0	0.0	0.0
特にない	0.0	0.0	7.2	6.1	3.2	3.8
わからない	7.4	15.9	13.3	20.4	22.9	25.6

年齢別にみると、「誤った認識や偏見がある」、「結婚問題で周囲が反対」、「じろじろ見られたり、避けられたりする」では 20 歳代の割合が最も高く、「わからない」では 70 歳以上が最も高くなっている。

表 28-5 刑を終えて出所した人の人権問題について【職業別】(%)

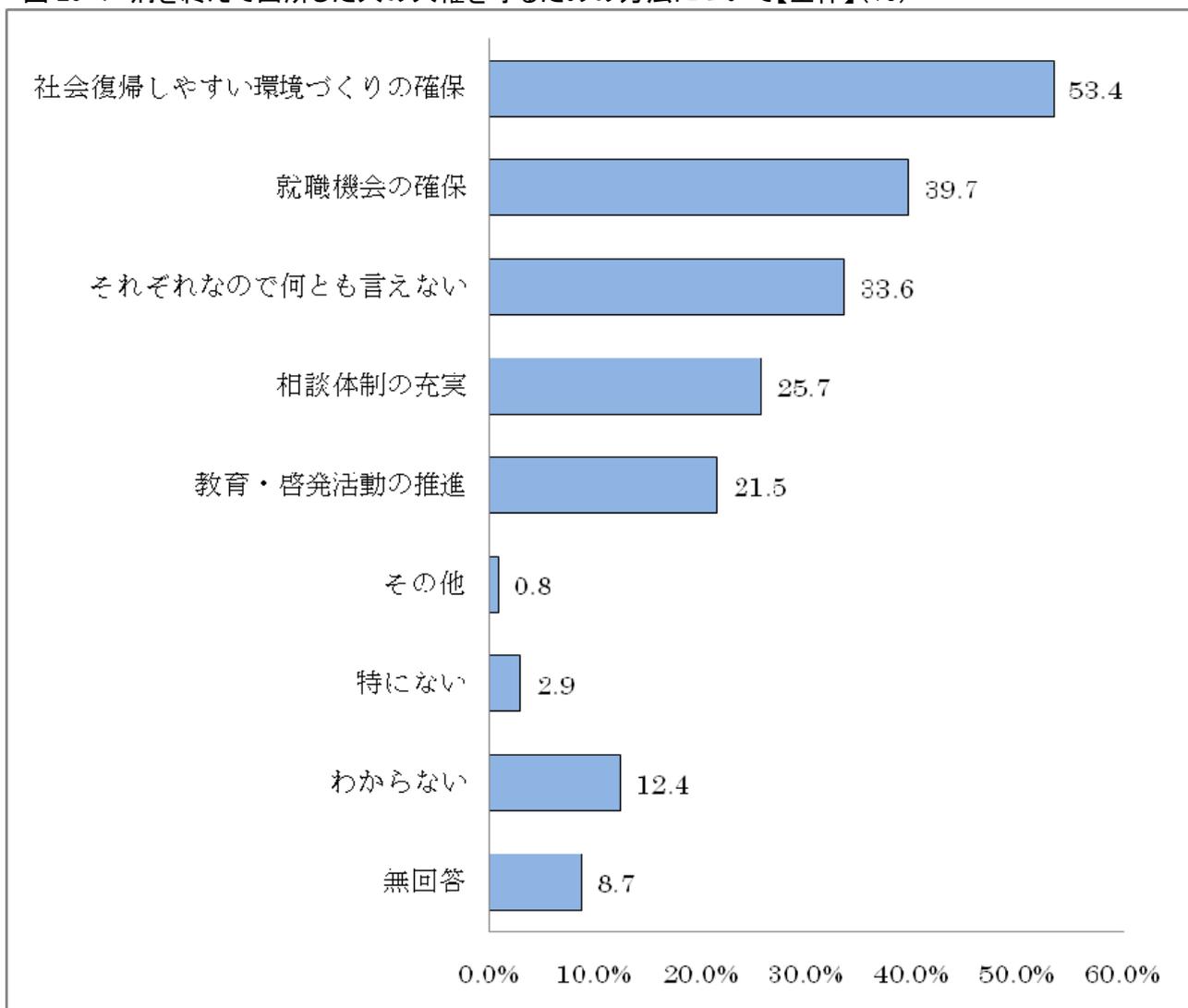
	農林漁業	商工サー ビス業	教育・福					無職
			勤め	社関係、 公務員	自由業	家事専業	学生	
誤った認識や偏見がある	64.0	53.1	58.3	59.4	38.9	59.8	37.5	49.7
就職・職場で不利な扱い	44.0	31.3	53.0	59.4	27.8	48.9	29.2	44.2
悪意のある噂が流される	38.0	40.6	52.2	65.2	38.9	45.7	41.7	35.6
結婚問題で周囲が反対	26.0	15.6	27.8	39.1	33.3	38.0	33.3	28.8
アパート等への入居拒否	28.0	18.8	24.3	37.7	16.7	27.2	29.2	27.6
じろじろ見られたり、避けられたりする	18.0	9.4	20.9	20.3	22.2	17.4	20.8	17.8
その他	0.0	3.1	0.9	1.4	0.0	0.0	4.2	0.0
特にない	10.0	0.0	5.2	1.4	0.0	3.3	0.0	3.7
わからない	18.0	21.9	15.7	14.5	27.8	20.7	12.5	25.8

職業別にみると、「誤った認識や偏見がある」ではほとんどの職業で割合が高く、農林漁業が 64.0%と最も高くなっている。また、「結婚問題で周囲が反対」と「じろじろ見られたり、避けられたりする」では商工サービス業が最も低くなっている。

(問 29) あなたは、刑を終えて出所した人の人権を守るために、必要なことはどのようなことだと思いますか。次の中から3つまで○印をつけてください。

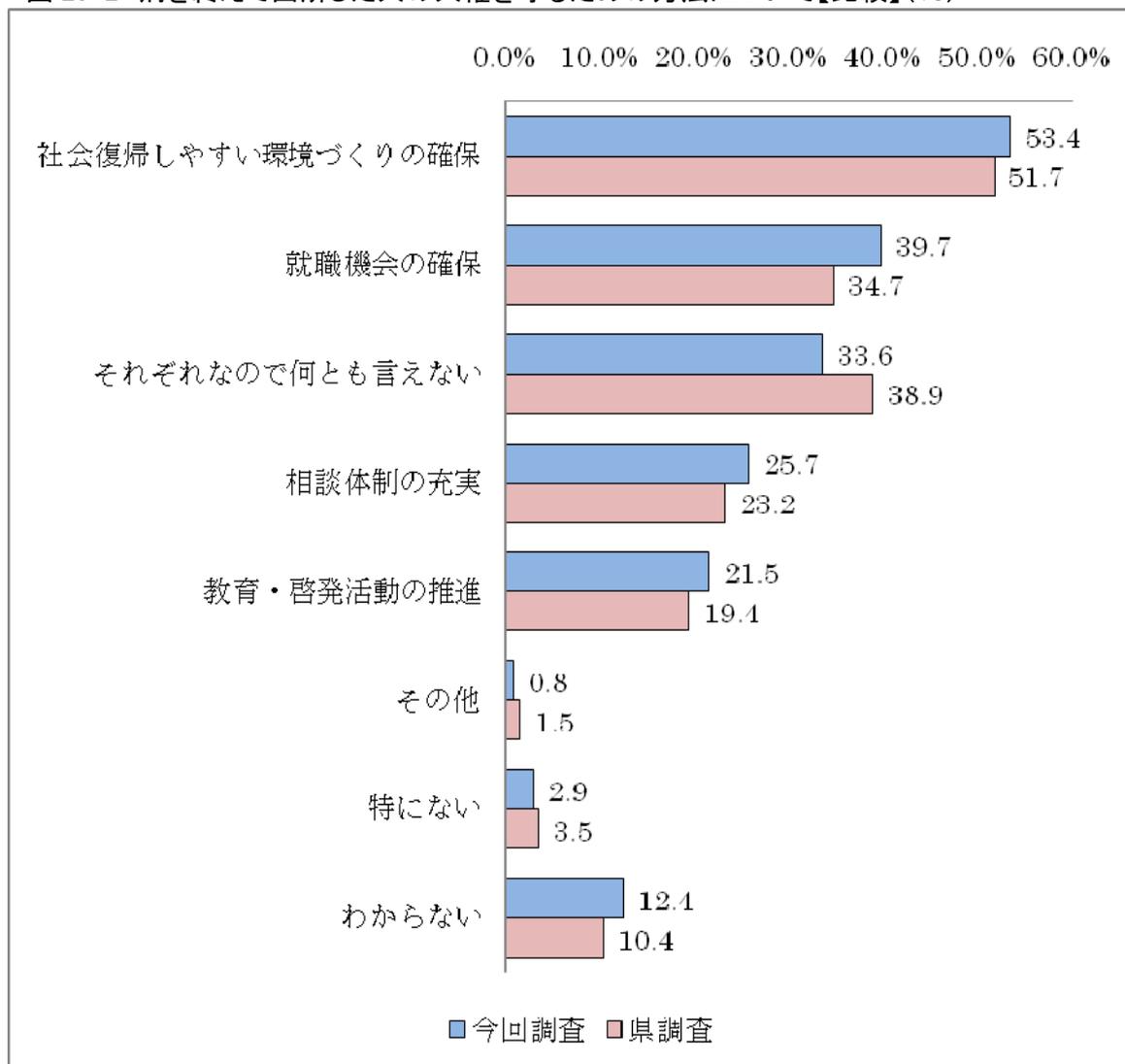
- 1 刑を終えて出所した人に対する理解や知識を深めるための教育・啓発活動を推進する
- 2 社会復帰しやすい環境づくりを確保する
- 3 就職の機会を確保する
- 4 刑を終えて出所した人のための人権相談や電話相談を充実する
- 5 犯罪の種類や刑の重さによって違うので、何とも言えない
- 6 その他
- 7 特にない
- 8 わからない

図 29-1 刑を終えて出所した人の人権を守るための方法について【全体】(%)



刑を終えて出所した人の人権を守るための方法について、「社会復帰しやすい環境づくりの確保」が最も高く53.4%、次いで「就職機会の確保」39.7%、「それぞれなので何とも言えない」33.6%となっている。

図 29-2 刑を終えて出所した人の人権を守るための方法について【比較】(%)



県調査と比べ、「就労機会の確保」などが高く、「それぞれなので何とも言えない」などは低くなっている。

表 29-3 刑を終えて出所した人の人権を守るための方法について【性別】(%)

	男性		女性	
	今回調査	県調査	今回調査	県調査
社会復帰しやすい環境づくりの確保	61.2	52.1	53.7	52.7
就職機会の確保	40.7	34.5	42.5	35.5
それぞれなので何とも言えない	31.1	36.4	37.6	41.8
相談体制の充実	27.8	22.7	27.5	24.3
教育・啓発活動の推進	29.2	22.7	18.8	17.3
その他	0.5	1.7	0.8	1.1
特になし	3.3	5.1	2.7	2.2
わからない	10.0	9.9	14.4	11.1

性別にみると、「社会復帰しやすい環境づくりの確保」や「教育・啓発活動の推進」などでは男性の割合が高く、「それぞれなので何とも言えない」などでは女性が高くなっている。

表 29-4 刑を終えて出所した人の人権を守るための方法について【年齢別】(%)

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳以上
社会復帰しやすい環境づくりの確保	51.9	65.9	51.8	58.2	58.0	55.0
就職機会の確保	55.6	52.3	47.0	41.8	44.6	32.5
それぞれなので何とも言えない	40.7	38.6	43.4	36.7	31.8	32.5
相談体制の充実	22.2	15.9	15.7	26.5	31.2	35.0
教育・啓発活動の推進	7.4	20.5	16.9	19.4	22.9	30.0
その他	0.0	2.3	1.2	1.0	0.6	0.0
特にない	0.0	0.0	6.0	3.1	1.9	3.1
わからない	7.4	15.9	9.6	11.2	11.5	16.9

年齢別にみると、「教育・啓発活動の推進」では70歳以上の割合が最も高く、20歳代は最も低くなっている。

表 29-5 刑を終えて出所した人の人権を守るための方法について【職業別】(%)

	農林漁業	商工サー ビス業	教育・福					無職
			勤め	社関係、 公務員	自由業	家事専業	学生	
社会復帰しやすい環境づくりの確保	70.0	50.0	57.4	65.2	33.3	53.3	37.5	56.4
就職機会の確保	56.0	28.1	45.2	52.2	44.4	41.3	41.7	35.0
それぞれなので何とも言えない	30.0	40.6	41.7	37.7	22.2	46.7	12.5	28.8
相談体制の充実	22.0	18.8	20.9	24.6	5.6	39.1	12.5	34.4
教育・啓発活動の推進	22.0	18.8	20.0	23.2	22.2	18.5	8.3	30.1
その他	2.0	0.0	0.0	2.9	0.0	0.0	0.0	0.6
特にない	4.0	0.0	2.6	0.0	0.0	3.3	4.2	4.3
わからない	12.0	18.8	9.6	7.2	22.2	8.7	0.0	17.2

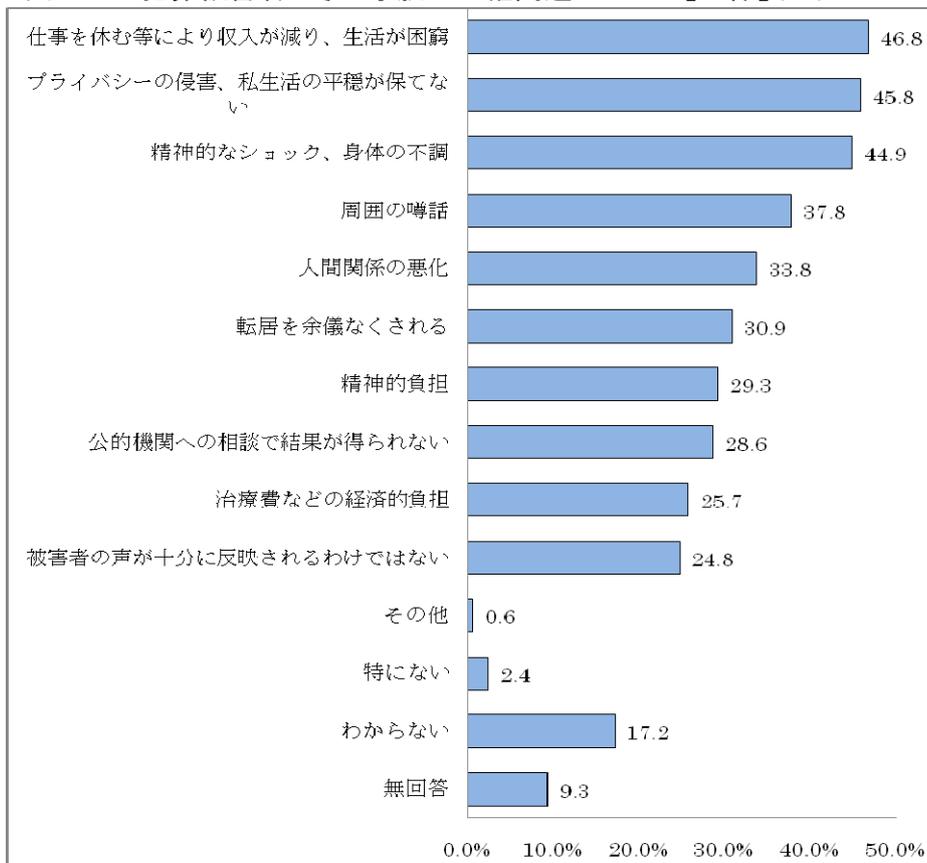
職業別にみると、「就職機会の確保」では商工サービス業の割合が、そのほかの職業と比べ低くなっている。また、「相談体制の充実」では家事専業と無職が高くなっている。

11. 犯罪被害者等の人権問題

(問 30) 犯罪被害者とその家族に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。
あてはまるものすべてに○印をつけてください。

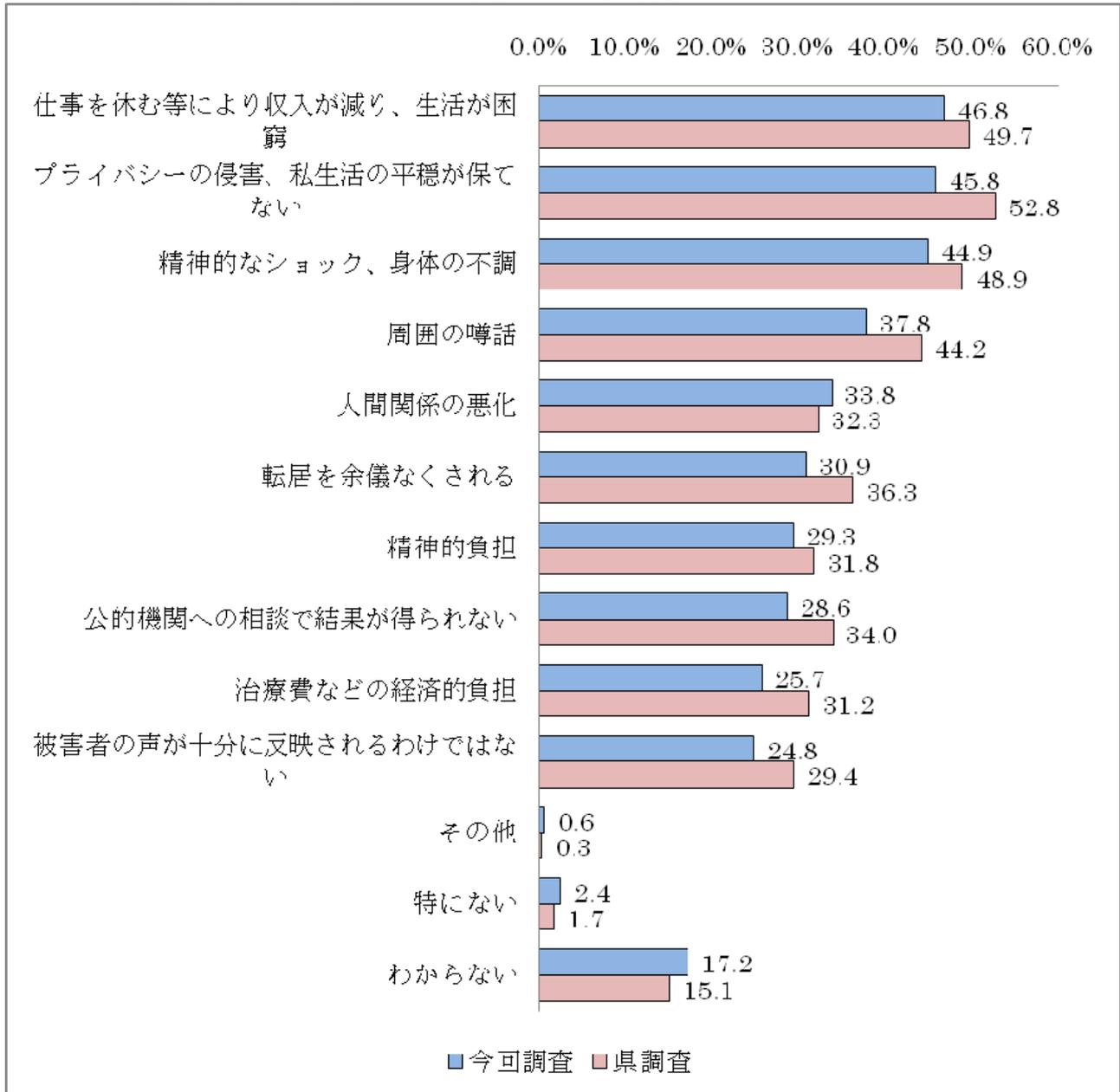
- 1 犯罪行為によって、精神的なショックを受けたり、身体の不調をきたす
- 2 治療費などで経済的負担がかかる
- 3 仕事を休んだり、辞めざるを得なくなり、収入が減ったり、途絶えたりすることにより生活が苦しくなる
- 4 家族、友人、職場の同僚等周囲の人との関係が悪化する
- 5 事件のことについて、周囲に噂話をさせる
- 6 事件のことで、転居を余儀なくされる
- 7 警察等の公的機関に相談しても期待どおりの結果が得られない
- 8 捜査や刑事裁判において精神的負担を受ける
- 9 捜査や刑事裁判手続きに必ずしも被害者の声が十分反映されるわけではない
- 10 報道によってプライバシーに関することが公表されたり、過剰な取材によって私生活の平穏が保てなくなる
- 11 その他
- 12 特にない
- 13 わからない

図 30-1 犯罪被害者とその家族の人権問題について【全体】(%)



犯罪被害者とその家族の人権問題について、「仕事を休む等により収入が減り、生活が困窮」が最も高く46.8%、次いで「プライバシーの侵害、私生活の平穏が保てない」45.8%、「精神的なショック、身体の不調」44.9%となっている。

図 30-2 犯罪被害者とその家族の人権問題について【全体】(%)



県調査と比べ、ほとんどの項目で県調査の割合が高くなっている。

表 30-3 犯罪被害者とその家族の人権問題について【性別】(%)

	男性		女性	
	今回調査	県調査	今回調査	県調査
仕事を休む等により収入が減り、生活が困窮	50.2	50.3	49.3	50.8
プライバシーの侵害、私生活の平穏が保てない	49.8	52.3	48.2	54.8
精神的なショック、身体の不調	46.9	48.2	48.0	50.8
周囲の噂話	43.1	43.8	38.7	45.9
人間関係の悪化	38.3	32.3	35.1	33.2
転居を余儀なくされる	32.1	33.8	33.8	39.1
精神的負担	29.2	31.3	33.0	32.9
公的機関への相談で結果が得られない	33.5	35.6	28.6	33.7
治療費などの経済的負担	30.1	33.3	25.3	30.3
被害者の声が十分に反映されるわけではない	28.7	29.1	25.1	30.5
その他	1.0	0.2	0.5	0.3
特になし	2.4	1.7	2.7	1.8
わからない	12.9	13.7	19.6	16.3

性別にみると、男女で大きな違いはみられない。

表 30-4 犯罪被害者とその家族の人権問題について【年齢別】(%)

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳以上
仕事を休む等により収入が減り、生活が困窮	51.9	54.5	61.4	49.0	49.0	44.4
プライバシーの侵害、私生活の平穏が保てない	55.6	56.8	60.2	59.2	47.1	35.0
精神的なショック、身体の不調	37.0	56.8	60.2	52.0	42.0	44.4
周囲の噂話	51.9	65.9	54.2	39.8	33.8	30.6
人間関係の悪化	33.3	27.3	53.0	30.6	36.9	34.4
転居を余儀なくされる	44.4	40.9	49.4	34.7	28.7	25.0
精神的負担	40.7	36.4	47.0	36.7	27.4	22.5
公的機関への相談で結果が得られない	40.7	36.4	39.8	36.7	29.9	19.4
治療費などの経済的負担	18.5	25.0	43.4	31.6	22.9	22.5
被害者の声が十分に反映されるわけではない	25.9	38.6	38.6	32.7	22.3	17.5
その他	0.0	0.0	1.2	1.0	0.6	0.0
特になし	0.0	0.0	2.4	2.0	3.8	3.1
わからない	11.1	11.4	9.6	11.2	19.7	25.0

年齢別にみると、「人間関係の悪化」では 40 歳代が 53.0%と最も高くなっている。また、「周囲の噂話」では 20 歳代～40 歳代が高くなっている。

表 30-5 犯罪被害者とその家族の人権問題について【職業別】(%)

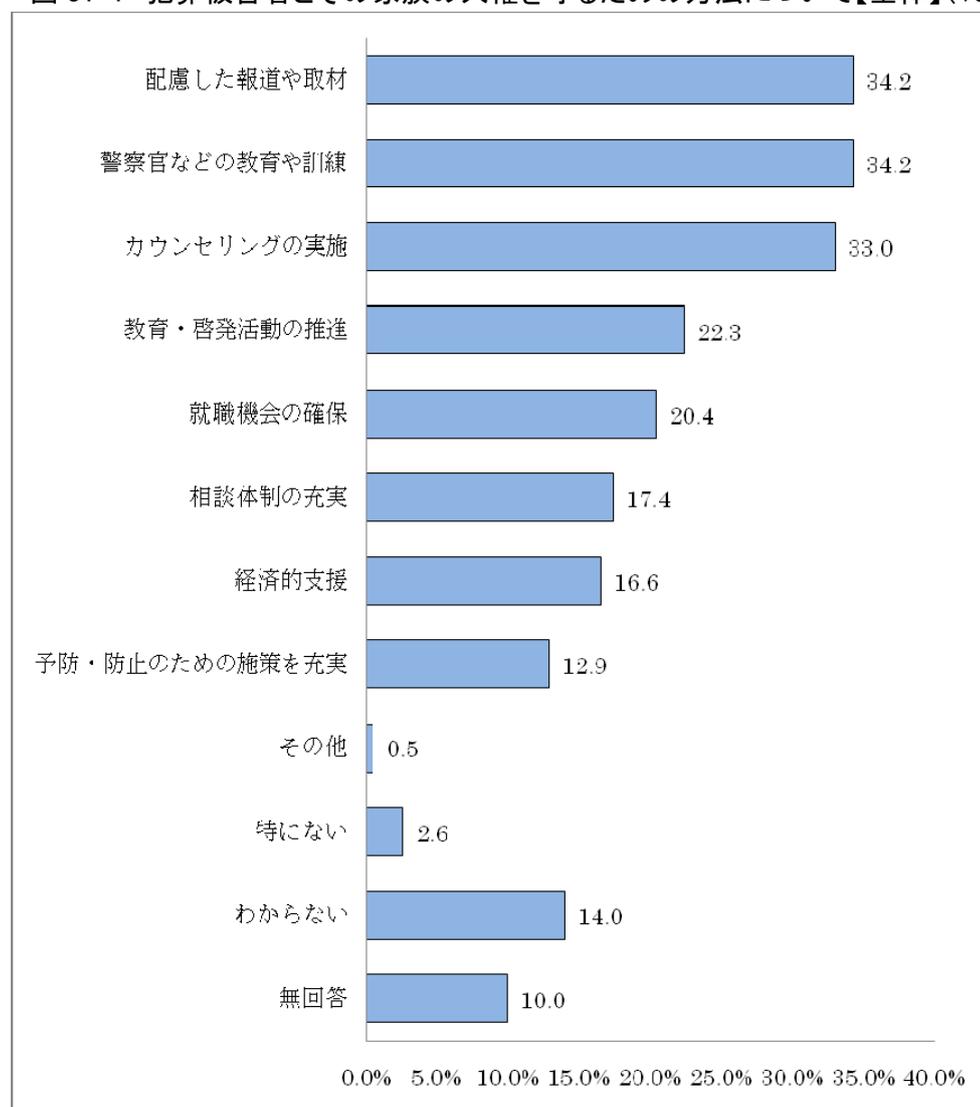
	農林漁業	商工サー ビス業	勤め	教育・福 祉関係、 公務員	自由業	家事専業	学生	無職
仕事を休む等により収入が減り、生活が 困窮	46.0	43.8	51.3	72.5	33.3	46.7	33.3	47.2
プライバシーの侵害、私生活の平穩が保 てない	48.0	53.1	50.4	75.4	16.7	52.2	33.3	38.7
精神的なショック、身体の不調	40.0	46.9	56.5	59.4	5.6	48.9	45.8	41.7
周囲の噂話	40.0	40.6	44.3	55.1	22.2	28.3	33.3	39.9
人間関係の悪化	26.0	31.3	33.9	58.0	22.2	29.3	37.5	37.4
転居を余儀なくされる	16.0	31.3	40.9	52.2	33.3	30.4	29.2	27.6
精神的負担	22.0	25.0	36.5	50.7	16.7	29.3	29.2	27.6
公的機関への相談で結果が得られない	26.0	25.0	35.7	44.9	11.1	28.3	33.3	24.5%
治療費などの経済的負担	36.0	25.0	27.8	40.6	22.2	19.6	20.8	24.5
被害者の声が十分に反映されるわけ はない	20.0	25.0	29.6	49.3	22.2	20.7	16.7	20.9
その他	2.0	3.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.2
特になし	2.0	0.0	1.7	0.0	0.0	5.4	0.0	3.7
わからない	20.0	21.9	12.2	2.9	33.3	17.4	0.0	24.5

職業別にみると、教育・福祉関係・公務員ではそのほかの職業と比べ、問題があると答えた割合が高い傾向にあり、「仕事を休む等により収入が減り、生活が困窮」72.5%、「プライバシーの侵害、私生活の平穩が保てない」75.4%と最も高くなっている。また、自由業では問題があると答えた割合が低い傾向にあり、「精神的なショック、身体の不調」では 5.6%と最も低くなっている。

(問 31) あなたは、犯罪被害者とその家族の人権を守るために、必要なことはどのようなことだと思いますか。次の中から3つまで○印をつけてください。

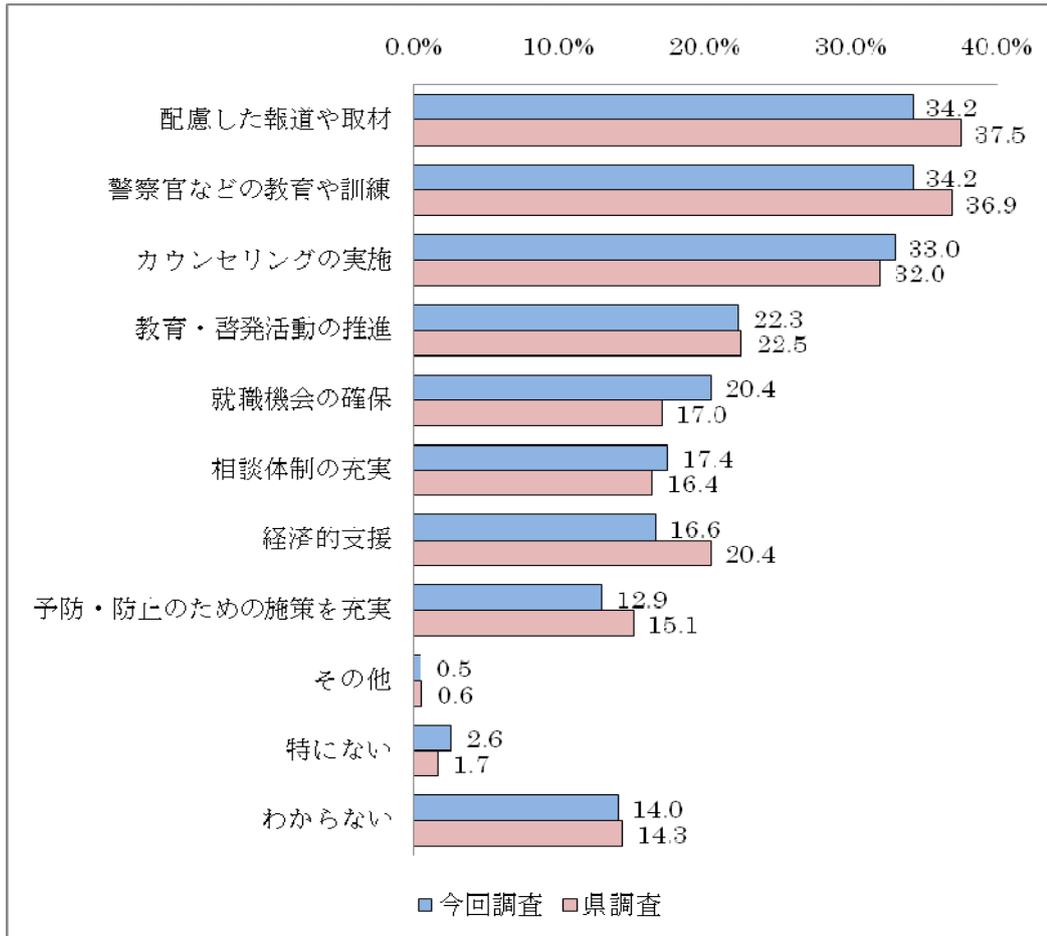
- 1 犯罪被害者とその家族に対する理解や知識を深めるための教育・啓発活動を推進する
- 2 就職の機会を確保する
- 3 経済的な支援を行う
- 4 犯罪被害者とその家族の立場に立った適切な支援や、対応ができるように警察官などの教育や訓練を実施する
- 5 精神的被害に対応するためのカウンセリングを行う
- 6 犯罪被害者とその家族に配慮した報道や取材を行う
- 7 犯罪予防・防止のための施策を充実する
- 8 犯罪被害者とその家族のための人権相談や電話相談を充実する
- 9 その他
- 10 特にない
- 11 わからない

図 31-1 犯罪被害者とその家族の人権を守るための方法について【全体】(%)



犯罪被害者とその家族の人権を守るための方法として、「配慮した報道や取材」と「警察官などの教育や訓練」が最も高く34.2%、次いで「カウンセリングの実施」33.0%となっている。

図 31-2 犯罪被害者とその家族の人権を守るための方法について【比較】(%)



県調査と比べ、大きな違いはみられない。

表 31-3 犯罪被害者とその家族の人権を守るための方法について【性別】(%)

	男性		女性	
	今回調査	県調査	今回調査	県調査
配慮した報道や取材	40.2	36.4	34.3	39.6
警察官などの教育や訓練	36.8	39.1	35.7	36.2
カウンセリングの実施	30.1	27.7	38.4	36.3
教育・啓発活動の推進	29.2	24.8	20.2	21.0
就職機会の確保	25.8	17.6	19.3	16.9
相談体制の充実	18.2	15.9	18.3	17.2
経済的支援	22.0	23.4	15.3	18.3
予防・防止のための施策を充実	12.4	13.7	13.9	16.8
その他	0.5	0.7	0.5	0.4
特にない	2.9	1.9	2.7	1.5
わからない	10.5	12.8	15.8	15.6

性別にみると、「カウンセリングの実施」などでは女性の割合が高く、「教育・啓発活動の推進」や「経済的支援」などでは男性が高くなっている。

表 31-4 犯罪被害者とその家族の人権を守るための方法について【年齢別】(%)

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳以上
配慮した報道や取材	44.4	38.6	43.4	39.8	44.6	22.5
警察官などの教育や訓練	37.0	43.2	38.6	35.7	38.2	31.9
カウンセリングの実施	37.0	43.2	39.8	40.8	32.5	30.0
教育・啓発活動の推進	7.4	20.5	19.3	25.5	25.5	26.9
就職機会の確保	18.5	22.7	15.7	20.4	24.8	23.8
相談体制の充実	3.7	6.8	10.8	19.4	19.7	24.4
経済的支援	29.6	15.9	28.9	23.5	17.2	8.1
予防・防止のための施策を充実	18.5	27.3	13.3	11.2	13.4	9.4
その他	0.0	0.0	1.2	1.0	0.6	0.0
特にない	3.7	0.0	3.6	3.1	1.9	3.8
わからない	11.1	6.8	12.0	10.2	12.1	20.6

年齢別にみると、「教育・啓発活動の推進」では 20 歳代が 7.4%と最も低くなっている。また、「相談体制の充実」では 50 歳代以上の割合が高くなっている。

表 31-5 犯罪被害者とその家族の人権を守るための方法について【職業別】(%)

	農林漁業	商工サー ビス業	勤め	教育・福				無職
				社関係、 公務員	自由業	家事専業	学生	
配慮した報道や取材	32.0	40.6	39.1	55.1	33.3	34.8	29.2	30.1
警察官などの教育や訓練	36.0	28.1	45.2	39.1	33.3	37.0	33.3	28.8
カウンセリングの実施	28.0	46.9	40.9	44.9	16.7	30.4	16.7	35.6
教育・啓発活動の推進	30.0	9.4	23.5	24.6	22.2	21.7	12.5	26.4
就職機会の確保	32.0	18.8	17.4	26.1	16.7	19.6	16.7	23.3
相談体制の充実	12.0	31.3	13.9	18.8	11.1	21.7	0.0	21.5
経済的支援	22.0	9.4	19.1	33.3	22.2	9.8	20.8	14.7
予防・防止のための施策を充実	12.0	6.3	17.4	14.5	5.6	10.9	8.3	14.1
その他	0.0	3.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.2
特にない	6.0	0.0	2.6	0.0	0.0	6.5	0.0	2.5
わからない	16.0	18.8	8.7	1.4	11.1	15.2	0.0	22.1

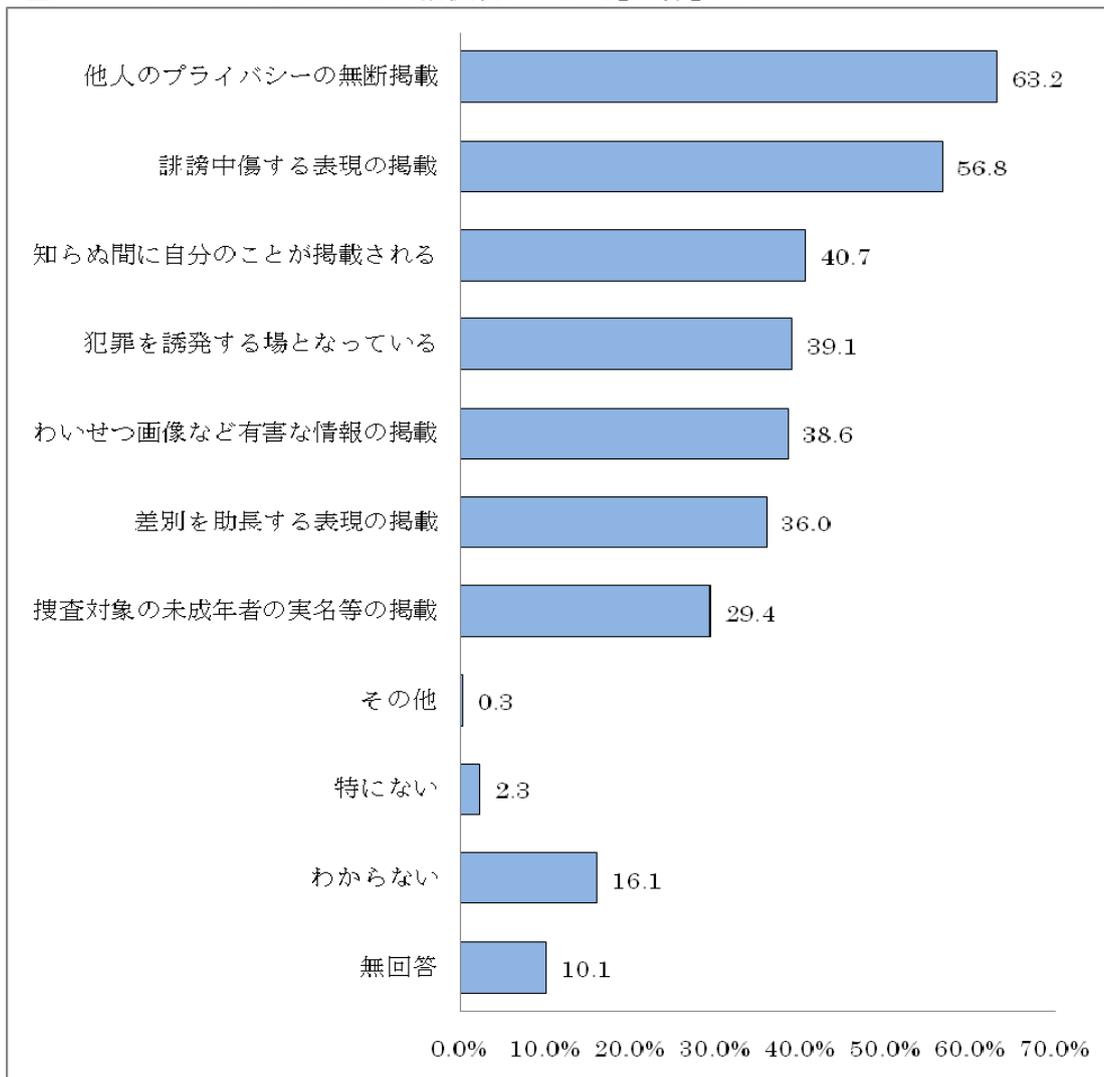
職業別にみると、「カウンセリングの実施」と「相談体制の充実」では商工サービス業が高くなっているが、「教育・啓発活動の推進」と「経済的支援」では低くなっている。また、「経済的支援」では家事専業も低くなっている。

12. インターネットによる人権侵害

(問 32) インターネットによる人権侵害に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。あてはまるものすべてに○印をつけてください。

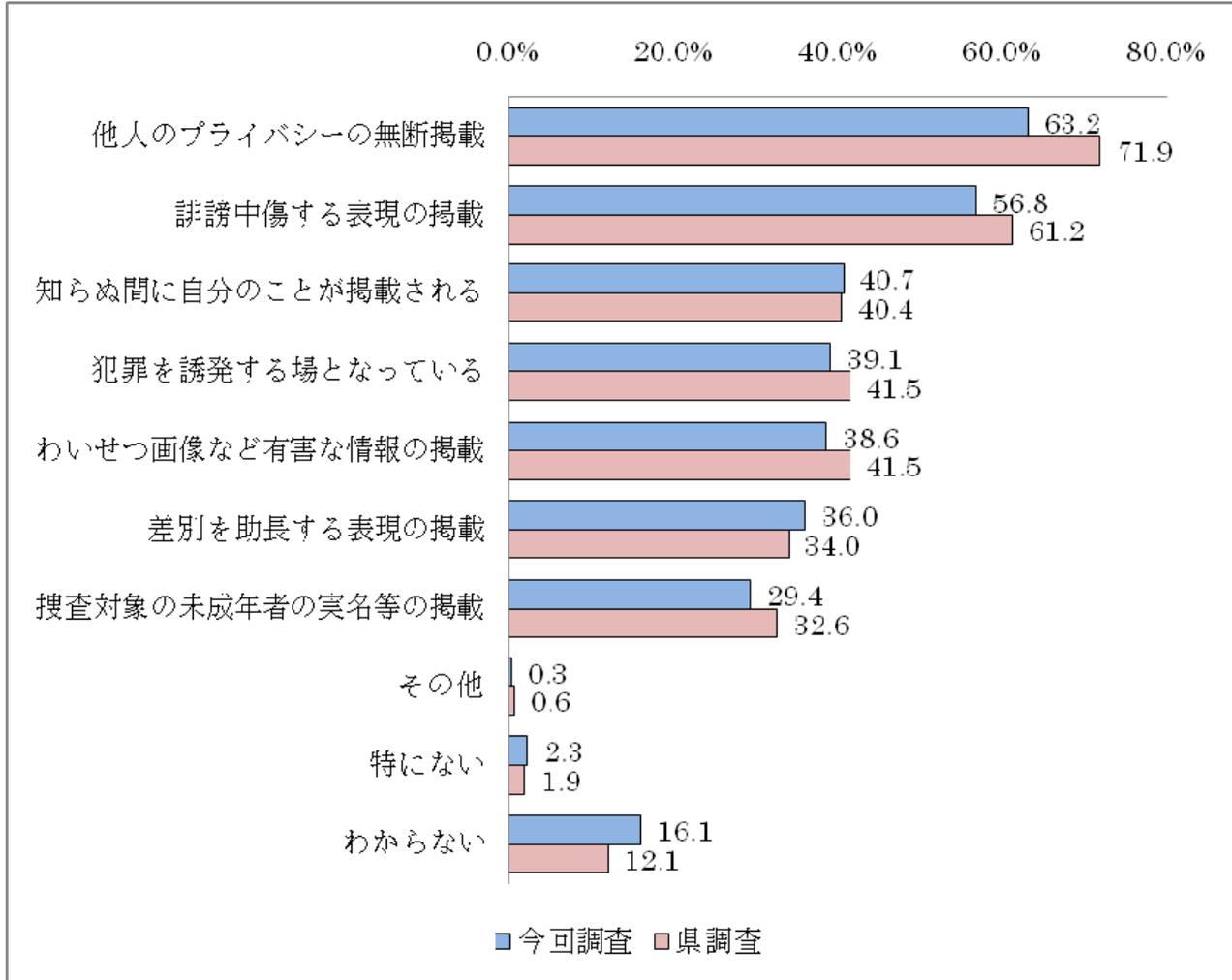
- 1 無断で他人のプライバシーに関することを掲載する
- 2 他人を誹謗中傷する表現を掲載する
- 3 差別を助長する表現を掲載する
- 4 出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっている
- 5 捜査の対象となっている未成年者の実名や顔写真を掲載する
- 6 わいせつ画像や残虐な画像など、有害な情報を掲載する
- 7 知らない間に自分のことが掲載されている
- 8 その他
- 9 特にない
- 10 わからない

図 32-1 インターネットによる人権侵害について【全体】(%)



インターネットによる人権侵害について、「他人のプライバシーの無断掲載」が最も高く63.2%、次いで「誹謗中傷する表現の掲載」56.8%、「知らぬ間に自分のことが掲載される」40.7%となっている。

図 32-2 インターネットによる人権侵害について【比較】(%)



県調査と比べ、「他人のプライバシーの無断掲載」などの割合が低くなっている。

表 32-3 インターネットによる人権侵害について【比較】(%)

	男性		女性	
	今回調査	県調査	今回調査	県調査
他人のプライバシーの無断掲載	74.6	71.8	62.4	73.9
誹謗中傷する表現の掲載	66.5	61.7	55.9	62.6
知らぬ間に自分のことが掲載される	42.6	38.3	43.3	43.3
犯罪を誘発する場となっている	42.6	39.3	40.9	44.3
わいせつ画像など有害な情報の掲載	41.1	37.1	40.6	46.2
差別を助長する表現の掲載	44.0	36.1	35.1	33.5
捜査対象の未成年者の実名等の掲載	26.8	28.2	33.5	37.2
その他	0.0	0.7	0.3	0.5
特にない	1.0	2.1	3.3	1.5
わからない	12.9	12.0	18.8	12.7

性別でみると、「他人のプライバシーの無断掲載」や「誹謗中傷する表現の掲載」などでは男性の割合が高く、「捜査対象の未成年者の実名等の掲載」などでは女性が高くなっている。

表 32-4 インターネットによる人権侵害について【年齢別】(%)

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳以上
他人のプライバシーの無断掲載	74.1	84.1	77.1	73.5	68.2	52.5
誹謗中傷する表現の掲載	85.2	79.5	72.3	70.4	56.7	41.3
知らぬ間に自分のことが掲載される	59.3	54.5	56.6	42.9	38.9	34.4
犯罪を誘発する場となっている	33.3	43.2	50.6	43.9	46.5	32.5
わいせつ画像など有害な情報の掲載	44.4	47.7	51.8	42.9	44.6	28.8
差別を助長する表現の掲載	55.6	59.1	51.8	40.8	32.5	28.1
捜査対象の未成年者の実名等の掲載	37.0	43.2	42.2	34.7	28.0	22.5
その他	0.0	0.0	0.0	1.0	0.0	0.0
特にない	0.0	0.0	3.6	2.0	1.9	3.8
わからない	7.4	4.5	6.0	11.2	20.4	26.9

年齢別にみると、そのほかの年代と比べ、70歳以上で問題があると答えた割合が低く、「わからない」では26.9%と最も高くなっている。また、「誹謗中傷する表現の掲載」では20歳代85.2%、30歳代79.5%と高くなっている。

表 32-5 インターネットによる人権侵害について【職業別】(%)

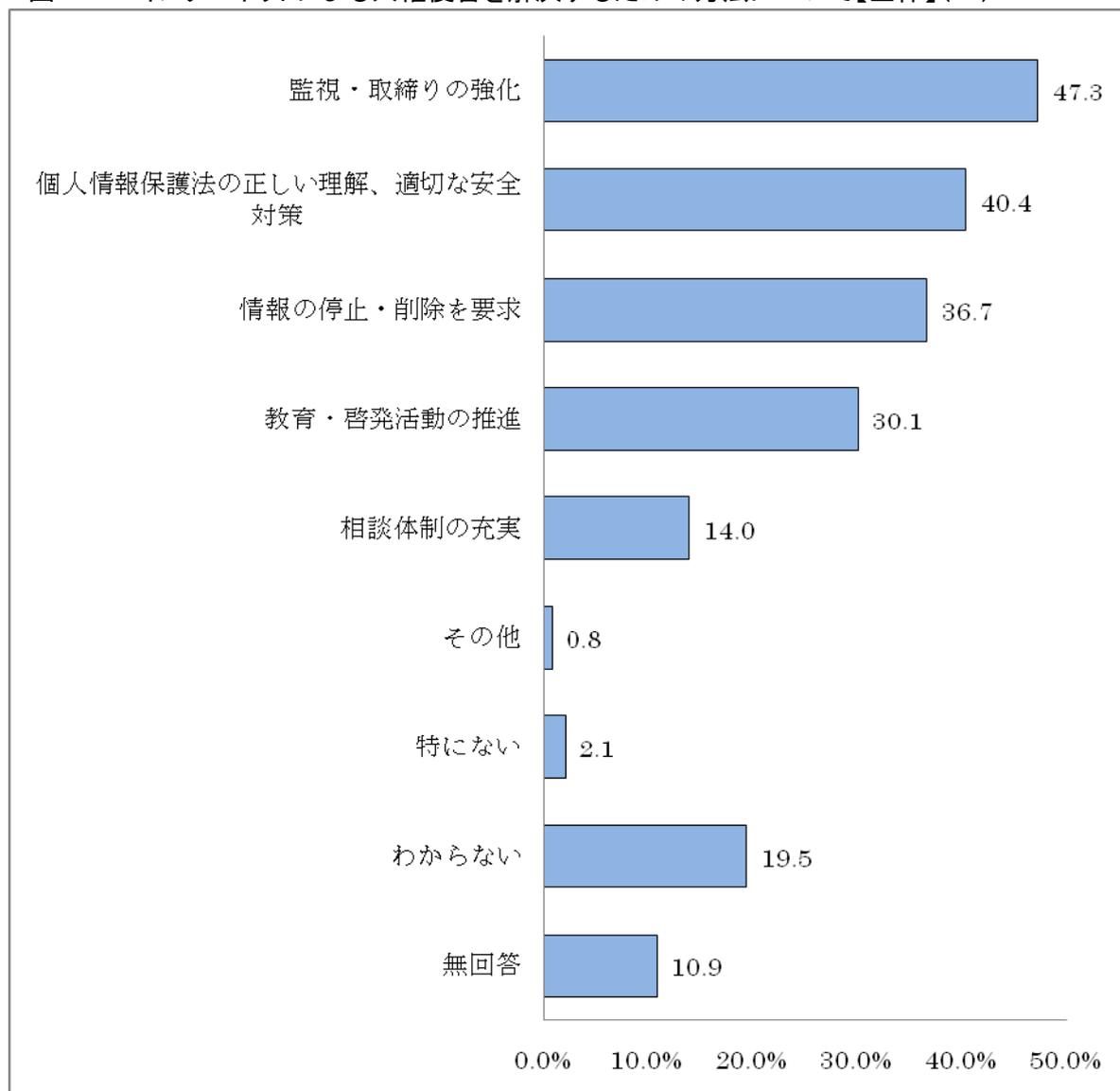
	農林漁業	商工サー ビス業	勤め	教育・福 祉関係、 公務員	自由業	家事専業	学生	無職
他人のプライバシーの無断掲載	62.0	56.3	78.3	87.0	44.4	64.1	50.0	59.5
誹謗中傷する表現の掲載	46.0	56.3	69.6	87.0	50.0	55.4	54.2	49.7
知らぬ間に自分のことが掲載される	26.0	43.8	46.1	73.9	5.6	43.5	20.8	39.3
犯罪を誘発する場となっている	32.0	43.8	41.7	49.3	22.2	51.1	29.2	39.3
わいせつ画像など有害な情報の掲載	34.0	43.8	46.1	55.1	33.3	41.3	33.3	34.4
差別を助長する表現の掲載	28.0	25.0	45.2	63.8	27.8	27.2	37.5	35.6
捜査対象の未成年者の実名等の掲載	18.0	21.9	39.1	49.3	27.8	32.6	25.0	23.9
その他	0.0	3.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
特にない	0.0	3.1	1.7	0.0	0.0	7.6	0.0	1.8
わからない	30.0	15.6	8.7	2.9	38.9	14.1	0.0	24.5

職業別にみると、「他人のプライバシーの無断掲載」と「誹謗中傷する表現の掲載」ではすべての職業で割合が高く、教育・福祉関係・公務員では87.0%と最も高くなっている。また、「知らぬ間に自分のことが掲載される」では自由業が低くなっている。

(問 33) あなたは、インターネットによる人権侵害を解決するためには、どのようなことが必要だと思いますか。次の中から3つまで○印をつけてください。

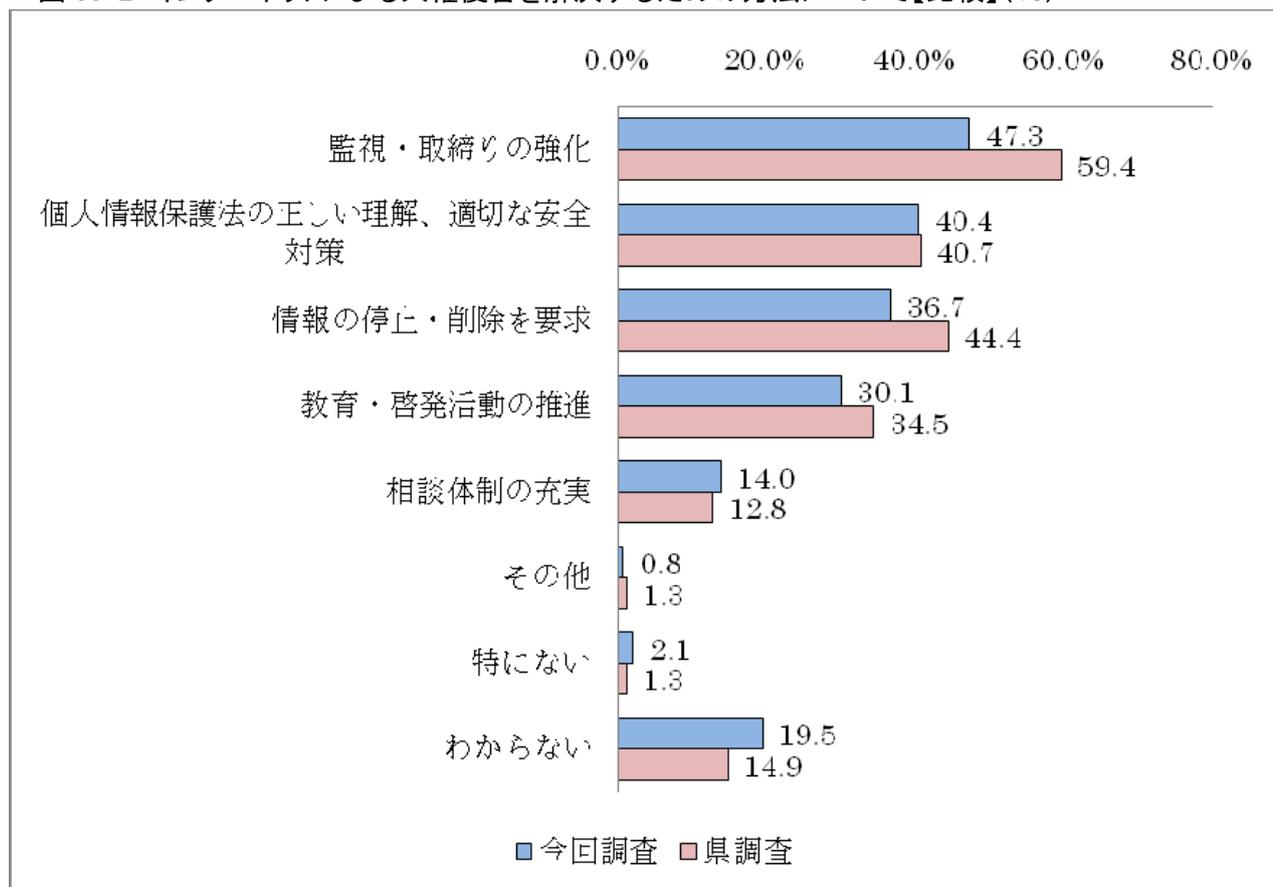
- 1 インターネット利用者やプロバイダ(インターネット接続事業者)等に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育・啓発活動を推進する
- 2 企業等が個人情報保護法を正しく理解し、適切な安全対策をする
- 3 プロバイダ等に対し情報の停止・削除を求める
- 4 インターネットにより人権侵害を受けた人のための人権相談や電話相談を充実する
- 5 違法な情報発信者に対する監視・取り締まりを強化する
- 6 その他
- 7 特にない
- 8 わからない

図 33-1 インターネットによる人権侵害を解決するための方法について【全体】(%)



インターネットによる人権侵害を解決するための方法として、「監視・取締りの強化」が最も高く47.3%、次いで「個人情報保護法の正しい理解、適切な安全対策」40.4%、「情報の停止・削除を要求」36.7%となっている。

図 33-2 インターネットによる人権侵害を解決するための方法について【比較】(%)



県調査と比べ、「監視・取締りの強化」や「情報の停止・削除を要求」などの割合が低くなっている。

表 33-3 インターネットによる人権侵害を解決するための方法について【性別】(%)

	男性		女性	
	今回調査	県調査	今回調査	県調査
監視・取締りの強化	55.5	57.4	47.7	62.6
個人情報保護法の正しい理解、適切な安全対策	49.3	38.1	39.5	44.0
情報の停止・削除を要求	38.3	45.0	39.2	45.4
教育・啓発活動の推進	36.4	36.2	28.3	34.3
相談体制の充実	14.8	15.2	14.7	11.3
その他	0.5	1.2	0.8	1.4
特になし	0.5	2.1	3.3	0.8
わからない	15.3	13.5	22.9	16.1

性別にみると、「監視・取締りの強化」、「個人情報保護法の正しい理解、適切な安全対策」、「教育・啓発活動の推進」などでは男性の割合が高く、「わからない」などでは女性が高くなっている。

表 33-4 インターネットによる人権侵害を解決するための方法について【年齢別】(%)

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳以上
監視・取締りの強化	44.4	63.6	57.8	57.1	55.4	36.9
個人情報保護法の正しい理解、適切な安全対策	37.0	63.6	43.4	42.9	50.3	33.1
情報の停止・削除を要求	51.9	52.3	59.0	48.0	38.2	18.8
教育・啓発活動の推進	37.0	43.2	27.7	27.6	31.8	30.6
相談体制の充実	7.4	6.8	9.6	15.3	15.9	19.4
その他	3.7	2.3	1.2	1.0	0.0	0.0
特にない	0.0	0.0	2.4	2.0	2.5	3.1
わからない	7.4	4.5	10.8	16.3	21.7	31.9

年齢別にみると、「監視・取締りの強化」と「個人情報保護法を正しい理解、適切な安全対策」では 30 歳代～60 歳代の割合が高くなっているが、20 歳代と 70 歳以上では低くなっている。

表 33-5 インターネットによる人権侵害を解決するための方法について【職業別】(%)

	農林漁業	商工サー ビス業	勤め	教育・福				無職
				祉関係、 公務員	自由業	家事専業	学生	
監視・取締りの強化	44.0	50.0	53.0	81.2	27.8	43.5	37.5	44.8
個人情報保護法の正しい理解、適切な安全対策	34.0	43.8	50.4	52.2	22.2	42.4	37.5	40.5
情報の停止・削除を要求	28.0	25.0	50.4	63.8	16.7	30.4	33.3	33.7
教育・啓発活動の推進	32.0	28.1	35.7	31.9	11.1	32.6	16.7	32.5
相談体制の充実	22.0	3.1	7.8	14.5	27.8	23.9	0.0	15.3
その他	2.0	3.1	0.0	0.0	5.6	0.0	4.2	0.0
特にない	0.0	0.0	1.7	0.0	0.0	6.5	0.0	3.1
わからない	34.0	25.0	9.6	4.3	44.4	19.6	0.0	28.8

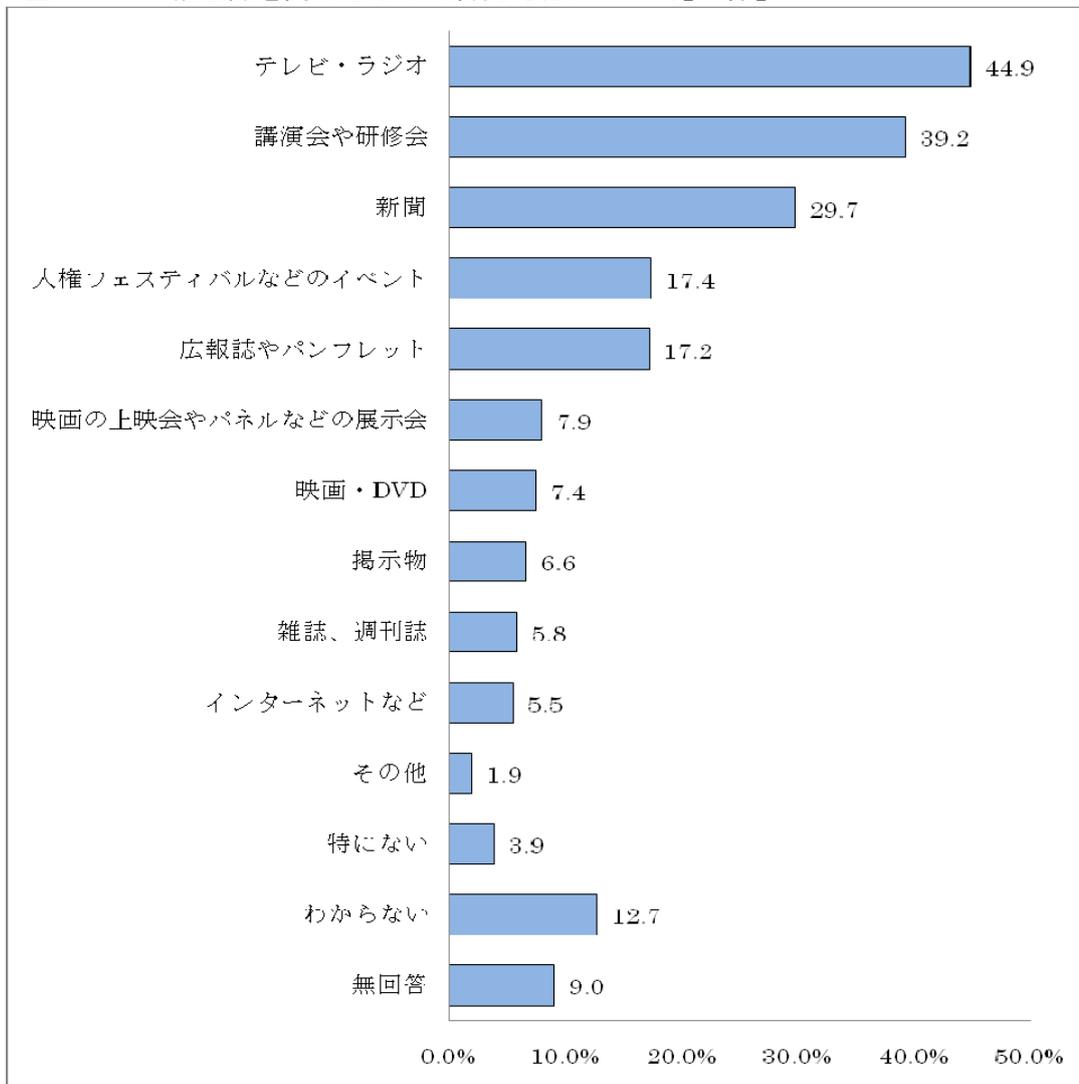
職業別にみると、「監視・取締りの強化」では教育・福祉関係・公務員が 81.2%と最も高くなっている。一方で、「相談体制の充実」では農林漁業、自由業、家事専業が高く、商工サービス業、勤め、学生は低くなっている。

13. 人権啓発・人権教育に関すること

(問 34) 人権問題について、さまざまな方法で啓発活動が行われていますが、あなたは、人権意識を高めるための啓発方法として、特にどれが効果が高いと思いますか。次の中から 3つまで ○印をつけてください。

- | | |
|---------------------------|-----------------------|
| 1 講演会や研修会 | 2 広報誌やパンフレット |
| 3 テレビ・ラジオ | 4 映画・DVD |
| 5 新聞 | 6 雑誌、週刊誌 |
| 7 映画の上映会やパネルなどの展示会 | 8 掲示物(ポスターやバスの車体広告など) |
| 9 人権フェスティバル(人権まつり)などのイベント | 10 インターネットなど |
| 11 その他 | |
| 12 特にない | |
| 13 わからない | |

図 34-1 人権意識を高めるための啓発方法について【全体】(%)



人権意識を高めるの啓発方法について、「テレビ・ラジオ」が最も高く44.9%、次いで「講演会や研修会」39.2%、「新聞」29.7%となっている。

表 34-2 人権意識を高めるための啓発方法について【比較】(%)

	今回調査	県調査	前回調査 (大方)	前回調査 (佐賀)
テレビ・ラジオ	44.9	59.4	47.2	49.0
講演会や研修会	39.2	30.6	39.5	45.8
新聞	29.7	36.6	29.7	26.9
人権フェスティバルなどのイベント	17.4	12.8	14.8	23.4
広報誌やパンフレット	17.2	16.8	20.2	16.3
映画の上映会やパネルなどの展示会 (※1)	7.9	4.0	2.0	1.9
映画・DVD(※2)	7.4	7.5	17.9	25.3
掲示物	6.6	11.0	5.6	4.5
雑誌、週刊誌	5.8	7.7	7.4	7.4
インターネットなど	5.5	11.5	3.8	2.2
その他	1.9	3.1	1.9	1.6
特にない	3.9	3.2	7.1	3.2
わからない	12.7	9.1	8.2	10.3

※1 「映画の上映会やパネルなどの展示会」は、前回調査「パネルなどの展示会」との比較。

※2 「映画・DVD」は、前回調査「映画・ビデオ」との比較。

県調査と比べ、「講演会や研修会」などの割合が高く、「テレビ・ラジオ」などは低くなっている。また、前回調査と比べ、「映画・DVD」などの割合が低くなっている。

表 34-3 人権意識を高めるための啓発方法について【性別】(%)

	男性				女性			
	今回調査	県調査	前回調査 (大方)	前回調査 (佐賀)	今回調査	県調査	前回調査 (大方)	前回調査 (佐賀)
テレビ・ラジオ	55.0	59.7	53.1	56.0	44.4	60.8	50.1	50.6
講演会や研修会	46.9	33.3	44.8	41.3	39.2	29.1	41.9	52.8
新聞	39.2	34.9	35.3	31.2	28.1	38.3	29.9	27.2
人権フェスティバルなどのイベント	16.7	12.8	15.5	17.4	19.6	12.8	17.0	28.9
広報誌やパンフレット	23.0	17.6	26.5	19.3	15.8	16.7	19.4	16.7
映画の上映会やパネルなどの展示会 (※1)	6.2	4.3	2.3	2.8	9.5	4.0	2.1	1.7
映画・DVD(※2)	7.2	5.5	17.3	24.8	8.2	9.3	20.5	28.3
掲示物	7.2	10.9	5.2	5.5	7.1	11.5	7.0	4.4
雑誌、週刊誌	8.1	7.4	9.0	9.2	5.2	8.2	7.4	7.2
インターネットなど	6.7	11.5	5.7	1.8	5.4	11.9	2.8	2.8
その他	1.0	3.9	2.1	1.8	2.7	2.5	2.3	1.7
特にない	3.8	3.9	7.2	4.6	4.4	2.6	7.7	2.8
わからない	10.5	8.9	7.2	11.0	14.4	9.7	9.3	10.0

性別にみると、「テレビ・ラジオ」、「講演会や研修会」、「新聞」などで男性の割合が高く、「人権フェスティバルなどのイベント」や「映画の上映会やパネルなどの展示会」などでは女性が高くなっている。

表 34-4 人権意識を高めるための啓発方法について【年齢別】(%)

	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上
テレビ・ラジオ	44.4	40.9	54.2	53.1	47.8	46.9
講演会や研修会	33.3	43.2	38.6	40.8	42.0	46.3
新聞	25.9	20.5	30.1	28.6	33.1	39.4
人権フェスティバルなどのイベント	18.5	31.8	12.0	19.4	19.7	16.9
広報誌やパンフレット	22.2	6.8	12.0	9.2	22.9	25.0
映画の上映会やパネルなどの展示会	3.7	4.5	6.0	13.3	8.9	8.1
映画・DVD	33.3	13.6	13.3	7.1	3.8	3.8
掲示物	0.0	18.2	8.4	7.1	7.0	5.0
雑誌、週刊誌	7.4	11.4	10.8	5.1	3.8	5.6
インターネットなど	18.5	4.5	8.4	9.2	3.8	3.1
その他	3.7	4.5	6.0	1.0	1.3	0.6
特にない	3.7	2.3	3.6	3.1	5.1	5.0
わからない	11.1	6.8	9.6	13.3	12.1	16.9

年齢別にみると、「テレビ・ラジオ」と「講演会や研修会」の割合は全ての年代で高くなっている。また、「映画・DVD」では20歳代が33.3%と、そのほかの年代と比べ最も高くなっている。

表 34-5 人権意識を高めるの啓発方法について【職業別】(%)

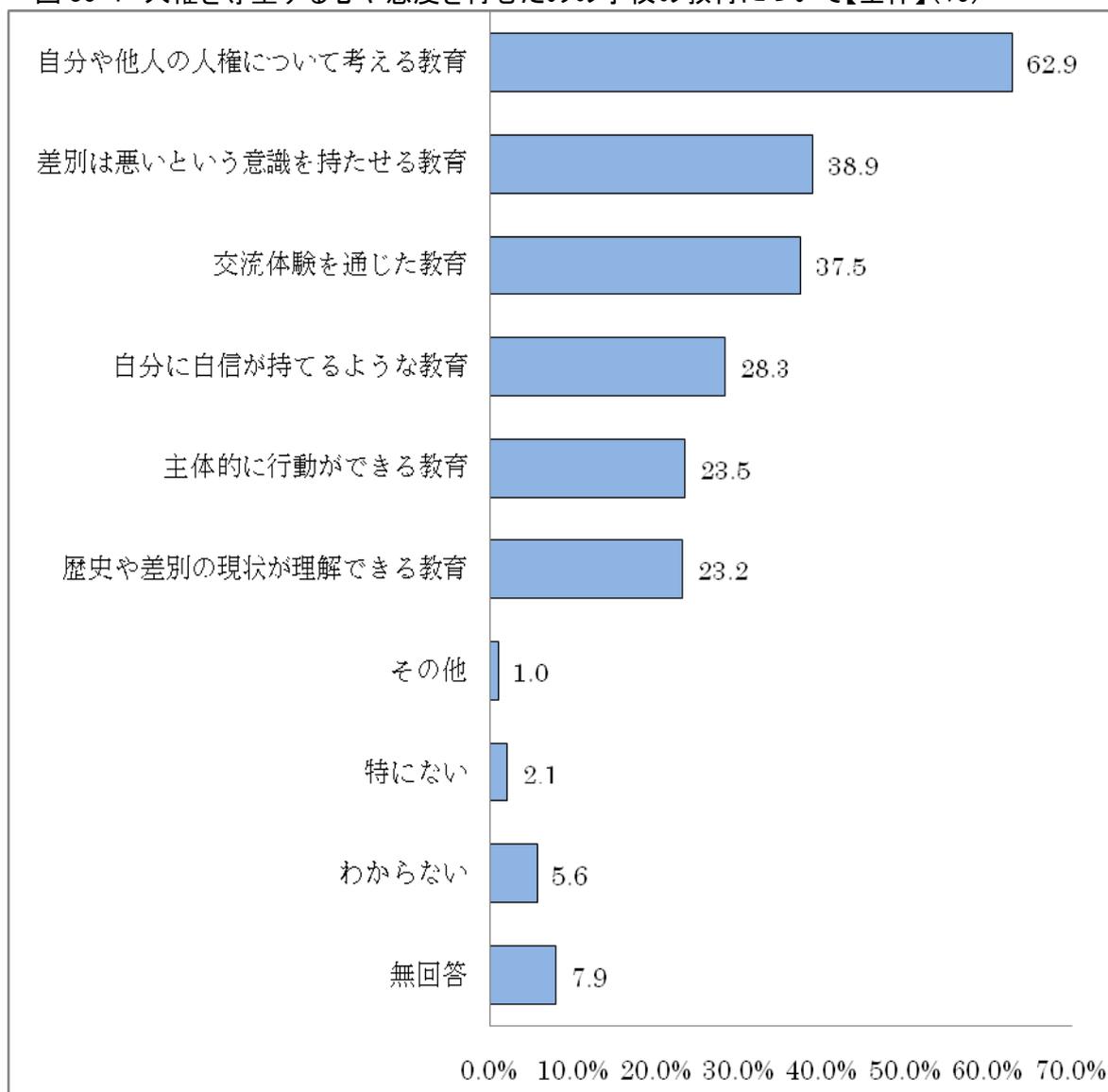
	農林漁業	商工サー ビス業	勤め	教育・福	自由業	家事専業	学生	無職
				社関係、 公務員				
テレビ・ラジオ	52.0	31.3	53.0	60.9	55.6	47.8	37.5	42.3
講演会や研修会	46.0	34.4	41.7	46.4	27.8	46.7	29.2	41.1
新聞	32.0	15.6	30.4	36.2	44.4	37.0	12.5	34.4
人権フェスティバルなどのイベント	18.0	25.0	19.1	24.6	5.6	23.9	12.5	15.3
広報誌やパンフレット	26.0	9.4	8.7	20.3	0.0	21.7	12.5	25.2
映画の上映会やパネルなどの展示会	4.0	9.4	11.3	10.1	5.6	6.5	4.2	8.0
映画・DVD	2.0	6.3	13.9	4.3	11.1	5.4	8.3	8.0
掲示物	4.0	6.3	8.7	15.9	5.6	3.3	4.2	6.7
雑誌、週刊誌	6.0	6.3	7.0	8.7	0.0	3.3	0.0	8.0
インターネットなど	2.0	3.1	7.0	10.1	0.0	7.6	12.5	4.3
その他	0.0	3.1	0.9	4.3	5.6	2.2	8.3	1.2
特にない	12.0	0.0	4.3	1.4	0.0	3.3	4.2	4.9
わからない	10.0	18.8	9.6	7.2	16.7	10.9	4.2	19.0

職業別にみると、「テレビ・ラジオ」では商工サービス業と学生の割合が低くなっている。一方で、「人権フェスティバルなどのイベント」では商工サービス業が高くなっている。

(問 35) あなたは、人権を尊重する心や態度を育むためには、学校においてどのような教育を行ったらよいと思いますか。次の中から3つまで○印をつけてください。

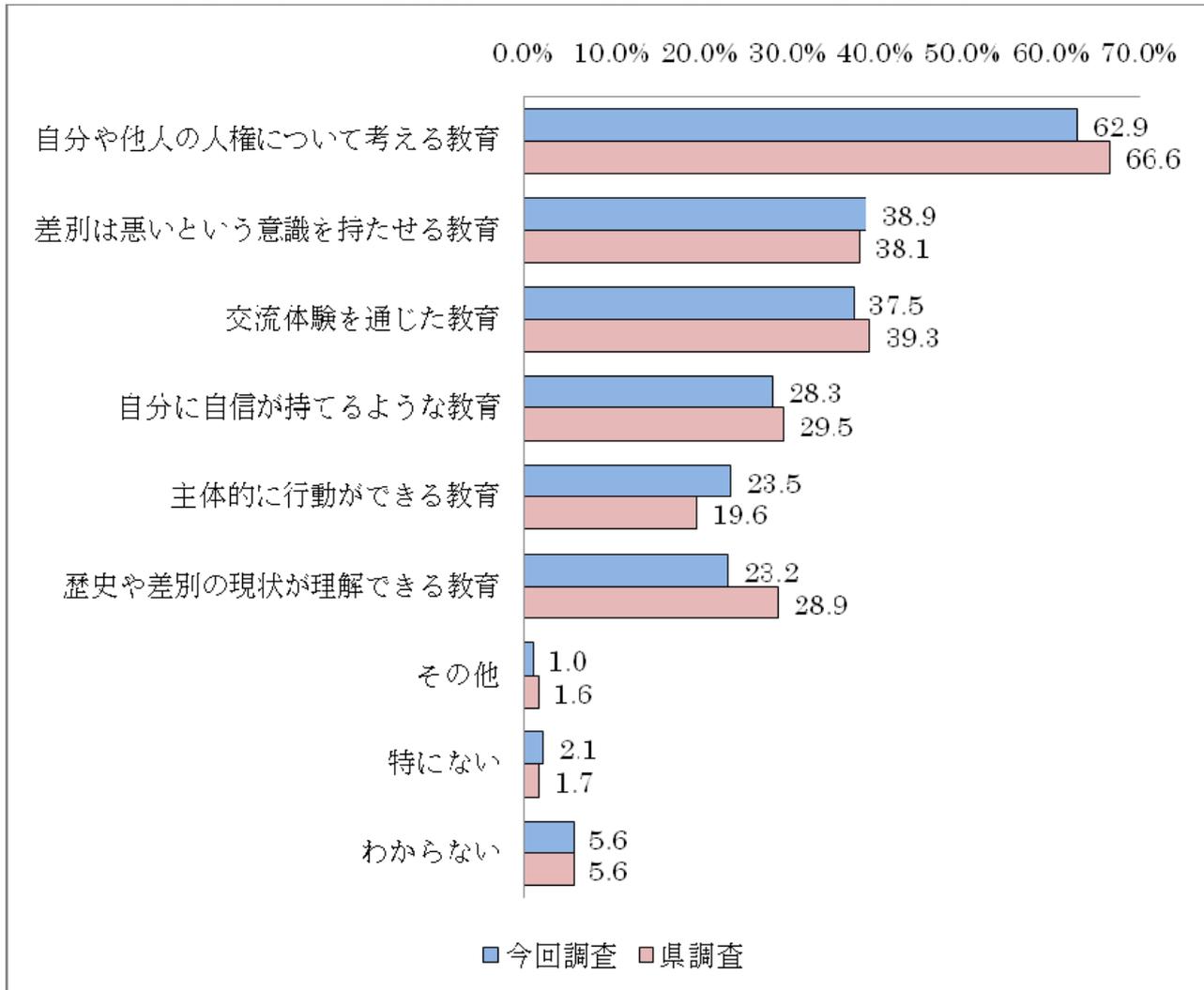
- 1 すべての児童・生徒が、「自分や他人の人権」について考えるような教育を進める
- 2 すべての児童・生徒が自分を肯定的に認め、自信が持てるような教育を進める
- 3 「差別をすることは悪いことである」という意識を持たせる教育を進める
- 4 歴史的な経過や、差別の現状などが理解できるような教育を進める
- 5 障がいのある人や高齢者などとふれあいの場を多くし、交流体験を通じた教育を進める
- 6 人権問題の解決に向けて、主体的に行動ができるような教育を進める
- 7 その他
- 8 特にない
- 9 わからない

図 35-1 人権を尊重する心や態度を育むための学校の教育について【全体】(%)



人権を尊重する心や態度を育むための学校の教育について、「自分や他人の人権について考える教育」が最も高く62.9%、次いで「差別は悪いという意識を持たせる教育」38.9%、「交流体験を通じた教育」37.5%となっている。

図 35-2 人権を尊重する心や態度を育むための学校の教育について【全体】(%)



県調査と比べ、大きな違いはみられない。

表 35-3 人権を尊重する心や態度を育むための学校の教育について【性別】(%)

	男性		女性	
	今回調査	県調査	今回調査	県調査
自分や他人の人権について考える教育	70.3	67.7	64.9	67.5
差別は悪いという意識を持たせる教育	45.0	38.8	38.7	38.1
交流体験を通じた教育	36.8	36.9	41.7	42.3
自分に自信が持てるような教育	24.4	26.8	33.2	32.4
主体的に行動ができる教育	25.8	22.1	24.8	18.4
歴史や差別の現状が理解できる教育	31.1	28.9	21.3	29.8
その他	1.4	2.2	0.8	1.1
特にない	2.4	2.2	2.2	1.2
わからない	5.7	5.8	6.0	5.6

性別にみると、「自分に自信が持てるような教育」などでは女性の割合が高く、「差別は悪いという意識を持たせる教育」や「歴史や差別の現状が理解できる教育」などでは男性が高くなっている。

表 35-4 人権を尊重する心や態度を育むための学校の教育について【年齢別】(%)

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳以上
自分や他人の人権について考える教育	66.7	75.0	62.7	69.4	67.5	66.3
差別は悪いという意識を持たせる教育	29.6	31.8	28.9	30.6	40.8	58.1
交流体験を通じた教育	37.0	36.4	37.3	48.0	38.9	40.0
自分に自信が持てるような教育	29.6	34.1	38.6	34.7	29.9	22.5
主体的に行動ができる教育	29.6	31.8	22.9	26.5	26.1	23.1
歴史や差別の現状が理解できる教育	40.7	27.3	22.9	30.6	24.8	19.4
その他	0.0	0.0	3.6	1.0	0.6	0.6
特にない	3.7	2.3	3.6	0.0	4.5	0.6
わからない	3.7	2.3	3.6	3.1	4.5	10.6

年齢別にみると、「差別は悪いという意識を持たせる教育」では60歳代と70歳以上の割合が高く、「歴史や差別の現状が理解できる教育」では20歳代が高くなっている。

表 35-5 人権を尊重する心や態度を育むための学校の教育について【職業別】(%)

	職業別							
	農林漁業	商工サー ビス業	勤め	教育・福 祉関係、 公務員	自由業	家事専業	学生	無職
自分や他人の人権について考える教育	68.0	68.8	70.4	71.0	50.0	69.6	41.7	65.0
差別は悪いという意識を持たせる教育	52.0	43.8	36.5	31.9	33.3	53.3	8.3	40.5
交流体験を通じた教育	44.0	43.8	42.6	46.4	11.1	45.7	25.0	36.2
自分に自信が持てるような教育	20.0	28.1	36.5	39.1	27.8	28.3	12.5	29.4
主体的に行動ができる教育	18.0	25.0	20.0	44.9	16.7	19.6	25.0	25.2
歴史や差別の現状が理解できる教育	30.0	31.3	26.1	31.9	33.3	17.4	29.2	21.5
その他	2.0	3.1	0.0	2.9	0.0	0.0	0.0	1.2
特にない	6.0	0.0	4.3	0.0	0.0	3.3	4.2	0.6
わからない	2.0	0.0	2.6	0.0	11.1	1.1	0.0	14.7

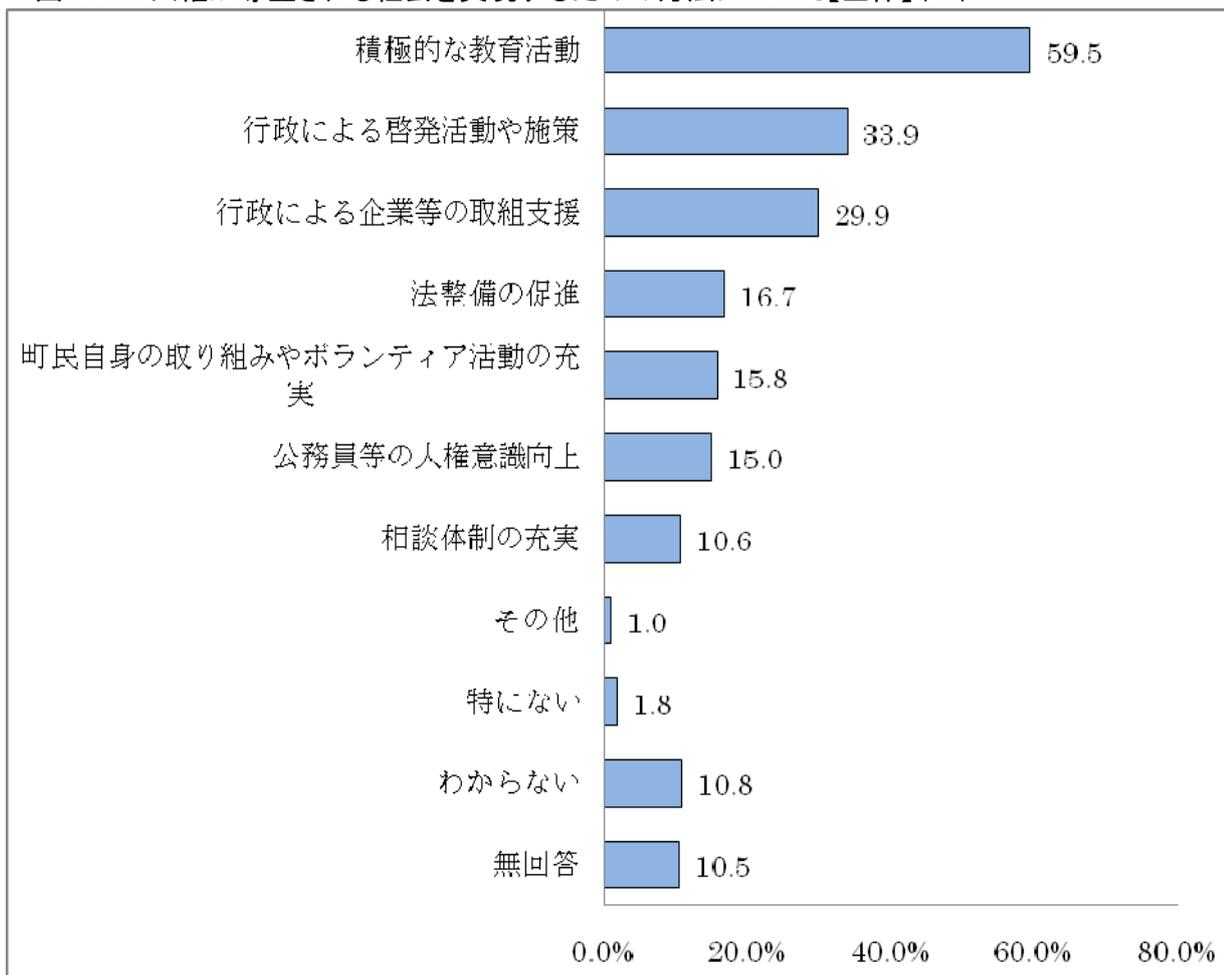
職業別にみると、「自分や他人の人権について考える教育」では全ての職業で割合が最も高くなっている。また、「差別は悪いという意識を持たせる教育」では学生が8.3%と低くなっている。

14. 人権尊重の社会の実現

(問 36) あなたは、人権が尊重される社会を実現するために、今後特に、どのようなことが必要だと思いますか。次の中から3つまで○印をつけてください。

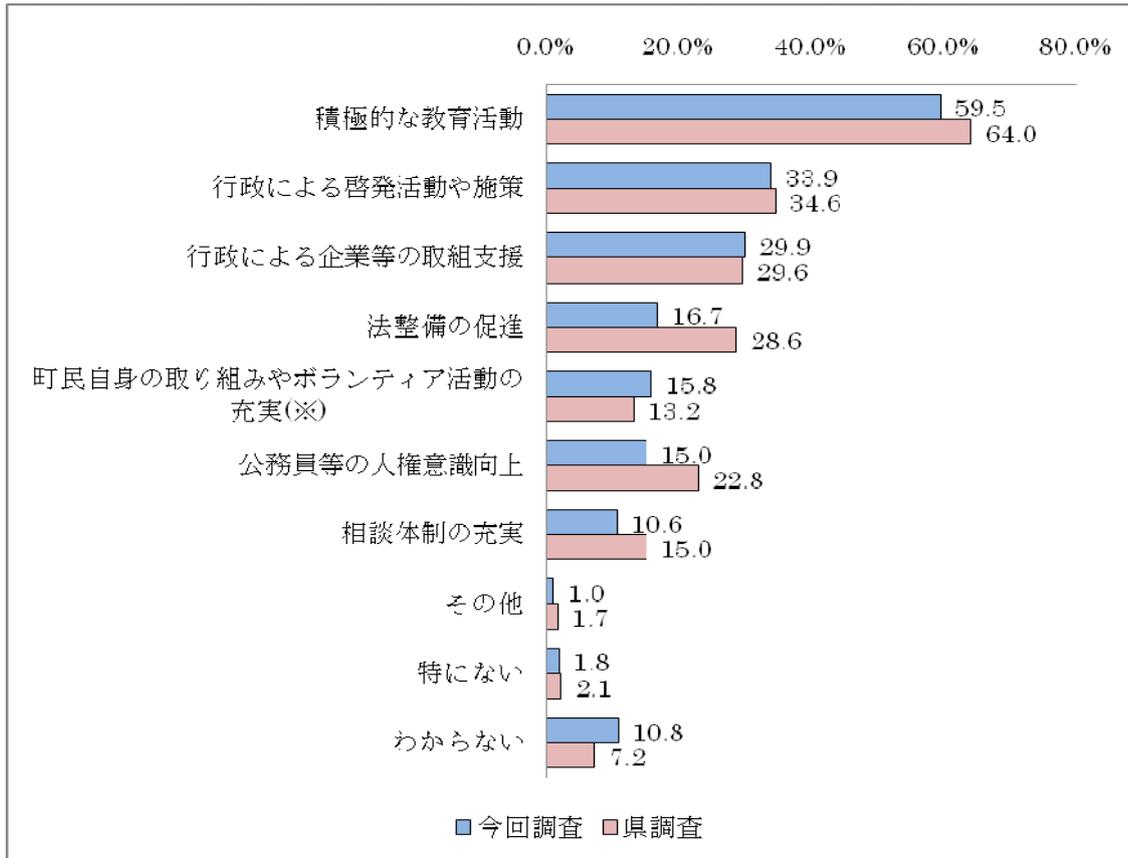
- 1 学校教育や社会教育を通じて、人権を尊重する教育活動を積極的に行う
- 2 行政が人権尊重の視点に立って、町民の人権意識の高揚に向けた啓発活動やさまざまな施策を積極的に行う
- 3 行政が、町民や企業、事業所、NPO等の団体による人権尊重に向けた取り組みを支援する
- 4 公務員など人権に関わりの深い職業に従事する人の人権意識を高める
- 5 町民自身の取り組みやボランティア活動を充実させる
- 6 人権が侵害された被害者のための人権相談や電話相談を充実する
- 7 人権が侵害された被害者の救済・支援を充実するための法整備を促進する
- 8 その他
- 9 特にない
- 10 わからない

図 36-1 人権が尊重される社会を実現するための方法について【全体】(%)



人権が尊重される社会を実現するための方法について、「積極的な教育活動」が最も高く59.5%、次いで「行政による啓発活動や施策」33.9%、「行政による企業等の取組支援」29.9%となっている。

図 36-2 人権が尊重される社会を実現するための方法について【全体】(%)



※ 「町民自身の取り組みやボランティア活動を充実させる」は、県調査「県民自身の取り組みやボランティア活動を充実させる」との比較。

県調査と比べ、「法整備の促進」や「公務員等の人権意識向上」などが低くなっている。

表 36-3 人権が尊重される社会を実現するための方法について【性別】(%)

	男性		女性	
	今回調査	県調査	今回調査	県調査
積極的な教育活動	67.5	62.6	62.1	66.7
行政による啓発活動や施策	44.5	39.7	31.6	31.4
行政による企業等の取組支援	31.6	29.6	32.2	30.6
法整備の促進	21.5	28.2	15.8	30.1
町民自身の取り組みやボランティア活動の充実(※)	16.3	11.8	16.9	14.6
公務員等の人権意識向上	15.3	24.3	16.1	22.3
相談体制の充実	13.4	14.2	10.4	16.3
その他	2.4	2.1	0.3	1.4
特にない	1.9	2.7	1.9	1.8
わからない	7.2	7.0	13.6	7.7

性別にみると、「行政による啓発活動や施策」などでは男性の割合が高くなっている。また、「積極的な教育活動」では男女とも最も高くなっている。

表 36-4 人権が尊重される社会を実現するための方法について【年齢別】(%)

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳以上
積極的な教育活動	55.6	81.8	71.1	67.3	62.4	56.9
行政による啓発活動や施策	37.0	31.8	47.0	35.7	28.7	40.6
行政による企業等の取組支援	44.4	34.1	26.5	28.6	29.9	36.3
法整備の促進	33.3	18.2	21.7	16.3	18.5	14.4
町民自身の取り組みやボランティア活動の充実	11.1	20.5	15.7	19.4	16.6	16.3
公務員等の人権意識向上	25.9	13.6	13.3	19.4	13.4	16.9
相談体制の充実	18.5	2.3	1.2	6.1	15.3	18.1
その他	0.0	0.0	2.4	0.0	1.9	0.6
特にない	0.0	4.5	1.2	1.0	3.8	0.6
わからない	3.7	0.0	7.2	13.3	8.9	18.1

年齢別にみると、「積極的な教育活動」では 30 歳代が最も高く 81.8%、次いで 40 歳代が 71.1%となっているが、20 歳代は 55.6%と低くなっている。一方で、「行政による企業等の取組支援」では 20 歳代と 70 歳以上が高くなっている。

表 36-5 人権が尊重される社会を実現するための方法について【職業別】(%)

	農林漁業	商工サービス業	勤め	教育・福祉関係、公務員	自由業	家事専業	学生	無職
積極的な教育活動	64.0	71.9	66.1	84.1	50.0	63.0	45.8	57.1
行政による啓発活動や施策	30.0	31.3	39.1	58.0	0.0	30.4	20.8	39.3
行政による企業等の取組支援	28.0	25.0	33.0	36.2	22.2	35.9	29.2	31.9
法整備の促進	14.0	21.9	20.9	21.7	22.2	20.7	12.5	14.1
町民自身の取り組みやボランティア活動の充実	22.0	25.0	14.8	21.7	5.6	15.2	16.7	14.1
公務員等の人権意識向上	20.0	9.4	13.9	14.5	16.7	19.6	16.7	14.7
相談体制の充実	14.0	9.4	2.6	2.9	11.1	15.2	8.3	19.6
その他	4.0	0.0	0.9	0.0	0.0	1.1	0.0	1.2
特にない	6.0	0.0	1.7	1.4	0.0	1.1	0.0	2.5
わからない	6.0	3.1	12.2	1.4	33.3	8.7	0.0	16.6

職業別にみると、「積極的な教育活動」では教育・福祉関係・公務員が 84.1%と最も高く、「町民自身の取り組みやボランティア活動の充実」では商工サービス業が 25.0%と、そのほかの職業と比べ高くなっている。

15. 人権問題や調査についての意見・要望

人権問題やこの調査に関して、自由記述として寄せられた意見、要望は全体で 57 件となっており、その内容を各調査項目、及び調査等に分類し、取りまとめた結果は下表のとおりとなっている。

表 37-1 人権問題や調査についての意見・要望

人権全般	広い心を持つこと	1
	相手の立場に立って行動すること	2
	差別はなくなる	1
	一人ひとりの考え方しだい	4
	地方の人権意識は非常に低く、知識も古い	1
	すべての人が協力する必要がある	1
小計		10
教育	学校での同和教育が差別を助長している	1
	子どもの考え方が大事になる	2
	学校の教育が大事になる	2
小計		5
啓発	泊まり合い研修の手法等	2
	行政の啓発活動について	3
	相談場所の設置	1
	勉強会	1
	大人が人権を考える機会が少ない	1
	インターネット・DVD 等のツールを利用する	1
小計		9
同和問題	逆差別について	6
	部落差別運動をしている人に差別者が多い	1
	人権問題＝同和問題という認識	1
	同和問題に時間を割きすぎである	2
	部落差別はない	2
	そっとしておくべき	2
	昔あったことを今もあるように教える必要はない	1
	就職差別について	1
	同和問題は年配の方に差別意識がある人が多い	2
	よくわからない	1
小計		19
女性	子どもの世話など、平等の考え方になればよい	1
小計		1
子ども	高齢者より子どもを大事にすべき	1
	保護者に対する教育	2
	仕事が忙しいことが虐待につながる	1
小計		4

高齢者	長寿時代が問題 認知症について	1 1
小計		2
障がい者	障がい者手続きに関する調査をして、本当に苦しんでいる人だけに すべき	1
小計		1
外国人	身近でないのであまり感じない 選挙権について	1 1
小計		2
刑を終えて出所した人	自己の努力が必要	1
小計		1
犯罪被害者等	周囲の支援が必要	1
小計		1
インターネット	インターネット上の人権侵害対策の早期実施	1
小計		1
調査	調査項目に女性だけを取り上げるのはジェンダー差別と感じた 調査の意味はないと思う 選択肢を3つにしぼるのはおかしい 調査をどう活かしていくか 広報にアンケート実施の周知がなかった 質問項目が複雑で難しい 質問項目が多い このアンケートで人権に対する考え方が改善すればいいと思う	1 1 1 2 1 3 2 1
小計		12
その他	生活保護基準について差別を感じる 苦しむ人に手を差し伸べてほしい 若い人たちの暮らしが普通ではないように見える みんなが平等と感じられる幸せな世の中になってほしい 思いやりの心を育てよう 黒潮町が差別のない町になることを願う	1 1 1 1 1 1
小計		6

Ⅲ. 集計表

(問1)憲法では、「人種、信条、性別、社会的身分又は門地(家柄)により、差別されない」とされています。あなたは、今の日本でこのことがどの程度守られていると思いますか。次の中から1つだけ○印をつけてください。

問1	人数	男性	女性	性別不明	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	年齢不明	農林漁業	商工サー ビス業	勤め	教育・福祉・医療関係 者及び職員、公務員	自由業、そ の他有職	家事専業	学生	無職	職業不明
1 よく守られていると思う	36	22	12	2	0	2	2	0	16	14	2	8	2	3	1	1	3	0	16	2
2 ある程度守られていると思う	296	103	184	9	14	18	28	59	81	85	11	24	16	51	39	11	57	9	75	14
3 どちらともいえないと思う	134	40	90	4	5	15	22	18	33	35	6	10	8	33	11	2	18	8	35	9
4 あまり守られていないと思う	87	28	56	3	4	6	23	17	21	12	4	6	3	23	15	2	9	6	18	5
5 全く守られていないと思う	12	7	4	1	2	2	2	1	3	0	2	1	2	2	2	1	0	0	3	1
6 無回答	57	9	21	27	2	1	6	3	3	14	28	1	1	3	1	1	5	1	16	28
回答者数(人)	622	209	367	46	27	44	83	98	157	160	53	50	32	115	69	18	92	24	163	59

問1	佐賀地区	伊与喜地区	拳ノ川地区	鈴地区	白田川地区	七郷地区	入野地区	田の口地区	地区不明
1 よく守られていると思う	7	0	4	2	2	3	10	5	3
2 ある程度守られていると思う	36	8	13	1	52	23	80	57	26
3 どちらともいえないと思う	23	2	5	0	16	16	30	28	14
4 あまり守られていないと思う	19	1	4	1	7	8	31	12	4
5 全く守られていないと思う	3	0	0	0	0	0	6	2	1
6 無回答	3	1	0	0	3	1	11	10	28
回答者数(人)	91	12	26	4	80	51	168	114	76

(問2)あなたは、国民一人ひとりの人権意識は、5年ほど前に比べて高くなっていると思いますか。次の中から1つだけ○印をつけてください。

問2	人数	男性	女性	性別不明	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	年齢不明	農林漁業	商工サー ビス業	勤め	教育・福祉・医療関係 者及び職員、公務員	自由業、そ の他有職	家事専業	学生	無職	職業不明
1 高くなっていると思う	125	47	74	4	2	10	13	18	41	37	4	11	8	18	16	2	26	3	35	6
2 いちがいにはいえないと思う	219	84	128	7	15	16	27	39	57	56	9	24	9	40	29	8	32	13	52	12
3 高くなっているとは思わない	112	42	68	2	4	8	19	22	36	19	4	11	10	22	15	6	16	5	22	5
4 わからない	118	28	84	6	6	9	19	17	23	37	7	3	5	33	8	2	15	2	41	9
5 無回答	48	8	13	27	0	1	5	2	0	11	29	1	0	2	1	0	3	1	13	27
回答者数(人)	622	209	367	46	27	44	83	98	157	160	53	50	32	115	69	18	92	24	163	59

問2	佐賀地区	伊与喜地区	拳ノ川地区	鈴地区	白田川地区	七郷地区	入野地区	田の口地区	地区不明
1 高くなっていると思う	20	1	7	1	16	7	39	25	9
2 いちがいにはいえないと思う	34	5	11	2	36	16	66	31	18
3 高くなっているとは思わない	20	3	3	0	12	16	31	21	6
4 わからない	12	3	5	1	14	11	27	30	15
5 無回答	5	0	0	0	2	1	5	7	28
回答者数(人)	91	12	26	4	80	51	168	114	76

(問3)日本の社会における人権にかかわる問題として、あなたが関心のあるものすべてに○印をつけてください。

問3	人数	男性	女性	性別不明	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	年齢不明	農林漁業	商工サービス業	勤め	教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員	自由業、その他の有職	家事専業	学生	無職	職業不明
1 同和問題	227	87	135	5	12	20	32	39	62	55	7	17	9	41	44	8	31	15	52	10
2 女性	163	52	109	2	11	14	35	25	37	37	4	10	11	41	31	6	18	10	31	5
3 子ども	201	73	120	8	8	20	31	38	44	50	10	13	10	40	35	7	29	7	48	12
4 高齢者	258	102	145	11	7	14	26	32	76	90	13	24	11	43	32	9	37	8	79	15
5 障がい者	367	139	219	9	20	29	52	63	107	85	11	32	26	74	57	17	49	17	78	17
6 外国人	86	37	48	1	9	9	18	16	15	17	2	1	7	19	20	6	7	6	17	3
7 HIV感染者等	157	60	94	3	10	15	24	34	38	33	3	9	11	32	28	10	18	9	34	6
8 ハンセン病元患者等	79	33	45	1	2	1	14	18	17	26	1	6	7	13	10	3	13	6	19	2
9 アイヌの人々	42	22	19	1	0	2	8	8	16	7	1	1	8	6	6	3	2	2	12	2
10 刑を終えて出所した人	142	53	87	2	7	11	15	28	38	38	5	20	10	28	15	7	14	8	35	5
11 犯罪被害者等	118	39	78	1	3	6	22	27	35	24	1	9	11	31	14	3	19	3	25	3
12 インターネットによる人権侵害	183	58	118	7	8	20	23	40	46	37	9	13	9	36	32	5	27	9	40	12
13 ホームレス	100	31	67	2	5	3	14	23	25	27	3	10	7	22	13	2	16	2	26	2
14 北朝鮮当局による拉致問題	247	83	153	11	6	8	25	36	78	82	12	18	18	37	24	6	49	9	72	14
15 性的指向	40	14	25	1	5	5	6	10	8	5	1	1	3	9	6	3	3	6	8	1
16 性同一性障がい	65	26	38	1	7	6	13	13	18	7	1	3	3	18	13	6	5	5	11	1
17 人身取引	106	44	60	2	7	7	16	20	25	28	3	8	10	20	15	3	15	5	26	4
18 震災における風評被害等による人権被害	206	66	135	5	11	16	36	35	53	50	5	13	13	37	40	9	34	11	41	8
19 その他の問題	5	2	2	1	0	1	1	2	0	0	1	0	0	1	1	1	0	0	1	1
20 特にない	33	12	19	2	2	1	5	3	6	14	2	2	1	6	1	1	2	2	16	2
21 無回答	53	12	16	25	1	2	7	5	3	8	27	2	1	3	2	0	5	1	13	26
回答者数(人)	2878	1045	1732	101	141	210	423	515	747	720	122	212	186	557	439	115	393	141	684	151

問3	佐賀地区	伊与喜地区	拳ノ川地区	鈴地区	白田川地区	七郷地区	入野地区	田の口地区	地区不明
1 同和問題	53	3	12	1	31	22	60	32	13
2 女性	27	0	8	1	22	18	51	28	8
3 子ども	34	3	8	0	25	17	61	37	16
4 高齢者	35	3	12	2	34	25	80	47	20
5 障がい者	64	6	15	1	52	31	108	67	23
6 外国人	14	2	4	0	9	12	26	16	3
7 HIV感染者等	23	5	6	3	21	15	48	30	6
8 ハンセン病元患者等	12	2	4	2	13	9	25	11	1
9 アイヌの人々	6	1	3	0	7	3	16	5	1
10 刑を終えて出所した人	20	2	9	0	20	16	43	27	5
11 犯罪被害者等	17	6	7	1	15	14	38	16	4
12 インターネットによる人権侵害	37	3	9	1	21	16	50	33	13
13 ホームレス	15	1	4	0	12	15	36	15	2
14 北朝鮮当局による拉致問題等	33	8	9	3	41	26	73	35	19
15 性的指向	9	0	2	1	6	5	9	7	1
16 性同一性障がい	14	0	4	1	3	6	22	14	1
17 人身取引	12	3	3	2	17	11	42	12	4
18 震災における風評被害等による人権被害	33	3	8	2	30	22	67	31	10
19 その他の問題	2	0	0	0	0	0	2	0	1
20 特にない	5	0	3	0	1	0	11	9	4
21 無回答	3	0	0	0	5	0	7	10	28
回答者数(人)	468	51	130	21	385	283	875	482	183

(問4)あなたは、今までに、ご自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。次の中から1つだけ○印をつけてください。

問4	人数	男性	女性	性別不明	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	年齢不明	農林漁業	商工サー ビス業	勤め	教育・福祉・医療関係 者及び職員、公務員	自由業、そ の他有職	家事専業	学生	無職	職業不明
1 ある	161	46	105	10	10	16	28	34	33	25	15	10	7	43	23	7	17	7	33	14
2 ない	393	150	235	8	16	28	50	58	113	119	9	38	25	70	43	11	69	14	107	16
3 無回答	68	13	27	28	1	0	5	6	11	16	29	2	0	2	3	0	6	3	23	29
回答者数(人)	622	209	367	46	27	44	83	98	157	160	53	50	32	115	69	18	92	24	163	59

問4	佐賀地区	伊与喜地区	拳ノ川地区	鈴地区	白田川地区	七郷地区	入野地区	田の口地区	地区不明
1 ある	34	1	6	1	19	15	57	16	16
2 ない	49	10	19	3	58	36	93	91	31
3 無回答	8	1	1	0	3	0	18	7	29
回答者数(人)	91	12	26	4	80	51	168	114	76

(問4-1)問4で「1ある」と答えた方に質問します。どのようなことで人権が侵害されたと思われましたか。あてはまるものすべてに○印をつけてください。

問4-1	人数	男性	女性	性別不明	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	年齢不明	農林漁業	商工サー ビス業	勤め	教育・福祉・医療関係 者及び職員、公務員	自由業、そ の他有職	家事専業	学生	無職	職業不明
1 あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口	86	24	56	6	7	9	14	12	17	17	10	7	3	20	11	2	11	3	19	10
2 名誉・信用のき損、侮辱	54	18	32	4	6	5	9	14	10	5	5	5	1	17	10	1	6	1	9	4
3 暴力、脅迫、強要	21	6	13	2	1	2	3	6	3	3	3	0	0	9	2	0	2	1	5	2
4 犯罪、不法行為のぬれぎぬ	4	0	2	2	0	1	1	0	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	2
5 悪臭・騒音などの公害	17	6	10	1	3	1	5	1	2	3	2	0	0	7	1	1	2	2	3	1
6 差別待遇	19	7	10	2	1	3	5	1	7	0	2	0	0	7	5	0	2	0	3	2
7 地域などでの仲間はずれ	12	4	8	0	0	2	0	3	1	6	0	0	0	5	0	0	2	0	5	0
8 公的機関による不当な取扱	14	8	4	2	0	0	0	1	6	5	2	1	3	0	0	0	1	0	6	3
9 使用者による労働強制などの不当な待遇	7	4	3	0	1	1	1	3	1	0	0	0	0	5	1	0	0	0	1	0
10 プライバシーの侵害	16	5	10	1	0	2	2	3	2	5	2	1	0	4	2	0	1	0	6	2
11 セクシャル・ハラスメント	7	0	6	1	1	0	3	1	1	0	1	0	0	3	1	1	0	1	0	1
12 パワーハラスメント	25	7	16	2	2	1	8	5	6	0	3	0	1	8	5	1	3	1	2	4
13 ストーカー行為	6	1	4	1	0	1	3	1	0	0	1	0	0	4	0	0	0	0	1	1
14 家庭での不当な取扱い	5	1	3	1	0	1	0	1	1	1	1	0	0	2	0	0	0	0	2	1
15 社会福祉施設での不当な取扱い	5	1	4	0	0	0	0	1	2	2	0	0	0	0	0	0	1	0	3	1
16 その他	15	5	9	1	1	1	6	4	1	1	1	1	3	4	3	2	0	0	1	1
17 なんとなくそう感じた	17	5	10	2	0	1	2	2	2	8	2	2	0	2	0	0	5	0	6	2
18 答えたくない	6	1	4	1	0	0	2	0	1	1	2	0	0	1	0	0	2	0	2	1
19 無回答	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
回答者数(人)	337	104	204	29	23	31	64	60	63	57	39	17	11	100	42	8	38	9	74	38

問4-1	佐賀地区	伊与喜地区	拳ノ川地区	鈴地区	白田川地区	七郷地区	入野地区	田の口地区	地区不明
1 あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口	21	1	3	1	8	10	20	11	11
2 名誉・信用のき損、侮辱	12	1	1	0	5	6	19	7	3
3 暴力、脅迫、強要	5	0	1	0	1	3	7	2	2
4 反勢、不法行為のぬれぎぬ	0	1	0	0	0	0	0	2	1
5 悪臭・騒音などの公害	1	0	0	1	1	2	9	1	2
6 差別待遇	3	0	0	0	1	2	10	1	2
7 地域などでの仲間はずれ	0	0	0	0	2	6	4	0	0
8 公的機関による不当な取扱	0	0	0	0	3	2	7	0	2
9 使用者による労働強制などの不当な待遇	1	0	0	0	1	2	2	1	0
10 プライバシーの侵害	5	0	0	0	1	2	4	1	3
11 セクシャル・ハラスメント	0	0	0	0	0	0	6	0	1
12 パワーハラスメント	3	0	2	0	1	1	12	1	5
13 ストーカー行為	2	1	0	0	0	0	1	2	0
14 家庭での不当な取扱い	0	1	0	0	1	0	2	1	0
15 社会福祉施設での不当な取扱い	0	0	0	0	1	2	1	0	1
16 その他	6	0	0	0	3	0	4	1	1
17 なんとなくそう感じた	5	0	1	0	1	2	5	1	2
18 答えたくない	0	0	0	0	0	2	2	1	1
19 無回答	0	0	0	0	0	0	1	0	0
回答者数(人)	64	5	8	2	30	42	116	33	37

(問4-2)問4で「1ある」と答えた方に質問します。「人権が侵害された」と思ったときにどうされましたか。どなたかへ相談したことがありますか、それともご自分で処理されましたか。あてはまるものすべてに○印をつけてください。

問4-2	人数	男性	女性	性別不明	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	年齢不明	農林漁業	商工サー ビス業	勤め	教育・福祉・医療関係 者及び職員、公務員	自由業、そ の他有職	家事専業	学生	無職	職業不明
1 友人、職場の同僚・上司に相談した	51	12	38	1	3	5	16	13	5	7	2	1	3	14	13	2	5	0	11	2
2 家族、親せきに相談した	57	17	38	2	7	5	16	14	8	5	2	3	2	20	11	1	5	6	7	2
3 弁護士に相談した	6	5	0	1	0	0	1	0	2	2	1	0	0	0	0	0	0	0	5	1
4 警察に相談した	5	2	2	1	0	1	0	2	0	1	1	0	1	1	0	1	0	0	1	1
5 法務局や人権擁護委員に相談した	4	1	1	2	0	0	0	1	1	0	2	0	1	0	0	0	1	0	0	2
6 県や市町村役場に相談した	5	1	3	1	0	0	0	1	0	3	1	0	0	0	1	0	0	0	3	1
7 民間団体に相談した	11	4	6	1	0	0	3	1	3	3	1	1	1	3	0	0	0	0	5	1
8 相手に抗議した	39	18	20	1	5	3	7	5	11	7	1	2	0	13	2	3	7	0	11	1
9 何もなかった	45	11	31	3	1	5	4	8	14	10	3	3	1	10	5	0	7	1	14	4
10 おぼえていない	7	5	1	1	0	1	2	1	1	0	2	1	0	4	0	0	0	0	0	2
11 その他	11	4	7	0	0	0	5	2	3	0	1	1	2	4	0	0	1	0	3	0
12 無回答	4	1	2	1	0	0	0	1	0	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	3
回答者数(人)	245	81	149	15	16	20	54	49	48	40	18	12	12	69	32	7	26	7	60	20

問4-2	佐賀地区	伊与喜地区	拳ノ川地区	鈴地区	白田川地区	七郷地区	入野地区	田の口地区	地区不明
1 友人、職場の同僚・上司に相談した	15	0	0	0	5	8	11	9	3
2 家族、親せきに相談した	14	0	3	0	3	5	23	6	3
3 弁護士に相談した	0	0	0	0	1	0	4	0	1
4 警察に相談した	2	0	0	0	1	0	1	0	1
5 法務局や人権擁護委員に相談した	1	0	0	0	0	0	1	0	2
6 県や市町村役場に相談した	2	0	0	0	1	0	0	1	1
7 民間団体に相談した	3	0	0	0	2	1	4	0	1
8 相手に抗議した	7	0	3	0	3	5	17	2	2
9 何もなかった	7	1	1	0	8	3	18	4	3
10 おぼえていない	2	0	1	1	0	1	0	0	2
11 その他	2	0	0	0	1	1	6	1	0
12 無回答	0	0	0	0	1	0	1	0	2
回答者数(人)	55	1	8	1	26	24	86	23	21

(問5)あなたが、同和地区や同和問題について、はじめて知ったのはいつ頃ですか。次の中から1つだけ○印をつけてください。

問5	人数	男性	女性	性別不明	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	年齢不明	農林漁業	商工サービス業	勤め	教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員	自由業、その他の有職	家事専業	学生	無職	職業不明
1 同和地区や同和問題を知らない	2	1	0	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1
2 6歳未満	19	11	8	0	4	1	0	1	2	10	1	0	1	3	1	2	2	5	5	0
3 6歳～12歳	241	86	148	7	14	31	60	41	49	38	8	19	9	67	43	8	27	11	47	10
4 12歳～15歳	194	68	119	7	7	9	14	41	66	48	9	21	14	28	21	4	38	5	49	14
5 15歳～18歳	30	14	16	0	0	2	2	6	8	10	2	2	5	6	1	0	5	0	9	2
6 18歳以降	39	8	31	0	0	0	4	6	16	13	0	2	2	6	3	2	11	0	13	0
7 おぼえていない	44	12	29	3	0	1	3	1	10	26	3	5	1	2	0	0	8	0	23	5
8 その他	2	1	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0
9 無回答	51	8	15	28	1	0	0	2	6	13	29	1	0	3	0	0	1	3	16	27
回答者数(人)	622	209	367	46	27	44	83	98	157	160	53	50	32	115	69	18	92	24	163	59

問5	佐賀地区	伊与喜地区	拳ノ川地区	鈴地区	白田川地区	七郷地区	入野地区	田の口地区	地区不明
1 同和地区や同和問題を知らない	0	0	0	0	0	0	0	1	1
2 6歳未満	6	0	0	0	3	1	8	1	0
3 6歳～12歳未満	32	6	11	2	34	17	76	46	17
4 12歳～15歳未満	32	4	9	0	20	20	45	43	21
5 15歳～18歳未満	7	0	1	0	3	2	9	5	3
6 18歳以降	6	1	0	0	13	6	7	5	1
7 おぼえていない	5	1	5	2	5	5	9	7	5
8 その他	0	0	0	0	1	0	0	1	0
9 無回答	3	0	0	0	1	0	14	5	28
回答者数(人)	91	12	26	4	80	51	168	114	76

(問6)あなたが、同和地区や同和問題について、はじめて知ったきっかけは、何ですか。次の中から1つだけ○印をつけてください。

問6	人数	男性	女性	性別不明	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	年齢不明	農林漁業	商工サービス業	勤め	教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員	自由業、その他の有職	家事専業	学生	無職	職業不明
1 家族から聞いた	99	43	55	1	4	1	10	14	33	36	1	9	5	17	8	0	20	5	32	3
2 親せきの人から聞いた	8	5	3	0	0	0	0	2	3	3	0	2	0	1	2	0	0	0	3	0
3 近所の人から聞いた	31	9	19	3	0	1	2	0	10	14	4	1	1	3	2	1	6	0	14	3
4 職場の人から聞いた	9	5	4	0	0	0	0	0	7	2	0	0	0	1	2	0	2	0	4	0
5 学校の友だちから聞いた	68	34	31	3	0	1	5	14	24	20	4	9	6	6	9	3	7	0	24	4
6 学校の授業で教わった	189	53	131	5	20	38	56	50	13	4	8	15	10	70	39	9	16	14	7	9
7 同和問題の講演会や研修会などで知った	26	7	17	2	0	1	0	3	7	13	2	3	1	3	0	0	6	0	10	3
8 ラジオ・テレビ・新聞・本などで知った	8	5	3	0	1	0	1	1	2	3	0	0	1	1	0	3	1	0	2	0
9 県や市町村の広報誌や冊子などで知った	2	2	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
10 なんとなく知った	102	31	67	4	0	1	3	7	47	39	5	7	6	7	5	1	28	0	40	8
11 おぼえていない	25	6	18	1	1	1	0	1	5	16	1	2	0	2	0	0	6	2	11	2
12 その他	9	2	7	0	1	0	1	3	2	1	1	1	1	1	2	1	0	0	3	0
13 無回答	46	7	12	27	0	0	5	2	3	9	27	1	0	2	0	0	0	3	13	27
回答者数(人)	622	209	367	46	27	44	83	98	157	160	53	50	32	115	69	18	92	24	163	59

問6	佐賀地区	伊与喜地区	拳ノ川地区	鈴地区	白田川地区	七郷地区	入野地区	田の口地区	地区不明
1 家族から聞いた	18	1	1	0	18	8	34	14	5
2 親せきの人から聞いた	2	0	1	0	0	0	4	1	0
3 近所の人から聞いた	5	1	1	0	1	6	5	7	5
4 職場の人から聞いた	0	0	1	0	2	1	3	1	1
5 学校の友だちから聞いた	11	1	3	0	9	7	16	15	6
6 学校の授業で教わった	30	5	8	1	26	16	44	42	17
7 同和問題の講演会や研修会などで知った	3	1	0	0	6	1	7	6	2
8 ラジオ・テレビ・新聞・本などで知った	2	0	0	0	3	0	2	0	1
9 県や市町村の広報誌や冊子などで知った	1	0	0	0	0	0	1	0	0
10 なんとなく知った	12	2	6	2	13	6	34	16	11
11 おぼえていない	3	0	2	1	1	6	4	7	1
12 その他	2	1	1	0	1	0	3	1	0
13 無回答	2	0	2	0	0	0	11	4	27
回答者数(人)	91	12	26	4	80	51	168	114	76

(問7)あなたは、部落差別が現在もあると思いますか。次の中から1つだけ○印をつけてください。

問7	人数	男性	女性	性別不明	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	年齢不明	農林漁業	商工サー ビス業	勤め	教育・福祉・医療関係 者及び職員、公務員	自由業、そ の他有職	家事専業	学生	無職	職業不明
1 いぜんとして差別はある	118	38	77	3	9	7	30	20	31	15	6	6	5	25	25	3	13	11	24	6
2 まだあるが徐々になくなって きている	267	109	156	2	10	17	22	59	84	71	4	29	16	51	35	2	51	5	72	6
3 差別はない	89	30	53	6	0	5	8	8	19	42	7	6	5	13	6	2	16	0	34	7
4 わからない	98	21	71	6	8	14	17	10	20	22	7	7	6	23	3	11	10	5	22	11
5 無回答	50	11	10	29	0	1	6	1	3	10	29	2	0	3	0	0	2	3	11	29
回答者数(人)	622	209	367	46	27	44	83	98	157	160	53	50	32	115	69	18	92	24	163	59

問7	佐賀地区	伊与喜地区	拳ノ川地区	鈴地区	白田川地区	七郷地区	入野地区	田の口地区	地区不明		
1 いぜんとして差別はある	26		3	4	1		8	9	42	17	8
2 まだあるが徐々になくなって きている	36		8	14	1		33	32	72	55	16
3 差別はない	9		1	2	0		23	3	24	21	6
4 わからない	15		0	6	2		14	7	19	19	16
5 無回答	5		0	0	0		2	0	11	2	30
回答者数(人)	91		12	26	4		80	51	168	114	76

(問8)あなたは、同和地区や同和地区の人ということを気にしたり、意識したりすることがありますか。

問8	人数	男性	女性	性別不明	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	年齢不明	農林漁業	商工サー ビス業	勤め	教育・福祉・医療関係 者及び職員、公務員	自由業、そ の他有職	家事専業	学生	無職	職業不明
1 ある	136	50	82	4	3	10	20	21	40	37	5	17	5	21	16	4	22	5	41	5
2 ない	427	149	268	10	24	34	60	71	108	115	15	31	26	91	52	14	68	17	106	22
3 無回答	59	10	17	32	0	0	3	6	9	8	33	2	1	3	1	0	2	2	16	32
回答者数(人)	622	209	367	46	27	44	83	98	157	160	53	50	32	115	69	18	92	24	163	59

問8	佐賀地区	伊与喜地区	拳ノ川地区	鈴地区	白田川地区	七郷地区	入野地区	田の口地区	地区不明		
1 ある	23		2	3	0		15	10	48	24	11
2 ない	66		9	23	4		64	41	107	81	32
3 無回答	2		1	0	0		1	0	13	9	33
回答者数(人)	91		12	26	4		80	51	168	114	76

(問8-1)問8で「1 ある」と答えた方に質問します。どのようなときに気にしたり、意識したりすることがありますか。あてはまるものすべてに○印をつけてください。

問8-1	人数	男性	女性	性別不明	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	年齢不明	農林漁業	商工サービス業	勤め	教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員	自由業、その他の有職	家事専業	学生	無職	職業不明
1 結婚するとき	75	18	56	1	2	3	11	14	17	25	3	8	1	16	9	2	17	4	15	3
2 人を雇うとき	9	1	8	0	0	2	0	1	5	1	0	0	0	3	0	0	1	0	5	0
3 同じ職場で働くとき	25	7	16	2	1	1	1	3	8	9	2	2	0	5	1	1	3	0	11	2
4 自分の子どもが同じ学校に通学するとき	18	5	13	0	0	0	1	5	8	4	0	2	1	6	0	0	5	0	3	1
5 隣近所で生活するとき	29	10	19	0	0	2	0	3	11	11	2	3	2	0	0	1	8	0	13	2
6 仕事上でかかわりをもつとき	36	17	19	0	0	5	5	8	13	3	2	7	1	9	3	1	7	0	7	1
7 同じ団体のメンバーとして活動するとき	12	5	7	0	0	0	3	3	2	4	0	1	0	1	3	0	1	0	6	0
8 飲食したり、つきあったりするとき	18	10	8	0	0	2	3	3	5	3	2	2	2	2	1	3	3	0	4	1
9 不動産を購入したり借りたりするとき	19	8	11	0	1	2	1	6	3	6	0	1	0	5	3	0	3	2	5	0
10 店で買い物をするとき	2	1	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0
11 その他	15	8	6	1	0	1	6	3	2	1	2	0	1	1	7	0	0	0	5	1
12 無回答	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
回答者数(人)	258	90	164	4	4	18	32	49	74	68	13	26	8	48	28	8	48	6	75	11

問8-1	佐賀地区	伊与喜地区	拳ノ川地区	鈴地区	白田川地区	七郷地区	入野地区	田の口地区	地区不明
1 結婚するとき	14	1	3	0	8	2	27	15	5
2 人を雇うとき	2	0	0	0	1	1	4	1	0
3 同じ職場で働くとき	5	0	0	0	1	2	8	5	4
4 自分の子供が同じ学校に通学するとき	5	0	0	0	2	1	4	5	1
5 隣近所で生活するとき	2	0	1	0	2	2	13	5	4
6 仕事上でかかわりをもつとき	3	0	0	0	6	5	10	10	2
7 同じ団体のメンバーとして活動するとき	1	0	0	0	1	0	5	5	0
8 飲食したり、つきあったりするとき	3	0	0	0	2	2	6	4	1
9 不動産を購入したり借りたりするとき	2	1	0	0	3	1	5	6	1
10 店で買い物をするとき	0	0	0	0	0	1	0	1	0
11 その他	3	1	1	0	0	1	4	1	4
12 無回答	0	0	0	0	0	0	0	0	0
回答者数(人)	40	3	5	0	26	18	86	58	22

(問9)あなたの身内の方が結婚しようとしている相手が、同和地区出身の人だとわかった場合、あなたはどうしますか。次の中から1つだけ○印をつけてください。

問9	人数	男性	女性	性別不明	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	年齢不明	農林漁業	商工サー ビス業	勤め	教育・福祉・医療関係 者及び職員、公務員	自由業、そ の他有職	家事専業	学生	無職	職業不明
1 本人の意思を尊重する	419	155	252	12	25	38	58	73	113	95	17	38	25	89	56	13	61	24	96	17
2 反対するが、本人の意思が 強ければ認める	66	26	38	2	0	3	4	11	17	29	2	5	1	13	5	1	14	0	23	4
3 家族や親せきが反対すれ ば、結婚を認めない	4	1	2	1	0	0	0	0	2	1	1	0	0	0	0	0	1	0	2	1
4 反対をする	8	1	7	0	0	0	0	2	1	5	0	0	0	1	0	0	2	0	5	0
5 その他	6	0	6	0	0	0	2	2	0	2	0	0	1	1	2	0	1	0	1	0
6 わからない	56	13	40	3	2	2	13	7	15	13	4	6	3	6	5	3	8	0	17	8
7 無回答	63	13	22	28	0	1	6	3	9	15	29	1	2	5	1	1	5	0	19	29
回答者数(人)	622	209	367	46	27	44	83	98	157	160	53	50	32	115	69	18	92	24	163	59

問9	佐賀地区	伊与喜地区	拳ノ川地区	鈴地区	白田川地区	七郷地区	入野地区	田の口地区	地区不明
1 本人の意思を尊重する	69	8	23	2	62	34	122	72	27
2 反対するが、本人の意思が 強ければ認める	10	2	1	0	8	6	14	17	8
3 家族や親せきが反対すれ ば、結婚を認めない	0	0	0	0	0	0	3	0	1
4 反対をする	1	0	0	0	2	1	2	2	0
5 その他	0	0	0	0	0	0	3	2	1
6 わからない	8	1	2	2	6	5	12	11	9
7 無回答	3	1	0	0	2	5	12	10	30
回答者数(人)	91	12	26	4	80	51	168	114	76

(問10)あなたは、同和問題を解決するためには、どのようなことが大切だと思いますか。次の中から3つまで○印をつけてください。

問10	人数	男性	女性	性別不明	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	年齢不明	農林漁業	商工サー ビス業	勤め	教育・福祉・医療関係 者及び職員、公務員	自由業、そ の他有職	家事専業	学生	無職	職業不明
1 行政が、差別意識をなくし人権を大切にする教育・啓発活動を積極的に行う	230	85	138	7	12	20	36	33	52	66	11	16	10	41	43	7	31	8	60	14
2 一人ひとりが、差別をしないよう人権意識を高める努力をす	373	139	224	10	20	32	51	66	96	95	13	31	20	81	55	10	53	11	91	21
3 同和地区のことなど口に出さず、そっとしければ、差別は自然になくなる	174	58	111	5	6	9	14	18	51	70	6	20	9	28	8	3	35	2	61	8
4 同和問題に題する人権相談や電話相談を充実する	78	31	46	1	5	3	10	14	20	25	1	2	3	10	17	3	14	1	25	3
5 えせ同和行為を排除する	101	45	55	1	3	6	13	23	30	24	2	5	9	19	12	2	15	2	34	3
6 インターネットの利用等にかかわる規制をする	25	7	18	0	2	1	5	2	12	3	0	1	0	3	3	1	6	1	9	1
7 その他	25	9	15	1	1	1	11	2	7	1	2	3	5	5	6	1	0	1	3	1
8 わからない	48	14	30	4	1	2	10	7	11	12	5	2	2	7	0	1	9	0	20	7
9 無回答	56	14	16	26	1	0	5	5	6	13	26	1	2	3	1	0	3	2	17	27
回答者数(人)	1110	402	653	55	51	74	155	170	285	309	66	81	60	197	145	28	166	28	320	85

問10	佐賀地区	伊与喜地区	拳ノ川地区	鈴地区	白田川地区	七郷地区	入野地区	田の口地区	地区不明
1 行政が、差別意識をなくし人権を大切にする教育・啓発活動を積極的に行う	46	5	12	1	30	22	55	40	19
2 一人ひとりが、差別をしないよう人権意識を高める努力をす	58	10	19	1	56	32	101	72	24
3 同和地区のことなど口に出さず、そっとしければ、差別は自然になくなる	19	3	6	0	37	15	41	40	13
4 同和問題に題する人権相談や電話相談を充実する	11	1	5	1	12	9	21	16	2
5 えせ同和行為を排除する	19	1	3	0	17	9	35	14	3
6 インターネットの利用等にかかわる規制をする	10	0	0	1	0	1	8	4	1
7 その他	8	0	0	1	1	5	3	5	2
8 わからない	2	0	3	1	3	3	17	9	10
9 無回答	3	1	0	0	1	3	12	9	27
回答者数(人)	176	21	48	6	157	99	293	209	101

(問11)女性に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。あてはまるものすべてに○印をつけてください。

問11	人数	男性	女性	性別不明	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	年齢不明	農林漁業	商工サービス業	勤め	教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員	自由業、その他の有職	家事専業	学生	無職	職業不明
1 男女の固定的な役割分担意識を他の人に押しつける	216	84	129	3	12	26	39	38	59	38	4	15	9	55	38	3	32	8	50	6
2 女性ということで意見や発言が無視される	181	64	114	3	9	20	27	32	43	43	7	13	13	35	36	3	28	6	41	6
3 職場における差別待遇	186	69	113	4	17	12	36	28	44	44	5	14	9	43	32	3	25	8	48	4
4 女性が多い職業で非正規職員が多い	141	54	85	2	9	10	19	27	32	41	3	11	8	30	15	2	26	6	40	3
5 ドメスティック・バイオレンス	178	63	111	4	10	10	39	36	46	31	6	7	10	38	36	6	25	3	44	9
6 職場におけるセクシュアル・ハラスメント	174	65	105	4	10	21	31	36	37	33	6	13	8	42	31	5	26	6	36	7
7 売春・買春	141	50	86	5	7	14	27	22	36	29	6	11	9	28	26	5	17	6	31	8
8 女性のヌード写真などを掲載した広告、雑誌、新聞やDVD	106	41	60	5	2	6	11	13	26	43	5	6	8	16	10	2	24	1	32	7
9 女性の働く風俗営業	62	27	35	0	0	6	7	13	13	23	0	6	5	15	10	0	6	0	20	0
10 「女子アナ」、「女医」、「女流作家」などのように女性だけに用いられる言葉	37	12	24	1	2	1	5	7	12	9	1	2	1	7	5	2	3	1	15	1
11 その他	8	1	6	1	0	0	3	1	3	0	1	0	1	2	1	0	0	0	3	1
12 特になし	77	30	43	4	0	3	9	8	18	35	4	9	5	9	6	1	13	0	30	4
13 わからない	64	15	45	4	1	1	6	6	17	28	5	6	3	2	1	2	10	0	32	8
14 無回答	54	7	18	29	0	0	3	3	6	11	31	0	2	2	0	0	6	0	12	32
回答者数(人)	1625	582	974	69	79	130	262	270	392	408	84	113	91	324	247	34	241	45	434	96

問11	佐賀地区	伊与喜地区	拳ノ川地区	鈴地区	白田川地区	七郷地区	入野地区	田の口地区	地区不明
1 男女の固定的な役割分担意識を他の人に押しつける	39	3	10	2	32	23	66	32	9
2 女性ということで意見や発言が無視される	36	3	6	1	25	16	50	33	11
3 職場における差別待遇	31	8	7	1	22	18	56	36	7
4 女性が多い職業で非正規職員が多い	23	6	8	3	15	10	46	24	6
5 ドメスティック・バイオレンス	35	3	10	0	23	23	48	25	11
6 職場におけるセクシュアル・ハラスメント	31	4	10	2	13	20	54	31	9
7 売春・買春	23	1	10	1	13	15	41	28	9
8 女性のヌード写真などを掲載した広告、雑誌、新聞やDVD	9	1	7	0	13	12	36	19	9
9 女性の働く風俗営業	9	2	9	0	8	6	22	6	0
10 「女子アナ」、「女医」、「女流作家」などのように女性だけに用いられることば	5	1	2	0	8	6	10	2	3
11 その他	0	0	0	0	1	0	1	4	2
12 特になし	9	0	4	1	12	5	23	15	8
13 わからない	9	1	3	0	5	8	13	16	9
14 無回答	2	2	0	0	2	1	12	5	30
回答者数(人)	261	35	86	11	192	163	478	276	123

(問12)あなたは、女性の人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。次の中から3つまで○印をつけてください。

問12	人数	男性	女性	性別不明	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	年齢不明	農林漁業	商工サービス業	勤め	教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員	自由業、その他の有職	家事専業	学生	無職	職業不明
1 女性の人権を守るための教育・啓発活動を推進する	140	59	77	4	3	10	19	25	26	51	6	9	2	24	27	4	20	2	47	5
2 男女がともに、働きながら、家事や育児・介護などを両立できる環境を整備する	416	135	271	10	19	35	63	72	108	104	15	32	22	91	56	7	72	11	105	20
3 政治や経済等の分野における政策・方針決定過程への女性の参画を推進する	156	70	84	2	9	11	23	20	47	43	3	14	10	32	15	5	27	7	40	6
4 女性に対する犯罪の取締りを強化する	123	33	88	2	6	7	19	30	27	29	5	6	10	26	16	1	25	3	32	4
5 男女平等に関する教育を充実する	182	73	105	4	10	15	25	32	48	47	5	18	11	34	26	3	31	6	47	6
6 女性の人権を尊重した表現がされるよう、テレビや雑誌等メディアの自主的な取り組みを促す	54	25	28	1	1	2	8	11	17	13	2	5	2	10	8	2	10	2	13	2
7 女性のための人権相談や電話相談を充実する	69	15	53	1	7	2	10	14	16	19	1	2	3	10	10	2	14	3	23	2
8 その他	7	4	2	1	1	1	2	0	0	2	1	0	0	2	2	1	0	1	0	1
9 特になし	33	14	15	4	0	2	7	2	2	16	4	5	0	5	0	0	6	1	11	5
10 わからない	46	13	31	2	1	1	2	8	14	17	3	5	2	3	2	4	3	1	20	6
11 無回答	58	12	17	29	0	0	5	5	11	7	30	2	3	2	2	1	3	1	13	31
回答者数(人)	1284	453	771	60	57	86	183	219	316	348	75	98	65	239	164	30	211	38	351	88

問12	佐賀地区	伊与喜地区	拳ノ川地区	鈴地区	白田川地区	七郷地区	入野地区	田の口地区	地区不明
1 女性の人権を守るための教育・啓発活動を推進する	25	2	8	1	22	14	38	22	8
2 男女がともに、働きながら、家事や育児・介護などを両立できる環境を整備する	68	8	16	3	61	40	116	77	27
3 政治や経済等の分野における政策・方針決定過程への女性の参画を推進する	25	0	8	0	23	7	51	33	9
4 女性に対する犯罪の取締りを強化する	16	2	8	1	17	12	32	25	10
5 男女平等に関する教育を充実する	30	5	4	2	28	16	54	35	8
6 女性の人権を尊重した表現がされるよう、テレビや雑誌等メディアの自主的な取り組みを促す	8	0	4	1	7	5	15	10	4
7 女性のための人権相談や電話相談を充実する	11	2	3	0	10	11	20	10	2
8 その他	1	1	0	0	0	1	1	1	2
9 特になし	5	0	1	0	6	2	7	6	6
10 わからない	6	0	2	0	3	5	13	11	6
11 無回答	3	2	1	0	2	1	13	5	31
回答者数(人)	198	22	55	8	179	114	360	235	113

(問13)あなたが、男女の雇用機会を均等にするために必要だと思うものはどのようなことですか。次の中から3つまで○印をつけてください。

問13	人数	男性	女性	性別不明	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	年齢不明	農林漁業	商工サービス業	勤め	教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員	自由業、その他の有職	家事専業	学生	無職	職業不明
1 男女の均等採用を促進する	297	115	175	7	15	27	42	52	75	78	8	34	17	53	43	11	44	11	73	11
2 職場の会議等への女性の参加を促進する	129	60	64	5	6	7	10	18	37	44	7	15	11	19	9	3	17	5	42	8
3 昇進・昇格の機械を男女同一とする	260	97	157	6	18	19	44	44	67	60	8	16	16	56	39	7	34	11	70	11
4 これまでより、重要な仕事を女性に任せる	53	21	30	2	0	6	10	3	11	21	2	7	3	7	6	0	11	0	16	3
5 仕事に関連した教育訓練を女性にも同様にを行う	135	47	84	4	5	8	18	31	41	28	4	8	3	31	16	1	25	5	41	5
6 女性の管理職登用を促進する	113	51	56	6	5	9	18	15	29	28	9	14	8	25	11	1	15	2	30	7
7 女性を配置していなかった職種に女性を配置する	85	34	50	1	5	5	17	13	20	24	1	5	2	18	14	3	10	3	26	4
8 女性に配慮した職場環境の整備を行う	129	47	77	5	8	10	20	25	37	23	6	10	7	28	23	4	22	3	26	6
9 その他	5	2	3	0	0	1	1	1	1	1	0	0	0	1	1	0	0	1	2	0
10 特になし	49	12	35	2	0	1	6	7	11	19	5	5	0	6	2	0	15	0	16	5
11 わからない	58	14	40	4	2	3	5	8	17	19	4	3	5	8	0	3	7	0	23	9
12 無回答	55	7	21	27	0	1	3	7	7	9	28	1	2	3	5	0	8	0	7	29
回答者数(人)	1368	507	792	69	64	97	194	224	353	354	82	118	74	255	169	33	208	41	372	98

問13	佐賀地区	伊与喜地区	拳ノ川地区	鈴地区	白田川地区	七郷地区	入野地区	田の口地区	地区不明
1 男女の均等採用を促進する	54	9	10	3	49	22	77	54	19
2 職場の会議等への女性の参加を促進する	18	2	6	0	24	8	32	32	7
3 昇進・昇格の機械を男女同一とする	42	7	12	2	41	24	70	50	12
4 これまでより、重要な仕事を女性に任せる	2	3	2	0	10	6	14	11	5
5 仕事に関連した教育訓練を女性にも同様にを行う	27	3	1	1	24	8	43	21	7
6 女性の管理職登用を促進する	16	2	3	0	14	18	23	27	10
7 女性を配置していなかった職種に女性を配置する	10	1	5	1	12	7	30	10	9
8 女性に配慮した職場環境の整備を行う	18	3	7	2	13	11	47	19	9
9 その他	0	0	0	0	0	0	3	1	1
10 特になし	7	0	1	0	8	2	13	12	6
11 わからない	8	1	3	1	2	8	15	10	10
12 無回答	3	0	1	0	3	2	11	7	28
回答者数(人)	205	31	51	10	200	116	378	254	123

(問14)あなたは、仕事と家庭を両立するために、行政はどのようなことに力をいれたらよいと思いますか。次の中から3つまで○印をつけてください。

問14	人数	男性	女性	性別不明	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	年齢不明	農林漁業	商工サー ビス業	勤め	教育・福祉・医療関係 者及び職員、公務員	自由業、そ の他有職	家事専業	学生	無職	職業不明
1 育児・介護休業制度の取得しやすい環境を推進する	448	162	273	13	21	38	60	69	123	120	17	32	26	92	57	8	76	11	124	22
2 時間外勤務の短縮を促進す	146	54	87	5	5	9	24	22	37	43	6	16	6	23	19	4	31	3	36	8
3 年次有給休暇の計画的取得を促進する	128	51	73	4	9	15	19	17	26	38	4	10	2	30	20	3	15	4	39	5
4 看護休暇制度の取得しやすい環境を推進する	185	77	102	6	6	15	23	34	43	57	7	17	8	30	28	5	26	5	56	10
5 ファミリーサポートセンターの整備を促進する	106	28	76	2	1	11	23	22	31	16	2	7	8	27	16	1	20	0	23	4
6 男性の育児休業制度利用の啓発を行う	159	58	95	6	12	16	23	20	42	38	8	17	10	33	18	3	19	6	44	9
7 母性保護・母性健康管理に関する制度の整備を行う	42	22	19	1	5	0	2	8	8	16	3	3	1	6	6	0	10	3	11	4
8 放課後児童クラブ、子ども会などの制度の拡充を行う	146	31	111	4	9	9	22	28	41	30	7	11	8	32	15	2	33	4	32	9
9 その他	5	2	3	0	1	1	1	0	2	0	0	0	0	1	2	1	0	1	0	0
10 特にない	16	5	10	1	0	0	3	1	5	6	1	1	0	1	1	0	2	1	8	2
11 わからない	40	15	22	3	1	1	2	6	12	14	4	7	1	3	0	1	2	0	18	6
12 無回答	50	7	15	28	0	0	5	7	3	7	28	0	2	1	3	1	5	1	8	29
回答者数(人)	1471	512	886	73	70	115	207	234	373	385	87	121	72	279	185	29	239	39	399	108

問14	佐賀地区	伊与喜地区	拳ノ川地区	鈴地区	白田川地区	七郷地区	入野地区	田の口地区	地区不明
1 育児・介護休業制度の取得しやすい環境を推進する	66	9	18	3	71	35	129	82	35
2 時間外勤務の短縮を促進す	22	2	6	0	25	14	35	31	11
3 年次有給休暇の計画的取得を促進する	20	2	6	1	22	9	40	21	7
4 看護休暇制度の取得しやすい環境を推進する	20	4	7	1	28	16	62	35	12
5 ファミリーサポートセンターの整備を促進する	12	2	5	0	20	9	33	19	6
6 男性の育児休業制度利用の啓発を行う	27	7	6	2	21	12	43	30	11
7 母性保護・母性健康管理に関する制度の整備を行う	5	0	2	0	2	5	16	10	4
8 放課後児童クラブ、子ども会などの制度の拡充を行う	27	3	7	1	17	14	38	25	14
9 その他	2	0	1	0	0	0	1	1	0
10 特にない	2	0	1	1	1	2	5	1	3
11 わからない	5	1	3	0	2	5	5	10	7
12 無回答	3	0	0	0	2	1	8	9	27
回答者数(人)	211	30	62	9	211	122	415	274	137

(問15) 子どもに関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。あてはまるものすべてに○印をつけてください。

問15	人数	男性	女性	性別不明	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	年齢不明	農林漁業	商工サービス業	勤め	教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員	自由業、その他の有職	家事専業	学生	無職	職業不明
1 友人などから仲間はずれにされるなど、いじめを受ける	426	150	265	11	21	35	68	76	102	109	15	35	26	94	56	10	70	12	101	22
2 いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふり	382	137	238	7	19	30	56	73	105	91	8	33	20	83	58	8	59	12	93	16
3 保護者によるしつけるための体罰	213	77	131	5	8	18	33	43	55	50	6	17	13	44	36	4	30	8	49	12
4 保護者による「身体への暴力」「食事を十分に与えない」「車内に放置する」「言葉による暴力」などの行為	398	142	245	11	20	34	65	69	102	94	14	32	22	84	60	9	64	11	93	23
5 大人が子どもに自分の考え方を強制する	245	84	156	5	18	19	40	43	61	58	6	19	14	49	42	4	38	12	58	9
6 教師による児童・生徒への体罰	271	95	171	5	15	19	34	41	76	77	9	23	7	57	40	4	48	9	68	15
7 髪型や服装を定めた校則	38	14	22	2	2	5	6	6	10	7	2	6	3	7	5	3	1	1	9	3
8 学校の部活動で、先輩や教師などからしごきをうける	214	80	128	6	10	11	19	34	58	75	7	20	9	35	24	5	42	7	59	13
9 児童買春や児童ポルノ等が存在する	270	90	175	5	16	20	41	49	72	63	9	16	16	60	39	3	47	10	64	15
10 その他	4	2	2	0	0	0	2	1	1	0	0	1	2	0	1	0	0	0	0	0
11 特にない	18	6	8	4	0	1	3	1	1	8	4	2	0	5	0	0	2	0	5	4
12 わからない	38	12	26	0	1	1	1	3	11	20	1	2	0	3	0	4	0	0	26	3
13 無回答	42	5	11	26	0	0	3	2	3	7	27	0	1	1	1	0	5	0	7	27
回答者数(人)	2559	894	1578	87	130	193	371	441	657	659	108	206	133	522	362	54	406	82	632	162

問15	佐賀地区	伊与喜地区	拳ノ川地区	鈴地区	白田川地区	七郷地区	入野地区	田の口地区	地区不明
1 友人などから仲間はずれにされるなど、いじめを受ける	70	10	19	2	59	33	120	83	30
2 いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふり	64	10	19	2	59	29	105	71	23
3 保護者によるしつけるための体罰	30	5	13	0	24	18	67	41	15
4 保護者による「身体への暴力」「食事を十分に与えない」「車内に放置する」「言葉による暴力」などの行為	70	6	19	1	54	35	117	69	27
5 大人が子どもに自分の考え方を強制する	36	7	12	2	31	22	69	48	18
6 教師による児童・生徒への体罰	35	7	14	1	44	23	83	43	21
7 髪型や服装を定めた校則	8	0	4	0	5	3	9	6	3
8 学校の部活動で、先輩や教師などからしごきをうける	33	2	11	1	34	17	71	32	13
9 児童買春や児童ポルノ等が存在する	42	6	14	1	35	24	82	45	21
10 その他	0	0	1	0	1	1	1	0	0
11 特にない	2	1	0	1	3	1	2	4	4
12 わからない	5	0	3	0	1	6	10	10	3
13 無回答	1	0	0	0	2	0	8	5	26
回答者数(人)	396	54	129	11	352	212	744	457	204

(問16) 近所の子どもが虐待されていると知った場合(疑いをもった場合)あなたはどうしますか。次の中から1つだけ○印をつけてください。

問16	人数	男性	女性	性別不明	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	年齢不明	農林漁業	商工サービス業	勤め	教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員	自由業、その他の有職	家事専業	学生	無職	職業不明
1 福祉事務所や町役場などに通報する	143	67	72	4	5	8	17	26	42	42	4	15	8	22	17	2	23	6	48	4
2 児童相談所に通報する	100	37	62	1	7	14	13	9	27	27	3	8	6	25	13	5	10	6	23	5
3 警察に通報する	28	12	15	1	2	0	2	6	7	9	3	5	1	6	3	2	5	1	5	2
4 民生委員・児童委員に通報する	90	26	62	2	0	0	9	11	36	31	2	8	7	10	5	1	21	1	32	3
5 子どもの通っている保育所、学校等に通報する	60	12	45	3	2	7	12	14	10	12	3	3	5	15	13	0	10	3	10	3
6 直接、その家族に確かめてみる	14	5	8	1	0	2	2	2	2	3	1	0	0	6	1	2	3	0	1	1
7 何か行動を起こしたいが、どうしたらよいかわからない	43	15	28	0	8	2	8	11	3	10	0	3	2	11	8	1	4	6	9	0
8 確かな虐待の証拠がなかったら、通報したくてもできない	52	12	38	2	1	7	9	8	19	7	2	2	1	15	6	2	11	1	10	4
9 自分には関係がないので、特に何もしない	3	0	3	0	0	1	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2
10 その他	2	1	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
11 わからない	34	14	17	3	2	3	5	5	7	8	5	2	0	3	0	3	1	0	17	6
12 無回答	53	8	16	29	0	0	5	6	3	9	30	3	2	2	3	0	3	0	8	29
回答者数(人)	622	209	367	46	27	44	83	98	157	160	53	50	32	115	69	18	92	24	163	59

問16	佐賀地区	伊与喜地区	拳ノ川地区	鈴地区	白田川地区	七郷地区	入野地区	田の口地区	地区不明
1 福祉事務所や町役場などに通報する	30	6	5	0	19	17	41	24	5
2 児童相談所に通報する	10	2	5	1	17	8	28	19	8
3 警察に通報する	1	0	0	0	6	1	10	6	5
4 民生委員・児童委員に通報する	10	3	3	1	15	6	30	18	5
5 子どもの通っている保育所、学校等に通報する	10	1	6	0	10	6	15	5	4
6 直接、その家族に確かめてみる	6	0	0	0	1	0	3	1	3
7 何か行動を起こしたいが、どうしたらよいかわからない	9	0	2	1	1	3	12	11	3
8 確かな虐待の証拠がなかったら、通報したくてもできない	9	0	1	1	7	6	10	12	5
9 自分には関係がないので、特に何もしない	1	0	0	0	0	0	0	4	0
10 その他	0	0	0	0	0	0	2	0	0
11 わからない	3	0	2	0	1	3	8	9	8
12 無回答	2	0	2	0	3	1	9	5	30
回答者数(人)	91	12	26	4	80	51	168	114	76

(問17)あなたは、子どもの人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。次の中から3つまで○印をつけてください。

問17	人数	男性	女性	性別不明	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	年齢不明	農林漁業	商工サービス業	勤め	教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員	自由業、その他の有職	家事専業	学生	無職	職業不明
1 子どもの人権を守るための教育・啓発活動を推進する	188	83	101	4	10	16	25	25	44	61	7	22	5	31	25	3	25	8	58	11
2 体罰禁止を徹底させる	65	31	30	4	2	5	3	11	14	26	4	7	2	8	5	1	11	4	19	8
3 校則や規則を緩やかなものにする	9	2	6	1	1	1	0	1	2	3	1	1	1	2	0	1	2	0	1	1
4 成績だけを重んじる教育のあり方を改める	139	50	88	1	6	10	16	20	45	39	3	14	7	24	13	3	33	6	35	4
5 大人と子どもが独立した人格であることを啓発する	63	14	48	1	2	7	16	10	18	9	1	3	2	14	15	1	14	1	11	2
6 教師の人間性、資質を高め	149	66	78	5	8	10	23	25	49	29	5	11	15	26	18	8	23	4	36	8
7 家庭内の人間関係を安定させる	202	72	121	9	8	14	23	46	49	51	11	19	9	43	22	6	28	8	52	15
8 子育てに地域ぐるみでかわる機運を育む	143	41	100	2	2	17	26	23	41	31	3	7	8	26	32	1	28	3	34	4
9 子どもに、他人に対する思いやりを教える	257	80	169	8	9	19	33	35	74	79	8	20	14	50	27	3	47	6	74	16
10 子どもの個性を尊重する	107	28	74	5	11	9	18	14	27	22	6	3	2	23	18	6	14	3	30	8
11 子どもにたくましく生きるための「生きる力」を身に付けさせる	127	46	76	5	2	9	19	19	33	37	8	10	6	36	9	2	20	1	34	9
12 児童買春や児童ポルノの規制を徹底する	50	13	36	1	3	6	9	9	13	9	1	5	1	10	13	1	10	1	6	3
13 子どものための人権相談や電話相談を充実する	40	12	28	0	3	0	5	9	10	13	0	2	2	6	5	4	9	0	10	2
14 その他	5	1	3	1	0	0	2	1	1	0	1	0	1	0	1	0	0	0	2	1
15 特にない	6	4	1	1	0	0	1	0	2	2	1	2	1	1	0	0	0	1	0	1
16 わからない	25	9	16	0	1	1	1	5	5	10	2	2	0	2	0	2	0	0	17	2
17 無回答	45	8	9	28	1	0	5	3	2	5	29	0	3	2	1	0	2	1	8	28
回答者数(人)	1620	560	984	76	69	124	225	256	429	426	91	128	79	304	204	42	266	47	427	123

問17	佐賀地区	伊与喜地区	拳ノ川地区	鈴地区	白田川地区	七郷地区	入野地区	田の口地区	地区不明
1 子どもの人権を守るための教育・啓発活動を推進する	37	3	10	0	30	17	48	28	15
2 体罰禁止を徹底させる	6	3	4	1	9	6	17	10	9
3 校則や規則を緩やかなものにする	1	1	0	0	1	1	4	0	1
4 成績だけを重んじる教育のあり方を改める	14	2	8	2	19	17	47	20	10
5 大人と子どもが独立した人格であることを啓発する	10	0	2	0	9	7	20	11	4
6 教師の人間性、資質を高める	30	3	5	0	24	9	39	28	11
7 家庭内の人間関係を安定させ	26	5	8	0	29	15	57	44	18
8 子育てに地域ぐるみでかわる機運を育む	24	1	6	2	22	8	45	25	10
9 子どもに、他人に対する思いやりを教える	36	6	10	3	45	15	70	50	22
10 子どもの個性を尊重する	18	2	4	2	12	7	33	20	9
11 子どもにたくましく生きるための「生きる力」を身に付けさせる	23	1	6	0	16	9	33	29	10
12 児童買春や児童ポルノの規制を徹底する	7	0	3	1	1	9	12	13	4
13 子どものための人権相談や電話相談を充実する	3	1	0	1	2	3	16	10	4
14 その他	0	0	0	0	0	0	2	1	2
15 特にない	0	0	0	0	0	1	0	4	1
16 わからない	1	0	3	0	0	5	6	8	2
17 無回答	1	1	0	0	2	1	10	2	28
回答者数(人)	237	29	69	12	221	130	459	303	160

(問18)高齢者に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。あてはまるものすべてに○印をつけてください。

問18	人数	男性	女性	性別不明	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	年齢不明	農林漁業	商工サービス業	勤め	教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員	自由業、その他有職	家事専業	学生	無職	職業不明
1 道路、乗物、建物等でバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化が図られていない	228	90	133	5	11	18	39	42	58	53	7	14	14	50	34	3	30	8	66	9
2 自由にバス等の公共交通機関を利用して通院や買い物に行くことができない	203	84	113	6	7	16	26	30	55	61	8	13	14	34	20	8	32	4	68	10
3 アパートなどの住宅への入居が高齢者というだけで制限される	133	45	87	1	10	11	30	25	28	26	3	6	7	24	27	2	24	5	33	5
4 家族や地域との交流が疎遠がちで孤独な生活を送っている	179	71	104	4	8	16	25	31	56	37	6	16	9	44	22	2	28	6	47	5
5 高齢者ということで、特別な存在として扱われたり、身体が拘束されるなど虐待を受ける	203	76	125	2	12	20	27	40	52	48	4	19	8	36	40	4	27	11	51	7
6 働ける能力を発揮する機会が少ない	128	53	73	2	8	9	17	26	38	28	2	9	9	26	18	6	22	6	28	4
7 高齢者を狙った悪質商法の被害が多い	276	96	172	8	15	21	48	57	55	70	10	23	19	57	43	7	35	10	69	13
8 高齢者ということで意見や発言が無視される	111	41	68	2	7	16	15	15	28	25	5	7	5	24	18	2	13	3	34	5
9 自己啓発や文化的活動に参加する機会が極めて少ない	55	18	36	1	6	6	6	3	11	22	1	5	3	10	2	1	13	4	16	1
10 気軽にいつでも何でも相談できる場所がない	128	51	72	5	8	6	13	18	38	40	5	10	11	23	11	5	18	8	35	7
11 その他	2	1	0	1	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1
12 特にない	31	6	24	1	0	0	2	2	10	16	1	3	0	6	1	0	8	2	10	1
13 わからない	36	14	21	1	2	5	3	6	9	8	3	3	1	5	1	3	5	0	14	4
14 無回答	53	7	17	29	0	0	6	3	3	11	30	1	1	3	1	0	7	1	8	31
回答者数(人)	1766	653	1045	68	94	144	257	298	442	445	86	130	101	342	238	43	262	68	479	103

問18	佐賀地区	伊与喜地区	拳ノ川地区	鈴地区	白田川地区	七郷地区	入野地区	田の口地区	地区不明
1 道路、乗物、建物等でバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化が図られていない	43	3	10	0	38	20	66	32	16
2 自由にバス等の公共交通機関を利用して通院や買い物に行くことができない	24	4	10	0	36	22	56	33	18
3 アパートなどの住宅への入居が高齢者というだけで制限される	28	2	3	2	12	11	37	28	10
4 家族や地域との交流が疎遠がちで孤独な生活を送っている	26	7	8	0	24	20	41	46	7
5 高齢者ということで、特別な存在として扱われたり、身体が拘束されるなど虐待を受ける	32	5	6	2	27	19	61	38	13
6 働ける能力を発揮する機会が少ない	25	3	10	2	16	7	38	20	7
7 高齢者を狙った悪質商法の被害が多い	44	6	14	1	41	27	69	52	22
8 高齢者ということで意見や発言が無視される	23	3	4	0	15	7	32	16	11
9 自己啓発や文化的活動に参加する機会が極めて少ない	9	1	3	1	3	11	18	7	2
10 気軽にいつでも何でも相談できる場所がない	15	3	6	2	16	11	42	25	8
11 その他	0	0	1	0	0	0	0	0	1
12 特にない	3	1	1	0	6	3	10	6	1
13 わからない	7	0	4	0	2	0	8	10	5
14 無回答	3	0	0	0	2	1	12	5	30
回答者数(人)	282	38	80	10	238	159	490	318	151

(問19)あなたは、高齢者の人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。次の中から3つまで○印をつけてください。

問19	人数	男性	女性	性別不明	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	年齢不明	農林漁業	商工サービス業	勤め	教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員	自由業、その他有職	家事専業	学生	無職	職業不明
1 道路、乗物、建物等のバリアフリー、ユニバーサルデザイン対策を充実する	214	83	125	6	11	18	30	34	55	60	6	13	9	42	27	3	39	5	68	8
2 自己啓発や文化的活動に参加できる機会を十分確保する	55	24	30	1	0	3	6	5	23	14	4	1	5	8	8	1	7	0	23	2
3 少ない負担で自由に移動できる交通手段を整備する	330	111	208	11	9	26	49	55	90	90	11	24	17	69	38	11	57	5	93	16
4 高齢者の人権を守るための教育・啓発活動を推進する	61	27	32	2	3	5	8	10	17	15	3	8	1	13	11	1	5	1	17	4
5 住居の確保や、就労環境を整備する	100	35	65	0	8	9	23	18	31	10	1	5	6	24	19	1	22	8	14	1
6 高齢者を地域で支える仕組みを整備する	326	120	196	10	15	24	40	55	96	84	12	34	19	68	39	9	50	12	80	15
7 認知症高齢者対策を充実する	185	59	119	7	10	10	24	40	43	50	8	17	11	27	33	1	30	8	47	11
8 高齢者のための人権相談を充実する	89	27	60	2	2	3	7	9	31	35	2	7	2	10	8	6	19	0	33	4
9 その他	7	4	2	1	0	0	3	1	1	1	1	2	3	1	0	0	0	0	0	1
10 特になし	8	1	7	0	1	0	1	0	1	5	0	1	0	2	0	0	1	0	4	0
11 わからない	35	12	22	1	1	3	3	5	11	9	3	5	0	6	0	2	6	0	13	5
12 無回答	46	5	13	28	0	1	3	3	0	10	29	1	1	2	1	0	5	0	7	29
回答者数(人)	1456	508	879	69	60	102	197	235	399	383	80	118	74	272	184	35	241	39	399	96

問19	佐賀地区	伊与喜地区	拳ノ川地区	鈴地区	白田川地区	七郷地区	入野地区	田の口地区	地区不明
1 道路、乗物、建物等のバリアフリー、ユニバーサルデザイン対策を充実する	37	3	10	1	39	15	66	30	13
2 自己啓発や文化的活動に参加できる機会を十分確保する	7	2	1	0	6	7	15	15	2
3 少ない負担で自由に移動できる交通手段を整備する	49	6	14	2	56	29	102	48	24
4 高齢者の人権を守るための教育・啓発活動を推進する	10	1	3	0	13	7	13	11	3
5 住居の確保や、就労環境を整備する	19	0	2	1	8	9	35	20	6
6 高齢者を地域で支える仕組みを整備する	53	7	15	4	46	34	82	61	24
7 認知症高齢者対策を充実する	23	2	7	2	25	15	54	40	17
8 高齢者のための人権相談を充実する	12	0	3	1	9	9	32	17	6
9 その他	1	1	0	0	0	1	3	0	1
10 特になし	1	0	0	0	0	0	3	4	0
11 わからない	3	0	3	0	2	2	11	10	6
12 無回答	2	0	0	0	2	1	8	5	28
回答者数(人)	217	22	58	11	206	129	424	261	130

(問20)障がい者に関わる事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。次の中からあてはまるものすべてに○印をつけてください。

問20	人数	男性	女性	性別不明	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	年齢不明	農林漁業	商工サービス業	勤め	教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員	自由業、その他の有職	家事専業	学生	無職	職業不明
1 就労・職場で不利な扱いを受ける	287	120	162	5	18	32	48	48	73	59	9	25	17	66	42	8	39	10	67	13
2 就労の機会が少ない	391	150	232	9	20	29	55	76	109	91	11	34	25	83	56	10	61	12	94	16
3 結婚問題で周囲から反対を受ける	212	99	111	2	12	21	38	33	52	53	3	17	11	41	33	7	34	11	53	5
4 じろじろ見られたり、避けられたりする	222	96	124	2	15	26	36	36	65	38	6	18	14	45	36	5	34	12	51	7
5 アパートなどの住宅への入居が困難である	156	70	84	2	11	16	32	24	42	27	4	8	8	31	33	5	23	7	37	4
6 交通機関や道路、店舗、公園等の利用が不便である	244	113	128	3	7	19	30	42	81	60	5	14	14	47	36	4	43	3	74	9
7 スポーツ・文化活動、地域活動に参加できない	112	53	59	0	7	8	16	16	31	34	0	7	8	20	16	5	16	8	31	1
8 障害者を狙った悪質商法の被害が多い	113	48	62	3	8	16	23	11	18	32	5	6	8	26	19	6	9	6	28	5
9 その他	2	0	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0
10 特になし	24	9	13	2	0	1	3	1	6	11	2	5	0	3	0	0	3	0	10	3
11 わからない	68	20	46	2	1	2	8	7	19	27	4	7	0	9	0	4	8	1	34	5
12 無回答	56	9	16	31	0	0	2	2	5	15	32	3	1	3	1	0	6	0	8	34
回答者数(人)	1887	787	1039	61	100	170	292	296	501	447	81	144	107	374	272	54	276	71	487	102

問20	佐賀地区	伊与喜地区	拳ノ川地区	鈴地区	白田川地区	七郷地区	入野地区	田の口地区	地区不明
1 就労・職場で不利な扱いを受ける	48	5	12	1	45	24	85	49	18
2 就労の機会が少ない	58	10	16	3	54	36	115	74	25
3 結婚問題で周囲から反対を受ける	34	2	10	1	28	18	64	43	12
4 じろじろ見られたり、避けられたりする	33	3	13	1	36	14	60	47	15
5 アパートなどの住宅への入居が困難である	33	2	7	1	15	15	42	32	9
6 交通機関や道路、店舗、公園等の利用が不便である	37	4	13	2	39	23	70	38	18
7 スポーツ・文化活動、地域活動に参加できない	17	3	5	0	15	12	30	26	4
8 障害者を狙った悪質商法の被害が多い	19	2	9	0	10	8	32	27	6
9 その他	1	0	0	0	1	0	0	0	0
10 特になし	2	0	1	0	4	2	10	2	3
11 わからない	7	2	4	1	7	8	17	16	6
12 無回答	4	0	1	0	3	0	9	7	32
回答者数(人)	293	33	91	10	257	160	534	361	148

(問21)あなたは、障がい者の人権を守るために必要なこととはどのようなことだと思いますか。次の中から3つまで○印をつけてください。

問21	人数	男性	女性	性別不明	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	年齢不明	農林漁業	商工サービス業	勤め	教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員	自由業、その他の有職	家事専業	学生	無職	職業不明
1 障がい者の人権を守るための教育・啓発活動を推進する	172	82	85	5	12	14	19	27	47	46	7	22	6	30	22	4	23	8	47	10
2 道路や交通機関、建物等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化など、障がい者が生活しやすいまちづくりを推進する	295	116	172	7	12	20	49	51	83	71	9	20	17	63	41	7	45	7	82	13
3 地域で自立した生活ができるよう居住の場を確保する	174	69	102	3	11	16	27	28	43	46	3	10	9	35	28	8	20	9	47	8
4 就労の支援や働く場の確保を図る	323	130	187	6	19	25	52	63	87	70	7	30	17	63	52	10	50	13	78	10
5 障がいのある人とない人との交流を促進する	119	38	79	2	7	10	18	15	31	36	2	9	5	23	17	1	22	4	33	5
6 障がい者が自己啓発や文化的活動等に参加できる機会を確保する	69	31	37	1	2	6	6	13	23	17	2	7	3	20	5	0	7	0	25	2
7 ホームヘルプサービスやデイサービスなどの生活支援を推進する	169	40	123	6	1	12	33	32	49	34	8	13	11	40	23	3	41	0	27	11
8 障がい者のために人権相談や電話相談を充実する	63	19	43	1	1	5	5	6	16	29	1	6	2	9	3	2	16	0	23	2
9 その他	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
10 特になし	12	4	8	0	1	1	2	1	2	5	0	1	0	3	0	0	2	0	5	1
11 わからない	48	12	31	5	2	3	2	8	12	14	7	5	2	5	0	3	5	0	21	7
12 無回答	53	6	18	29	0	1	2	3	4	13	30	1	2	2	1	0	6	1	10	30
回答者数(人)	1498	548	885	65	68	113	215	247	398	381	76	125	74	293	192	38	237	42	398	99

問21	佐賀地区	伊与喜地区	拳ノ川地区	鈴地区	白田川地区	七郷地区	入野地区	田の口地区	地区不明
1 障がい者の人権を守るための教育・啓発活動を推進する	39	2	6	1	29	15	43	24	13
2 道路や交通機関、建物等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化など、障がい者が生活しやすいまちづくりを推進する	40	9	13	1	49	29	83	50	21
3 地域で自立した生活ができるよう居住の場を確保する	28	2	6	1	25	16	49	34	13
4 就労の支援や働く場の確保を図る	51	6	17	4	47	23	89	65	21
5 障がいのある人とない人との交流を促進する	10	3	6	3	21	11	37	20	8
6 障がい者が自己啓発や文化的活動等に参加できる機会を確保する	11	2	3	0	8	3	21	20	1
7 ホームヘルプサービスやデイサービスなどの生活支援を推進する	22	5	2	0	25	18	53	31	13
8 障がい者のために人権相談や電話相談を充実する	11	2	2	1	5	6	18	12	6
9 その他	0	0	1	0	0	0	0	0	0
10 特になし	2	0	0	0	1	0	3	5	1
11 わからない	7	0	3	0	5	3	12	10	8
12 無回答	5	1	1	0	3	1	9	4	29
回答者数(人)	226	32	60	11	218	125	417	275	134

(問22) 日本に住む外国人に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。あてはまるものすべてに○印をつけてください。

問22	人数	男性	女性	性別不明	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	年齢不明	農林漁業	商工サー ビス業	勤め	教育・福祉・医療関係 者及び職員、公務員	自由業、そ の他有職	家事専業	学生	無職	職業不明
1 アパートなどの住宅への入居が困難である	176	74	101	1	12	16	35	36	46	28	3	9	10	32	42	5	22	7	43	6
2 国や文化の違いにより、嫌がらせなどを受ける	167	64	101	2	14	23	38	26	33	29	4	9	10	43	34	3	18	7	36	7
3 就職・職場で不利な扱いを受ける	188	73	115	0	12	18	38	36	43	39	2	15	8	40	41	5	27	6	43	3
4 結婚問題で周囲から反対を受ける	127	52	75	0	10	15	31	17	22	28	4	6	8	25	26	5	17	7	31	2
5 その他	4	1	3	0	1	0	2	1	0	0	0	1	1	0	1	0	0	1	0	0
6 特にない	87	35	47	5	0	3	13	16	29	21	5	11	2	19	9	2	16	0	20	8
7 わからない	200	60	131	9	8	9	14	33	55	70	11	19	13	30	10	2	41	2	70	13
8 無回答	63	7	26	30	2	0	6	6	3	15	31	1	1	5	1	1	7	1	13	33
回答者数(人)	1012	366	599	47	59	84	177	171	231	230	60	71	53	194	164	23	148	31	256	72

問22	佐賀地区	伊与喜地区	拳ノ川地区	鈴地区	白田川地区	七郷地区	入野地区	田の口地区	地区不明
1 アパートなどの住宅への入居が困難である	32	2	5	1	22	19	55	31	9
2 国や文化の違いにより、嫌がらせなどを受ける	30	3	6	3	22	16	50	28	9
3 就職・職場で不利な扱いを受ける	35	3	8	1	28	10	64	33	6
4 結婚問題で周囲から反対を受ける	27	3	2	0	16	10	38	27	4
5 その他	2	0	0	0	1	0	1	0	0
6 特にない	10	1	1	1	7	9	31	16	11
7 わからない	27	4	15	0	35	15	44	42	18
8 無回答	8	3	1	0	3	0	9	6	33
回答者数(人)	171	19	38	6	134	79	292	183	90

(問23)あなたは、外国人の人権を守るために、必要なことはどのようなことだと思いますか。次の中から3つまで○印をつけてください。

問23	人数	男性	女性	性別不明	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	年齢不明	農林漁業	商工サービス業	勤め	教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員	自由業、その他の有職	家事専業	学生	無職	職業不明
1 外国人の持つ異文化に対する理解のために町民に向けた教育・啓発活動を推進する	165	67	98	0	12	14	24	27	41	46	1	10	5	28	31	3	22	6	55	5
2 学校等で異文化に対する理解や尊重に向けた教育を充実	199	71	125	3	5	21	28	40	53	48	4	16	7	43	35	4	39	2	49	4
3 異文化理解のため、外国人との交流を促進する	209	86	119	4	9	17	39	35	57	45	7	15	10	49	38	7	31	5	45	9
4 外国人の就職の機会均等を確保する	105	35	68	2	11	9	20	13	22	28	2	11	2	17	20	4	13	9	26	3
5 多言語による生活情報の提供を充実する	101	30	71	0	8	8	24	18	23	20	0	7	3	25	18	3	20	5	19	1
6 外国人のための人権相談や電話相談を充実する	105	41	63	1	1	5	9	16	35	38	1	5	5	13	11	0	22	0	44	5
7 その他	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
8 特にない	48	22	22	4	0	3	7	9	11	13	5	6	1	10	3	0	8	0	14	6
9 わからない	143	41	94	8	5	7	11	20	42	48	10	15	14	23	5	3	19	1	50	13
10 無回答	56	7	20	29	2	0	5	6	2	11	30	1	2	3	0	1	5	2	11	31
回答者数(人)	1132	400	681	51	53	84	167	184	287	297	60	86	49	211	162	25	179	30	313	77

問23	佐賀地区	伊与喜地区	拳ノ川地区	鈴地区	白田川地区	七郷地区	入野地区	田の口地区	地区不明
1 外国人の持つ異文化に対する理解のために町民に向けた教育・啓発活動を推進する	32	2	6	0	25	10	48	33	9
2 学校等で異文化に対する理解や尊重に向けた教育を充実	33	4	9	2	22	26	59	36	8
3 異文化理解のため、外国人との交流を促進する	28	6	10	3	37	20	61	30	14
4 外国人の就職の機会均等を確保する	17	2	2	2	14	11	33	20	4
5 多言語による生活情報の提供を充実する	18	1	5	0	13	8	35	19	2
6 外国人のための人権相談や電話相談を充実する	11	3	5	0	15	7	38	20	6
7 その他	0	0	0	0	0	0	0	1	0
8 特にない	8	1	0	1	5	7	9	9	8
9 わからない	19	1	9	0	20	9	35	35	15
10 無回答	7	1	1	0	2	0	9	4	32
回答者数(人)	173	21	47	8	153	98	327	207	98

(問24)エイズ患者・HIV感染者に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。あてはまるものすべてに○印をつけてください。

問24	人数	男性	女性	性別不明	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	年齢不明	農林漁業	商工サービス業	勤め	教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員	自由業、その他の有職	家事専業	学生	無職	職業不明
1 医療機関における診療拒否やプライバシーの漏洩、無断で検査が行われる	238	86	147	5	14	27	45	42	62	41	7	15	13	55	44	2	38	7	52	12
2 職場における解雇や無断で検査が行われる	241	91	147	3	16	27	48	44	57	44	5	16	15	57	47	3	34	8	53	8
3 学校などにおけるいじめや入園が拒否される	246	96	148	2	16	33	44	41	62	46	4	19	11	53	49	7	35	8	56	8
4 施設において入所の拒否や、入所者が退去させられる	213	83	128	2	10	21	39	43	50	46	4	18	13	43	40	3	32	7	50	7
5 マスコミによりプライバシーが侵害される	218	76	140	2	14	27	36	42	53	42	4	16	17	41	39	3	40	7	46	9
6 地域社会における排斥や悪意のある噂が流される	266	103	160	3	16	28	45	46	66	60	5	18	16	58	45	5	45	9	60	10
7 その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8 特にない	26	8	17	1	0	0	6	3	6	10	1	3	1	6	0	0	6	0	8	2
9 わからない	164	53	111	0	5	7	14	20	50	55	13	17	6	25	10	5	25	1	60	15
10 無回答	63	8	24	31	2	0	5	5	3	16	32	2	2	6	0	1	5	1	12	34
回答者数(人)	1675	604	1022	49	93	170	282	286	409	360	75	124	94	344	274	29	260	48	397	105

問24	佐賀地区	伊与喜地区	拳ノ川地区	鈴地区	白田川地区	七郷地区	入野地区	田の口地区	地区不明
1 医療機関における診療拒否やプライバシーの漏洩、無断で検査が行われる	40	5	8	2	34	22	70	42	15
2 職場における解雇や無断で検査が行われる	37	7	9	1	34	22	76	42	13
3 学校などにおけるいじめや入園が拒否される	40	4	10	2	30	23	74	51	12
4 施設において入所の拒否や、入所者が退去させられる	39	4	6	2	34	18	64	35	11
5 マスコミによりプライバシーが侵害される	33	5	9	3	32	18	71	35	12
6 地域社会における排斥や悪意のある噂が流される	43	4	10	1	42	20	92	40	14
7 その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8 特にない	6	0	0	0	0	2	9	6	3
9 わからない	20	4	11	1	25	15	32	33	23
10 無回答	8	0	1	0	3	0	8	9	34
回答者数(人)	266	33	64	12	234	140	496	293	137

(問25)あなたは、エイズ患者・HIV感染者の人権を守るために、必要なことはどのようなことだと思いますか。次の中から3つまで○印をつけてください。

問25	人数	男性	女性	性別不明	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	年齢不明	農林漁業	商工サービス業	勤め	教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員	自由業、その他有職	家事専業	学生	無職	職業不明
1 エイズ患者・HIV感染者について、正しい情報の提供や理解を求める教育・啓発活動を推進	372	142	223	7	18	32	55	73	108	77	9	30	24	82	62	7	60	8	85	14
2 学校等でエイズに関する教育を充実する	302	117	179	6	15	21	51	64	77	64	10	27	17	70	53	6	35	7	75	12
3 エイズ患者・HIV感染者のプライバシー保護を徹底する	219	85	131	3	12	23	40	35	66	38	5	19	16	48	33	2	48	6	39	8
4 それぞれの地域でHIV抗体等の検査機会を確保する	89	28	59	2	6	16	16	15	16	18	2	6	8	18	14	1	12	2	24	4
5 エイズ患者・HIV感染者のための人権相談や電話相談を充実する	133	50	83	0	8	6	16	22	35	46	0	11	6	20	20	2	30	3	38	3
6 その他	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
7 特にない	16	8	8	0	0	0	3	2	2	9	0	3	1	1	0	1	3	0	7	0
8 わからない	97	27	64	6	1	6	5	7	28	42	8	10	0	9	0	2	15	0	51	10
9 無回答	57	9	18	30	2	0	5	5	2	13	30	2	3	3	0	1	4	1	10	33
回答者数(人)	1286	466	766	54	62	104	192	223	334	307	64	108	75	251	182	22	208	27	329	84

問25	佐賀地区	伊与喜地区	拳ノ川地区	鈴地区	白田川地区	七郷地区	入野地区	田の口地区	地区不明
1 エイズ患者・HIV感染者について、正しい情報の提供や理解を求める教育・啓発活動を推進	54	10	19	3	57	33	112	64	20
2 学校等でエイズに関する教育を充実する	50	8	18	2	41	29	80	57	17
3 エイズ患者・HIV感染者のプライバシー保護を徹底する	35	3	9	2	30	23	59	46	12
4 それぞれの地域でHIV抗体等の検査機会を確保する	19	2	2	2	13	7	19	20	5
5 エイズ患者・HIV感染者のための人権相談や電話相談を充実する	20	0	9	0	22	9	43	25	5
6 その他	0	0	0	0	1	0	0	0	0
7 特にない	6	0	0	0	1	1	6	4	0
8 わからない	9	2	5	1	14	7	23	20	16
9 無回答	6	0	1	0	3	0	9	6	32
回答者数(人)	199	25	63	10	182	109	351	242	107

(問26)ハンセン病元患者等に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。あてはまるものすべてに○印をつけてください。

問26	人数	男性	女性	性別不明	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	年齢不明	農林漁業	商工サービス業	勤め	教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員	自由業、その他の有職	家事専業	学生	無職	職業不明
1 家族等の結婚問題で周囲が反対する	227	90	135	2	12	21	36	33	57	64	4	19	10	41	36	6	35	9	64	7
2 家族等が就職・職場で不利な扱いを受ける	213	82	128	3	11	26	40	39	46	46	5	20	9	43	41	5	32	8	47	8
3 医療機関で治療や入院を断	191	71	119	1	11	20	36	30	50	41	3	11	8	44	36	4	33	8	40	7
4 ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むのが困難である	198	73	123	2	8	19	39	33	43	53	3	13	11	39	35	3	32	6	53	6
5 偏見により差別的な言動をする	228	90	137	1	16	25	40	40	58	46	3	17	10	51	44	7	32	9	52	6
6 アパート等の入居を拒否す	157	54	102	1	10	20	35	20	34	35	3	7	9	33	35	3	23	8	33	6
7 宿泊を拒否する	150	52	97	1	10	19	34	26	31	27	3	8	9	35	34	4	20	9	25	6
8 怖い病気といった誤解がある	237	85	149	3	12	20	42	39	66	52	6	16	13	50	39	5	42	7	55	10
9 その他	2	0	2	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0
10 特になし	31	12	15	4	0	1	6	3	8	9	4	5	0	5	0	3	6	0	6	6
11 わからない	180	53	120	7	6	10	20	27	56	52	9	17	11	30	11	5	27	3	66	10
12 無回答	56	7	19	30	2	0	5	5	2	11	31	2	1	3	0	1	5	2	9	33
回答者数(人)	1870	669	1146	55	98	181	334	295	452	436	74	135	92	374	312	46	287	69	450	105

問26	佐賀地区	伊与喜地区	拳ノ川地区	鈴地区	白田川地区	七郷地区	入野地区	田の口地区	地区不明
1 家族等の結婚問題で周囲が反対する	41	3	9	1	36	22	65	37	13
2 家族等が就職・職場で不利な扱いを受ける	37	3	7	2	30	19	70	33	12
3 医療機関で治療や入院を断	30	3	8	1	24	18	60	35	12
4 ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むのが困難である	27	2	7	2	24	25	64	36	11
5 偏見により差別的な言動をする	34	5	11	1	34	23	72	38	10
6 アパート等の入居を拒否す	26	3	6	1	16	19	54	22	10
7 宿泊を拒否する	28	2	5	1	16	18	48	21	11
8 怖い病気といった誤解がある	35	5	8	2	34	22	78	38	15
9 その他	1	0	0	0	0	0	0	1	0
10 特になし	6	0	0	0	2	1	12	5	5
11 わからない	27	3	10	2	27	14	43	37	17
12 無回答	6	1	1	0	2	0	8	6	32
回答者数(人)	298	30	72	13	245	181	574	309	148

(問27)あなたは、ハンセン病元患者等の人権を守るために、必要なことはどのようなことだと思いますか。次の中から3つまで○印をつけてください。

問27	人数	男性	女性	性別不明	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	年齢不明	農林漁業	商工サービス業	勤め	教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員	自由業、その他有職	家事専業	学生	無職	職業不明
1 ハンセン病の正しい情報の提供や理解を求める教育・啓発活動を推進する	334	130	200	4	11	28	52	66	93	77	7	26	16	76	55	3	55	8	85	10
2 ハンセン病を正しく理解するパンフレットやチラシを作成する	135	58	76	1	10	9	18	23	40	33	2	13	9	30	18	3	16	9	31	6
3 新聞・テレビ・ラジオ等を利用して普及啓発をする	136	59	76	1	7	10	24	22	30	40	3	14	3	31	23	3	17	3	38	4
4 ハンセン病元患者の方々との交流の機会をつくる	78	33	43	2	3	7	13	17	20	15	3	3	6	13	15	6	11	2	17	5
5 学校等でハンセン病に関する教育を充実する	232	86	144	2	12	23	35	47	63	49	3	18	14	55	39	2	32	8	57	7
6 ハンセン病元患者等の人権相談や電話相談を充実	83	21	62	0	2	6	7	13	27	28	0	6	2	5	13	0	26	1	25	5
7 その他	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
8 特にない	20	8	10	2	0	1	5	2	5	5	2	3	0	3	0	2	5	0	5	2
9 わからない	129	35	85	9	5	8	13	14	38	40	11	13	7	17	6	3	18	1	51	13
10 無回答	63	8	24	31	2	1	5	6	2	15	32	2	2	3	1	1	8	3	10	33
回答者数(人)	1211	438	721	52	53	93	172	210	318	302	63	98	59	233	170	23	188	36	319	85

問27	佐賀地区	伊与喜地区	拳ノ川地区	鈴地区	白田川地区	七郷地区	入野地区	田の口地区	地区不明
1 ハンセン病の正しい情報の提供や理解を求める教育・啓発活動を推進する	54	7	16	3	51	29	91	66	17
2 ハンセン病を正しく理解するパンフレットやチラシを作成する	19	2	11	0	19	11	40	26	7
3 新聞・テレビ・ラジオ等を利用して普及啓発をする	24	1	10	0	19	19	31	26	6
4 ハンセン病元患者の方々との交流の機会をつくる	17	3	1	2	10	8	23	12	2
5 学校等でハンセン病に関する教育を充実する	35	3	7	2	37	29	65	41	13
6 ハンセン病元患者等の人権相談や電話相談を充実	10	0	4	1	14	5	27	17	5
7 その他	0	0	0	0	0	0	1	0	0
8 特にない	6	0	0	0	1	1	6	4	2
9 わからない	16	3	7	1	19	11	30	24	18
10 無回答	6	2	1	0	2	0	12	7	33
回答者数(人)	187	21	57	9	172	113	326	223	103

(問28) 刑を終えて出所した人に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。あてはまるものすべてに○印をつけてください。

問28	人数	男性	女性	性別不明	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	年齢不明	農林漁業	商工サー ビス業	勤め	教育・福祉・医療関係 者及び職員、公務員	自由業、そ の他有職	家事専業	学生	無職	職業不明
1 更生した人たちに対する誤った認識や偏見が存在する	318	132	182	4	18	29	44	53	94	73	7	32	17	67	41	7	55	9	81	9
2 就職・職場で不利な扱いを受ける	273	105	163	5	10	25	42	46	73	71	6	22	10	61	41	5	45	7	72	10
3 アパート等の入居を拒否す	161	53	105	3	9	11	28	26	35	48	4	14	6	28	26	3	25	7	45	7
4 結婚問題で周囲が反対する	181	58	119	4	12	14	27	24	47	52	5	13	5	32	27	6	35	8	47	8
5 じろじろ見られたり、避けられたりする	112	31	79	2	8	10	19	15	26	29	5	9	3	24	14	4	16	5	29	8
6 悪意のある噂が流される	264	91	169	4	17	32	47	43	67	53	5	19	13	60	45	7	42	10	58	10
7 その他	5	2	2	1	0	0	5	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	1	0	1
8 特になし	24	7	17	0	0	0	6	6	5	6	1	5	0	6	1	0	3	0	6	3
9 わからない	128	33	85	10	2	7	11	20	36	41	11	9	7	18	10	5	19	3	42	15
10 無回答	59	11	19	29	2	0	5	2	5	14	31	1	2	2	1	0	8	3	10	32
回答者数(人)	1525	523	940	62	78	128	234	235	388	387	75	124	64	299	207	37	248	53	390	103

問28	佐賀地区	伊与喜地区	拳ノ川地区	鈴地区	白田川地区	七郷地区	入野地区	田の口地区	地区不明
1 更生した人たちに対する誤った認識や偏見が存在する	54	7	15	3	51	33	89	52	14
2 就職・職場で不利な扱いを受ける	41	3	12	2	36	29	85	51	14
3 アパート等の入居を拒否す	33	2	6	0	16	20	47	26	11
4 結婚問題で周囲が反対する	35	2	7	1	22	18	53	30	13
5 じろじろ見られたり、避けられたりする	24	0	5	1	15	11	29	15	12
6 悪意のある噂が流される	45	4	11	2	42	22	78	45	15
7 その他	0	1	0	0	1	1	1	0	1
8 特になし	5	0	0	0	1	1	8	6	3
9 わからない	17	2	9	1	10	11	30	28	20
10 無回答	6	1	0	0	3	0	12	7	30
回答者数(人)	260	22	65	10	197	146	432	260	133

(問29)あなたは、刑を終えて出所した人の人権を守るために、必要なことはどのようなことだと思いますか。次の中から3つまで○印をつけてください。

問29	人数	男性	女性	性別不明	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	年齢不明	農林漁業	商工サービス業	勤め	教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員	自由業、その他の有職	家事専業	学生	無職	職業不明
1 刑を終えて出所した人に対する理解や知識を深めるための教育・啓発活動を推進する	134	61	69	4	2	9	14	19	36	48	4	11	6	23	16	4	17	2	49	6
2 社会復帰しやすい環境づくりを確保する	332	128	197	7	14	29	43	57	91	88	10	35	16	66	45	6	49	9	92	14
3 就職の機会を確保する	247	85	156	6	15	23	39	41	70	52	7	28	9	52	36	8	38	10	57	9
4 刑を終えて出所した人のための人権相談や電話相談を充実する	160	58	101	1	6	7	13	26	49	56	3	11	6	24	17	1	36	3	56	6
5 犯罪の種類や刑の重さによって違うので、何とも言えない	209	65	138	6	11	17	36	36	50	52	7	15	13	48	26	4	43	3	47	10
6 その他	5	1	3	1	0	1	1	1	1	0	1	1	0	0	2	0	0	0	1	1
7 特にない	18	7	10	1	0	0	5	3	3	5	2	2	0	3	0	0	3	1	7	2
8 わからない	77	21	53	3	2	7	8	11	18	27	4	6	6	11	5	4	8	0	28	9
9 無回答	54	9	15	30	1	0	5	2	2	12	32	1	2	2	0	0	5	2	10	32
回答者数(人)	1236	435	742	59	51	93	164	196	320	340	70	110	58	229	147	27	199	30	347	89

問29	佐賀地区	伊与喜地区	拳ノ川地区	鈴地区	白田川地区	七郷地区	入野地区	田の口地区	地区不明
1 刑を終えて出所した人に対する理解や知識を深めるための教育・啓発活動を推進する	24	4	7	0	24	9	42	16	8
2 社会復帰しやすい環境づくりを確保する	51	5	19	3	48	35	87	60	24
3 就職の機会を確保する	40	7	8	2	34	28	63	48	17
4 刑を終えて出所した人のための人権相談や電話相談を充実する	27	1	10	1	20	12	47	28	14
5 犯罪の種類や刑の重さによって違うので、何とも言えない	35	6	7	2	35	15	62	33	14
6 その他	0	0	0	0	0	1	1	2	1
7 特にない	6	0	0	1	0	1	4	4	2
8 わからない	8	0	5	0	8	7	23	15	11
9 無回答	5	1	0	0	2	0	11	6	29
回答者数(人)	196	24	56	9	171	108	340	212	120

(問30) 犯罪被害者とその家族に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。あてはまるものすべてに○印をつけてください。

問30	人数	男性	女性	性別不明	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	年齢不明	農林漁業	商工サービス業	勤め	教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員	自由業、その他有職	家事専業	学生	無職	職業不明
1 犯罪行為によって、精神的なショックを受けたり、身体の不調をきたす	279	98	176	5	10	25	50	51	66	71	6	20	15	65	41	1	45	11	68	13
2 治療費などで経済的負担がかかる	160	63	93	4	5	11	36	31	36	36	5	18	8	32	28	4	18	5	40	7
3 仕事を休んだり、辞めざるを得なくなり、収入が減ったり、途絶えたりすることにより生活が苦しくな	291	105	181	5	14	24	51	48	77	71	6	23	14	59	50	6	43	8	77	11
4 家族、友人、職場の同僚等周囲の人との関係が悪化する	210	80	129	1	9	12	44	30	58	55	2	13	10	39	40	4	27	9	61	7
5 事件のことについて、周囲に噂話をさせる	235	90	142	3	14	29	45	39	53	49	6	20	13	51	38	4	26	8	65	10
6 事件のことで、転居を余儀なくされる	192	67	124	1	12	18	41	34	45	40	2	8	10	47	36	6	28	7	45	5
7 警察等の公的機関に相談しても期待通りの結果が得られない	178	70	105	3	11	16	33	36	47	31	4	13	8	41	31	2	26	8	40	9
8 捜査や刑事裁判において精神的負担を受ける	182	61	121	0	11	16	39	36	43	36	1	11	8	42	35	3	27	7	45	4
9 捜査や刑事裁判手続きに必ずしも被害者の声が十分反映されるわけではない	154	60	92	2	7	17	32	32	35	28	3	10	8	34	34	4	19	4	34	7
10 報道によってプライバシーに関することが公表されたり、過剰な取材によって私生活の平穏が保	285	104	177	4	15	25	50	58	74	56	7	24	17	58	52	3	48	8	63	12
11 その他	4	2	2	0	0	0	1	1	1	0	1	1	1	0	0	0	0	0	2	0
12 特にな	15	5	10	0	0	0	2	2	6	5	0	1	0	2	0	0	5	0	6	1
13 わからない	107	27	72	8	3	5	8	11	31	40	9	10	7	14	2	6	16	0	40	12
14 無回答	58	8	20	30	1	0	5	3	2	15	32	1	1	2	1	0	8	2	11	32
回答者数(人)	2350	840	1444	66	112	198	437	412	574	533	84	173	120	486	388	43	336	77	597	130

問30	佐賀地区	伊与喜地区	拳ノ川地区	鈴地区	白田川地区	七郷地区	入野地区	田の口地区	地区不明	
1 犯罪行為によって、精神的なショックを受けたり、身体の不調を	37		5	14	2	44	26	82	52	17
2 治療費などで経済的負担がかかる	24		2	11	0	30	12	43	28	10
3 仕事を休んだり、辞めざるを得なくなり、収入が減ったり、途絶えたりすることにより生活が苦しくな	50		7	13	2	39	31	89	46	14
4 家族、友人、職場の同僚等周囲の人との関係が悪化する	28		4	14	1	35	18	58	41	11
5 事件のことについて、周囲に噂話をさせる	40		4	13	2	38	22	60	42	14
6 事件のことで、転居を余儀なくされる	33		2	9	1	29	17	52	42	7
7 警察等の公的機関に相談しても期待通りの結果が得られない	30		4	9	1	20	17	52	35	10
8 捜査や刑事裁判において精神的負担を受ける	33		3	10	1	28	18	52	32	5
9 捜査や刑事裁判手続きに必ずしも被害者の声が十分反映されるわけではない	24		3	9	0	24	12	48	26	8
10 報道によってプライバシーに関することが公表されたり、過剰な取材によって私生活の平穏が保	44		4	12	1	41	26	81	59	17
11 その他	1		0	0	0	0	0	2	1	0
12 特にな	3		0	1	1	0	1	3	5	1
13 わからない	15		0	6	0	10	7	34	17	18
14 無回答	3		3	0	0	2	0	11	9	30
回答者数(人)	365		41	121	12	340	207	667	435	162

(問31)あなたは、犯罪被害者とその家族の人権を守るために、必要なことはどのようなことだと思いますか。次の中から3つまで○印をつけてください。

問31	人数	男性	女性	性別不明	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	年齢不明	農林漁業	商工サービス業	勤め	教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員	自由業、その他有職	家事専業	学生	無職	職業不明
1 犯罪被害者とその家族に対する理解や知識を深めるための教育・啓発活動を推進する	139	61	74	4	2	9	16	25	40	43	4	15	3	27	17	4	20	3	43	7
2 就職の機会を確保する	127	54	71	2	5	10	13	20	39	38	2	16	6	20	18	3	18	4	38	4
3 経済的な支援を行う	103	46	56	1	8	7	24	23	27	13	1	11	3	22	23	4	9	5	24	2
4 犯罪被害者とその家族の立場に立った適切な支援や、対応ができるように警察官などの教育や訓練を実施する	213	77	131	5	10	19	32	35	60	51	6	18	9	52	27	6	34	8	47	12
5 精神的被害に対応するためのカウンセリングを行う	205	63	141	1	10	19	33	40	51	48	4	14	15	47	31	3	28	4	58	5
6 犯罪被害者とその家族に配慮した報道や取材を行う	213	84	126	3	12	17	36	39	70	36	3	16	13	45	38	6	32	7	49	7
7 犯罪予防・防止のための施策を充実する	80	26	51	3	5	12	11	11	21	15	5	6	2	20	10	1	10	2	23	6
8 犯罪被害者とその家族のための人権相談や電話相談を充実する	108	38	67	3	1	3	9	19	31	39	6	6	10	16	13	2	20	0	35	6
9 その他	3	1	2	0	0	0	1	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0
10 特になし	16	6	10	0	1	0	3	3	3	6	0	3	0	3	0	0	6	0	4	0
11 わからない	87	22	58	7	3	3	10	10	19	33	9	8	6	10	1	2	14	0	36	10
12 無回答	62	9	22	31	1	0	6	2	2	18	33	1	2	2	1	1	8	2	11	34
回答者数(人)	1356	487	809	60	58	99	194	228	364	340	73	114	70	264	179	32	199	35	370	93

問31	佐賀地区	伊与喜地区	拳ノ川地区	鈴地区	白田川地区	七郷地区	入野地区	田の口地区	地区不明
1 犯罪被害者とその家族に対する理解や知識を深めるための教育・啓発活動を推進する	24	4	8	1	25	16	30	22	9
2 就職の機会を確保する	16	3	5	1	22	11	34	26	9
3 経済的な支援を行う	18	3	5	0	14	8	37	17	1
4 犯罪被害者とその家族の立場に立った適切な支援や、対応ができるように警察官などの教育や訓練を実施する	40	5	9	2	29	20	58	36	14
5 精神的被害に対応するためのカウンセリングを行う	28	7	9	1	35	22	55	32	16
6 犯罪被害者とその家族に配慮した報道や取材を行う	28	5	10	1	28	22	63	46	10
7 犯罪予防・防止のための施策を充実する	14	1	2	1	12	5	22	14	9
8 犯罪被害者とその家族のための人権相談や電話相談を充実する	11	2	7	0	15	8	32	24	9
9 その他	0	0	0	0	0	0	2	0	1
10 特になし	3	0	0	1	1	1	5	5	0
11 わからない	14	0	7	0	10	6	22	16	12
12 無回答	3	1	0	0	3	0	14	9	32
回答者数(人)	199	31	62	8	194	119	374	247	122

(問32) インターネットによる人権侵害に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。あてはまるものすべてに○印をつけてください。

問32	人数	男性	女性	性別不明	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	年齢不明	農林漁業	商工サービス業	勤め	教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員	自由業、その他の有職	家事専業	学生	無職	職業不明
1 無断で他人のプライバシーに関することを掲載する	393	156	229	8	20	37	64	72	107	84	9	31	18	90	60	8	59	12	97	18
2 他人を誹謗中傷する表現を掲載する	353	139	205	9	23	35	60	69	89	66	11	23	18	80	60	9	51	13	81	18
3 差別を助長する表現を掲載する	224	92	129	3	15	26	43	40	51	45	4	14	8	52	44	5	25	9	58	9
4 出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっている	243	89	150	4	9	19	42	43	73	52	5	16	14	48	34	4	47	7	64	9
5 捜査の対象となっている未成年者の実名や顔写真を掲載	183	56	123	4	10	19	35	34	44	36	5	9	7	45	34	5	30	6	39	8
6 わいせつ画像や残虐な画像など、有害な情報を掲載する	240	86	149	5	12	21	43	42	70	46	6	17	14	53	38	6	38	8	56	10
7 知らない間に自分のことが掲載されている	253	89	159	5	16	24	47	42	61	55	8	13	14	53	51	1	40	5	64	12
8 その他	2	0	1	1	0	0	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1
9 特にない	14	2	12	0	0	0	3	2	3	6	0	0	1	2	0	0	7	0	3	1
10 わからない	100	27	69	4	2	2	5	11	32	43	5	15	5	10	2	7	13	0	40	8
11 無回答	63	12	18	33	0	0	5	2	4	17	35	1	2	3	0	0	6	1	15	35
回答者数(人)	2068	748	1244	76	107	183	347	358	534	450	89	139	102	436	323	45	316	61	517	129

問32	佐賀地区	伊与喜地区	拳ノ川地区	鈴地区	白田川地区	七郷地区	入野地区	田の口地区	地区不明
1 無断で他人のプライバシーに関することを掲載する	68	6	17	2	57	36	115	64	28
2 他人を誹謗中傷する表現を掲載する	56	7	13	1	54	33	101	66	22
3 差別を助長する表現を掲載する	42	3	8	1	36	19	67	37	11
4 出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっている	35	5	9	2	36	23	73	41	19
5 捜査の対象となっている未成年者の実名や顔写真を掲載	33	3	4	0	32	17	60	22	12
6 わいせつ画像や残虐な画像など、有害な情報を掲載する	42	3	10	1	28	20	79	41	16
7 知らない間に自分のことが掲載されている	37	5	10	1	35	26	83	38	18
8 その他	0	0	0	0	0	0	1	0	1
9 特にない	2	0	0	1	0	1	6	3	1
10 わからない	14	2	7	0	13	9	22	24	9
11 無回答	2	2	0	0	6	0	13	6	34
回答者数(人)	331	36	78	9	297	184	620	342	171

(問33)あなたは、インターネットによる人権侵害を解決するためには、どのようなことが必要だと思いますか。次の中から3つまで○印をつけてください。

問33	人数	男性	女性	性別不明	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	年齢不明	農林漁業	商工サー ビス業	勤め	教育・福祉・医療関係 者及び職員、公務員	自由業、そ の他有職	家事専業	学生	無職	職業不明
1 インターネット利用者やプロバイダ等に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育・啓発活動を推進する	187	76	104	7	10	19	23	27	50	49	9	16	9	41	22	2	30	4	53	10
2 企業等が個人情報保護法を正しく理解し、適切な安全対策	251	103	145	3	10	28	36	42	79	53	3	17	14	58	36	4	39	9	66	8
3 プロバイダ等に対し情報の停止・削除を求める	228	80	144	4	14	23	49	47	60	30	5	14	8	58	44	3	28	8	55	10
4 インターネットにより人権侵害を受けた人のための人権相談や電話相談を充実する	87	31	54	2	2	3	8	15	25	31	3	11	1	9	10	5	22	0	25	4
5 違法な情報発信者に対する監視・取締を強化する	294	116	175	3	12	28	48	56	87	59	4	22	16	61	56	5	40	9	73	12
6 その他	5	1	3	1	1	1	1	1	0	0	1	1	1	0	0	1	0	1	0	1
7 特にない	13	1	12	0	0	0	2	2	4	5	0	0	0	2	0	0	6	0	5	0
8 わからない	121	32	84	5	2	2	9	16	34	51	7	17	8	11	3	8	18	0	47	9
9 無回答	68	14	22	32	1	0	5	5	4	19	34	2	5	3	0	0	8	1	14	35
回答者数(人)	1254	454	743	57	52	104	181	211	343	297	66	100	62	243	171	28	191	32	338	89

問33	佐賀地区	伊与喜地区	拳ノ川地区	鈴地区	白田川地区	七郷地区	入野地区	田の口地区	地区不明
1 インターネット利用者やプロバイダ等に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育・啓発活動を推進する	39	3	7	0	29	18	46	32	13
2 企業等が個人情報保護法を正しく理解し、適切な安全対策	36	5	10	2	35	27	85	38	13
3 プロバイダ等に対し情報の停止・削除を求める	41	7	7	3	28	20	62	43	17
4 インターネットにより人権侵害を受けた人のための人権相談や電話相談を充実する	10	0	7	0	14	3	26	21	6
5 違法な情報発信者に対する監視・取締を強化する	43	4	14	2	38	31	94	51	17
6 その他	2	0	0	1	0	0	1	0	1
7 特にない	3	0	0	1	1	1	5	2	0
8 わからない	12	1	9	0	20	11	28	28	12
9 無回答	3	2	0	0	6	0	14	9	34
回答者数(人)	189	22	54	9	171	111	361	224	113

(問34) 人権問題について、さまざまな方法で啓発活動が行われていますが、あなたは、人権意識を高めるための啓発方法として、特にどれが効果が高いと思いますか。次の中から3つまで○印をつけてください。

問34	人数	男性	女性	性別不明	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	年齢不明	農林漁業	商工サービス業	勤め	教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員	自由業、その他の有職	家事専業	学生	無職	職業不明
1 講演会や研修会	244	98	144	2	9	19	32	40	66	74	4	23	11	48	32	5	43	7	67	8
2 広報誌やパンフレット	107	48	58	1	6	3	10	9	36	40	3	13	3	10	14	0	20	3	41	3
3 テレビ・ラジオ	279	115	163	1	12	18	45	52	75	75	2	26	10	61	42	10	44	9	69	8
4 映画・DVD	46	15	30	1	9	6	11	7	6	6	1	1	2	16	3	2	5	2	13	2
5 新聞	185	82	103	0	7	9	25	28	52	63	1	16	5	35	25	8	34	3	56	3
6 雑誌、週刊誌	36	17	19	0	2	5	9	5	6	9	0	3	2	8	6	0	3	0	13	1
7 映画の上映会やパネルなどの展示会	49	13	35	1	1	2	5	13	14	13	1	2	3	13	7	1	6	1	13	3
8 掲示物	41	15	26	0	0	8	7	7	11	8	0	2	2	10	11	1	3	1	11	0
9 人権フェスティバルなどのイベント	108	35	72	1	5	14	10	19	31	27	2	9	8	22	17	1	22	3	25	1
10 インターネットなど	34	14	20	0	5	2	7	9	6	5	0	1	1	8	7	0	7	3	7	0
11 その他	12	2	10	0	1	2	5	1	2	1	0	0	1	1	3	1	2	2	2	0
12 特にない	24	8	16	0	1	1	3	3	8	8	0	6	0	5	1	0	3	1	8	0
13 わからない	79	22	53	4	3	3	8	13	19	27	6	5	6	11	5	3	10	1	31	7
14 無回答	56	6	12	38	0	2	2	6	5	2	39	1	2	3	2	0	2	1	5	40
回答者数(人)	1300	490	761	49	61	94	179	212	337	358	59	108	56	251	175	32	204	37	361	76

問34	佐賀地区	伊与喜地区	拳ノ川地区	鈴地区	白田川地区	七郷地区	入野地区	田の口地区	地区不明
1 講演会や研修会	45	7	14	2	41	17	58	47	13
2 広報誌やパンフレット	15	3	7	0	13	16	35	17	1
3 テレビ・ラジオ	37	7	12	0	48	29	85	48	13
4 映画・DVD	8	4	0	1	5	5	9	10	4
5 新聞	30	2	7	0	25	20	65	32	4
6 雑誌、週刊誌	10	0	2	0	5	3	10	4	2
7 映画の上映会やパネルなどの展示会	5	1	5	0	8	1	17	7	5
8 掲示物	6	0	1	1	2	3	18	9	1
9 人権フェスティバルなどのイベント	23	3	6	1	9	11	34	16	5
10 インターネットなど	7	1	1	1	6	1	9	6	2
11 その他	2	0	0	1	2	1	3	2	1
12 特にない	2	0	1	0	1	1	9	10	0
13 わからない	12	0	4	1	12	7	15	17	11
14 無回答	3	1	0	0	5	0	5	2	40
回答者数(人)	205	29	60	8	182	115	372	227	102

(問35)あなたは、人権を尊重する心や態度を育むためには、学校においてどのような教育を行ったらよいと思いますか。次の中から3つまで○印をつけてください。

問35	人数	男性	女性	性別不明	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	年齢不明	農林漁業	商工サー ビス業	勤め	教育・福祉・医療関係 者及び職員、公務員	自由業、そ の他有職	家事専業	学生	無職	職業不明
1 すべての児童・生徒が、「自分や他人の人権」について考えるような教育を進める	391	147	238	6	18	33	52	68	106	106	8	34	22	81	49	9	64	10	106	16
2 すべての児童・生徒が自分を肯定的に認め、自信が持てるような教育を進める	176	51	122	3	8	15	32	34	47	36	4	10	9	42	27	5	26	3	48	6
3 「差別をすることは悪いことである」という意識を持たせる教育を進める	242	94	142	6	8	14	24	30	64	93	9	26	14	42	22	6	49	2	66	15
4 歴史的な経過や、差別の現状などが理解できるような教育を進める	144	65	78	1	11	12	19	30	39	31	2	15	10	30	22	6	16	7	35	3
5 障がいのある人や高齢者などとふれあいの場を多くし、交流体験を通じた教育を進める	233	77	153	3	10	16	31	47	61	64	4	22	14	49	32	2	42	6	59	7
6 人権問題の解決に向けて、主体的に行動ができるような教育を進める	146	54	91	1	8	14	19	26	41	37	1	9	8	23	31	3	18	6	41	7
7 その他	6	3	3	0	0	0	3	1	1	1	0	1	1	0	2	0	0	0	2	0
8 特にない	13	5	8	0	1	1	3	0	7	1	0	3	0	5	0	0	3	1	1	0
9 わからない	35	12	22	1	1	1	3	3	7	17	3	1	0	3	0	2	1	0	24	4
10 無回答	49	5	7	37	0	0	5	2	2	3	37	0	2	1	0	0	2	0	7	37
回答者数(人)	1435	513	864	58	65	106	191	241	375	389	68	121	80	276	185	33	221	35	389	95

問35	佐賀地区	伊与喜地区	拳ノ川地区	鈴地区	白田川地区	七郷地区	入野地区	田の口地区	地区不明	
1 すべての児童・生徒が、「自分や他人の人権」について考えるような教育を進める	72		11	17	3	59	36	100	72	21
2 すべての児童・生徒が自分を肯定的に認め、自信が持てるような教育を進める	23		2	6	0	29	16	57	33	10
3 「差別をすることは悪いことである」という意識を持たせる教育を進める	33		8	15	1	38	23	63	42	19
4 歴史的な経過や、差別の現状などが理解できるような教育を進める	23		3	7	1	23	9	48	27	3
5 障がいのある人や高齢者などとふれあいの場を多くし、交流体験を通じた教育を進める	40		6	9	3	31	20	69	42	13
6 人権問題の解決に向けて、主体的に行動ができるような教育を進める	26		2	10	2	17	10	37	30	12
7 その他	2		0	0	0	0	1	3	0	0
8 特にない	2		0	0	0	1	1	5	4	0
9 わからない	3		0	2	0	2	5	9	8	6
10 無回答	1		0	0	0	2	0	7	1	38
回答者数(人)	225		32	66	10	202	121	398	259	122

(問36)あなたは、人権が尊重される社会を実現するために、今後特に、どのようなことが必要だと思いますか。次の中から3つまで○印をつけてください。

問36	人数	男性	女性	性別不明	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	年齢不明	農林漁業	商工サービス業	勤め	教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員	自由業、その他の有職	家事専業	学生	無職	職業不明
1 学校教育や社会教育を通じて、人権を尊重する教育活動を積極的に行う	370	141	228	1	15	36	59	66	98	91	5	32	23	76	58	9	58	11	93	10
2 行政が人権尊重の視点に立って、町民の人権意識の高揚に向けた啓発活動やさまざまな施策を積極的に行う	211	93	116	2	10	14	39	35	45	65	3	15	10	45	40	0	28	5	64	4
3 行政が、町民や企業、事業所、NPO等の団体による人権尊重に向けた取り組みを支援する	186	66	118	2	12	15	22	28	47	58	4	14	8	38	25	4	33	7	52	5
4 公務員など人権に関わりの深い職業に従事する人の人権意識を高める	93	32	59	2	7	6	11	19	21	27	2	10	3	16	10	3	18	4	24	5
5 町民自身の取り組みやボランティア活動を充実させる	98	34	62	2	3	9	13	19	26	26	2	11	8	17	15	1	14	4	23	5
6 人権が侵害された被害者のための人権相談を充実する	66	28	38	0	5	1	1	6	24	29	0	7	3	3	2	2	14	2	32	1
7 人権が侵害された被害者の救済・支援を充実するための法整備を促進する	104	45	58	1	9	8	18	16	29	23	1	7	7	24	15	4	19	3	23	2
8 その他	6	5	1	0	0	0	2	0	3	1	0	2	0	1	0	0	1	0	2	0
9 特にない	11	4	7	0	0	2	1	1	6	1	0	3	0	2	1	0	1	0	4	0
10 わからない	67	15	50	2	1	0	6	13	14	29	4	3	1	14	1	6	8	0	27	7
11 無回答	65	8	17	40	0	0	6	6	4	8	41	0	3	2	1	0	7	0	11	41
回答者数(人)	1277	471	754	52	62	91	178	209	317	358	62	104	66	238	168	29	201	36	355	80

問36	佐賀地区	伊与喜地区	拳ノ川地区	鈴地区	白田川地区	七郷地区	入野地区	田の口地区	地区不明
1 学校教育や社会教育を通じて、人権を尊重する教育活動を積極的に行う	67	7	16	3	59	33	95	74	16
2 行政が人権尊重の視点に立って、町民の人権意識の高揚に向けた啓発活動やさまざまな施策を積極的に行う	39	4	14	1	36	20	55	38	4
3 行政が、町民や企業、事業所、NPO等の団体による人権尊重に向けた取り組みを支援する	33	7	9	1	28	17	47	35	9
4 公務員など人権に関わりの深い職業に従事する人の人権意識を高める	19	1	0	2	7	5	31	22	6
5 町民自身の取り組みやボランティア活動を充実させる	15	1	7	1	14	6	31	14	9
6 人権が侵害された被害者のための人権相談を充実する	9	1	2	0	6	7	22	14	5
7 人権が侵害された被害者の救済・支援を充実するための法整備を促進する	18	0	1	1	16	16	28	21	3
8 その他	1	0	1	0	1	0	3	0	0
9 特にない	1	0	1	0	0	0	3	6	0
10 わからない	7	1	6	1	9	8	16	11	8
11 無回答	2	2	0	0	5	1	11	4	40
回答者数(人)	211	24	57	10	181	113	342	239	100

IV. 付 属 資 料

(調 査 表)

くろしおちょうじんけんもんだい かん いしきちょうさ
黒潮町人権問題に関する意識調査
じんけんもんだい かん ちょうみん いしきちょうさ きょうりやく ねが
「人権問題に関する町民意識調査」へのご協力をお願い

ちょうみん
町民のみなさんには、ひごろ ちょうせい はってん りかい きょうりやく
日頃から町政発展のためご理解とご協力をいただき厚
れいもう あ
くお礼申し上げます。

くろしおちょう
黒潮町では、へいせい ねん がつ 2007(平成19)年4月に「くろしおちょうじんけんせさくすいしんきほんほうしん さくてい
黒潮町人権施策推進基本方針」を策定
し、すべての人の人権が ひと じんけん そんちょう じんけんぶんか まち めざ とく
尊重される人権文化の町づくりを目指して取り組みを
すす
進めてきました。

じんけんもんだい と ま しゃかいじょうせい へんか
人権問題を取り巻く社会情勢は変化しており、また新たに発生する人権課題
たいおう
に対応するため、このたびくろしおちょう じんけんもんだい かん いしきちょうさ じつし
黒潮町では「人権問題に関する意識調査」を実施す
ることになりました。

ちょうさ じんけん ちょうみん いしき へいせい ねん きゅうおおがたちょうちいき
この調査は、人権についての町民の意識や2005(平成17)年(旧大方町地域)
と 2006(平成18)年(旧佐賀町地域)に行われた調査との変化を把握することに
より、今後の人権施策を進めていくうえでの基礎資料とすることを目的として
います。

たよう ぞん そつちやく いけん き
ご多用とは存じますが、みなさまの率直なご意見をお聞かせくださいますよ
う、ご協力をお願い申し上げます。

2013(平成25)年3月
くろしおちょうちょう おおにし かつや
黒潮町長 大西 勝也

ちょうさ くろしおちょう じゅうみんきほんだいちょう へいせい ねん がつ にちげんざい
○この調査は、黒潮町の住民基本台帳(2013(平成25)年3月1日現在)から、
さいいじょう かた にん むさく い えら
20歳以上の方2,000人を無作為に選ばせていただいたものです。

ちょうさひよう ちょうさ な かた ほんにん かんが きにゆう
○調査票には、この調査のあて名の方ご本人のお考えでご記入ください。

ちょうさひよう なまえ きにゆう ひつよう ちょうさけつか
**調査票にはお名前などを記入する必要はありません。また、調査結果はすべて
とうけいてき しより もくてきがい しよう
統計的に処理され、目的以外に使用することはありません。**

かいとう かくせつもん し じ したが がいとう ばんごう まる かも きにゆうわく てきとう
○回答は、各設問の指示に従い、該当する番号を○で囲むか、記入枠に適当な
じこう きにゆう
事項をご記入ください。

きにゆう ちょうさひよう どうふう へんしんゆうふうとう きつて ふよう い
○ご記入いただきました調査票は、同封の返信用封筒(切手は不要です)に入れて

がつ にち にち
3月31日(日)までに、ポストへ投函してください。

ちやくせつ やくば とど
(直接、役場へお届けいただいてもけっこうです。)

ていしゆつさき と あ さき
【提出先、お問い合わせ先】

くろしおちょうやくば ほんちょう じゅうみんか じんけんけいはつがかり
黒潮町役場(本庁)住民課 人権啓発係

電話 0880-43-2800

目次【調査項目の紹介】

人権全般 1ページ～3ページ

侵すことのできない権利として、基本的人権が憲法によって保障されています。

同和問題 4ページ、5ページ

日本固有の問題であり、その早期解決を図るため、これまで特別対策事業により、対象地域の生活環境などは整備されてきましたが、差別発言、結婚における差別などの存在が指摘されています。

女性 6ページ、7ページ

男女平等の考え方は、法律や制度面の整備は着実に進んでいますが、社会の様々な場面で女性が不利益を受けていることがあります。

子ども 8ページ

平成23年に国が調査・処理を行った人権侵犯事件では、学校でのいじめ、児童に対する暴行・虐待がいずれも増えています。

高齢者 9ページ

介護者による身体的・心理的虐待や高齢者の家族が無断で財産を処分する経済的虐待などが指摘されています。

障がい者 10ページ

平成21年度に国が実施した調査では、障がいのある人の約7割が障がいを理由とした差別や偏見を受けたことがあると答えています。

外国人 11ページ

言語、宗教、習慣などの違いから、様々な人権問題が発生しています。

エイズ患者・HIV感染者・ハンセン病元患者等 11ページ、12ページ

周囲の誤った知識や偏見などにより、患者や元患者、その家族に対する様々な問題が発生しています。

刑を終えて出所した人 **13ページ**

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別は根強く、社会復帰をめざすのに厳しい状況があります。

犯罪被害者等 **13ページ、14ページ**

犯罪そのものや後遺症によって精神的、経済的に苦しんでいるにもかかわらず、名誉が傷つけられるなどの問題があります。

インターネットによる人権侵害 **14ページ**

インターネットの匿名性や情報発信の容易さから、個人の名誉を侵害するなどの問題が発生しています。

人権啓発、人権教育 **15ページ**

現在様々な方法によって、人権啓発活動が行われています。
また、あらゆる教育の場で、人権尊重の精神を育てる教育活動が行われています。

人権尊重の社会の実現 **15ページ**

真に人権が尊重される明るい社会づくりに向けて、様々な取り組みが行われています。

属性 **16ページ**

回答者の性別、年齢、職業、居住地域についてお聞きします。

自由回答欄 **17ページ**

人権問題や、この調査に対するご意見ご要望などを、ご自由にお書きください。

じんけんもんだい かん いしきちょうさ 人権問題に関する意識調査

■ 人権問題全般についてお聞きします

(問1) 憲法^{けんぽう}では、「人種^{じんしゆ}、信条^{しんじょう}、性別、社会的身分又は門地^{もんち}(家柄^{いえがら})により、差別されない」とされています。あなたは、今の日本でこのことがどの程度守られていると思いますか。次の中から1つだけ○印をつけてください。

- | | |
|----------------|-----------------|
| 1 よく守られていると思う | 2 ある程度守られていると思う |
| 3 どちらともいえないと思う | 4 あまり守られていないと思う |
| 5 全く守られていないと思う | |

(問2) あなたは、国民一人ひとりの人権意識は、5年ほど前に比べて高くなっていると思いますか。次の中から1つだけ○印をつけてください。

- | | |
|----------------|-----------------|
| 1 高くなっていると思う | 2 いちがいにはいえないと思う |
| 3 高くなっていると思わない | 4 わからない |

(問3) 日本の社会における人権にかかわる問題として、あなたが関心のあるものすべてに○印をつけてください。

- 1 同和問題
- 2 女性
- 3 子ども
- 4 高齢者
- 5 障がい者
- 6 外国人
- 7 HIV感染者等(※)(エイズ、結核、腸管出血性大腸菌O-157、B型・C型肝炎ウイルスなどの感染症にかかった患者、感染者が含まれます)
- 8 ハンセン病元患者等(※)
- 9 アイヌの人々
- 10 刑を終えて出所した人
- 11 犯罪被害者等
- 12 インターネットによる人権侵害
- 13 ホームレス
- 14 北朝鮮当局による拉致^{らち}問題等
- 15 性的指向(※)
- 16 性同一性障がい(※)
- 17 人身取引(※)
- 18 震災における風評被害等による人権侵害
- 19 その他の問題(具体的に:)
- 20 特にない

※ HIV(Human Immunodeficiency Virus:ヒト免疫不全ウイルス)

エイズ(後天性免疫不全症候群)の原因となるウイルスで、非常に弱いウイルスです。通常の社会生活では感染者と暮らしても、まず感染することはありません。このウイルスが体の中で増えると、体に備わっている抵抗力が(免疫)が徐々になくなり、健康なときにはかからない感染症や悪性腫瘍を引き起こされることがあります。

※ ハンセン病

らい菌による感染症で、その感染力は非常に弱く、日常生活で感染することはほとんどありません。らい菌に感染しただけでは発病する可能性は極めて低く、発病した場合でも現在ではすぐれた治療法が開発されていて、早期発見・早期治療により、後遺症を残さずに治る病気です。また、確実な治療法がなかった時代においても、ハンセン病が原因で死亡することはほとんどありませんでした。

※ 性的指向

いずれの性別を恋愛や性愛の対象にするかをいう、人間の根本的な性傾向のことをいいます。おおまかには、「異性愛」、「同性愛」、「両性愛」に分類されます。

※ 性同一性障がい

「生物学的な性別と自己意識の性別が一致しないために、生物学的な性別に違和感を持つ」医学的な疾患名です。一般には、「心と身体の性が一致しない状態」と説明されることもあります。

※ 人身取引

人間を誘拐などの強制的な手段や甘い言葉などによって誘い出し、移送し、金銭などによって売り払う行為のことで、対象の多くは女性や子どもとなっています。その目的は、強制労働や養子、性的搾取、臓器移植などがあります。

(問 4) あなたは、今までに、ご自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。
次の中から1つだけ○印をつけてください。

- 1 ある → (問 4-1)、(問 4-2)へ進んでください
- 2 ない → (問 5)へ進んでください

問 4 で「1 ある」と答えた方に質問します。

(問 4-1) どのようなことで人権が侵害されたと思われましたか。
あてはまるものすべてに○印をつけてください。

- 1 あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口
- 2 名誉・信用のき損(傷つけること)、侮辱
- 3 暴力、脅迫、強要(社会的地位、慣習、脅迫などにより、本来義務のないことをやらされたり、権利の行使を妨害された)
- 4 犯罪、不法行為のぬれぎぬ
- 5 悪臭・騒音などの公害
- 6 差別待遇(人種・信条・性別・社会的身分・門地(家柄)などにより、不平等または不利益な取扱いをされた)
- 7 地域などでの仲間はずれ
- 8 公的機関による不当な取扱い
- 9 使用者による労働強制などの不当な待遇
- 10 プライバシーの侵害
- 11 セクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ)
- 12 パワーハラスメント(職務権限などの立場を利用して行ういやがらせやいじめ)
- 13 ストーカー行為
- 14 家庭での不当な取扱い
- 15 社会福祉施設での不当な取扱い
- 16 その他(具体的に:)
- 17 なんとなくそう感じた
- 18 答えたくない

問 4 で「1 ある」と答えた方に質問します。

(問 4-2) 「人権が侵害された」と思ったときにどうされましたか。どなたかへ相談したことがありますか、それともご自分で処理されましたか。
あてはまるものすべてに○印をつけてください。

- 1 友人、職場の同僚・上司に相談した
- 2 家族、親せきに相談した
- 3 弁護士に相談した
- 4 警察に相談した
- 5 法務局や人権擁護委員に相談した
- 6 県や市町村役場に相談した
- 7 民間団体に相談した
- 8 相手に抗議した
- 9 何もしなかった
- 10 おぼえていない
- 11 その他(具体的に:)

■ 同和問題についてお聞きします

(問 5) あなたが、同和地区(※)や同和問題について、はじめて知ったのはいつ頃ですか。
次の中から1つだけ○印をつけてください。

- 1 同和地区や同和問題を知らない → 問 11 へ進んでください。
- 2 6 歳未満 (小学校に入る前)
- 3 6 歳～12 歳未満 (小学生のころ)
- 4 12 歳～15 歳未満 (中学生のころ)
- 5 15 歳～18 歳未満 (高校生をのころ)
- 6 18 歳以降
- 7 おぼえていない
- 8 その他(具体的に: _____)

※ 同和地区

同和問題は、日本固有の問題であり、その早期解消を図るため、昭和 44 年 7 月に公布・施行された「同和对策事業特別措置法」から始まって、昭和 62 年 4 月に施行された「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が平成 14 年 3 月に失効するまでの間、同和地区の環境改善や同和教育・人権啓発などの取り組みが進められてきました。取り組みを進める際の対象地域として、法律で一定の地域が「同和地区」と指定されていました。
この調査での「同和地区」とは、これらの法律で指定されていた地域をさします。

(問 6) あなたが、同和地区や同和問題について、はじめて知ったきっかけは、何ですか。
次の中から1つだけ○印をつけてください。

- 1 家族から聞いた
- 2 親せきの人から聞いた
- 3 近所の人から聞いた
- 4 職場の人から聞いた
- 5 学校の友だちから聞いた
- 6 学校の授業で教わった
- 7 同和問題の講演会や研修会などで知った
- 8 ラジオ・テレビ・新聞・本などで知った
- 9 県や市町村の広報誌や冊子などで知った
- 10 なんとなく知った
- 11 おぼえていない
- 12 その他(具体的に: _____)

(問 7) あなたは、部落差別が現在もあると思いますか。
次の中から1つだけ○印をつけてください。

- 1 いぜんとして差別はある
- 2 まだあるが徐々になくなってきている
- 3 差別はない
- 4 わからない

(問 8) あなたは、同和地区や同和地区の人ということを感じたり、意識したりすることがありますか。

- 1 ある → (問 8-1)へ進んでください
- 2 ない → (問 9)へ進んでください

問 8 で「1 ある」と答えた方に質問します。

(問 8-1) どのようなときに感じたり、意識したりすることがありますか。

あてはまるものすべてに○印をつけてください。

- 1 結婚するとき
- 2 人を雇うとき
- 3 同じ職場で働くとき
- 4 自分の子どもが同じ学校に通学するとき
- 5 隣近所で生活するとき
- 6 仕事上でかかわりをもつとき
- 7 同じ団体(町内会、自治会、PTA、サークルなど)のメンバーとして活動するとき
- 8 飲食したり、つきあったりするとき
- 9 不動産(家、土地など)を購入したり借りたりするとき
- 10 店で買い物をするとき
- 11 その他(具体的に: _____)

(問 9) あなたの身内の方が結婚しようとしている相手が、同和地区出身の人だとわかった場合、あなたはどうしますか。次の中から1つだけ○印をつけてください。

- 1 本人の意思を尊重する
- 2 反対するが、本人の意思が強ければ認める
- 3 家族や親せきが反対すれば、結婚を認めない
- 4 反対をする
- 5 その他(具体的に: _____)
- 6 わからない

(問 10) あなたは、同和問題を解決するためには、どのようなことが大切だと思いますか。次の中から3つまで○印をつけてください。

- 1 行政が、差別意識をなくし人権を大切にする教育・啓発活動を積極的に行う
- 2 一人ひとりが、差別をしないよう人権意識を高める努力をする
- 3 同和地区のことなど口に出さず、そっとしておけば、差別は自然になくなる
- 4 同和問題に関する人権相談や電話相談を充実する
- 5 えせ同和行為(※)を排除する
- 6 インターネットの利用等にかかわる規制をする
- 7 その他(具体的に: _____)
- 8 わからない

※ えせ同和行為

個人や団体が、同和問題への取組みを口実に高額な図書の購入を迫るなど、不当な利益を要求する行為をいいます。

■ 女性の人権問題についてお聞きします

(問 11) 女性に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。
あてはまるものすべてに○印をつけてください。

- 1 男女の固定的な役割分担意識(「男は仕事、女は家庭」など)を他の人に押しつける
- 2 女性ということで意見や発言が無視される
- 3 職場における差別待遇たいぐう
- 4 女性が多い職業で非正規職員(パート等)が多い
- 5 ドメスティック・バイオレンス(DV) (※)
- 6 職場におけるセクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ)
- 7 売春・買春ばいしゅん かいしゅん(いわゆる「援助交際えんじょこうさい」を含む)
- 8 女性のヌード写真などを掲載した広告、雑誌、新聞やDVD
- 9 女性の働く風俗営業
- 10 「女子アナ」、「女医」、「女流作家」などのように女性だけに用いられる言葉
- 11 その他(具体的に: _____)
- 12 特にない
- 13 わからない

※ ドメスティック・バイオレンス(DV: Domestic Violence)

一般的には「夫婦や恋人など親密な関係にある男女間における暴力」という意味で使われます。暴力の種類には、身体的暴力、精神的暴力、社会的暴力、経済的暴力、性的暴力などがあり、最近では若者間での「デートDV」が問題となっています。

(問 12) あなたは、女性の人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。
次の中から3つまで○印をつけて下さい。

- 1 女性の人権を守るための教育・啓発活動を推進する
- 2 男女がともに、働きながら、家事や育児・介護などを両立できる環境を整備する
- 3 政治や経済等の分野における政策・方針決定過程への女性の参画さんかくを推進する
- 4 女性に対する犯罪の取締りを強化する
- 5 男女平等に関する教育を充実する
- 6 女性の人権を尊重した表現がされるよう、テレビや雑誌等メディアの自主的な取り組みうながを促す
- 7 女性のための人権相談や電話相談を充実する
- 8 その他(具体的に: _____)
- 9 特にない
- 10 わからない

■ 男女の雇用機会均等についてお聞きします

(問 13) あなたが、男女の雇用機会を均等にするために必要だと思うものはどのようなことですか。次の中から3 つまで○印をつけてください。

- 1 男女の均等採用を促進する
- 2 職場の会議等への女性の参加を促進する
- 3 昇進・昇格しょうしん しょうかくの機会を男女同一とする
- 4 これまでより、重要な仕事を女性に任せる
- 5 仕事に関連した教育訓練を女性にも同様に行う
- 6 女性の管理職登用を促進する
- 7 女性を配置していなかった職種に女性を配置する
- 8 女性に配慮した職場環境(男女別トイレ、男女別休養室等)の整備を行う
- 9 その他(具体的に: _____)
- 10 特にない
- 11 わからない

(問 14) あなたは、仕事と家庭を両立するために、行政はどのようなことに力をいれたらよいと思いますか。次の中から3 つまで○印をつけてください。

- 1 育児・介護休業制度かいごきゅうぎょうせいどの取得しやすい環境を推進する
- 2 時間外勤務の短縮を促進する
- 3 年次有給休暇ねんじゆうきゅうきゅうかの計画的取得を促進する
- 4 看護休暇制度かんごきゅうかせいどの取得しやすい環境を推進する
- 5 ファミリーサポートセンター(育児の援助を受けたい者と、行いたい者からなる会員システム)の整備を促進する
- 6 男性の育児休業制度利用いくじきゅうぎょうせいどの啓発を行う
- 7 母性保護・母性健康管理に関する制度の整備を行う
- 8 放課後児童クラブ、子ども会などの制度の拡充を行う
- 9 その他(具体的に: _____)
- 10 特にない
- 11 わからない

■ 子どもの人権問題についてお聞きします

(問 15) 子どもに関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。
あてはまるものすべてに○印をつけてください。

- 1 友人などから仲間はずれにされるなど、いじめを受ける
- 2 いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする
- 3 保護者によるしつけるための体罰^{たいばつ}
- 4 保護者による「身体への暴力」「食事を十分に与えない」「車内に放置する」「言葉による暴力」などの行為
- 5 大人が子どもに自分の考え方を強制する
- 6 教師による児童・生徒への体罰
- 7 髪型や服装を定めた校則
- 8 学校の部活動で、先輩や教師などからしごきをうける
- 9 児童買春や児童ポルノ等が存在する
- 10 その他(具体的に:
11 特にない
12 わからない

(問 16) 近所の子どもが虐待^{ぎゃくたい}されていると知った場合(疑い^{うたが}をもった場合)あなたは どう
しますか。次の中から1つだけ○印をつけてください。

- 1 福祉事務所や町役場などに通報する
- 2 児童相談所に通報する
- 3 警察に通報する
- 4 民生委員・児童委員に通報する
- 5 子どもの通っている保育所、学校等に通報する
- 6 直接、その家族に確かめてみる
- 7 何か行動を起こしたいが、どうしたらよいかわからない
- 8 確かな虐待の根拠がなかったら、通報したくてもできない
- 9 自分には関係がないので、特に何もしない
- 10 その他(具体的に:
11 わからない

(問 17) あなたは、子どもの人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。
次の中から3つまで○印をつけてください。

- 1 子どもの人権を守るための教育・啓発活動を推進する
- 2 体罰禁止^{たいばつ}を徹底^{てっぺい}させる
- 3 校則や規則を緩やかなものにする
- 4 成績だけを重んじる教育のあり方を改める
- 5 大人と子どもが独立した人格であることを啓発する
- 6 教師の人間性、資質を高める
- 7 家庭内の人間関係を安定させる
- 8 子育てに地域ぐるみでかかわる機運を育む
- 9 子どもに、他人に対する思いやりを教える
- 10 子どもの個性を尊重する
- 11 子どもにたくましく生きるための「生きる力」を身に付けさせる
- 12 児童買春や児童ポルノの規制を徹底する
- 13 子どものための人権相談や電話相談を充実する
- 14 その他(具体的に:
15 特にない
16 わからない

■ 高齢者の人権問題についてお聞きします

(問 18) 高齢者に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。
あてはまるものすべてに○印をつけてください。

- 1 道路、乗物、建物等でバリアフリー化(※)、ユニバーサルデザイン化(※)が図られていない
- 2 自由にバス等の公共交通機関を利用して通院や買い物に行くことができない
- 3 アパートなどの住宅への入居が高齢者というだけで制限される
- 4 家族や地域との交流が疎遠がちで孤独な生活を送っている
- 5 高齢者(特に認知症高齢者)ということで、特別な存在として扱われたり、身体が拘束されるなど虐待を受ける
- 6 働ける能力を発揮する機会が少ない
- 7 高齢者を狙った悪質商法の被害が多い
- 8 高齢者ということで意見や発言が無視される
- 9 自己啓発や文化的活動に参加する機会が極めて少ない
- 10 気軽にいつでも何でも相談できる場所がない
- 11 その他(具体的に: _____)
- 12 特にない
- 13 わからない

※ バリアフリー

主に生活弱者である高齢者や障がい者が生活する上で、支障となる物理的・精神的な障壁(バリア)を取り除くための取組みや障壁を取り除いた状態のことをいいます。

※ ユニバーサルデザイン

文化や言葉の違い、老若男女といった差異、障がいや能力の違いを問わずに、あらゆる人が利用できる施設・製品・情報の設計(デザイン)をいいます。
バリアフリーが「障がい者などが生活していくうえで障壁となるものを取り除くこと」をさすのに対して、ユニバーサルデザインは「もともと障壁がない環境とデザイン」のことをいいます。

(問 19) あなたは、高齢者の人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。
次の中から3つまで○印をつけてください。

- 1 道路、乗物、建物等のバリアフリー、ユニバーサルデザイン対策を充実する
- 2 自己啓発や文化的活動に参加できる機会を十分確保する
- 3 少ない負担で自由に移動できる交通手段を整備する
- 4 高齢者の人権を守るための教育・啓発活動を推進する
- 5 住居の確保や、就労環境を整備する
- 6 高齢者を地域で支える仕組みを整備する
- 7 認知症高齢者対策を充実する
- 8 高齢者のための人権相談や電話相談を充実する
- 9 その他(具体的に: _____)
- 10 特にない
- 11 わからない

■ 障がい者の人権問題についてお聞きします

(問 20) 障がい者に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。
次の中からあてはまるものすべてに○印をつけてください。

- 1 就職・職場で不利な扱いを受ける
- 2 就労の機会が少ない
- 3 結婚問題で周囲から反対を受ける
- 4 じろじろ見られたり、避けられたりする
- 5 アパートなどの住宅への入居が困難である
- 6 交通機関や道路、店舗、公園等の利用が不便である
- 7 スポーツ・文化活動、地域活動に参加できない
- 8 障がい者を狙った悪質商法の被害が多い
- 9 その他(具体的に: _____)
- 10 特にない
- 11 わからない

(問 21) あなたは、障がい者の人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。
次の中から3つまで○印をつけてください。

- 1 障がい者の人権を守るための教育・啓発活動を推進する
- 2 道路や交通機関、建物等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化など、障がい者が生活しやすいまちづくりを推進する
- 3 地域で自立した生活ができるよう居住の場を確保する
- 4 就労の支援や働く場の確保を図る
- 5 障がいのある人とない人との交流を促進する
- 6 障がい者が自己啓発や文化的活動等に参加できる機会を確保する
- 7 ホームヘルプサービス(居宅介護)やデイサービス(生活介護)などの生活支援を推進する
- 8 障がい者のための人権相談や電話相談を充実する
- 9 その他(具体的に: _____)
- 10 特にない
- 11 わからない

■ 外国人の人権問題についてお聞きします

(問 22) 日本に住む外国人に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。あてはまるものすべてに○印をつけてください。

- 1 アパートなどの住宅への入居が困難である
- 2 国や文化の違いにより、嫌がらせなどを受ける
- 3 就職・職場で不利な扱いを受ける
- 4 結婚問題で周囲から反対を受ける
- 5 その他(具体的に: _____)
- 6 特にない
- 7 わからない

(問 23) あなたは、外国人の人権を守るために、必要なことはどのようなことだと思いますか。次の中から3つまで○印をつけてください。

- 1 外国人の持つ異文化いぶんかに対する理解のため町民に向けた教育・啓発活動を推進する
- 2 学校等で異文化に対する理解や尊重に向けた教育を充実する
- 3 異文化理解のため、外国人との交流を促進する
- 4 外国人の就職きかいきんとうの機会均等を確保する
- 5 多言語による生活情報の提供を充実する
- 6 外国人のための人権相談や電話相談を充実する
- 7 その他(具体的に: _____)
- 8 特にない
- 9 わからない

■ エイズ患者・HIV感染者・ハンセン病元患者等の人権問題についてお聞きします

(問 24) エイズ患者・HIV感染者に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。あてはまるものすべてに○印をつけてください。

- 1 医療機関における診療拒否しんりょうきよひやプライバシーぷらいいばしーの漏洩ろうえい(もれること)、無断で検査が行われる
- 2 職場における解雇かいこや無断で検査が行われる
- 3 学校などにおけるいじめや入園が拒否される
- 4 施設において入所の拒否や、入所者が退所させられる
- 5 マスコミによりプライバシーが侵害される
- 6 地域社会における排斥はいせき(仲間はずれにすること)や悪意のある噂うわさが流される
- 7 その他(具体的に: _____)
- 8 特にない
- 9 わからない

(問 25) あなたは、エイズ患者・HIV感染者の人権を守るために、必要なことはどのようなことだと思いますか。次の中から3つまで○印をつけてください。

- 1 エイズ患者・HIV感染者について、正しい情報の提供や理解を求める教育・啓発活動を推進する
- 2 学校等でエイズに関する教育を充実する
- 3 エイズ患者・HIV感染者のプライバシー保護を徹底する
- 4 それぞれの地域で HIV 抗体等の検査機会を確保する
- 5 エイズ患者・HIV感染者のための人権相談や電話相談を充実する
- 6 その他(具体的に:)
- 7 特にない
- 8 わからない

(問 26) ハンセン病元患者等に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。あてはまるものすべてに○印をつけてください。

- 1 家族等の結婚問題で周囲が反対する
- 2 家族等が就職・職場で不利な扱いを受ける
- 3 医療機関で治療や入院を断る
- 4 ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むのが困難である
- 5 偏見により差別的な言動をする
- 6 アパート等の入居を拒否する
- 7 宿泊を拒否する
- 8 怖い病気といった誤解がある
- 9 その他(具体的に:)
- 10 特にない
- 11 わからない

(問 27) あなたは、ハンセン病元患者等の人権を守るために、必要なことはどのようなことだと思いますか。次の中から3つまで○印をつけてください。

- 1 ハンセン病の正しい情報の提供や理解を求める教育・啓発活動を推進する
- 2 ハンセン病を正しく理解するパンフレットやチラシを作成する
- 3 新聞・テレビ・ラジオ等を利用して普及啓発をする
- 4 ハンセン病元患者の方々との交流の機会をつくる
- 5 学校等でハンセン病に関する教育を充実する
- 6 ハンセン病元患者等の人権相談や電話相談を充実する
- 7 その他(具体的に:)
- 8 特にない
- 9 わからない

■ 刑を終えて出所した人の人権問題についてお聞きします

(問 28) 刑を終えて出所した人に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。あてはまるものすべてに○印をつけてください。

- 1 更生した人たちに対する謝った認識や偏見が存在する
- 2 就職・職場で不利な扱いを受ける
- 3 アパート等の入居を拒否する
- 4 結婚問題で周囲が反対する
- 5 じろじろ見られたり、避けられたりする
- 6 悪意のある噂^{うわさ}が流される
- 7 その他(具体的に: _____)
- 8 特にない
- 9 わからない

(問 29) あなたは、刑を終えて出所した人の人権を守るために、必要なことはどのようなことだと思いますか。次の中から3つまで○印をつけてください。

- 1 刑を終えて出所した人に対する理解や知識を深めるための教育・啓発活動を推進する
- 2 社会復帰しやすい環境づくりを確保する
- 3 就職の機会を確保する
- 4 刑を終えて出所した人のための人権相談や電話相談を充実する
- 5 犯罪の種類や刑の重さによって違うので、何とも言えない
- 6 その他(具体的に: _____)
- 7 特にない
- 8 わからない

■ 犯罪被害者等の人権問題についてお聞きします

(問 30) 犯罪被害者とその家族に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。あてはまるものすべてに○印をつけてください。

- 1 犯罪行為によって、精神的なショックを受けたり、身体の不調をきたす
- 2 治療費などで経済的負担がかかる
- 3 仕事を休んだり、辞めざるを得なくなり、収入が減ったり、途絶えたりすることにより生活が苦しくなる
- 4 家族、友人、職場の同僚等周囲の人との関係が悪化する
- 5 事件のことについて、周囲に噂^{うわさ}話をさせる
- 6 事件のことで、転居を余儀なくされる
- 7 警察等の公的機関に相談しても期待どおりの結果が得られない
- 8 捜査や刑事裁判において精神的負担を受ける
- 9 捜査や刑事裁判手続きに必ずしも被害者の声が十分反映されるわけではない
- 10 報道によってプライバシーに関することが公表されたり、過剰な取材によって私生活の平穏が保てなくなる
- 11 その他(具体的に: _____)
- 12 特にない
- 13 わからない

(問 31) あなたは、犯罪被害者とその家族の人権を守るために、必要なことはどのようなことだと思いますか。次の中から3つまで○印をつけてください。

- 1 犯罪被害者とその家族に対する理解や知識を深めるための教育・啓発活動を推進する
- 2 就職の機会を確保する
- 3 経済的な支援を行う
- 4 犯罪被害者とその家族の立場に立った適切な支援や、対応ができるように警察官などの教育や訓練を実施する
- 5 精神的被害に対応するためのカウンセリングを行う
- 6 犯罪被害者とその家族に配慮した報道や取材を行う
- 7 犯罪予防・防止のための施策を充実する
- 8 犯罪被害者とその家族のための人権相談や電話相談を充実する
- 9 その他(具体的に:)
- 10 特にない
- 11 わからない

■ インターネットによる人権侵害についてお聞きします

(問 32) インターネットによる人権侵害に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。あてはまるものすべてに○印をつけてください。

- 1 無断で他人のプライバシーに関することを掲載する
- 2 他人を誹謗中傷する表現を掲載する
- 3 差別を助長する表現を掲載する
- 4 出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっている
- 5 捜査の対象となっている未成年者の実名や顔写真を掲載する
- 6 わいせつ画像や残虐な画像など、有害な情報を掲載する
- 7 知らない間に自分のことが掲載されている
- 8 その他(具体的に:)
- 9 特にない
- 10 わからない

(問 33) あなたは、インターネットによる人権侵害を解決するためには、どのようなことが必要だと思いますか。次の中から3つまで○印をつけてください。

- 1 インターネット利用者やプロバイダ(インターネット接続事業者)等に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育・啓発活動を推進する
- 2 企業等が個人情報保護法を正しく理解し、適切な安全対策をする
- 3 プロバイダ等に対し情報の停止・削除を求める
- 4 インターネットにより人権侵害を受けた人のための人権相談や電話相談を充実する
- 5 違法な情報発信者に対する監視・取り締まりを強化する
- 6 その他(具体的に:)
- 7 特にない
- 8 わからない

■ 人権啓発・人権教育に関することについてお聞きします

(問 34) 人権問題について、さまざまな方法で啓発活動が行われていますが、あなたは、人権意識を高めるための啓発方法として、特にどれが効果が高いと思いますか。次の中から3つまで○印をつけてください。

- | | |
|---------------------------|-----------------------|
| 1 講演会や研修会 | 2 広報誌やパンフレット |
| 3 テレビ・ラジオ | 4 映画・DVD |
| 5 新聞 | 6 雑誌、週刊誌 |
| 7 映画の上映会やパネルなどの展示会 | 8 掲示物(ポスターやバスの車体広告など) |
| 9 人権フェスティバル(人権まつり)などのイベント | 10 インターネットなど |
| 11 その他(具体的に: |) |
| 12 特にない | |
| 13 わからない | |

(問 35) あなたは、人権を尊重する心や態度を育むためには、学校においてどのような教育を行ったらよいと思いますか。次の中から3つまで○印をつけてください。

- 1 すべての児童・生徒が、「自分や他人の人権」について考えるような教育を進める
- 2 すべての児童・生徒が自分を肯定的に認め、自信が持てるような教育を進める
- 3 「差別をすることは悪いことである」という意識を持たせる教育を進める
- 4 歴史的な経過や、差別の現状などが理解できるような教育を進める
- 5 障がいのある人や高齢者などとふれあいの場を多くし、交流体験を通じた教育を進める
- 6 人権問題の解決に向けて、主体的に行動ができるような教育を進める
- 7 その他(具体的に:
- 8 特にない
- 9 わからない

■ 人権尊重の社会の実現に関することについてお聞きします

(問 36) あなたは、人権が尊重される社会を実現するために、今後特に、どのようなことが必要だと思いますか。次の中から3つまで○印をつけてください。

- 1 学校教育や社会教育を通じて、人権を尊重する教育活動を積極的に行う
- 2 行政が人権尊重の視点に立って、町民の人権意識の高揚に向けた啓発活動やさまざまな施策を積極的に行う
- 3 行政が、町民や企業、事業所、NPO等の団体による人権尊重に向けた取り組みを支援する
- 4 公務員など人権に関わりの深い職業に従事する人の人権意識を高める
- 5 町民自身の取り組みやボランティア活動を充実させる
- 6 人権が侵害された被害者のための人権相談や電話相談を充実する
- 7 人権が侵害された被害者の救済・支援を充実するための法整備を促進する
- 8 その他(具体的に:
- 9 特にない
- 10 わからない

- いろいろとご質問にお答えいただきありがとうございました。
最後に、あなたご自身のことについて、おかまいない範囲でお答えください。

A あなたの性別は

- 1 男性 2 女性

B あなたの年齢は

- 1 20歳代 2 30歳代 3 40歳代 4 50歳代 5 60歳代 6 70歳以上

C あなたの現在のお仕事は

- 1 農林漁業（自営業主および家族従業者）
- 2 商工サービス業（自営業主および家族従業者）
- 3 勤め（企業や団体に勤めている方(パート含む)で、次の4に該当しない方）
- 4 教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員
- 5 自由業、その他有職
- 6 家事専業（主婦、主夫）
- 7 学生
- 8 無職（家事専業、学生以外の無職）

※商工サービス業には、卸小売業、飲食店、サービス業、建設業、運輸、製造業等があります。

※自由業には、弁護士、作家、写真家等があります。

※兼業の方は、重きを置いている職業でお答えください。

D あなたは、どちらにお住まいですか。(数字に○をつけてください。)

1 佐賀地区 熊野浦・上分・坂折・ 馬地・下分・町分・ 大和田・浜町・明神・ 会所・横浜・白濱	2 伊与喜地区 不破原・市野々川・ 伊與喜・熊井・藤縄	3 拳ノ川地区 市野瀬・佐賀橋川・ 拳ノ川・荷稻・川奥・ 小黒ノ川・中ノ川	4 鈴 地区 鈴
5 白田川地区 蜷川・王無・王迎・ 上川口郷・上川口浦・ 有井川・伊田郷・ 伊田浦・灘	6 七郷地区 大井川・大屋式・本谷・ 加持本村・田村・小川・ 奥湊川・口湊川・鞭・ 浮津	7 入野地区 芝・錦野・入野本村・ 万行・町・浜の宮・早咲	8 田ノ口地区 出口・田野浦・ 下田の口・緑野・ 上田の口・御坊畑・ 大方橋川・馬荷

● 人権問題や、この調査に対するご意見ご要望など、何かございましたら、ご自由にお書きください。

多くの質問にお答えいただき、まことにありがとうございました。お礼申し上げます。